

平成 22 年

塩竈市議会会議録

(第134巻)

第1回臨時会 11月26日 開 会
11月26日 閉 会

第4回定例会 12月 7日 開 会
12月20日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 2 2 年 1 1 月 臨時会 日程表

会期1日間（11月26日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
11. 26	金	本会議	会期の決定、議案第67号ないし第70号、議員提出議案第7号	1

平成 2 2 年 1 2 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 4 日 間 (1 2 月 7 日 ~ 1 2 月 2 0 日)

月 日	曜 日	区 分	会 議 内 容	会 期
12. 7	火	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、塩竈市議会基本条例策定特別委員会委員長報告、議員提出議案第 8 号、議案第 7 1 号ないし第 7 7 号、請願第 1 4 号及び第 1 5 号	1
8	水	休 会		2
9	木	”	塩竈市長期総合計画特別委員会 10 : 00 ~	3
10	金	”	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	4
11	土	”		5
12	日	”		6
13	月	”	民生常任委員会 10 : 00 ~	7
14	火	”	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	8
15	水	本 会 議	一般質問 ①木村 吉雄 議員 ②中川 邦彦 議員 ③小野 幸男 議員 ④志賀 直哉 議員	9
16	木	”	一般質問 ⑤阿部かほる 議員 ⑥鎌田 礼二 議員 ⑦小野 絹子 議員	1 0
17	金	休 会	議会運営委員会 13 : 00 ~	1 1
18	土	”		1 2
19	日	”		1 3
20	月	本 会 議	委員長報告 (閉会)	1 4

塩竈市議会平成22年11月臨時会会議録

目次

塩竈市議会平成22年12月定例会会議録

(11月臨時会)

第1日目 平成22年11月26日(金曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第67号ないし第70号	3
提案理由説明	3
質 疑	7
伊 勢 由 典 君	7
東海林 京 子 君	13
佐 藤 英 治 君	18
小 野 絹 子 君	22
採 決	24
議員提出議案第7号	24
提案理由説明	24
採 決	25
閉 会	25

(1 2 月定例会)

第 1 日 目 平成 2 2 年 1 2 月 7 日 (火曜日)

開 会	27
議事日程第 1 号	27
開 議	29
会議録署名議員の指名	29
会期の決定	29
諸般の報告	29
質 疑	30
伊 勢 由 典 君	30
塩竈市議会基本条例策定特別委員会委員長報告	33
質 疑	36
木 村 吉 雄 君	36
佐 藤 英 治 君	38
伊 藤 栄 一 君	41
鈴 木 昭 一 君	43
議員提出議案第 8 号	46
提案理由説明	46
質 疑	46
佐 藤 英 治 君	47
討 論	51
木 村 吉 雄 君	51
浅 野 敏 江 君	53
今 野 恭 一 君	54
小 野 絹 子 君	56
佐 藤 英 治 君	58
伊 藤 博 章 君	62
採 決	64
議案第 71 号ないし第 77 号	65

提案理由説明	65
総括質疑	75
伊勢由典君	75
中川邦彦君	79
菊地進君	83
請願第14号及び第15号	88
散会	88

第2日目 平成22年12月15日（水曜日）

議事日程第2号	91
開議	93
会議録署名議員の指名	93
一般質問	93
木村吉雄君	
①港湾について	93
★仙台塩釜港と石巻港の一体化案について	
★北浜地区港湾環境整備事業の進捗状況と活用策について	
②海辺の賑わい地区について	95
★事業の進捗状況と活性化策について	
③観光行政について	95
★観光資源について	
★博物館・美術館の役割について	
★観光産業の振興について	
④市長の政治姿勢について	96
★政治家としての決意と課題について	
中川邦彦君	
①まちづくり	108
★塩竈市の観光行政について	
★まちの駅の役割について	

②仕事おこしについて	109
★住宅リフォーム助成制度について	
★新卒者の雇用について	
③福祉について	110
★保育所の廃止と民間委託について	
★虐待について	
④防災について	111
★北浜2丁目の高台に防災道路の整備を	
小 野 幸 男 君	
①交通安全対策	124
★市道要補修箇所の点検推進について	
★自転車の安全対策について	
②住宅行政	125
★住環境整備の取り組みについて	
③教育行政	125
★本市のいじめ問題等についての取り組みについて	
④福祉行政	126
★高齢者福祉サービスについて	
★うつ病対策について	
志 賀 直 哉 君	
①産業振興について	139
★港湾整備と重要港湾仙台塩釜港の対応考え方について	
★水産加工業と加工団地の再生は	
★漁港背後地の活用と企業誘致について	
②まちづくりについて	141
★本塩釜駅アクアゲート側の整備について	
★商店会振興策について	
★水族館の誘致について	
③環境整備について	142

★伊保石公園の利用方法について	
★人口減少とその対応は	
★本塩釜駅大型商業施設付近の環境について	
★学校などをいかしたコミュニティについて	
④行財政改革について	146
★今後の税収入の見通しは	
★入札制度等の改革について	
散 会	155

第3日目 平成22年12月16日（木曜日）

議事日程第3号	157
開 議	159
会議録署名議員の指名	159
一般質問	159
阿 部 かほる 君	
①地域経済活性化	159
★水族館誘致について	
★水産業の振興	
・新浜地区水産加工団地の地盤沈下の対応は	
・地価下落に伴う課税の見直しと税の軽減措置	
・水産加工製品の販路拡大の方策（地元消費推進と海外販路）	
★仲卸市場の活性化	
・観光客受け入れの飲食施設の整備	
・45号線等の周辺道路からの誘導標識の設置	
②高齢者福祉の充実	161
★高齢者のごみ処理問題への対応は	
★介護保険「払い戻し制度」について	
★長寿社会見守り、安否確認について	
③生きる力を育む教育の充実	161

★持久走記録会の取り組みについて	
★ふれあい事業の取り組みについて	
④離島対策	162
★離島航路の運航体制の見直し	
★塩釜港内の係船場の確保について	
⑤公共物保護対策	163
★公共物、公共施設等の損壊被害対策	
鎌田 礼二 君	
①市立病院	175
★現時点での経営状況について	
★次年度の新たな取り組みについて	
②体育施設	175
★市内の体育施設の現状と拡充について	
③国民健康保険	176
★保険税の算定方法と保険税について	
★保険税の未納者に対する対応について	
④教育	176
★教師の不祥事の実態と対応について	
小野 絹子 君	
①8年間の佐藤市政について	191
★8年間の市政運営について	
②浅海漁業	192
★激甚災害の対象にならなかった浅海漁業者の支援と4つの漁協・組合への支援について	
★強い水産業づくりについて市の果たす役割は	
③港湾関係について	194
★県港湾戦略ビジョン策定委員会に市はどのような姿勢で臨むのか	
★塩釜港区の整備計画に対する市の考えや取り組みについて	
④特別養護老人ホームの建設について	194

★千賀の浦福社会の2巡目について	
⑤地域要望について	195
★宮町吉津線とブライトヒルズ団地の交差点に信号機設置を	
★楓町の上り口にある二中の階段の手すり設置や劣化の対応について	
散 会	206

第4日目 平成22年12月20日（月曜日）

議事日程第4号	207
開 議	209
会議録署名議員の指名	209
議案第65号及び第66号（塩竈市長期総合計画特別委員長議案審査報告）	209
討 論	212
吉 川 弘 君	212
伊 藤 博 章 君	216
採 決	218
議案第71号ないし第77号（各常任委員長議案審査報告）	218
質 疑	221
菊 地 進 君	221
討 論	222
曾 我 ミ ヨ 君	222
採 決	224
請願第14号及び第15号（民生常任委員長請願審査報告）	224
採 決	225
議員提出議案第9号及び第10号	225
提案理由説明	225
採 決	227
議員提出議案第11号	228
提案理由説明	228
採 決	229

議員派遣の件	229
閉 会	230

平成22年11月臨時会	11月26日	開会
	11月26日	閉会
平成22年12月定例会	12月7日	開会
	12月20日	閉会

議案審議一覽表
請願審議一覽表
請願文書表
議員提出議案

塩竈市議会 11月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
	議案第67号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	22.11.26
	議案第68号	塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	22.11.26
	議案第69号	一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	原案可決	22.11.26
	議案第70号	塩竈市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	22.11.26
	議員提出 議案第7号	市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	22.11.26

塩竈市議会 1 2 月 定例会 議案審議一覽表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第71号	塩竈市行政組織条例の一部を改正する 条例	原案可決	22.12.20
	議案第72号	平成22年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	22.12.20
	議案第76号	工事請負契約の一部変更について	原案可決	22.12.20
民 生	議案第72号	平成22年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	22.12.20
	議案第74号	平成22年度塩竈市介護保険事業特別会 計補正予算	原案可決	22.12.20
産業建設	議案第72号	平成22年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	22.12.20
	議案第73号	平成22年度塩竈市魚市場事業特別会 計補正予算	原案可決	22.12.20
	議案第75号	平成22年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	22.12.20
	議案第77号	市道路線の認定及び廃止について	原案可決	22.12.20
塩竈市長期 総合計画 特別委員会	議案第65号	第5次塩竈市長期総合計画基本構想を定 めることについて	原案可決	22.12.20
	議案第66号	第5次塩竈市長期総合計画基本計画を定 めることについて	原案可決	22.12.20
	議員提出 議案第8号	塩竈市議会基本条例	原案可決	22.12.7
	議員提出 議案第9号	激甚災害に対処するための特別の財政 救助等に関する法律の第7条の改善を 求める意見書	原案可決	22.12.20
	議員提出 議案第10号	T P P（環太平洋戦略的経済連携協定） 参加への慎重な対応を求める意見書	原案可決	22.12.20
	議員提出 議案第11号	精神障害者の J R 運賃割引制度化を求 める意見書	原案可決	22.12.20

塩竈市議会 1 2 月定例会 請願審議一覧表

受理番号	件 名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第14号	高すぎる国民健康保険税の 引き下げを求める請願	22.12.1	民 生	継続審査	22.12.20
第15号	精神障害者の J R 運賃割引 制度化を求める意見書の提 出を求める請願	22.12.1	民 生	採 択	22.12.20

平成22年12月7日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 14 号
受理年月日	平成22年12月1日
件 名	高すぎる国民健康保険税の引き下げを求める請願
要 旨	<p>【請願趣旨】</p> <p>日頃、住民の健康と福祉を守るためにご尽力されている貴職の活動に敬意を表します。</p> <p>さて、塩竈市民のいのちと健康を守る医療制度、とりわけその土台となる国保は深刻な事態になっています。最大の原因は国の予算削減に他なりません。塩竈市の国保でも総収入に占める国庫支出金の割合は、80年代に50%程度だったのが、'09年度は23.7%となっています。また、都道府県から市町村国保への援助がない県は、10年前は9県だけでしたが、現在は宮城県も廃止し34道府県へと大幅に増大していることも問題です。</p> <p>塩竈市の国保税額は、所得200万円、固定資産税5万円の40歳代夫婦と未成年の子ども2人のモデル世帯で年間約47万円にもなります。平成21年度の13.76%もの値上げによって、群を抜いて県内一高い国保税になっています。仙台市より年間約16万円、多賀城市より約14万円高く、また利府町、七ヶ浜町、松島町と比べても、それぞれ10万円以上高い国保税になっています。その結果、滞納している世帯は3分の1にもものぼっており、短期保険証、資格証の発行も増加しています。こうしたきわめて異常な事態をただし、国保制度を維持させるためには抜本的な改善が求められます。</p> <p>以上の趣旨から、「塩竈の国保は高すぎる」「とても払えない」と言う市民の痛切な声、軽減を求める願いに応え、(※)国保法第1条にもとづく社会保障としての国保制度維持のために、塩竈市長の責任でより良い制度運用を行うよう、下記の請願事項のご採択を要請します。</p> <p>※国保法第1条：「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、国・県に対して国保への財政支援を求める意見書を提出すること。 2、塩竈市長に対して、誰もが払える国保税へ大幅な引き下げをめざし、当面緊急に年間1人1万円を引き下げを求めること。 3、塩竈市長に対して、短期保険証や資格証の発行を直ちにやめるよう求めること。 <p style="text-align: right;">以上</p>

提出者 住所・氏名	宮城県塩竈市錦町16-5 坂総合病院 医療安全センター内 塩竈市の国保を良くする会 会長 虎川 太郎
紹介議員 氏名	中川 邦彦 小野 絹子 伊勢 由典 東海林 京子
付託委員会	民生常任委員会

平成22年12月7日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 15 号
受 理 年 月 日	平成22年12月1日
件 名	精神障害者のJR運賃割引制度化を求める意見書の提出を求める請願
要 旨	<p>【請願趣旨】 国に精神障害者のJR運賃割引制度化のための意見書を提出されるようお願いいたします。</p> <p>【請願理由】 JR旅客運賃割引は現在、身体障害者（視覚・聴覚・平衡化・音声・言語・そしゃく機能障害・肢体不自由・内部障害）には乗車券の50%割引など制度化されております。</p> <p>平成18年に「障害者自立支援法」が施行されたことにより身体・知的・精神の3障害が同等の立場として認められることになりました。平成18年10月より精神障害者も他障害者同様に障害者手帳に写真添付をする様になり、他障害と区別する理由は全く無くなったにも拘わらず、JRの運賃割引制度は対象外となっております。</p> <p>精神障害者は、JR運賃割引が制度化されておりません。精神障害者の場合、平成19年に通知文が出されているにも関わらず現在に至っても通達文さえ出されておらず、JR運賃割引について進展はみえていません。</p> <p>知的障害者の場合、平成3年に国土交通省から割引要請の通知文が各交通機関にだされその後2ヶ月後に都府県に通達文が出て2ヶ月後に割引が実施されております。</p> <p>第3回全国精神保健福祉家族会大会「みんなねっと岩手大会」（平成22年10月6日・7日）盛岡開催の第3分科会では奈良県の精神障害者によるJRと大手民鉄運賃割引制度実現をめざし「JR・大手民鉄の精神障害者運賃割引を実現する会」の運動が紹介されました。同会が行ったJR各社への運賃割引制度化への要望要請とJR各社回答は「国の社会福祉施策として実施されるべきと考える」としております。</p> <p>つきましては、塩竈市議会において国に対し「精神障害者のJR運賃割引制度化のための意見書」を提出されるよう請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1、精神障害者のJRの運賃割引を制度化すること。</p>

提出者 住所・氏名	宮城県塩竈市みのが丘5番23号 塩釜市精神障害者家族会 東雲会 会長 阿部 啓子
紹介議員 氏名	中川 邦彦 小野 絹子 東海林 京子 小野 幸男 佐藤 英治 今野 恭一 阿部 かほる 香取 嗣雄
付託委員会	民生常任委員会

議員提出議案第7号

市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年11月26日

提出者 塩竈市議会議員

伊藤博章	浅野敏江
小野幸男	嶺岸淳一
志賀直哉	香取嗣雄

塩竈市議会議長 佐藤貞夫 殿

「別 紙」

市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

（提案理由）

議長、副議長及び議員の期末手当の支給月数を引き下げするため、所要の改正を行おうとするものである。

議員提出議案第8号

塩竈市議会基本条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年12月7日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	伊 藤	博 章
浅 野	敏 江	小 野	幸 男
嶺 岸	淳 一	志 賀	直 哉
阿 部	かほる	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫 殿

「別 紙」

塩竈市議会基本条例

目次

前文

第1章 目的（第1条）

第2章 議会の役割・機能（第2条）

第3章 議会の活動原則（第3条）

第4章 議員の活動原則（第4条）

第5章 議会と市民との関係（第5条）

第6章 議会と市長等との関係（第6条―第11条）

第7章 議会の権限（第12条）

第8章 議会・議会事務局の体制整備（第13条―第17条）

第9章 議員の身分・待遇・政治倫理（第18条―第22条）

第10章 最高規範性（第23条・第24条）

第11章 見直し手続き（第25条）

附則

塩竈市議会（以下「議会」という。）は、直接民主主義の理念を基盤に据え、住民自治の原点である自主的な意思決定を尊重し、塩竈市民（以下「市民」という。）の市民主権を確立し、一人ひとりの生命と生活を最大限に尊重する、地域住民の幸せを実現するまちづくりを目指すべきものと考えます。

しかし、市民と議会の上に大きな認識の隔たりが生じているのも事実です。その反省に立ち、議会は、襟をただし、市民との相互信頼を構築し、同じく市民から選挙で選ばれた市長と緊張関係を保ち続け、市民が参加する議会を実現します。

議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定とともに、塩竈市議会基本条例に定める議会としての運営のルールを遵守し、実践することにより、議員としての資質向上を図り、市民に信頼され、市民の負託に応えられる開かれた議会を築きます。

このような使命を達成するために、本条例を制定します。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、選挙で選ばれた市長と議員の二元代表制の下、議会と議員の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等に関する基本的事項を定め、議会が市民の代表機関としての役割を果たし、市民に身近で存在感のある、透明で開かれた議会を作り上げることを目的とする。

第2章 議会の役割・機能

(議会の役割・機能)

第2条 議会は、市民を代表し、議事機関として議会の権限を行使して本市の意思決定を行う。

- 2 議会は、議案などの審議及び審査により本市の意思決定を行う。
- 3 議会は、政策提案などを行う。
- 4 議会は、執行機関及び行政の監視を行う。
- 5 議会は、国等に対して意見書を提出し意見表明を行う。

第3章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、前条の役割を果たすために次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを常に自覚し、公正で透明な市民に開かれた議会を目指して活動すること。
- (2) 議会の議案の審議及び活動について有する情報の公開に努めること。また、市民の傍聴に関し、資料の提供など市民の傍聴の意欲を高めるよう議会運営に努めること。
- (3) 多様な意見を議会審議に反映させ、充実した審議・討論を行うよう努めること。
- (4) 市民の多様な意見をもとに政策提案を図るよう努めること。

第4章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第4条 議員は、以下に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 一部団体及び地域の代表にとどまらず、市政全般の政策課題について、市民の意見を的確に把握するよう活動すること。
- (2) 議会は合議制の機関であるが、多様な市民意思を反映した議員相互の自由討議に努めること。
- (3) 不断の研さんにより自己の能力を高め政策水準の向上に努めるとともに、市民の代表としてふさわしい活動をすること。

第5章 議会と市民との関係

(議会と市民との関係)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会等の運営にあたり、専門的知見の活用や参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

5 議会は、市民、市民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、議案に対する各議員の賛否について議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、前6項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに市民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して市民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

8 議会は、議会に係る費用について、その使途を積極的にわかりやすく公開するものとする。

第6章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第6条 議会審議における議員と市長等との関係は、次項以降に定めるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

4 議長又は委員長は、市長等が、質問の範囲を超えて反問権（前項の規定に基づき市長等が反問する権利をいう。）を逸脱したと認めるときは、公正かつ適切な指導を行い、円滑な議事進行に努めなければならない。

(市長の政策提案等の場合の説明事項)

第7条 市長は、議会に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよ

う努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策案等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第8条 市長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すにあたっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(会期中・閉会中の市長への文書による質問)

第9条 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等執行機関及びその職員に対し文書質問を行い、文書により回答を求めることができる。

(議員の市長などへの口頭要求の文書化の要請)

第10条 議会は、議員が行う市長等執行機関及びその職員への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。

(議会の合意形成及び自由討議の保障)

第11条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案並びに市民提案に関して審議し議論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

3 議会は、前項の規定により合意形成に努めても、合意に至らなかった場合は、討論により意見の違いを市民に明らかにしなければならない。

第7章 議会の権限

(議会の権限)

第12条 法第96条第2項の議会の議決事項については、次のとおりとする。

(1) 塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成22年条例第19号）に定めること。

(2) 法第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同項の法人となる当該出資に関すること。

第8章 議会・議会事務局の体制整備

（委員会等の適切な運営及び一般会議の設置）

第13条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

2 議会は、法により活動が制限されている常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会等の制約を超えて、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を設置するものとする。

（議会図書室の設置、公開）

第14条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、市民、市職員の利用に供するものとなるように整備に努めなければならない。

（議会事務局の体制整備）

第15条 議会は、議会の政策能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。

（議員研修の充実強化）

第16条 議会は、議員の政策提案の能力向上を図るため、議員研修を積極的に行うものとする。

（議会広報の充実）

第17条 議会活動を市民にわかりやすく説明するため塩竈市議会だよりの充実に努める。また、市民に対して常に市政に係る重要な情報が伝わるよう、議会独自の視点から、常に検討し充実に努める。

2 議会は、情報技術の発達を踏えた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努める。

第9章 議員の身分・待遇・政治倫理

（議員定数）

第18条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正にあたっては、行財政改革の視点だけでなく市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分考慮するものとする。

（議員報酬）

第19条 議員報酬は、別に条例で定める。

(政務調査費)

第20条 政務調査費の支給に関しては、別に条例で定める。

2 会派は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受けたときは、その使途を明らかにするため、証拠書類を公開しなければならない。

(議員の懲罰)

第21条 議会は、法の規定に基づいて議員に懲罰を科そうとするときは、各議員が市民の信託を受けて選ばれていること及び議会が市民主権を基礎としていることを踏えて、慎重に判断するものとする。

(議員の政治倫理)

第22条 議員は、市民の代表者として高潔な倫理観を備え、常に議員の品格を保持し、識見を養い、市民の負託に応えなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

第10章 最高規範性

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する日本国憲法、法及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。

3 議会は、議員に塩竈市議会基本条例の理念について、理解を得るため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(議会及び議員の責務)

第24条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

第11章 見直し手続き

(見直し手続)

第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

4 議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化及び市民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6章の規定は平成23年1月1日から施行する。

(提案理由)

議会の基本理念及び活動のための基本原則等を定めることにより、市民に開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的として、この条例を制定するものである。

議員提出議案第9号

激甚災害に対処するための特別の財政救助等に関する法律の第7条の改善を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年12月20日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	東海林	京 子
伊 藤	博 章	浅 野	敏 江
小 野	幸 男	嶺 岸	淳 一
志 賀	直 哉	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 佐 藤 貞 夫 殿

「別 紙」

激甚災害に対処するための特別の財政救助等に関する法律の第7条の改善を求める
意見書（案）

平成22年2月28日、チリ中部沿岸で発生したマグニチュード8.8の地震に伴うチリ中部沿岸津波は塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町の浅海漁業者に甚大な被害をもたらしました。塩竈市の4漁協の被害は施設被害で2億3,026万円、水族被害で2億7,150万円を合わせて約5億200万円になっています。

チリ中部沿岸地震の津波被害に対し漁業関係者、塩竈市と近隣市町、宮城県、塩竈市議会の要望運動で政府において「激甚災害指定」を4月20日閣議決定し、4月23日に施行されました。8月27日に出された「官報」では、適用すべき措置の指定に関する政令で塩竈市は養殖でノリが対象になりました。

しかし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の第7条に「国は激甚災害を受けた政令で定める地域において当該激甚災害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業であって施設ごとの工事の費用が13万円以上のものに要する経費につき」と13万円がネックになっており、養殖場所によってはノリの施設工事費が13万円以下のため、激甚災害の指定対象にならなかったところもありました。

さらに塩竈市の養殖漁業者のワカメ、コンブの施設の工事費用は2万円～3万円でありますので、13万円のハードルは高すぎます。今後、大規模な宮城県沖地震の発生が極めて高い確率で想定されており、激甚災害の指定を受けた地域の漁業者が再生できますように改善が求められます。

よって、政府におかれましては、第7条の施設ごとの工事費用13万円以上の枠を全廃し、災害を受けた漁業者が救済されますよう要望いたします。

記

1. 第7条の施設の工事費用13万円以上の枠を全廃し被災全員を救済すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣）

議員提出議案第10号

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加への慎重な対応を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年12月20日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	東海林	京 子
伊 藤	博 章	浅 野	敏 江
小 野	幸 男	嶺 岸	淳 一
志 賀	直 哉	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫 殿

「別 紙」

ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）参加への慎重な対応を求める意見書（案）

我が国の第一次産業は、国民に安全・安心な食料を供給するとともに、地域経済の振興にも貢献している。また、国土・環境・地域社会、伝統文化の継承など多様な機能を有しており、国家の安定的な発展に大きな役割を果たしている。しかしながら、今日の第一次産業を取り巻く状況は、従事者・担い手の減少や高齢化の進行、販売低迷による経営の悪化、耕作放棄地の増加等、将来の食料自給に大きな不安を感じざるを得ない厳しい状況にある。このような状況の中、政府は本年３月新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、その中で「国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保していかなければならない」とうたっている。

さらに、食料自給率において、配給熱量ベースで平成２０年度の４１％を平成３２年度には、５０％まで引き上げる事を掲げている。一方政府は、１１月９日、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、米国・豪州など９カ国が加盟交渉中のＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）について、関係国との協議を開始することを決定したところである。このＴＰＰは、関税撤廃の例外を原則認めない貿易自由化を目指す協定である。農林水産省は、ＴＰＰに参加した場合、米や麦はほとんどが外国産に置き換わり、牛肉や豚肉についても生産量が約四分の一に減少するとの厳しい試算を行っている。結果として食料自給率も１４％まで下がるということを示している。また農林水産業及び関連産業で約８兆４，０００億円の生産減、３５０万人の雇用の喪失が試算されている。

ＴＰＰの参加は、第一次産業への壊滅的な打撃、地域経済の衰退や農山漁村社会の崩壊、国土の荒廃等我が国に多大な影響を及ぼすことは必至である。

よって、国において「食料・農業・農村基本計画」の掲げる「国民全体で農業・農村を支える社会の創造を目指す」という考えのもと、国民の命を支える食料の安定供給と豊かな国土の保全を損なうことの無いよう国民的議論が必要であり、合意も無いまま拙速にＴＰＰに参加することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣）

議員提出議案第11号

精神障害者のJR運賃割引制度化を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年12月20日

提出者 塩竈市議会議員

曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 彦
小 野	絹 子	吉 川	弘
伊 勢	由 典	東海林	京 子
伊 藤	博 章	浅 野	敏 江
小 野	幸 男	嶺 岸	淳 一
志 賀	直 哉	佐 藤	英 治
伊 藤	栄 一	菊 地	進
今 野	恭 一	阿 部	かほる
鈴 木	昭 一	鎌 田	礼 二
木 村	吉 雄	香 取	嗣 雄

塩竈市議会議長 佐藤貞夫 殿

「別 紙」

精神障害者の J R 運賃割引制度化を求める意見書（案）

J R 運賃割引は現在身体障害者（視覚、聴覚・平衡化、音声・言語、そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害）、知的障害者には乗車券の 5 0 % 割引など制度化されております。

しかし、精神障害者は J R 運賃割引が精神障害保健福祉手帳では対象外となっております。

知的障害者の運賃割引は、平成 3 年に国土交通省から割引要請の通知文が各交通機関に出され、その後 2 ヶ月後に運賃割引が実施されております。精神障害者の場合、平成 1 9 年通達分が出されているものの、現在でも通知文は提出されておられません。遅れている精神障害者の J R 運賃割引を制度化されるよう要望します。

記

1. 精神障害者の J R 運賃割引を早期に制度化すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

関係機関あて（内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣）

平成22年11月臨時会 11月26日 開 会
11月26日 閉 会

塩竈市議会会議録

平成22年11月26日（金曜日）

塩竈市議会11月臨時会会議録

（第1日目）

議事日程 第1号

平成22年11月26日（金曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第67号ないし第70号
- 第4 議員提出議案第7号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員（21名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番 | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番 | 小 野 絹 子 君 | 4番 | 吉 川 弘 君 |
| 5番 | 伊 勢 由 典 君 | 6番 | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番 | 東海林 京 子 君 | 8番 | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番 | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君 | 16番 | 今 野 恭 一 君 |
| 17番 | 阿 部 かほる 君 | 18番 | 鈴 木 昭 一 君 |
| 19番 | 鎌 田 礼 二 君 | 20番 | 木 村 吉 雄 君 |
| 21番 | 香 取 嗣 雄 君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
市立病院事業管理者 兼 院 長	伊 藤 喜 和 君	総 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	佐 藤 雄 一 君

市民生活部長	佐々木 真一 君	健康福祉部長	棟 形 均 君
産 業 部 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 長	金 子 信 也 君
総 務 部 政 策 調 整 監	三 浦 一 泰 君	総 務 部 次 長 兼 政 策 課 長	田 中 たえ子 君
総 務 部 次 長 兼 行 政 改 革 推 進 専 門 監 兼 財 政 課 長	神 谷 統 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	星 清 輝 君
市民生活部次長 兼 環 境 課 長	澤 田 克 巳 君	健 康 福 祉 部 次 長 兼 社 会 福 祉 課 長	福 田 文 弘 君
産 業 部 次 長 兼 水 産 課 長	小 山 浩 幸 君	建 設 部 次 長 兼 下 水 道 事 業 所 長	千 葉 正 君
総 務 部 総 務 課 長	桜 井 史 裕 君	総 務 部 総 務 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	安 藤 英 治 君
市立病院事務部長	菅 原 靖 彦 君	市立病院事務部 業 務 課 長	川 村 淳 君
水 道 部 長	千 葉 伸 一 君	教 育 委 員 会 委 員 長 職 務 代 行 者	庄 子 洋 子 君
教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	渡 辺 誠 一 郎 君
教育委員会教育部次長 兼 生 涯 学 習 課 長	郷 古 正 夫 君	教 育 委 員 会 教 育 部 総 務 課 長	佐 藤 俊 幸 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	鈴 木 正 信 君	監 査 委 員	高 橋 洋 一 君
監 査 事 務 局 長	白 澤 巖 君		

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	伊 藤 喜 昭 君	事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 係 長	相 澤 勝 君
議 事 調 査 係 主 査	芥 藤 隆 君	議 事 調 査 係 主 事	西 村 光 彦 君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） 去る11月19日告示招集になりました平成22年第1回塩竈市議会臨時会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、16番今野恭一君、17番阿部かほる君のご兩名を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（佐藤貞夫君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、1日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は1日間と決定いたしました。



日程第3 議案第67号ないし第70号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第3、議案第67号ないし第70号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第67号から議案第70号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第67号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第69号一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例及び議案第70号塩竈市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の4議案につきましては、いずれも人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定にあわせて期

末手当等の支給月数を引き下げるなど、所要の改定を行おうとするものでございます。

現下の厳しい経済雇用情勢のもと、民間の給与実態を踏まえ人事院が国家公務員の月例給及び期末手当などを引き下げる勧告を8月10日に行い、これを受けて政府は勧告に沿った関連法案を国会に提出いたしております。こうした状況を踏まえ、本市におきましても一般職に係る給料月額及び期末・勤勉手当の支給月数を引き下げるとともに、市長、副市長、教育長及び市立病院事業管理者に係る期末手当につきましても支給月数を引き下げるため、関係条例において所要の改正を行おうとするものであります。なお、これら給与関連条例につきましては期末手当等の基準日である12月1日までに改正が必要となるものでございます。

以上4議案について、ご説明を申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましてはそれぞれ担当部長から説明をいたさせますのでよろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。私からは以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） それでは、私の方から議案第67号ないし第69号の具体的な内容につきましてご説明申し上げたいと思います。資料No.2の第1回市議会臨時会議案資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、I給与改定の内容でございますが、1の月例給のうち一般職につきましては(1)に記載しておりますように行政職給料表5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除きまして55歳を超える職員につきましては給料及び給料の特別調整額の支給額を1.5%引き下げようとするものでございます。また、(2)にありますとおり行政職給料表を40歳代以上の中高齢層に限定して引き下げを行おうとするものでございまして、その平均改定率は0.1%の減額といたしたいというふうに考えているところでございます。

また、その他の給料表につきましても行政職給料表との均衡を考慮した引き下げを行おうとするものでございます。なお、※印に示してございますが、平成18年の給与構造改革の際の給与水準引き下げに伴う経過措置額につきましても本年の給料表の改定率等を踏まえ引き下げようとするものでございます。また、2番目の※印にもお示ししてございますが、平成23年4月から40歳未満の職員に対しこれまで抑制してまいりました昇給を1号級回復しようとするものでございます。

次に2の期末・勤勉手当でございますが、(1)一般職の支給月数の表をご参照いただきたい

と思います。本年6月期につきましては既に支給済みとなっておりますので、今回は8月の人事院勧告を踏まえ本年12月期及び平成23年6月期以降の期末・勤勉手当につきまして改正を行おうとするものでございまして、記載のとおり年間合計を現行の4.15月から3.95月に引き下げようとするものでございます。(2)の特別職の支給月数の表をご参照いただきたいと思います。この表は市長、副市長及び教育長の期末手当等に係る支給月数を示しておりますが、本年12月期及び平成23年6月期以降の期末手当について改正を行おうとするものでございまして、記載のとおり、年間合計を現行の3.1月から2.95月に引き下げようとするものでございます。

次に3の実施時期でございますが、平成22年12月1日の施行を予定してございますけれども、平成23年度以降の期末・勤勉手当に係る改定規定につきましては平成23年4月1日の施行を予定しているものでございます。なお、一般職の給与につきましては引き下げ改定が年間で民間との均衡が図られるよう差額相当分といたしまして本年4月から11月までの月例給与と6月期の期末・勤勉手当の額に0.28%の調整率を乗じて得た額を本年12月期の期末手当から減額しようとするものでございます。

Ⅱの人事院勧告と国の対応につきましては、記載のとおり、本年8月以降の経過について述べさせていただきます。

国におきましては8月10日の人事院勧告を踏まえ11月1日の閣議においてその実施を確認し、同日付で給与関連法案を国会に提出してございます。給与関連法案につきましては12月期の期末・勤勉手当の基準日が12月1日でありますことから11月中の成立を目指し、現在参議院において審議が行われているところでございますが、昨日参議院の総務委員会で可決され、本日本会議で採決されるというふうに聞き及んでいるところでございます。なお、議案資料の2ページから12ページにつきましては関連する条例改正案の新旧対照表となりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして資料No.1の平成22年第1回塩竈市議会臨時会議案の3ページをご参照ください。

これは一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。第1条につきましてはただいまご説明申し上げましたとおり、人事院勧告に基づき月例給与及び12月期の期末・勤勉手当を改正する内容になってございます。

続きまして6ページから9ページにつきましては改正後の行政職給料表を掲載してござい

ます。具体的な内容は10ページをご参照ください。第2条でございます。第2条におきましては平成23年6月期以降の期末・勤勉手当の引き下げにつきまして改定する内容となっております。それから第3条でございますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7項に規定されております給料の切りかえに伴う経過措置について改正を行おうとするものでございます。改正の内容につきましては、先ほども説明申し上げましたが、平成18年度の給与構造改革に伴う経過措置といたしまして減給補償を行っている額につきましてこれまでの給料月額に100分の99.76を乗じて得た額から給料月額に100分の99.59を乗じて得た額に引き下げを行おうとするものでございます。

続きまして先ほど申し上げました官民給与の格差調整につきましてご説明申し上げます。これにつきましては11ページの2行目から記載してございます。(1)をご参照ください。月例給に係る調整額の算定方法を規定してございます。まず減額改定対象職員につきましては、同ページの第11号に掲げてございます表に該当するものを除きました一般職員となります。月例給に係る調整額の算定につきましては平成22年4月の給料、それから給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に0.28%を乗じて得た額に4月から11月までの月数である8月を乗じることとしてございます。

続きまして11ページの下から7行目の(2)をご参照いただければと思います。ここでは6月の期末・勤勉手当に係る調整額の算定方法を規定してございます。減額改定対象職員の期末・勤勉手当の支給額に0.28%を乗じて得た額としてございます。これからただいま説明申し上げました二つの額を合計した額につきまして12月の期末手当から減じることによりまして4月から11月までの官民格差の調整を行おうとするものでございまして、不利益不遡及となりませんように新給与の適用は改正条例施行日以降としてございまして、遡及することなく官民格差の調整を図ろうとするものでございます。

なお、本日ご配布してございます資料No.3につきましては平成17年以降の人事院勧告と本市の給与改定状況につきまして取りまとめたものでございますので、ご参照いただければと思います。

以上、簡単でございますが議案及び資料に基づきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 菅原市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（菅原靖彦君） 続きまして、議案第70号塩竈市立病院事業管理者の給与等

に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。資料No.2の13ページをお開き願います。

本議案は本年の人事院勧告を踏まえまして、病院事業管理者の期末・勤勉手当の支給月数を引き下げるため所要の改正を行おうとするものでございます。

病院事業管理者の支給月数と記載しております表をごらん願います。本年6月期につきましては既に支給済みとなっておりますので、今回は人事院勧告を踏まえまして本年度の12月期と3月期並びに23年6月期以降の期末・勤勉手当について改正を行おうとするものでございまして、記載のとおり、年間合計を現行の4.15月から3.95月に引き下げようとするものでございます。このうち、勤勉手当についてでございますが、病院事業におきましては公営企業法の全部適用への移行にあわせまして本年度より経営状況を反映できる制度といたしまして勤勉手当の一部3月支給化を行っております。このことによりまして、病院での勤勉手当支給は6月に0.4月、12月に0.4月、3月に0.6月としているところでございます。今回の勤勉手当の引き下げにつきましては最終支給月であります3月支給分について現行の0.6月を0.55月とするものでございます。

次に3の実施時期についてですが、平成22年12月1日の施行を予定しておりますが平成23年度以降の期末・勤勉手当に係る改正規定につきましては平成23年4月1日の施行を予定しております。

次に4人事院勧告と国の対応につきましては、議案第67号ないし69号資料と同様でございますので説明を省略させていただきます。

議案資料の14ページから15ページにつきましては条例改正案の新旧対照表となりますのでご参照をお願いいたします。

以上、資料に基づきましてご説明させていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） これより議案第67号ないし第70号の質疑に入ります。5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） ただいま上程されました人事院勧告に伴う給与の改定について、何点か質疑と確認をしていきたいと思っております。そこで、資料等が出ております。No.3ということですか、3ということ追加資料を求めておりましたので、それらも含めながら確認をさせていただきたいと思っております。

そこで、この追加69号、つまり一般職の給与等、あるいはその期末手当の関係で見ますと

全体の影響額が今回、平成22年度のところでいいますと全会計5,381万円がいわば全体の会計で減額になるんだとこういうことでの中身だと思います。それで、それを踏まえながらこの表の中では1人当たり、全会計の1人当たりで8万2,000円の減額とこれが今提案され、それから一般職の関係で出された中身だというふうに思われます。そこで、この人事院勧告の関係でその一つは全会計と言われておりますが、お聞きしたいのは一般職が何人ぐらいいらっしゃるのか。それから病院職との関係。それから水道の関係でそこら辺の関係でそれぞれの影響のいわばそれぞれの職員の人数です。それから影響についてまず確認をしておきたいというふうに思います。

それから先ほど提案理由の説明のところで資料No.2のところで1ページのところで(1)のところと、1ページ月例給で55歳を超える関係で最初の(1)55歳を超える職員についてマイナス1.5%の減額、そうしますとこれはどのぐらいの対象人数になるのか、その点について確認をしておきたいと思います。

それから2番目の55歳でしょうか、40歳代以上の方の40歳代行政職給料表を中間中高年齢層40歳代以上に限定して引き下げとこれも影響があるわけですから改めてその辺の関係について確認をしておきたいというふうに思います。その点についてお尋ねをしたい。

それから大体その辺をまず最初にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 伊勢議員のご質問にお答えいたします。

第1番目の今回の改定の影響額についてのご質問でありました。一般職の総額が5,281万円であります。1人当たり平均8万2,000円、資料3でお渡ししたとおりであります。一般職、病院、あるいは水道については後ほど担当からご説明をいたさせます。また、55歳を超える職員の一定率減額についてであります。減額の対象者数は32名でございます。

次に43歳未満の職員の1号俸回復についてのご質問であったかと思えます。対象人数につきましては317名でございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 各会計といえますか水道、病院につきましては影響対象人員と、それから影響額でございますが、水道部につきましては50人、マイナスの影響額が約430万円、病院につきましては対象職員が154名、マイナスの影響額が約1,210万円ほどになっているという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 大体そういうふうなところですよ。そこで、その一般職はどのぐらいの人数になるのか。今病院は154人の影響です。1,200万円、水道が50人、430万円。その人事院勧告によつての減額になるとそうすると一般職はどのぐらいなのか。この中で5,300万円ですか、5,381万円ですが、その点についてちょっと再度確認をしておきたいと思います。それで、この減額に伴う関係で今述べたようなことになるかと思いますが、私たちが懸念するのは官民格差、民間格差という問題について、これはずっと今まで人事院勧告のそのものの考え方からいいますと本来は人事院勧告は労働基本権の代償措置としてたしかとらえていたはずだというふうになっているはずなんです。ところが、この間ずっと人事院勧告は途中でプラス改定がたしか平成19年でしょうか、ありましたけれども、最近では労働基本権の代償措置というのは事実上なくなりまして、この代償措置、労働基本権の代償措置はなくなっている。これは国の方でそういうふう決めてしまっているわけですから地方の公務員としてのいろいろな取り扱いについては国が決めたのだからとこの一言になるのかなと思うんですが、しかし、与える影響は全国のベースで考えてみますと国家公務員、あるいは地方公務員、県職員も含めると2,000万人なんです。ですから、これは大変大きな問題で、改めて考えていく必要があるというふうに思うんです。その代償措置が果たしてこれでいいのかどうか、その辺についてお聞きをしたいというふうに思います。

それで、もう一つはちょっとその人事院勧告、これは議会に提案中ですからどういうふうになっているかよくわかりませんが、例えば一言でいうと労働組合等の話し合い等は恐らくやられてはいるんだろうと思うんです。ところが、党市議団の中で聞いた中で末端の職員ではこの人事院勧告そのものの中身をまだ知りませんという方がいらっしゃったんです。これはやはり重大だと思うんです。つまり、こういうふうな法律は新聞報道ではいろいろと報じられているかもしれませんが、11月1日に閣議決定がされたということは知っているかもしれませんが、その辺の末端のいわば職員の皆さんのこの取り扱いについて知らなかったという声が聞こえるというのは私は重大ではないか。どこまでその対応をしているのか。その点について確認をしたいというふうに思うんです。その辺について市当局の対応はいかがなものだったのか。きょうの本会議の議案提案の中でそういう話があるとするとやはり当局自身のこれまでの対応がやはり不足だったのではないか。職員の皆さんの少なくとも自分の給与、期末手当が削られるわけですから人事院勧告とはいえ、マイナス勧告とはいえ少なくともそ

ういうふうな周知度がやはりされないままの対応というのはどうなのかというのを確認をしておきたいというふうに思います。

それから地域の経済実態との関係でちょっとこの点についてお聞きをしたいんですが、一つはこれはどういうふうにとらえているかの考え方です。官民格差の是正ということと言われて久しいわけです。実は11月2日にこれは自治労連といいまして自治労とは違います。自治労連というところの11月2日の書記長の猿橋さんという方です。猿橋 均さんという方がこの12年間、つまり1998年から2010年までの間にこの12年間で官民格差による減が70万9,000円というふうに発表して、結局先ほど述べた人事院勧告の労働基本権の是正という問題はないというふうに言っているわけです。そうした点でこの全国で行われるこうした官民格差をなくすという問題が地域経済に及ぼす影響は極めて重大ではないか。

これは全国ベースですから一律に論じることはできませんが、例えば私たちが知り得る情報の中でいいますと、例えばこの間日本経済の動向でいいますと国税庁、これは私たちが一応確認した中での関係でいいますと民間給与の実態調査というのは例えば1997年が平均で467万円、2009年が406万円、つまり61万円も民間では減っている。月5万円だそうです。ところが、一方で財務省の法人企業統計調査によりますと大企業、恐らく資本金10億円以上の企業だと思います。1995年、134兆円が2009年度で244兆円、手元に12兆円のいわば12兆円です。手元資金があつてあるんです。手元資金がだぶついて使い切れません。国民の暮らしはこのとおりですからそういう厳しさはあるかもしれません。ところが実際はそういう実態にあつて、最近のエコノミストや経済情報誌の中でも賃上げこそ経済成長戦略の基本だと言わざるを得なくなっているんです。

今回の人事院勧告はそれに反するやはり対応なのではないか。国レベルでいうとGDPは1997年515兆円から2009年度で474兆円、まさしく成長のとまった国になっているんです。地域に目を落とすと一体どうなっているかという、塩竈市の県の統計をちょっとひもときますと10年前、これは平成9年で塩竈市統計総生産という比較で見ますと2,161億円だそうです。それが平成19年で1,602億円、こんなふうな差が開いている。縮小しているわけです。賃金はどうかというと平成9年で1,149億円、平成19年で927億円です。これを人口割にすると、人口で割っての数字でいうと平成9年が199万円、平成19年が160万円。数字の比較ですからそういうことでしか論じられないわけですが、しかし、マクロ的な関係、最近のこういった賃金の抑制策、あるいは賃金を引き下げるといふ政策が私は間違いではないか。明らかに今の

日本の経済の内需喚起といわれて久しいわけで、経済界の中でもそう言われているにもかかわらずこういった人事院勧告で民間ベースに引き下げるとするのは、人事院勧告だからこれは法律上ですからやらざるを得ないんですといえればそれまでですが、私は基本認識のところを確認をしておきたいというふうに思うところです。

先ほど言った現場の対応での関係、そこら辺も含めてご回答していただければと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 1点目の人事院勧告についての確認であります。公務員の給与につきましては社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するということが大前提になっております。そのため、毎年人事院勧告がなされているわけでありまして。今年度の調査でまいりますと、事業規模が50人以上かつ事業規模が50人以上の企業で民間の約1万1,100事業所、45万人の給与の実地調査を行っております。その結果をもとに公務員の給与水準を民間の給与水準と均衡させるための民間準拠を基本に今回の勧告がなされたものというふうに理解をいたしております。独自に人事委員会を置いておりません本市を初めとする多くの自治体が同様に人事院勧告を尊重し対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

職員の周知についてのお話でありました。このことについてはさまざまな報道機関におきましても詳細を報道しているところでありますが、本市におきましてはこういった対応をするに当たりまして、まずは庁議に今回の内容を諮っております。その際に各部、各課の方々には詳しくその内容をお知らせしていただきたいということを申し上げております。もしかしたら知らないという方々が何人かはおられるかもしれませんが、我々としては最大の努力を尽かせていただいたというふうに考えているところであります。

経済に与える影響、それぞれのエコノミストの方々さまざまなことを申されております。私たちは人事院勧告は人事院勧告として、地域の経済の活性化のためになお一層努力を傾けてまいりたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 一般職の人数はというふうなご質問でございました。全体では対象職員656名でございます。そのうち、先ほど申し上げました水道部が50名、病院が154名、そして市長部局等が452名になっているところでございます。全体の給与のマイナス影響額につきましては656名を対象にしますと5,380万円ほどになっているというところでご理解いただければと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 前の去年のたしか質疑の中でも民間の調査を踏まえてやっているというような話は私も聞いておりました。しかし、やはり改めて民間の調査をやってもこういった民間に準拠するという取り扱いがすべてを網羅していないということは、たしか前回の平成21年11月何日だかの質疑の中でも確認をしてきた次第でございます。こういった人事院勧告について私たちとしてはやはり国で決めたことになるわけですから、それを議会提案として行うということになっているわけで、しかし、末端のところ、努力はされた、市の職員の皆さんのその関係で庁議で決めた、部課長にそれぞれ周知は図った、努力はした。しかし、現実には知らないという方がいらっしゃるわけですから、例えばこういうものがきょう本会議で議決され、その後皆さんの給与で期末手当、あるいは自分の12月期の給与等のお知らせが来たときにびっくりされると思います。

例えば今市が取り組んでいる例えば市立病院の方々のモチベーションを高めて経営再建の努力に図るといってもこれは職員の士気そのものに係る問題ではないか。やはり自分が1カ月間仕事をして市民サービスに供して、そしてそういうふうな取り組みをして身を粉にして働く。しかし、先ほどの8万2,000円を削られるということが現実の姿になったらモチベーションを高めようといってもそれはそういうふうにならないのではないか。士気を鼓舞しようと思っても職員の皆さんのやる気、元気、こういうものに結びつかないのではないかというふうに思います。そこら辺も含めて市としてやはり誠意ある態度で臨んでいきたい、臨んでいただきたい。

勧告についてこれほど厳しい勧告内容があるのだから労働組合等の折衝もそれはした、あるいは話し合いもした、それはあるでしょう。けれども、やはりきょうここで本会議で議決をするわけですから、その前段の質疑ですから、これは誠意を持って本市としてそうした職員の皆さんへの対応を図っていく意志があるのかどうか。最後にその点だけ確認をしていきたい。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私ども公務員は市民の皆様方の税金から給与をいただいているわけであり、質問される議員がどういう意図でご質問されているかは別なんです、我々は民間との格差を是正するという大前提に基づいて今回こういったことを提案させていただいているわけであり、もちろん、私を初め職員、生活がかかっているわけであり、削

られるよりはふやされる方はそれはうれしいですが、一方では地域の皆様方が大変困っておられるときに職員はしからば何もやらないのかということのご質問に私は受けとめさせていただくことになるわけでありますが、そういったことにつきまして繰り返し職員にも説明をしてきておりますし、また職員組合の方々ともこういったことについて意見交換をさせていただいている。何よりも、前段で申し上げましたとおり、本市の給与水準については国家公務員に準拠するというをかねてから言ってきたわけであります。知らないという職員がおられるかもしれませんが、むしろそちらの方がおかしいのではないかと考えております。

既に私の市長になりましてからもこういう方針でお手元に資料3としてお配りさせていただいたとおりであります。プラス改定もございました。平成19年ではありますが、給料についてはプラス0.1%、期末・勤勉手当等についてはプラス0.05カ月の値上げであります。でありますから、値下げも値上げも粛々と取り組ませていただきまして、民間の方々との給与水準の格差がないようにということで再度ご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） 私からもたがいま伊勢さんから質問のありました69号、ここについてご質問させていただきます。伊勢さんの方で大分質問された中身がありますので、私はその辺でこぼれた分というか漏れた分というか質問できなかった部分、あるいはもっと私は掘って質問したいという部分もございます。

これは市長が提案されたのが何日でしたか、26日の日付になっていますけれども、このときはまだ国会は通っていませんでした。きのう通ったと思います。先ほど言われました。参議院を通った。閣議決定されているからということでも出されるわけですが、閣議決定というのは何なのでしょう。私はそんなにそんなに閣議決定されたことが地方議会もすべてやっていいですという中身ではないのではないかとこのように思うんです。閣議決定というのは一体どのように市長たちは認識していらっしゃるのか。その辺、一つです。

やはり、国会は衆議院通って参議院通って参議院で否決されればまた衆議院通って多数で通るからいいという中身でやっていらっしゃるのかどうか分かりませんが、その辺はもう少し国会の議決というものをきちんと私は見ていただきたいし、それから労働組合との関係、これも協議が終わったのかどうかということも私たちにはわかりません。協議をして

いるという中身でしたけれども、その辺がわからない、どうなったのか。どのようにしたのか。労働組合ははい、それでいいですよと言ったのかどうなのか。何か条件がつけられたのか。その辺一向わかりません。でも、やはり今市長は伊勢さんのご質問に対して我々の賃金とかそういうものは報酬という給与は全部市民の税金からやっているんだと。そして民間の格差があったときにやはり格差に根差して改定しなければならないんだ。職員は何もやらないのかと思いますけれども、今市長が言いましたけれども、19年度、これは19年度、18、19年ですか、2回も独自削減していますよね。人勧に準拠するといいながら独自給与削減はさっさとやっている。これは人勧とは別だというふうに言いますか。言うと思うんですけれども、だったら準拠するのだったらずっとそれでやってくださいと、独自給料表は削減しないでくださいと私はこう言いたい。職員もそうだと思います。

これまでどれだけ職員の方々が犠牲を払ってやってきたか。18年、19年の削減額は一体幾らだったのですか。それからこれまでマイナス削減、マイナス人勧、17年度もマイナス人勧です。それから2回あるわけです。21年度もマイナス人勧。そして今回で3回です。この額といたら大変な額ですよ。ですから、その地域も潤わないという話もありましたけれども、そのとおりだと思います。そして私たちは粛々と人勧を守っていますと市長は言いますが、ここにちゃんと出ているではありませんか。平成19年度、これは値切りましたよね、人勧から。値切っていますよね。平成20年度から実施している。プラスのときは値切る、さらに値切る。そしてマイナスになればさっさとやる。こういうのは何なのか。お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） まず国の動きについて、閣議決定ということではありますが、私も国会のことは余りよく了知しておりませんが、さまざまな法律を提案する際にはまず閣議決定というものが一番初めの手続と理解をいたしております。今回の国家公務員の給与改定関連法案については11月1日に閣議決定がされておるというふうに理解をいたしております。それを受けまして11月18日に衆議院本会議におきまして可決されております。同日参議院に送付され、昨日でありますか、11月25日に参議院の委員会で可決され、本日11月26日に成立の見込みというふうに私どもは理解をいたしております。

次に職員組合との協議等についてご質問でありました。繰り返しになりますが、旧来から本市の職員給与改定等につきましては人事院勧告を尊重し、国家公務員に準ずるという扱い

をさせていただきました。ただ、議員の方からご質問ありましたように、平成18年と19年につきましては当時の大変厳しい塩竈市の財政状況から私から直接組合の方に18年、19年、職員給与の独自削減という大変厳しいお願いを申し上げました。さまざまなご意見等もいただきましたが、組合も18年、19年につきましては独自削減に理解をしていただいたというふうに考えております。たしか2カ年間で5億六、七千万円の人件費が削減されたというふうに理解をいたしておりますが、このような協力をいただいたことにつきましてはさまざまな議会の折にも職員もこういった努力を払っておりますというようなことについてはお話をさせていただいてきたつもりであります。

19年、満額ではなかったのではないかというお話でありましたが、そのような状況を踏まえまして一部について支払いを繰り延べさせていただいたということも事実であります、それらにつきましても組合の方にそういう厳しい状況をご説明させていただき、一定の理解をいただいたというふうに考えております。

今回の国家公務員の給与等の関連法案につきましても今職員団体にもるる説明をさせていただいております。職員組合もプラス改定、あるいはマイナス改定、さまざまなケースがありますが、職員団体としては今回の人事院勧告準拠はやむを得ないという受けとめ方をさせていただいております。おると理解をしているところでございます。

なお、地域経済の活性化等につきましては塩竈市の職員総力で今も取り組みをさせていただいておりますし、今後も産業の活性化ということについては喫緊の課題として取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） 閣議決定です。閣議決定というのは各大臣が全部集まって1人も欠けないでというかそういうところで全会一致で決めるわけです。ですから、重みはあります。しかし、それは与党の決定ですから本当に今までのような自民党とかそういう今までの政権のようなところだとなかなか参議院ではスムーズにいかないようなこともあるわけです。今は民主が全部政権とっているからそれはそれでずっといくかもしれませんけれども、それはやはり国会の中できちんと審議をして決めていくということだと思えます。各大臣の代表が決めるのではないのだと思えます。そういうところをやはり重きを私は置いてほしい。これは政府の方から閣議決定されたからもうやってもいいと地方に出ているのか。地方にやってもいいというふうなおふれが出ているのかどうか。これがないはずだと思えます。

そういうところからしてもこれはちょっと少し私たち国会で決めて、まだ決まってもいないものを私たちの議会の中に出してくるというのもちょっとどうなのか。本当に決めていいのかとかそんな考えにもなります。

それから12月1日が基準日ですから、それを決められないと大変だということで急いでいるという気持ちもわかりますけれども、もしそれがならなかったらということも考えれば本当に私たち職員にとって大変なことになるのだろうというふうに思います。やはり労働組合ときちんと協議を済んでから出すというのはこれは大原則だというふうに思います。それもやはり私たちを軽視しているのかというふうに思いました。ぜひそういうことは守ってほしい。

それからやはり今回43歳の云々、人勸の中でも43歳以下の人たちについても1号アップで4年分の分を1号アップで回復しますというふうに言っているわけです。やはり回復ということも少し考えてほしい。独自給料表の削減等についてこういうふうにこの問題についても今まで話し合いもしてきたのだろうというふうに思いますけれども、回復を先どりするというわけではないんですけれども、必ずしも前にもやったように来年に延ばしてもいいのではないのか、この人勸の削減。どうなんですか。どうしても4月からさかのぼらなければならないのですか。減らすときはどんどんやる。我慢してもらうときは1年延ばす、そういうやり方というのはちょっと私はなんとしても解せないのですが、来年の4月からやってもこれは全然いいと思います。石巻はやりませんよね、今度の。それから南の方の仙南あたりでも、市町村でもこれはこの人勸はやらない、ことしはやらないと決めているわけです。市だけがじゃんじゃんやっているということだというふうに思います。県でも本当は3.8ですか、0.38、これをやはり減らしています。1.82減らしたと思います。独自給料表の削減をやったわけですから、そういうふうにやはり柔軟にできるんです。ですから、市長は人勸何ぼしても守らなければならないのだというような言い方をしていますけれども、守らないときもあったということで、これはぜひ考え直してほしいというふうに思います。いかがですか。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私、本日提案理由のご説明の中で閣議決定をもって今条例を提出したということは一言も言っていないと思います。あくまでも私どもの説明の中では国家公務員の給与改定関連法案が11月18日に衆議院本会議に可決された、これは衆議院で一定の議論を重ねた結果、衆議院はまず可決したということを申し上げました。引き続き、参議院に送付さ

れまして昨日、11月25日であります、参議院の委員会でも可決をされた。本日11月26日に最終的な結論が出る状況であります。そういった客観情勢を踏まえましてこの議案を提出させていただいたということでありまして、決して大臣が了解したからこの議案を出した、あるいは国の方から閣議決定されたからこの議案を出したということではないということをぜひ議員にはご理解をいただきたいと思えます。

また、来年の4月でもいいのではないかというお話でありましたが、この人事院勧告につきましては平成22年4月の基準の給与を官と民の格差を調べているわけでありまして。来年の4月になるとまた23年の新しい調査が入るわけでありまして、当然のことながら当該年度中に一定の判断をすべき事項かということで今回このような形で議案として提案をさせていただいたということでありまして。

なお、県内各地でやらない事例も一、二あるということについては私も理解をいたしておりますが、大多数の市町村は人事院勧告準拠ということで取り組んでおられるものと理解をいたしているところでありますし、私も、繰り返しになりますが、市長就任以来それを基本にということをお話をさせていただいてまいりましたので今回条例改正の議案として提案をさせていただいたところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） 格差の部分です。ですから、市長がプラスの人勸なつたときは値切る、1年延ばすとかそれもやはり格差を図つたのは同じ月でしょう。マイナスのときも。それだったらやらないという方がおかしいのではないですか。やれないとかそういう言い方というのはおかしいと思えます。矛盾しているのではないのでしょうか。ですから、やはり引くときだけ一生懸命引いてプラスなときは出してあげない、こういう理屈はないと思うんです。本当にどれだけ職員が先ほど2年分で5億何千万円と言いましたけれども、そのほかにも互助会の金やら何やらいっぱい出しているわけです。そのほかにも人を削減している。大変な削減していますよね。市長は自慢げに言っていますけれども、あちこちで。これでも協力しているのではないですか。もう皆さん病気になりながら本当にあと何カ月休むと本当に職がなくなるのではないかと寝ていても心配している人たちがいっぱいいるわけです。そういうところでも協力しているのに、何でこういうことを大したことない今回の金額なんですから、来年の4月にさかのぼっても大したことないです。皆さんだって大したことないから引かれてもいいと思っている人もいるかもしれないですけども、そうではなくやはりボーナスを楽

しみにしている人たちがたくさんいるわけですから、ぜひこれはことしの12月には引かないで来年の4月からということまでしてあげてくださいということを再三お願いするしか私はないと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 提案のご説明の中で私は大した金額ではないなどということは一言も申し上げておりません。大変職員の方々には大変恐縮なお願いではありますが、総額5,381万円を何とかご協力を申し上げたいということを提案させていただいているところでありますし、それを議員がどういうふうに理解されるかというのは、これはそれぞれの考え方ですから結構です。ただ、大したことないとかというのはそれはむしろ大変職員に対しては心を痛める話になりませんか。一生懸命そういうことを、みんなと同じ苦しみをともにということで我々、当然やるべきことだと思って提案をさせていただいておりますが、ぜひぜひ大したことではないとかという話ではなく、大変な中でも我々も市民の方々と一緒にということで今回こういうご提案をさせていただいているということをぜひご理解をお願いを申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 人事院勧告、これはある意味ではどこもすんなり決めているところもあります。しかし、私はこの人勧をやはり本当に議論するということは非常に大事だし、今伊勢議員、あるいはまた東海林議員の意見を踏まえて、聞き取れないところもちょっとありましたけれども、私なりにこの人勧への考え方、あと当局の考え方をお聞きしたいと思っております。

まず、この人勧問題、本当に我々も本当に前も去年も言いましたけれども悩ましい問題だと言いますけれども、今回この議員提出議案、議員のこの提出の事由を見てもいかに悩ましい状態かということのをこれで裏付けるのかと思っております。そこで、市長は一貫して人事院勧告を尊重するという事の考えであります。それで、そこで本市のラスパイレス指数とあとこの宮城県のいわゆる職員の基本給の全国の順位はどのぐらいになっているのかということと、あとこの財政の健全化法によってこの佐藤 昭市長のもとでこの19年、20年、21年、22年にわたって本当に市の職員も挙げて財政の健全化進めてきましたけれども、この財政の健全化については大分危機的状況から大分改善されているとお話は聞いています。今後の状況だけ、方向づけはより改善の方向に向かうのかどうか、そこは部長の方からお聞きしたい

と思っています。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ラスパイレスについて私の方からご答弁申し上げます。本市、平成21年4月1日現在のものが最新のものですので、それでご理解をいただきたいと思いますが、95.3であります。県内市町村の順位でいきますと上から7番目という状況であります。ちなみに、平成20年度は96.3でありました。21年度が95.3ということで、この1年間で1.0ポイントラスパイレス指数が下がっております。

次に財政状況であります。繰り返し議会のたびに申し上げさせていただいております。議会の皆様方も大変ご理解をいただき、例えば土地開発公社の塩漬け土地でありましたが、一時借り入れという非常に変則的な形で約30億円の資金運用を行ってきたわけであります。これらにつきましては総務省の方におきまして土地開発公社の経営健全化というような取り組みが認められまして、利子補給等については総務省の方からも一定程度ご負担いただけるという制度を最大限活用いたしまして22年度中にほぼ土地開発公社取得用地30億円が全部起債に置きかえられる、言いかえますと今後20年なり30年の間に年次計画で毎年しっかりと払っていくというような状況になるものと思っております。あるいは市立病院改革であります。21億円の累積債務があったわけではありますが、うち14億円が健全化債で認められましてこれも起債に置きかえることができしております。ただし、これらにつきましても今後10年間であるかと思いますが、そういった期間に閉鎖をしなければならないということでもあります。また、魚市場事業特別会計につきましても3億6,000万円という10数年放置された累積債務があったわけではありますが、これらについては一般会計から繰り出しということで解決をさせていただいた。

いずれの案件も議会の皆様方から大変温かいご理解をいただきながら取り組んでまいりました結果、今一時借り入れで資金を運用しなければならないという危機的な状況は一定程度解決はされたもの思っております。ただし、繰り返し申し上げますが、長年の起債の償還であります下水道事業特別会計でありますとか今申し上げましたような特別会計、病院会計等については今後何十年間にわたりましてこれらの償還を行っていかなければならない。間もなく議会の方にも5カ年間の財政計画について明らかにさせていただきますが、大変厳しい状況ではあります。しかしながら、今職員が一丸となってこういった問題の解決に取り組んでおりますので、我々はこういった状況を持続してまいりたいということで考えているとこ

ろであります。私からは以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長兼危機管理監（佐藤雄一君） 宮城県の全国平均給与月額の全国比較はどのようなのだというふうなご質問でございました。

全国の順位でございますが、平成21年4月1日現在で平均給与月額の高い方から数えまして47都道府県中30番台後半となっているというふうにご報告しております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 市長から本当にある意味では塩竈のいろいろな長年の重荷を少しずつ軽くしている、しかし、これからまだまだいろいろな債務があるということのお話で、しかし、方向づけは少し明るく見えたというふうに思っております。

それで、昨年この人勧で資料にありますように9,300万円がいわゆる人勧実施をしたわけなんですけれども、私は産業部長に急にお聞きするのは申しわけないんですけれども、やはりこの年末にこういう人勧で行政は行政のやり方ではよかったにしても、これがもし本市の塩竈の景気に影響があったのかどうか、そこら辺について考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 昨年の人勧、マイナス人勧9,300万円ほどの削減の効果が出ましたけれども、それが塩竈市の地域経済にどの程度影響したかというようなご質問でございますが、詳しく調査してございませんが、少なくとも職員が、大体構成6割近い塩竈市内の在住の職員がおりますので、こういった方々の分が極端な話6,000万円ぐらいのお金が塩竈地域で受けられなかったというような事実はありますが、それがどういう消費効果になったかということについては調査しておりませんので、ご回答を勘弁させていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 確認します。何回でも30分以内でよろしいのですか。3回で終わり、そうですか。

それで、今の副市長のお話、なかなか調査も難しい状況だということはわかりました。それで、私この人勧を考えるとときに絶えずやはり市民は公務員高いからというような考えがや

はり当然あります。先ほど市長からもやはり市民の判断も考慮してこの人勧尊重をぜひ通してほしいというその思いはあると思うんです。ただ、私はこれは国の方針、いわゆる官民格差でこの判断が決まっているわけですが、国の判断が本当に今地方の疲弊している地方が今こういう厳しい状況を判断してこの人勧を出しているわけではありません。あくまでも官民の比較でこれまで人勧よる地方公務員が非常にメリットあったということ、私も実感してわかっております。しかし、今国が決めたから地方の判断を今私たちに議員に求められているわけですが、今の塩竈の現状を見たときにこの年末のときにここで私は職員の市民と職員のそういう考え方とかそういう問題の対比ではなく、私はこの人勧問題はこの地域、塩竈市の経済効果にどう生きるのかという観点から僕はした場合、この5,300万円、この部分はぜひ職員も議員も特別職も全体でこの塩竈のためにこれは活用するというような方向にしたら、僕は景気の上向きに少しでも、景気は気だということを言われておりますので、そういうものが私は非常に大事だと思います。

最後の質問なんですけれども、質問ではないんですけれども、先日自民党の佐藤ゆかり議員さん、経済博士が来ました。あの方は本当にどこが違うかという、民主党は削減とかむだばかり言ってさっぱり景気よくなりません。彼女はそんなこと一つも言いません。本当にどこが重要なのかということ詳しくはちょっと述べませんが、そういう本当の経済の効果というのをよく知っている人と何か対国民とか対そういう感情的な立場でこの政治を動かすとマイナス、デフレのスパイラルがどんどん拡大していくと思うんです。そういう意味では私はこの人勧は塩竈の景気に呼び水にしなければいけないという意味では全体でこれは人勧を活用すべきだと思うんです。市長はこの人勧が塩竈の景気に影響を及ぼすというふうな考えはないのかどうか、最後にお聞きして私の質問を終わります。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど来、景気の問題についてもさまざまご議論いただいております。基本的にことしの改定の影響額が5,381万円というお話をさせていただきました。恐らくは当初予算からこういった部分が減額になるということになるものと思っております。そういったものがどのような形で使えるかということについてはしっかりと検討させていただきたいと思っております。議員がおっしゃられますような景気の活性化というものも地域の大きな課題であります。もう一つはご高齢者の福祉問題、あるいは子育て支援の問題、これから先またいろいろ国会等で議論されております補正予算というものも出てくるわけでありまして、

そういった財源等々にも当然流用させていただくことになるのかなと思っております。今現在でございますというものについてはまだ細かい議論はしておらないということでご報告させていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） 私も質問するつもりはなかったんですけども、先ほどの東海林議員の質問の仕方に対して佐藤市長が答弁している過程の中で5,381万円の減額に対してそのことに対して東海林議員は質問する機会が3回で終わったからできなかったのだろうと思いますけれども、その金額が少ないなどというふうに本人が言っているのではなく、当局の方がその5,381万円という金額が少ないと思って出しているのではないかというふうに言っているわけです。安易に出しているのではないかということだと思います。東海林議員がこの金額が少ないんだなどということは一言も言っていないわけです。ですから、はっきり言えばそういう揚げ足を取るような答弁の仕方というのは私は納得できないというふうに思います。そのことを申し上げておきたいと思います。

それで、実はこの人勧の問題で言えばこの5,381万円の減額の問題、今佐藤議員が質問しましたけれども、これはこの分だけほとんどボーナス時期に期末手当の時期であればなおのことそういう点ではどういふものに一般的には使われるかというのと、やはり消費されるもの、部分です。ですから、そういう点ではこの金額がやはりそれだけこういうふうな閉塞感がある状況の中でさらにこれが使われなくなってしまう、個々人には。当局は別な使い方をするというふうに言っていますけれども、そういうふうな問題がやはりこの中に含まれているということだと思うんです。そういう点で先ほど来いろいろ出されていきました。人勧のとおりだからやるべき、そのとおりやるんだというふうな趣旨で市長は述べておりますけれども、やはりその分が職員の影響力、そしてまた市全体での消費影響力、こういうものについてはどういふふうにお考えになっていたのかお聞きしておきたいというふうに思います。

それから官民の格差というのは公務員が民の方が安い、そして官が高い、この格差があるからこれを人勧がそうしているからというふうにお話ししますけれども、だんだんと官の方が段々下がっていけばまた民の方が下がっていくという状況、この悪循環が作り出されるというふうに思います。先ほど来、これはミクロの問題で伊勢議員が質疑していましたけれども、大手の方は相当内部留保を持っているという状況の中でいろいろそういう問題も含まれる中でやはり市民の生活、市民の職員の生活を含めてどう守っていくのかということが非

常に当局としては、市長としてはそういうサイドで人勸を考えるべきではないのかというふうに思いますので、その辺についてお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 前段の部分につきましてはご質問に私はお答えしたつもりでございます。

後段の部分であります。官と民の格差、結果的に官が下がれば民が官にあわせて下げるのではないかという経済原則に、若干私は違うようなご質問ではなかったかと思えます。やはり、民間の方々は企業であります。企業活動の中で社員の方々にどれぐらいの給料が払えるかということをお当然試算している中で民間の方々の給与ベースというものは決まってくるものと思っております。そういった視点、観点から毎年民間の方々の給与の調査を企業規模で50人以上かつ事業所規模で50人以上の全国1万1,100社を対象に毎年こういうことをやっておられる。たしか26万人というふうに記憶をいたしておりますが、そういった調査の結果で今年度757円ですか、この格差があるということが人事院勧告として出されまして、それを受けて、それを公務員の給与に置きかえまして今回のような形でご提案をさせていただいたところであります。

確かに給与が削られるということは大変厳しいことだと私も受けとめております。特に若年層の職員の方々はまさに給与で生活をされているわけでありますので、そういった方々の心情は大変お察しをしますが、そういったために今回新たな取り組みとして1号俸の回復というようなものもこの人事院勧告の中で打ち出されてきているわけであります。決してマイナスの部分だけではなくてそういったプラスの部分にも、先ほど東海林議員からも同じご質問があったのかと思えますが、プラスの部分についても今回の勧告には盛り込まれておるといこともご理解をいただければと思っております。

繰り返しになりますが、残念ながらでは塩竈市がこのような調査をして塩竈市の職員の適正な給与水準を設定できるかということになりますと大変膨大な作業と膨大な経費が必要になるものと思っております。国内各自治体、市町村はほとんどこういったものを参考に取組みさせていただいているということでありまして、本市におきましてもそのような視点、観点から人事院勧告を準用するというので取り組んでおりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号ないし第70号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議案第67号ないし第70号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第67号、68号、第70号についてお諮りいたします。議案第67号、第68号、第70号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、議案第67号、第68号、第70号については原案のとおり可決されました。

次に議案第69号についてお諮りいたします。議案第69号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、議案第69号については原案のとおり可決されました。



日程第4 議員提出議案第7号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第4、議員提出議案第7号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第7号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第7号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第7号市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、議長、副議長及び議員の期末手当の支給月数を引き下げるため、所要の改正を行おうとするものであります。

ご配布の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） ただいま議題となっております議員提出議案第7号については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議員提出議案第7号についてはさよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。議員提出議案第7号については原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第7号については原案のとおり可決されました。



○議長（佐藤貞夫君） 以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議と閉じ、本臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年11月26日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

塩竈市議会議員 今野 恭一

塩竈市議会議員 阿部 かほる

平成22年12月7日（火曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第1日目）

議事日程 第1号

平成22年12月7日（火曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 塩竈市議会基本条例策定特別委員会委員長報告
 - 第5 議員提出議案第8号
 - 第6 議案第71号ないし第77号
 - 第7 請願第14号及び第15号
-

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第7

出席議員（21名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番 | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番 | 小 野 絹 子 君 | 4番 | 吉 川 弘 君 |
| 5番 | 伊 勢 由 典 君 | 6番 | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番 | 東海林 京 子 君 | 8番 | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番 | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君 | 16番 | 今 野 恭 一 君 |
| 17番 | 阿 部 かほる 君 | 18番 | 鈴 木 昭 一 君 |
| 19番 | 鎌 田 礼 二 君 | 20番 | 木 村 吉 雄 君 |
| 21番 | 香 取 嗣 雄 君 | | |
-

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市立病院事業管理者 兼 院長	伊藤 喜和 君	総務部長 兼 危機管理監	佐藤 雄一 君
市民生活部長	佐々木 真一 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	荒川 和浩 君	建設部長	金子 信也 君
総務部 政策調整監	三浦 一泰 君	総務部次長 兼 政策課長	田中 たえ子 君
総務部次長 兼 行財政改革推進専門監 兼 財政課長	神谷 統 君	会計管理者 兼 会計課長	星 清輝 君
市民生活部次長 兼 環境課長	澤田 克巳 君	健康福祉部次長 兼 社会福祉課長	福田 文弘 君
産業部次長 兼 水産課長	小山 浩幸 君	建設部次長 兼 下水道事業所長	千葉 正 君
総務部総務課長	桜井 史裕 君	総務部税務課長	赤間 均 君
総務部総務課長補佐 兼 総務係長	安藤 英治 君	市立病院事務部長	菅原 靖彦 君
市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君	市立病院事務部 経営改革室長	鈴木 康則 君
水道部長	千葉 伸一 君	水道部次長 兼 総務課長	尾形 則雄 君
教育委員会委員長	菅原 周一 君	教育委員会教育長	小倉 和憲 君
教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部次長 兼 生涯学習課長	郷古 正夫 君
教育委員会教育部 総務課長	佐藤 俊幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	星 篤 君
選挙管理委員会 委員長	稲田 喜一 君	選挙管理委員会 事務局局長	鈴木 正信 君
公平委員会委員	田中 和弥 君	監査委員	高橋 洋一 君
監査事務局長	臼澤 巖 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	伊藤 喜昭 君	事務局次長 兼 議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係主査	斉藤 隆 君	議事調査係主事	西村 光彦 君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） 去る11月30日告示招集になりました平成22年第4回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番鈴木昭一君、19番鎌田礼二君のご両名を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（佐藤貞夫君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、14日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は14日間と決定いたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤貞夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、監査委員より議長あてに提出されました定期監査の結果報告1件、例月出納検査の結果報告1件並びに企業会計例月出納検査の結果報告1件であります。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長あてに提出されました平成22年第3回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件、平成22年第1回塩釜地区消防事務組合議会臨時会の概要報告1件、塩釜地区環境組合議会議員より議長あてに提出されました平成22年第3回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告1件、平成22年第1回塩釜地区環境組合議会臨時

時会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 諸般の報告で何点か確認をするための質疑を行いたいと思います。

そこで、定期監査の結果報告の提出がされております。監査第34号、平成22年11月29日ということで、佐藤貞夫議長あてに監査委員のほうから定期監査報告書が提出されております。その中で、監査の対象として教育委員会全課にわたるところ、そして監査の対象は第一小学校あるいは玉川中学校など監査がされ、10月4日から10月15日までの期間の中で監査が行われました。

その中で、数字上の関係はそれは一定の監査が適正にやられているということでの一定の表現になっておりますが、適正な執行がされたということなんですが、次のこの資料の監査第34号の裏のほうに改善を要する事例ということで記載がされております。

読み上げますと、一つは随意契約を適正に行うべきもの、予定価格が50万円を超える委託契約については地方自治法施行令第167条の2第1項、そして第2号から第9号までに定める要件に該当しない限り随意契約はできないものである。ところが、教育委員会総務課では予定価格が88万8,496円の小・中学校小荷物専用昇降機——これはエレベーターですね——学校給食で使う昇降機の契約方式を同施行令の第1号の規則で定める金額以下の塩竈市契約規則第14条第1項第6号で契約を締結していた。随意契約の締結に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定める要件に該当するかを精査し、関係法令に則して適正に行う必要があるということでの監査の報告がございます。

そこで、まず監査委員のほうから、この随意契約の関係でどの部分が今回の案件で法令上の関係で適正ではなかったのか、その辺について監査のお立場からまず第1点お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 今回の教育委員会の定期監査の件で、エレベーターといいますか、小荷物専用昇降機の関係ですけれども、随意契約をする際に適用させる部分で、今回のケースにつきましては市規則第14条の1項第6号を基準にして契約したということにしておりましてけれども、この場合、今回の金額ではこの契約規則が該当しないと。施行令第167条の2第1項第1号ではなくて、第2号から第9号に該当しないと随意契約ができないケースということになります。

それで、今回こういったちょっと典型的な間違いといたしますか、ミスがありましたので、それについて議会及び市のほうに報告するというようにした次第でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） それで、私も改めてその契約に係る方法について、監査のほうからいただいた、提出してもらった資料によりますと、契約方法というのは地方自治法の第243条の第2項でしょうか、定められていて、一つは指名競争入札、そして随意契約、そのほか競り売りという方式に分類されると。さらには、その契約方法、一般競争入札による契約が原則だというふうなことでございます。

しかし、その随意契約にかかわって言うと、この随意契約の関係では随意契約はあくまでも例外ということで、先ほど監査委員から報告がございました法令、自治法施行令第167条の2第1項、いわばこの項目に沿って随意契約を行うものとの関係で第2号から第9号まで書かれております。これは、例えば第2号では性質または目的が競争入札に適さない、あるいは物品等を購入するものとしての契約の際と。いわばさまざまな規定があつて、第2号から第9号までのこうした内容になっているわけですが、そうしますと今回は監査の立場から見ますと、先ほど述べた今回の契約については、この法施行令第167条の2第1項の項目を教育委員会の総務課の中で見落としてしまったというふうにとらえてよろしいのかどうか、その点について確認をしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 高橋監査委員。

○監査委員（高橋洋一君） 担当者に何回も聞いておりますけれども、施行令第1号でなくて別のところに該当させるのを間違つてやってしまったというような旨のお話をいただいております。この書類だけに限らず、ほかの書類なんか見えていまして、そういった形で別な部分を適用させて随意契約しているという例がありますので、今回の分についてはミスであつたんだろうとは思いますが、ちょっと形が契約上事務処理を行うに当たつての典型的な例だったものですから、今回指摘させてもらったということです。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） 随意契約は結構、世間一般からいいますとかなり厳しい意見が寄せられる形になります。一つは、教育委員会自身の監査の指摘を受けて、既に恐らくは相手との関係で契約済みなんだろうから、既に10月の段階で発生した事例ということですので、そうしますとそれは監査上の指摘を受けて今後どうされるのか、それをまず一つお聞きしたいと

思います。やはり随意契約について適正な関係法令について、どこまでそういった採用がされる検討や、この反省点を生かしてどう対応されているのか、まず実際にお聞きしたいと思います。

それから、そのほかの各課でもやはり決算でもよく出されますけれども、随意契約等について決算でよく出されますが、それは関係法令等、今述べられたようなものも含めて市全体としてはそこを的確に指導し、今回の事例をもって随意契約等についてきちんと職場の中での関係を確認していくのか、正していくということも含めてお聞きをしたいと思います。

それから、こうしたことでの関係で、契約に係る問題ですので、まずその辺の立場をお聞きしておきたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 渡辺教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 今回、定期監査で指摘された内容につきましては、先ほど監査委員のほうからあった内容であります。随意契約の中身につきましては、地方自治法施行令の内容あるいは市の契約規則に沿ってできるだけ透明性、競争性、公平性に準じた、それを基本にして執行に当たりたいと思っております。

今回の定期監査の指摘事項を踏まえまして、事務担当者、改めて内容を精査し、今後間違いのないように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 教育委員会及びほかの部課のほうで随契の取り扱い方をどうしているのかというようなご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、随契につきましては地方自治法第234条第2項の規定によりまして、施行令第167条の2で9項目にわたって随契できる範囲を規定しているところでございます。その中でも、第1号につきましては塩竈市の契約規則について基準を定めているところでございます。こういったような自治法、さらには本市契約規則に基づきまして、各部課の契約事務に当たりましては指導徹底をしているところでございます。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第4 塩竈市議会基本条例策定特別委員会委員長報告

○議長（佐藤貞夫君） 日程第4、塩竈市議会基本条例策定特別委員会委員長報告を議題といたします。

塩竈市議会基本条例策定特別委員会委員長より報告を願います。11番嶺岸淳一君。

○議会基本条例策定特別委員長（嶺岸淳一君）（登壇） 塩竈市議会基本条例策定特別委員会委員長報告を申し上げます。

本特別委員会は、昨年12月定例会最終日の12月17日の本会議において、地方分権の推進により議会の役割が一層大きくなってきたことを踏まえ、塩竈市議会の基本理念及び活動のための基本原則等を定め、もって議会の活性化と市民福祉の向上を図るための議会基本条例の策定に向けた調査、検討を行うことを目的に設置され、同日第1回の特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には伊藤博章委員が選出されたものであります。

本年1月21日に第2回の特別委員会を開催してから、今日まで14回の特別委員会を開催し、本特別委員会の設置目的である議会基本条例の策定を目指し、委員の共通認識のもと調査、検討を重ねてまいりましたので、その会議の概要を時系列でご報告をいたします。

本年1月21日、2月9日に開催した第2回、第3回の特別委員会においては、「特別委員会の今後の進め方」、「市議会に対する市民意識調査」、「専門的知見の活用」を議題とし、調査、検討を行いました。特別委員会の今後の進め方については、委員会から主な意見として、議会基本条例の策定に当たって特別委員会だけにゆだねると全員の共通認識にならないことが懸念されるため、全議員にフィードバックする体制、調整をお願いしたいとの意見がありました。

市議会に対する市民意識調査については、市民にわかりやすく、開かれた議会づくりを推進するため、市民の議会に対する率直な意見、要望を把握し、今後の議会の活性化と改革のための指標を基礎資料として活用することを目的に、市議会に対する市民意識調査を実施することといたしました。専門的知見の活用については、議会基本条例策定に関する調査を行うため、議会基本条例に関する専門的な知見を有し、また学識経験も豊富な人材である元総務大臣増田寛也氏に依頼することといたしました。

3月11日に開催した第4回の特別委員会においては、本年2月定例会最終日、3月11日の本会議において、「塩竈市議会基本条例策定に関する専門的調査を依頼する件」について可

決された旨を報告いたしました。また、4月14日に「ふれあいエスプしおがま」において特別委員会を開催し、増田寛也先生の出席のもと、議会基本条例を考える講演を予定する旨を報告いたしました。

4月14日に開催した第5回特別委員会においては、「市議会改革議会基本条例について」、「市議会に対する市民意識調査結果について」を議題とし、調査、検討を行いました。市議会改革議会基本条例については、議会基本条例策定に関する専門的調査を依頼した増田寛也氏より講演をいただきました。講演では、「今なぜ地方分権なのか」、「地方分権を考える視点」、「地方分権の目指す方向」、「地方分権の動向」、「地方議会の地位、役割と課題」、「議会基本条例を考える基本的な視点」の6点について述べていただき、基本条例に規定する項目として「情報公開による透明性の確保」、「住民参加の推進」を挙げられ、住民との対話方法や地域・住民ニーズを把握し、議員一人一人が議会の活動に反映させるシステムの大切さについてご提言をいただきました。

市議会に対する市民意識調査結果については、委員から主な意見として、「アンケート結果では、かなり厳しい意見もある。その意見をどのように議会に反映するかが、この特別委員会に問われている課題ではないか。」、「市議会に関心がありますかとの質問に対する回答が、他の議会より本市議会では『関心がない』が多い。議員活動を一生懸命でも市民に理解されていないのが現実である。議会として市民の声を聞くシステムづくりが必要ではないか」との意見がありました。

5月17日に開催した第6回特別委員会においては、「議会基本条例の課題について」を議題とし、議会基本条例策定に関する専門的調査を依頼した増田寛也氏の出席のもと、議会基本条例の考え方と議会基本条例の前文のイメージの2点について調査・検討いたしました。議会基本条例の課題については、増田氏より「今回の委員会のように委員間討議をすることは大変重要である。このように委員間討議をしている議会は全国的にも少ないのではないかと。今後の議論を期待したい。また、議会基本条例で重要なことは、1点目として、議会と首長との緊張関係。2点目として、議会と市民との関係として、監視機能、政策提言、市民の議会への直接参加などが必要であり、議会基本条例の前文にも規定されるべきである。」との意見がありました。

6月17日、7月20日に開催した第7回、第8回特別委員会においては、「議会基本条例の前文について」、「議会基本条例の骨格について」を議題とし、専門的調査を依頼した増田

寛也氏からご意見をいただきながら委員の活発な議論を行い、「議会基本条例の前文」の取りまとめと「議会基本条例の骨格」について調査、検討を行いました。

7月29日には議会基本条例の前文、骨格（案）等がまとまったため、市民に対する議会基本条例策定の経過説明と市民からの意見を聴取するため、議会基本条例説明会を開催いたしました。市民の皆様からは、「市民と議会の意識の隔たりを認めることは評価したい。」、「政務調査費の透明性確保は必須条件である。」などさまざまな意見が出され、市民の意見を直接伺うことにより、議会基本条例の必要性を再認識し、議会基本条例を制定することが目的ではなく、みずから定めた議会基本条例を遵守し、実践することがさらなる議会改革を進め、地方分権時代にふさわしい議会運営を目指すことを議員一同改めて認識したところがあります。

8月23日に開催した第9回特別委員会においては、「議会基本条例（案）について」を議題とし、専門的調査を依頼した増田寛也氏からご意見をいただきながら、委員の活発な議論のもと、条例（案）の調査、検討を行い、また8月31日に開催した第10回の特別委員会においては引き続き「議会基本条例（案）について」を議題とし、条例（案）の取りまとめを行ったところでございます。なお、最終的な議会基本条例（案）につきましては、正副委員長で調整の上、全員協議会を開催し、全員に議会基本条例（案）をお示ししながら全議員の共通認識のもと、議会基本条例の制定に向け、9月定例会に議案として提案することといたしましたところでございます。

しかしながら、9月13日に開催した第11回の特別委員会において、正副委員長で調整した条例（案）について十分な検討が必要であり、再度全体的に意見を最終的に見直すべき意見が出され、また9月14日に開催された全員協議会においても、議案として提案のできる条例（案）を示すところまでは至らず、全会派の意見を条例（案）に反映する機会を得ることとし、引き続き特別委員会で慎重に調査、検討することとなった次第でございます。

10月8日、25日、11月18日に開催した第12回、第13回、第14回の特別委員会では、全会派の意見を議会基本条例（案）に反映することを目的に再度条例（案）の調査、検討を行い、議会基本条例（案）が取りまとまった次第でございます。

また、この条例の規定には社会経済情勢の変化や多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、新たな状況への適合を目的に、見直しに関し規定することを最終的に確認したところであります。

以上がこれまでの本特別委員会の経過と概要についてであります。議会の情報公開と積極的な広報・広聴活動、市民の意見の反映、また、市民参加による議会の活性化を図る必要性という観点では、共通認識のもと、議会基本条例策定の中で調査、検討を重ね、最終的な議会基本条例策定に向けて努力してまいったところであります。

本特別委員会設置以来、委員、議員及び関係各位の皆様には、今日まで終始ご協力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げましてご報告といたします。

塩竈市議会基本条例策定特別委員会委員長、嶺岸淳一。

○議長（佐藤貞夫君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。20番木村吉雄君。

○20番（木村吉雄君） ただいま特別委員会委員長の報告を伺いまして、いろいろちょっと疑問点がありまして、短く3点ほど委員長にお伺いいたします。

6月議会前だと思いましたが、新しい議長が選任されまして、特別委員会の委員と交代になったように伺っております。そのとき、議会に報告しなくてもよろしいのでしょうか。また、報告したのでしょうか。そのことをお尋ねいたします。

2点目、審議の終盤途中、もうそろそろ条例案が出てくるのかなというころの時期になりましたら、2名の特別委員が突然退会と申しますか、委員が2人抜けて出ております、特別委員会から。そのことはどのような経緯でそういうものになったのか。我々聞くとところによりますと、委員長、副委員長の物の考えの独断と偏見の考えで進められたらついていけないと、ここでやめさせていただきますという物のとらえ方と伺っておりますが、そのようなことがあったのかどうか。委員長、お尋ねします。

もう一つ、委員長は途中において議会の副議長とされました。議会は議長、副議長、これは議会をまとめるに当たって普通、特別委員会の委員長を兼任はしないと聞いております。今回はなぜそのことを皆さんで諮らなかったのか。また、そのままなぜ継続したのか。この3点をお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 11番嶺岸淳一君。

○議会基本条例策定特別委員長（嶺岸淳一君） まず、委員の交代については、議長の、議会が開かれるいとまがなかったということで、それは発表されなくて、後日改めてやったんだろうと思います。

それから、2点目の2人の方が突然、私と副委員長の言動がふさわしくないのでやめたと。これはある意味では、一応討論でございますので、一時的な感情が表に出たかもわかりませ

ん。そういった感情的にばんとやめていったと。その時点でやめると言わないで、しばらくたってからやめますというようなご意見でございましたので、その後会派の代表ということで、委員長が任命権者でございますので、委員長が汗をかいていただいて、慰留に努めましたけれども、本人の強い意志があったために、それが通らなかつた。そのかわり、議会では委員会、いわゆる各派の代表ですから、そのかわりに出してほしいという旨を言っているんですけども、それが意にかなわなかつたというのが中身でございます。進行上がどうだあだというのは、やっぱりいろんな問題が生じますので、気に合わない場合もあるでしょうし、あるいはスムーズに行く場合もあるだろうし、そのための委員間討議でございますので、もしそういう場面で傍聴に来ていただけたならば、その意味合いがしっかり見えるんだろうと、その辺が残念に思います。

それから、副議長としてどうなのかというお話がありましたけれども、どこにも規定がありません。こういうことについては、特別委員会がどうだこうだという。それがどこに書いているのかわからないので、私はそのまま皆さんから議論がなかつたもので、そのまま粛々と進めたということでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 20番木村吉雄君。

○20番（木村吉雄君） 一番最初の質問をいたしました、その特別委員のことでございますが、前議長と交代になったと、そのことがはっきり聞こえなかつたんですが、報告あつたのかどうか。報告しなくてもいいのかどうか。皆さんが特別委員会11名ですか、なされたときには議会で報告、就任されましたと議長が報告しております。このことの交代はなぜしなければならなかつたのか、お尋ねします。

○議長（佐藤貞夫君） 11番嶺岸淳一君。

○議会基本条例策定特別委員長（嶺岸淳一君） 任命権においては私が議長ではありませんので、議長のほうからぜひその辺については、任命権者の議長のほうからお願いいたします。私にはそういう権限がございません。

○議長（佐藤貞夫君） 20番木村吉雄君。

○20番（木村吉雄君） 今、委員長から聞いていたと思いますが、私の事項ではないと、議長の事項だと、その交代は。議長、どう思いますか。

○議長（佐藤貞夫君） 議長の意思でそれは決定しますから。報告するもしないも、議長の意思でございます。

13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 委員長さん、大変ご苦労さまでした。

そこで、私、委員長が12月に委員長を受けたと。これは塩竈の議会の中でこの基本条例の委員長というのは、私は60年の議会のあり方を本当に見直し、改革するという意味では今までの中で最も重い委員長だというふうに思っているんですけども、その委員長になったときに、委員長はこれは全議員が一致して取り組むんだと、あるいはまた最初から全議員でまとまるような考えがあったのか、それが一つです。結果的に、今回の議員提案見ても半数です。これに対して、あなたはどういうふうに考えるのか、それが一つです。

もう一つは、ちょっと細かいから書いてください。14回いろんな委員会をやったと。そこには市民公開をやりました、あるいはまた全員協議会もやりました、アンケートの問題に対するいろんな委員会もしました、前文の問題もずっとやってきました。そこで、簡単に言いますけれども、前文ができたのは何月だったんですか。そして、一番大事な、議員がこの問題に対する議論、これは何回やったんですか。この2点、まずお聞きします。

○議長（佐藤貞夫君） 11番嶺岸淳一君。

○議会基本条例策定特別委員長（嶺岸淳一君） 佐藤英治委員は特別委員会の委員でありながら、私は11月28日の最後の委員会のときにすべての条例案、あるいは章文立ての案を出してくださいと、最終的にこれでよろしいんですかというふうに決を採りました。異論はだれ一人ありません。これについて、ちょっと異論がないときに、委員会としては全員が賛成なわけですから、何も私がああでもないこうでもないという筋合いのものではないと。責任を持って声の重さ、あるいは発言の重さ、発言の責任を感じていただきたいと思います。

それから、もう1点、これは私が答弁してもちょっとおかしいなと思うんですけども、これは質疑に当たらないんじゃないかなと思うんですけども、2点目の議員提案案、これはまだ上げておりません。だれが賛成するもしないも、とりあえずはまだ上がっていませんから、上がってからそういう発言をするなら答えようがあるんですけども、その点については発言できませんので、あしからずお願いいたします。（「最初の質問ちゃんと答えて」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） 挙手してください。発言するならば。13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 何回もできるんですね。何回もできるんなら私こういうふうにしますよ。3回と決まっているから、何回も立つと質問が次できなくなるから言っているんですよ。ち

ちゃんと正式に答えてくださいよ、その回答。いいですか。あなたは最初、委員長になったときに全員でこれをまとめるように努力すべきあれでなかったんですか。そのつもりでいたんじゃないのかということを知っているんですよ。結果的にどうだったのかということを知っているんです。

第2に、いろんな議長あるいはまた副委員長に対してもいろんな委員から、何というか、いろいろ言われてきました。その中で、私じゃあ次に言うのは、この委員会の最後のときに決を採ったと思いますけれども、何人反対し、何人が賛成したんですか。そこのところ、まずお聞きしたいなと思います。

そして、先ほども言いましたように、いろんな14回の中でこの条例の中身について十分議論した日は何日だったのかということを知っているんですよ。この3点、お伺いします。

○議長（佐藤貞夫君） 11番嶺岸淳一君。

○議会基本条例策定特別委員長（嶺岸淳一君） まず、全員賛成したかしないか、さっき言ったとおり、11月25日、あなたもいたでしょう。異論ありませんかと確認して、異論がある人と、手挙げなかったでしょうというのが。だから全員賛成でしょう。しっかりと見てください。

（「何人が賛成して何人が反対したか」の声あり）だから何人でなくて、手挙げない、異論ある人は手挙げてくださいと。異論ないから全員賛成ですよ。（「そういう決め方でいいんですか」の声あり）いいんです。それは民主主義ですから。あなた、おかしいでしょう、言い方が。

それから、もう一つは中身については何回討議したのかと。皆さんからその条例文をいただきながら、いろんな形でありましたけれども、中身の件については約10回以上やりました。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 私、別に感情的になっているんじゃないんです。まず最初、委員長を拝命して重要な委員長ですから、やっぱり全員が賛成すべきだということでもありますけれども、先ほど木村委員からも質問されたように、やめた委員が2人いますよね。そして私もやめたんです。これではということ。（「やめていません」の声あり）私はちゃんとあなたに出しています。（「許可は出していません」の声あり）許可出すか出さないか、ちゃんとあなた自身が間違っただけだからこうなったんですよ。（「そんなことない」の声あり）ないということない。（「経過申し上げます、じゃあ」の声あり）まあ、いいです。（「あなたの質問終わったら申し上げます」の声あり）

それで、私はあなたが今14回のうちにいっぱいやったようなことを言うけれども、前文は10月に決まったんでしょ、この前文が。その間までは紆余曲折してこうだああとやった。前文が10月に決まったんですよ。そして、いろいろ出されたのをどうしたら組み合わせるか、いわゆる全国のいいところのコピーをこっちにしよう、あっちにしようというパッチングというんですか、張り合わせに随分時間がかかっているんですよ。パッチワークというんですか、ごめんなさい。そういうこと。

あと、市民公開に2回かかって、全員協議会も何回かやっているんですよ。議員の議論というものの中身が何回なんですかと。ここが一番メイン、基本条例つくるのに大事なのに、明確に答えてください。

もう1点。あなたは最後の委員会のために、私に対して何かこう恫喝しましたね。私はそれは本当に、あなた覚えていますか。議長もそれは覚えていますか。そこは議長にも確認します。

○議長（佐藤貞夫君） 記憶にありません、それは。

私に対して間違った手続をとったと言いますけれども、あなたは10月25日に最後の委員会に出席をしました。11月4日付で印鑑もなしに、11月9日の日付で出しました。それで、事務局に出して、これ印鑑ないですよと言ったら、改めて印鑑を押して出したようでございます。

（「出しましたよ」の声あり）それで、私は11月18日、全員協議会が開かれたときに、あなたと話し合いをして、実質的に質疑終わったわけですから、今の段階で、この段階で委員をやめるのはおかしいんじゃないですかと。あなたは了承しましたけれども、実質的に全員協議会するとき、委員外席に座りました。それで、私が委員席に座ってくださいと言ったら、あなたは委員席に座ったでしょう。だからやめていないんですよ。やめたなんて、いいかげんなことを言わないでください。（「反論させてくださいよ」の声あり）私が辞任と許可するという出していないから。初めて辞職願出した時点で、辞職を承認したという、もらった時点で初めて辞任。私、発行していませんから、辞任しておりません。（「反論します」の声あり）あなたは委員席に座ったでしょう。（「そこは反論しますから。答弁まずやってくださいよ。委員長に対する質疑、さっぱり進みませんよ」「議長」の声あり）

11番嶺岸淳一君。

○議会基本条例策定特別委員長（嶺岸淳一君） ちょっと冷静に言わせてください。よろしいですか。よく聞いてください。あなたがいるところで協議したわけですから。

まず、12月17日に先ほど報告したとおりです。それで、2月9日には市民の意識調査、専門的知見の活用、そして特別委員会の今後の進め方について十分な検討をしたと。それから、3月11日には特別委員会の今後の進め方、いつごろまで仕上げるかという案を示しまして議論しました。それから、4月14日には市議会の改革、議会の基本条例について、それから市民意識調査の結果について議論をしたところでございます。同じく5月17日に議会基本条例の課題について検討してまいりました。それから、8回目については、同じく議会条例の前文並びに骨格について討論しました。それから7月1日、議会基本条例の策定の経過について報告しながら、きちんとやりました。それから7月20日、議会条例の骨格について、これも同じく行いました。それから7月29日、これも同じく議会条例の策定について討議をいたしました。それから8月23日、同じく議会条例の中身について検討を行いました。8月31日、同じく議会条例（案）について検討を加えました。それから9月13日、9月14日、それから10月8日、同じでございます。そして10月25日、議会基本条例（案）について、その他の事項について検討いたしました。それから11月18日、議会基本条例、その他の議会報告会等について検討を加えました。11月18日、議会基本条例（案）について、同じく議会報告会の開催についてご討議いただきました。12月7日、きょうに至ったわけです。このぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、もう一回お伺いします。佐藤英治委員は、それまで何もやっていないというのであればお聞きします。あえてお聞きします。6月の特別委員会、1カ月以上前に通告したにもかかわらず、あなたは6月の委員会を欠席し、他のセミナー、つまり東京で行われたセミナーに参加しているじゃないですか。あなたの言っていることとやっていることが支離滅裂です。しかも、大事な特別委員会をサボって、エスケープして、その東京のセミナーに行く。これは懲罰に値するものですよ。以上でございます。（「議長」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） 3回終わりました。（「だから反論させてくださいよ。あなたの考え方が違っているんですよ。いいかげんですよ」の声あり）

委員長報告に対する質疑を続行します。その他の委員、ありましたら。

14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） 私もちよつと委員長に質問させていただきますが、昨年12月、この基本条例について特別委員会が設置され、私らも今まで市制施行以来数十年にわたりいろんな条例が分散されておる。基本条例が今度できることについては大変私らもうれしく思っており

ましたし、内容についても市民または議員のいろいろの合意による条例ということで、大変期待をしておりましたが、昨年12月、12人で本会議において議長より委員を選任されたということでありましたが、その後4人の委員が辞職または交代ありましたけれども、先ほどうちの会派の木村議員からも質問ありましたが、委員長としてその決意に対してどのような態度をとられたか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 11番嶺岸淳一君。

○議会基本条例策定特別委員長（嶺岸淳一君） 任命権者は塩竈市議会議長、佐藤貞夫の名前で発表されておりました、発表された中から正副委員長が互選された。それは議長経験されている伊藤先生だからわかると思います。だから、最終的に。（「志賀議員」の声あり）すいません、志賀さんから発表されて。すいません、間違いました。志賀議長から発表されて、いわゆる議会の幹事長、それから運営委員会の委員が選出されました。それでニュー市民クラブはちょっと1名足りないんじゃないかという声があったので、1名をプラスしたというふうにお伺いしております。最終的な任命は議長にあります。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） その内容なんですが、何かお友達クラブみたいな話し方で、私ちょっと納得いかないんですが、うちのほうからも欠員出ました。しかし、欠員について議長に申し入れたところ、議長からは代理人を出せというふうな話はありませんでしたが、私のほうでたまたま病気とか事故でなかなか会派がまとまりにくいので、どうせ本会議で委員の選任ということがあるんでしょうからということで、議長には答えているわけです。それが何ら今まで報告がなかったということと、それからうちのほうの委員が辞職願出したのも、委員会の中で副委員長から私らも好き嫌いがあると、意見を聞く聞かないの好き嫌いがあるのでということで、聞く耳がなかったということをお伺いしております。それではその住民と市民の合意ということがさっぱりなっていないんじゃないかと、その辺は委員長、どうとらえておられますか。お伺いします。

○議長（佐藤貞夫君） 11番嶺岸淳一君。

○議会基本条例策定特別委員長（嶺岸淳一君） その状況のときに、私は発言した伊藤副委員長にも注意しましたし、それからもっと冷静になるようにと菊地 進委員にもお話をしました。そこで一たん落ちついたんだろうなと思いますので、それ以上それ以下でもないんだなと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） 3回目ということですが、最後にちょっとお伺いしますが、この条例も、我々来年4月選挙なんです。それで、この間全員協議会のときも申し述べたように、あと3カ月4カ月足らずで新しい議員と交代すると。そんなに急がなくてもいいんじゃないかということでも申し上げたんですが、議長は委員会から一応申し受けているということで、なるべく12月に決めたいという回答は受けたんですが、そんなに急いで内容もいろいろと委員の中からいろんな質問が出ている、そういう中でなぜ12月に決めなくてはならないか。また2月もあるし、またこんな立派な案ができていますから、来年選挙が終わってからでもそれを引き継いでもいいんじゃないかと思うんですが、その辺をお答えいただいて、私の3回目の質問を終わります。

○議長（佐藤貞夫君） 11番嶺岸淳一君。

○議会基本条例策定特別委員長（嶺岸淳一君） 私が12月に委員長を仰せつかった責任は、いわゆるこの章立て条文をまとめるという使命でございます。それで、最終的に全員協議会も変更していただいて、条例改正していただいて、議長招集で全員協議会ができるようになって諮りました。前文については、一応その1回目の協議会のときにお話をして、これでよろしいんですかと、そのときのご意見は増田先生に見ていただき、これでいいというのであれば異論はありませんという答えがありましたので、早速増田先生のところにお届けして見てもらってオーケーだと。それが私と与えられた責務だと思います。最終的には、これをどうするかは各個人の議員さん、あるいは会派の議員さんが最終的にはあとは政治判断すると。足りないところは条例文として提出してもらい、あるいはこれはまずいという場合はあるいは削減してもらいとか、そういった政治判断にこれからはなるんだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） その他ありませんか。

18番鈴木昭一君。

○18番（鈴木昭一君） 私は1点、お伺いをいたします。

まずもって、この基本条例の特別委員会が設置され、そして14回にもわたる委員会を開いて、そしてさまざまな討議をされた、そのことについては心から敬意を表したいと思うわけでありませぬ。

ただ、残念ながら、その討議がなかなかすれ違いが多くて、本当に委員会全員の合意が得

られないままに本日の採決になってしまったということは非常に残念だなと思います。これから塩竈市の議会基本条例が動き出すときに、やはりできれば本当に市民、議会ともどもに合意した内容であったらばなというふうに期待をしたところであります。

いろいろ町内各地区の説明会も行われましたけれども、住民の方々が初めての基本条例でございますから、なかなか理解はできなかったという部分もございますけれども、またちょっと気に入らない、合わないという方もいらっしゃったようであります。

いずれにしても、こういった案文がつけられたということについてはいいのかなと思いますけれども、ただ、先ほど委員長の報告の中でこの14回の委員会の経過を説明しただけなのかなと思います。その中で一切、委員会の中では全く決も採っていないくて、合意に至ったような経過も先ほどの報告にはなかったように思います。

この後、この委員長の報告に対する採決があるのかどうかよくわかりませんが、その後控えている議員提出議案第8号との整合性はどうか、その点、委員長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 11番嶺岸淳一君。

○議会基本条例策定特別委員長（嶺岸淳一君） 鈴木議員にお答え申し上げます。

全員の合意がないとおっしゃいましたけれども、11月28日に最終的に合意の案、これによるんですかと、会派代表の皆様、代表で来ているわけですから、だれも異論ないから合意なんですよ。（「決採ったの」の声あり）決も採ったから合意できたんでしょう。異論があれば手を挙げてくださいと、異論がないからそれでいいんですねと、これで報告しますと、きちんと申し上げているんですから。（「何の委員会」の声あり）特別委員会です。じゃあ、そういうふうにやじを飛ばすんだったら、どうして1回でもこれだけ大事な議会をやっているんですから、傍聴に来ていただけないのでしょうか。（発言者あり）そんなことございません。あなたが委員長の時、そういうふうに言ったんですよ、人に。だから、私は責任持って皆様の合意を取りつけるために、きちんとしたお諮りをして、そして最終的な特別委員会に取りまとめたものをご報告したということでございます。あとは上程するかしないかはそれぞれの政治判断でございますので、それ以上お答え申し上げるわけにはいきません。

○議長（佐藤貞夫君） 18番鈴木昭一君。

○18番（鈴木昭一君） 今、委員長のご答弁よくわかりましたけれども、しかし、委員会は委員長の采配でやるものですから、委員長の独断的なこともあってもいいのかなと思いますけれ

ども、しかしながら、全員協議会の中でさまざまな異論が出ました。そして、結局この12月議会に上程をするということで終わりましたけれども、そのときにも皆さんからの賛同を得られるような状況ではなかったと私は理解をしているわけであります。

そういった中で、やはり伊藤栄一議員からも、もっともっと時間をかけるべきだというご提案もありましたけれども、残念ながらこの12月議会に提案をするということでございましたので、我々としてはなかなかその意見を受け入れられなかったということで大変残念に思うわけであります。

しかしながら、これからやはりこの塩竈市議会がこの基本条例をもとに一致結束して市民の皆様と対話をしながら議会運営をして、市民の幸せをしっかりと守っていく、つくっていくということが大きな命題であるかと思いますので、委員長におかれましてはなお一層ご努力をされまして、今後の議会活動にぜひ運営に図っていただきたいと。

ただ、先ほどの質問の中でご答弁がなかったのは、議員提出議案第8号との整合性について答弁がなかったものですから、私の理解でよかったのかどうか。この委員長報告はこれまでの委員会の経過を説明するというので、そして本論の第8号の中で採決をするということの理解でいいのか、委員長のご判断をお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 11番嶺岸淳一君。

○議会基本条例策定特別委員長（嶺岸淳一君） あくまでも委員長報告はそういったまとめをしましたという報告でございます。あくまでも。それで、政治判断をして議員提出議案にするかしないかは、皆様個人個人あるいは会派の考え方で決まっていくということでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 18番鈴木昭一君。

○18番（鈴木昭一君） 最後に一つだけ。きょう、この議員提出議案第8号が出ておりますけれども、これは前回の全員協議会の中で、ちょっとこれをきょう出されたものですから、すべて前回のものと区別できませんけれども、全く同じものであるのかどうか、その辺だけお聞きして終わりたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 11番嶺岸淳一君。

○議会基本条例策定特別委員長（嶺岸淳一君） 意見が述べられた章立ての部分で差しかえてあります。一部直してはあります。ご意見を取り入れてということでございます。すべてあの原案のとおりではございません。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって塩竈市議会基本条例策定特別委員会の調査を終了することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、本特別委員会の調査を終了することに決しました。



日程第5 議員提出議案第8号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第5、議員提出議案第8号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第8号について、提案者代表から趣旨の説明を求めます。11番嶺岸淳一君。

○11番（嶺岸淳一君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第8号について、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第8号「塩竈市議会基本条例」につきましては、地方分権の推進により、議会の役割が一層大きくなってきたことを踏まえ、議会の基本理念及び活動のための基本原則を定めることにより、市民に開かれた議会の実現を図り、もって市民の福祉向上及び市政の発展に寄与することを目的として条例を制定するものであります。

市議会では昨年12月に塩竈市議会基本条例策定特別委員会を設置し、約1年、14回にわたり議会基本条例の策定に関する調査、検討を進めてまいりました。その間、市民からの意見聴取や意見の反映を目的に、市議会に対する市民意識調査、住民説明会などを実施いたしまして、また専門的知見を活用し、元総務大臣の増田寛也氏に調査を依頼するなど、特別委員の熱心な議論並びに議員各位のご協力のもと、この条例案が取りまとめられたものであります。

ご配付の内容を参照していただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） これより議員提出議案第8号の質疑に入ります。13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 質疑ですので、お尋ねします。

まず、4ページ、議会の権限の中で、塩竈市政に係る重要な計画の議決等に関する条例ということ盛り込んでいるんですね。これは船橋市の条例を即コピーして、6月議会で条例が可決したんですけれども、半数の議員がこれに対して反対、賛成していないんですね。それにもかかわらず、この議会基本条例の一つの理念に議員の合議制というのがあるんですよ。合議して出すと、いいものをつくるということにもかかわらず、ここにぼんと入れるという、これで合議になるのかということが一つです。

そしてもう一つは、議会の権限って一体何なのか。こんなものなのか。それとも私が考えるのは、議会の権限というのは二元代表制をこの地方自治でどう運用するかということなんです。そうすると、今鹿児島県の阿久根市ですか、あそこでいろいろ専決の問題を中心として地方自治が非常に混乱しています。それは何かというと、市長の権限が招集権、きょうもこういう議会なんですけれども、招集権が市長だけなんです。議会も招集権を持とうという部分が最大の権限のポイントなんです。こういう合意しないものをここに入れることに対する考え方を私は認められないと思います。何のために合議を基本条例の中で何度もうたっているのに、こういう合議もしないものを入れるということは、私は削除すべきじゃないかなと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） 提出者を代表いたしまして、ご回答申し上げます。

この議会の権限、第12条に定めております議会の権限は、ここにも書いておりますが、地方自治法の第96条第2項によりまして議会の議決事項というのが定められております。その第1項において具体的に、議決事件として地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないということで、（1）条例を設け、または改廃することなど含め、今たしか15項目定まっているんだと思います。そして、平成22年の本年度のたしか4月の地方自治法の改正では、法定受託事務についても条例で定めれば議会の議決要件に加えられるということになっているかと思えます。

それで、今回この議会の権限として第12条で定めておりますのは、第2項でございますので、第2項は何かといいますと、前項に定めるものを除くほか、普通公共団体は条例で普通地方公共団体に関する事件につき、議会の議決すべきものを定めることができるとあります。このことを活用して、全国市議会議長会等含めまして、やはり議会が議決の拡大を図ること

によってその二元代表制の一翼としての権限を行使することが必要であるという検討結果があることから、この塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例については、本議会においてお認めをいただきました。その中の、たしか4条に入っております、今当議会が9月議会の最終日に塩竈市より、当局より第5次長期総合計画の案が示されたわけですが、地方自治法上は基本構想のみが議会の議決ということになっておりますが、この塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例の第4条で、基本計画についても議決とするということとを独自に定めさせていただきましたので、ここの議決の権限というのは基本計画を議決の対象とするということがここの対象になります。

あくまでも、この議会の権限については、地方自治法の定めにある部分以外の部分での議会がみずから定める部分をここで議会の権限を明確に打ち出すということでございます。

改めて追加して申しますと、(2)につきましては、これは今のところ塩竈市市政の部分においては土地開発公社が該当になるということでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） いろいろ長々と説明されましたけれども、我々議員だって十分認知されていないし、私言ったのはなぜこの基本条例は合議制というものを大事にしているにもかかわらず、合議制でないものをぼんと入れるのかということの説明をお願いしました。もう一回お願いしますけれども、次にもう一つ。

6ページに見直し手続というのがあるんですね。第25条3で、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案で、全議員が賛成したとしても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならないと書いているんです。しかし、今回この提案されたのが全議員でないものを最高法規として出すこと自体が矛盾しているんじゃないんですか。この2点、改めてお願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） 議会の権限につきましては、この基本条例の中にもありますとおり、塩竈市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例は平成22年、条例第19号として公布をされておりますので、これはそういう条例がある以上はそれに基づく内容について議会の権限の拡大が図られる条文がありますので、この中に入るといことは何ら問題はないことだと思います。

それから、最後の部分の見直しにつきましては、この基本条例が市民の皆様にとって議会

で何をやっているのかわからないというご意見がよくありますものですから、それをよくわかっていただくためには、たとえ全議員が賛同する改正案であっても本会議において全議員でなぜ改正したのかということを確認に説明をするということの内容でございます。

もちろん賛否両論ある場合については、この基本条例にもありますが、最終的に議員間討議を経て合意形成を図る努力をしたにもかかわらず、なかなかそこが埋まらなかった場合については、この基本条例にもありますが、討論においてその違いを明確に市民にわかるように説明するという内容になっているところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君） 全議員が、さっきも嶺岸さんにも何回も言っても正確に返ってこない。なぜこういう合議していないのを入れるのかということが問題なんです。いろんなくどい説明は、私は必要としていないんです。そしてまた、この議会基本条例の全国白書2010年版を見ても、この部分が載っているところは私はちょっと何度探して見なかったということです。

あと、今の改正、まず最高法規ということはこの第10条でうたっているんでしょう。最高の規範性ということで。その最高の規範性にするということは、分裂した状態で、私はずっと一貫して議長にも言っています。この議員提案は何としても議員全員が賛成して出す、これが最高規範性としての一つのものだと私は思っています。全議員がこの最高規範性のある条例だという確信なくして、これからの議会基本条例つくりました、じゃあどうやって進むんですか。

私は最終日のときも、いろいろ40分間にわたって1対7で戦いました。しかし、私の言っていることを全然認めない。そして、ほかのほうだけパッチングして、ペラペラとして。私は最先端の基本条例の案を出していても、全部認められなかったんです。そして、私はさっきも言いましたけれども、議長にはこういうような分散した出し方は市民は本当に何やっているんだと、新聞のネタになるんじゃないですか。（「私は聞いておりません」の声あり）そういうことも私は……。議長、もう少し、私は言ったことは覚えているし、あなたもぜひ言ったことを覚えておいてください。最終日の委員会のときに、私はあなたが着いたときにこう言ったんです。さっきの話じゃないけど。議長、委員会はいつ終わったんですかと。あなたはあのとき、私が出したときに、もう終わったんだ、佐藤英治君、あなたはこれ出さなくたっていいでしょうと、そういうことを言っている経過なんです。私はニュー市民クラブの方にもちゃんとそこはしゃべっているんです。ちゃんと私は出しましたと。最初は判こ押

さなかったかもしれないけれども、言われてちゃんと直してやったんです。

それと、もう一つは議長があそこに着いたときに、私はこういうような混乱の中で出すべきではないと言っているんです。それは結果的に出されたんだけれども、それはあと賛成討論、反対討論の中で述べますけれども、これはもう一回答えてほしいんだけれども、私はやっぱりこれは全議員が賛同して合意して、そしてみんなでこれから議会改革しようという最高規範にしなければいけないんですよ。この辺、どう考えるんですか、もう一度お願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） 提案者を代表しまして、お答えを申し上げます。

先ほどの特別委員会の嶺岸委員長よりご報告がありましたとおり、特別委員会の最終日に委員の方ご1名の方、都合でご欠席ではございましたが、まず委員会としてこの案ができましたので、その辺そのことについて特別委員会として最終的な議論をしたいということで申し上げたところ、ある委員より会派で話したことについて先に述べさせていただきたいという経過はございました。それについて、委員長が受けまして、その後委員会として前文から含めて最後の第25条、そして附則に至るまで、1条1条全部、特別委員会として確認をし、意味の確認もたしかしたはずでございます。その上で、委員長が最後にこの案が特別委員会の最終案ということでよろしいですねということで、異議なしというご発言もあって、それで特別委員会としては最終案を取りまとめをしたという経過だと、私はそこにいましたので認識をしております。

その上で、前段、全員協議会等でもお話があったように、委員会としての条例提案はないということで、あくまでも特別委員会は基本条例案を作成するということでの特別委員会という位置づけを明確にさせていただきましたので、私ども提出者としてはその案を基本として、また24日、25日に行われました市民説明会に出席して、その中で市民の方から出てきた意見等も参考にしながら、先ほど嶺岸委員長が答弁いたしました、議員の懲罰の部分については全員協議会でもご指摘がありましたので、たしか後ろのほうに章立てを1個ずらして変更したということはあると思いますが、それ以外につきましては語句の訂正のみということで、今回、この条例案を賛同いただける議員の方々でご提出をさせていただいたということでございます。その際、ほかの会派の方々にもご連絡も差し上げたという経過がございます。

○議長（佐藤貞夫君） ほかに質疑はございませんか。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議員提出議案第8号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。議員提出議案第8号について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。20番木村吉雄君。

○20番（木村吉雄君）（登壇） 大変大事な議員提出議案が出てまいりまして、いろんな意見、市民の方もこのテレビを、またラジオを聞いておりましたら、塩竈の議会、心は一つ、いいものをつくっていい議会にしたいと、このことだと思えます。ただ、いろんな経緯がございまして、我々も今初めて聞いたこともございます。そんな中、この議員提出議案第8号塩竈市議会基本条例に反対する立場から討論させていただきます。

私自身も12年前にこの塩竈の議会に出させていただきますと、その決意はと、塩竈市民が豊かになるためには当議会を改革しなきゃいけない。もう21世紀になろうとしている時期でございます。そんな中で、自分でできることはというものをとらえたかったから、毎年東京に出ていきまして勉強させていただきました。東京近辺では同僚議員と一緒にいたり、個人で行ったりしておりますが、出てきた言葉がこういう時代になってきたときの議会基本条例と。現在、各自治体の議会でも县市町村問わず、この条例を策定し、または条例化しようとしております。何ゆえ今議会基本条例なのかということではないでしょうか。今、現実21世紀に入りまして、議会はどのように進んでいかなきゃいけないのか。市民の立場から考えたとき、現在の二元代表制の中での一方の議会が現在のままで、今のままでいいのだろうかというところから始まってきたのではないかと思います。

そんな中、言葉は違いますが、直接民主主義と東京近辺では有識者が、一部ではございますが、議会を通さなくても行政側にお願ひすれば実現してもらおうと、議会なくてもいいのではないかという物のとらえ方も出てまいりました。そんな中で、先端で新しく物事をとらえて

いる栗山町から始まって出てきたことをございしょうが、現在、私の記憶では、先日新聞紙上で見たところ、全国の二十数%がもう策定、または策定作業にかかっていますということをございます。

そこで、わかりやすい、なぜこれをつくらなきゃいけないかというのを我々この壇上で市民にお示しをしなければいけないということで、ちらっと申させていただきました。

まず、二元代表制の中での議会は現実的に地域住民の意見を尊重し、行政に反映させることなどが今後の議会のあるべき姿を市民と一緒にあって議論し、討論し合い、住みよいまちづくりをするため、市民のための市民による議会をつくること、これが前提条件であります。基本条例の前提条件でございます。

そのことを踏まえて、しかるに今回上程されました議員提出議案第8号、大変欠点が多いのではないのでしょうか。その中の一つ、たくさん見受けられますが、最初からいいものを100%つくれというのは無理かもしれませんが、ただただ目につくことは市民の立場でつくっているのかと。市民との対話はどうあったのかと。アンケートだけ1回。報告会1回。これでもいいのかと。そうではないでしょう。議会基本条例はたび重なる市民との対話によって作り出さなきゃいけない。このことは皆さん、わかっていることと思います。それを何度したでしょうか。まだ私から見たら、一度もしていないと思います。この基本条例のゴールを市民と一緒にあって、議会とキャッチボールしなきゃいけません。その中でつくってこなければならぬと思っております。

いろいろ欠点のことをしげく言うのもなんですが、実は塩竈の市制、もう間もなく70周年です。その市制が、議会が今からどうやって進かど。この拙速なスケジュールの中で、時間がないということが出てきていいものなのだろうかど。もっとも時間をかけても、この部分は時間をかけようじゃないかど、そういうものもまだまだあるのではないか。

徳島県鳴門市では3年かかって、ようやくつくった。だけど、当局から政策作成に当たる議員提案の政策費が金がかかり過ぎるからちょっと待ってくれど、その予算はとれないど。それから、東北で一番進んでおります会津若松市の議会では次々と進んでおります。それは、約50回市民と対話しましたよど、自信を持って議員さんが言っております。私も皆様に、これが始まる前に、議会条例が始まる、皆さんが勉強、特別委員会が始まる前に会津若松市に行って勉強してくださいよど申しあげました。勉強しに行ってくれたのはたった2人だけでございまして。皆さんはネットで見たからいいという方もおるでしょうが、あそこが今東北

で一番進んでいるんです。私の友達、数人おります。東京で勉強した仲間が。もう議員なんか給料もっと3倍ももらえと、そんなに働いているのかと、250日働いているのかとか、市民に言われたら3倍取れと、そういう言葉も出てくると。だから、市民との対話なんだと。最初は議員なんか要らないといったのが、そういう物のとらえ方でございます。

ぜひ、70年になろうとしている議会でございますから、いろいろここで並べてまいりました。6点ほど、ここが欠点ですよ、ここが欠点ですと、そのことは余り申しません。ぜひこの塩竈の先人たちがつくってくれた議会をますます我々みんなの手で、市民の手で一緒になって前に進めていこうではございませんか。

このような反対討論でございますが、ここに来まして、心一つ、これ一つ言いたかったんです。ここに書いてまいりましたが。だけど、我々はみんな必ず同じ心だろうと。なぜ待てないか。その待てないだけのことなんですね。先ほども出ましたが、なぜ待てないんだと。もっと議論し合わないんだと。何でスケジュールしなきゃいけないと。そういうことではございません。ぜひもっとじっくりと、塩竈市民のために、塩竈市民の目線のために立ち返って、私はこの基本条例に反対いたします。以上、ご清聴ありがとうございます。

○議長（佐藤貞夫君） 次に、議員提出議案第8号に対する賛成者からの発言を許可いたします。

9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君）（登壇） 議員提出議案第8号塩竈市議会基本条例について、提出者の1人として賛成の立場で討論いたします。

塩竈市議会基本条例は、先ほど塩竈市議会基本条例策定特別委員会の委員長報告にもありましたように、昨年12月17日の本会議におきまして全会一致の賛成により、議会運営委員会の委員5名、各会派の幹事長7名、そしてニュー市民クラブからは幹事長と議会運営委員会委員を菊地進議員が兼ねているとの理由により、特別枠として阿部かほる議員1名が加わり、総勢12名の体制で出発いたしました。残念ながら、途中2名の委員の方が辞任されましたが、以来今日まで特別委員会14回、全員協議会4回、市民説明会5回、その他塩竈市議会市民意識調査アンケートの発送準備、結果集計、特別委員会の委員間調整のための勉強会3回と、約1年間大変密度の濃い特別委員会としての策定経過を続けてまいりました。

当市議会において、党派、会派を越えてこれほど議員間討議に基づく活動をしたことがありましたでしょうか。これほどまでに特別委員会を動かした原動力は、何と申しましても3月に特別委員会が実施した塩竈市議会市民意識調査の結果によるものです。アンケートの結果

では、市議会に関心がない54.8%、市議会議員の活動内容を知らない70.6%、市議会改革が必要だ65.1%など、大変厳しいものでした。

このアンケートの調査結果を真摯に受けとめ、塩竈市議会基本条例策定特別委員会の報告に賛成する議員でこの議員提出議案第8号塩竈市議会基本条例を提出いたしました。この基本条例は、市民の皆様が議会に参加し、市民の皆様の代表機関である議会を使いこなすための議会の基本的事項を定めた条例です。塩竈市議会基本条例の前文に、「市民と議会の間には大きな認識の隔たりが生じているのも事実です。その反省に立ち、議会は、襟をただし、市民との相互信頼を構築し、同じく市民から選挙で選ばれた市長と緊張関係を保ち続け、市民が参加する議会を実現します。」と明記し、特別委員会としての魂を込めました。市民報告会におきましても、条例の前文に、自分を反省し、議会改革を進めようとしている姿勢があり、評価するとのことのご意見も多くいただきました。

今日、百年に一度と言われた世界的経済不況から立ち直れた状況ははまだ見えてきません。さらに、本年9月議会に提出された継続審議となっております第5次長期総合計画では、今後10年間で本市の人口は5万1,000人まで減少するという見通しが掲載されております。私たち議会は、今現状に立ちどまっている余裕はありません。未曾有の急速な少子高齢化に伴う深刻な人口減少問題など、このような大変厳しい社会情勢を正しく認識し、塩竈市民の住民主権を確立し、一人一人の生命と生活を最大限尊重し、市民の幸せを実現するために、私たち塩竈市議会議員は立ちどまらず、市民の皆様にも参画していただける改革を進めていく覚悟が今求められているのではないのでしょうか。

以上、議員の資質向上を図り、市民に信頼され、市民の負託にこたえられる開かれた議会を築く決意をもちまして、議員提出議案第8号塩竈市議会基本条例の賛成討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤貞夫君） 次に、議員提出議案第8号に対する反対者からの発言を許可いたします。16番今野恭一君。

○16番（今野恭一君）（登壇） 私は市民クラブの今野恭一でございます。

ただいま反対の側に立つ立場で反対討論を行うわけではありますが、私はこの塩竈市議会基本条例をつくることに反対しているわけではありません。この中身について具体的に、私も委員としての立場を持っていた時期がありますので、そのときにはいろいろ意見を申し述べさせていただきました。しかし、あと一歩、もう少し議論を深めさえすればみんなが合意できる

のではないかと感じていましたが、残念なことに、ここに基本条例の案として議員提出議案第8号が提出されましたので、具体的にどんなところがそれではふぐあいなのか、どんなところに意見があるのか申し上げたいと思います。

まずは、3ページの第7条を見ていただきたいと思います。本来、この塩竈市議会基本条例は議員と議会について取り決めるものであろうと思います。が、この第7条においては、「市長は」という言葉で始まって、「政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。」というふうに結んで、市長の行動をここで義務づけているということになります。これが市議会の基本条例として必要なのか。私はちょっと文言を変えることによって、これを皆さんが理解、納得できる条文にできるのではないかとこのように思っております。

また、第8条にしても、やはり「市長は」で始まっております。これは「予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すにあたっては、わかりやすい政策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。」これも市長の行動をここで義務づけている条文であります。

次に、第10条のところであります。同じ4ページの第10条のところ。議員の市長などへの口頭要求の文書化の要請という項目がありまして、第10条に「議会は、議員が行う市長等執行機関及びその職員への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。」これは議会が求めるものなんですか。議会が求めなきゃならないものなんでしょうか。これは議員が議員として市民から受けた要望を要望書にしたためて、行政当局にこれをお願いしますという形で出せば済むことであって、私はずっとそういうふうにして記録をとっております。議員の皆さんが本来自分でなすべきことを、これは当局に求めているものであります。

次に、5ページに参りまして、第9章に議員の身分・待遇・政治倫理とあって、第18条は議員定数であります。それから、議員の報酬だったり、政務調査費について述べてありますが、これは塩竈市議会の例規集があつて、その中に定数条例もありますし、足りなければその例規集を直すなり、あるいはそもそもそういった例規集というものが根本的にあるわけですから、それをもっと上手に運用するなりすれば済むことではないかというふうにも思っております。

それから、6ページ、第10章で最高規範性という言葉を使っております。これはこれでいいとして、「議会は、議会に関する日本国憲法」——これは第23条の2項にうたっております——

一「日本国憲法、法及び他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならない。」こんなことがあっていいのでしょうか。これは日本国憲法より、法よりも、他の法令よりもこの条例が優先するというをここでうたっているものでありますが、しかし、私たちは日本人としてこの国で生活をする以上、国民として暮らす以上、やはり日本国憲法であったり、法律だったり、法令だったり、こういうものを遵守し、そしてさらに細かいことをこういった条例等で定めていくというようなものが本来の姿であろうと思いますが、ここではそれを逆に日本国憲法や法にもこの条例がまさるという条項になっておりますので、こうしたところを、先ほど他の議員からもお話がありました、また委員長報告の中でもいろいろ議論がなされておりましたが、さらに時間をかけてもっとみんなが合意できるような条例につくり上げていくなれば、みんながこれに従って粛々と議会の運営なり、あるいは議員としての資質を高めるなり、そういったことをなすことによって市民生活の向上につながっていくのだというふうに思いますが、先ほどの委員長報告のこれを了とするかどうかということを議長に問われ、賛否を採られましたが、その結果は11対9であります。ほぼ半分の議員が了とできないものがあるんです。なのに、強引にこうした条例案を提出して、これを多数決で、民主主義だからと、多数決でこれで決まったんだというふうに言って、これを議会の決まりとするものかどうか、そこら辺は私は非常に大きな疑問を持つものであり、この条例案に対して反対の姿勢を表明するものであります。

これで、反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 次に、議員提出議案第8号に対する賛成者からの発言を許可いたします。
3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君）（登壇） 私は日本共産党市議団を代表いたしまして、議員提出議案第8号塩竈市議会基本条例に賛成の立場から討論を行います。

最初に、塩竈市議会基本条例策定に当たり、特別委員会の委員の方々には約1年間の間に14回の特別委員会を開き、調査検討し、意見交換を行い、議員全員の理解や意見を聞くために3回の全員協議会を開いて議会の意見を聴取し、また議会報告会を含めて数回にわたり市民への公開の場を設けて意見を聞いて条例策定に至りましたことに敬意を表します。

我が党市議団からは、特別委員会に曾我議員、伊勢議員の2人が出ておりますが、7月26日に塩竈市議会基本条例案を委員会に提出して、議員間相互の討議を行ってきました。また、党市議団は2人の委員から特別委員会での調査検討の内容をつぶさに聞き、議員団で意見を

交わし、到達した意見を特別委員会に反映させてきました。党市議団は毎回、定例議会が閉会しますと議会報告書を策定し、全世帯に全戸配付を行って議会報告をしてきましたので、最初は基本条例制定の必要性について若干温度差がありました。しかし、議論の中で、あらゆる面で市民への議会の公開と議員の資質向上が塩竈市議会には必要であり、市議会議員が活動する基本姿勢について条例で制定されることは必要と認識されて、賛同することになりました。

塩竈市議会基本条例には、党市議団が提案しました議会と市長との緊張関係や、議員の合意形成について合意に至らないときは討論で明確にすることなどが含まれました。塩竈市議会基本条例そのものについては、最初に基本条例制定の議会の精神について述べられております。塩竈市民の市民主権を確立し、一人ひとりの生命と生活を最大限に尊重し、地域住民の幸せを実現するまちづくりを目指すべきものとする、議会は市長と緊張関係を保ち続け、市民が参加する議会の実現を、議員としての資質向上を図り、市民に信頼され、負託にこたえられる議会を築く、この使命を達成するために条例を制定すると述べているのであります。

そして、第1章の目的（第1条）から第11章の見直し手続き（第25条）までが策定されておりますが、私は特徴的なことをここで述べたいと思います。条例制定の目的に、議会が市民の代表機関としての役割を果たし、市民に身近で存在感のある、透明で開かれた議会をつくり上げることが目的であると述べております。議会と市民との関係については、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない、議会は本会議のほか常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則公開にするるとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中または閉会中を問わず、市民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとするとしております。議会と市長との関係では、本会議における質疑応答は政策上の論点及び争点を明確にするために、一問一答の方式で行うことができる、さらに市長は議長または委員長の許可を得て議員の質問に対して反問することができる。議会の合意形成及び自由討議の保障の第2項では、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。第3項では、合意形成に努めても合意に至らなかった場合は、討論により意見の違いを市民に明らかにしなければならないと明確に述べております。

最後に、第11章で見直し手続について述べております。議会は一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。2項では検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を

含めて適切な措置を講ずるものとする、見直しについてもしっかりとらっております。

最後に、この条例が平成23年1月1日から施行するとなっております。塩竈市基本条例策定特別委員会が昨年の12月議会で設置され、先ほど特別委員会から基本条例の策定について報告がありました。今議会で塩竈市議会基本条例を制定するのは当然のことと思います。よって、日本共産党市議団はこの条例に賛成し、討論を終えます。

○議長（佐藤貞夫君） 次に、議員提出議案第8号に対する反対者からの発言を許可いたします。
13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君）（登壇） 議員提出議案第8号について、反対の立場で討論いたします。

まず、先ほどから14回したと言っているんだけど、いろんな公開だ、あるいはまた全員協議会だという、あるいはまたその張り合わせとか、あるいは読み合わせ、それを抜いたときに、前文が決まったのが10月の初めなんです。そして、10月中にこれ決まったと、どれだけ議論していないかということは明らかなんです。だから、我々はニュー市民クラブの委員さんたち含めて、もっともっとやらなきゃいけないと。

この間も増田先生が見えたときに、あの失態は何だったのか。みんなから、全員協議会やればやるほど、全議員からいろんな意見が出てくるんです。その意見が集中できなかったから、いろんな時間も混乱して收拾つかなかったんです。そういうことを私はよく委員長、副委員長、反省して本当に市民のための議会基本条例というのをつくってほしいし、私はこの5カ月や10カ月で基本条例は塩竈では明らかに無理だと思っています。

先ほど会津若松市という自治体、私と東海林議員、行ってきました。そしたら、あそこはもう土壌があるんです。議会が一生懸命やっている。塩竈は土壌がないから、僕はもっともっと議論して、今の塩竈の古い体質、どういうところに問題があるのか、そういうのをこの中にどんどん出して、そしてやるべきだと思っています。単に基本条例をつくりました、はい、どうぞとやるのではなく、基本条例ができました、これとこれが今までと違ってこう変わりましたと、こういうところを示すということが私は議会改革、基本条例がやるべき意味なんです。単に条例をつくって、はい、できました。これでは市民は納得しません。

それらについて、私はちょっと長くしゃべりますけれども、ぜひ聞いていただきたいと思えます。私たちは一貫して、4年前より議会基本条例をつくるということに対しては大賛成であります。特に、我が会派は1本だけです。議会改革基本条例をやるという目的でもってやってきたんです。ところが、こういうふうに分散されたのでは、我が会派は分散だと思いま

す。そして、なぜ私は反対するのかということをお話ししたいと思います。

これ見てもわかりますように、これ共産党と公明党を中心に提案されているこの第8号議案には議論も内容も不十分であります。特に、議会基本条例は塩竈市議会の議会改革の議案でありますので、20人の議員の全員で提案すべきだという観点から、私はこれを見ると半数しかしていない。そういう意味ではこれでは議会改革ではなく、逆に議会混乱ではないかと思っております。

この議会基本条例策定特別委員会の嶺岸、伊藤博章正副委員長は、まず自分から全議員が賛同できなかった点を真摯に反省することではないでしょうか。にもかかわらず、公明・共産の非常に大きい会派、数の力で強引に押し通すことは議会改革に逆行し、市民の……（「取り消せ」の声あり）理解が得られません。（発言者あり）何をですか。（「大きい会派じゃありません」「事実と……」の声あり）事実じゃないですか。（「事実と違います」の声あり）大きい会派が中心に決まったんじゃないですか。（「そういうことは言っていません」の声あり）これでは議会改革ではなく……（「静粛に願います」の声あり）混乱します。市民の理解が得られません。理解されないばかりでなく、市民の期待を裏切ることになると思います。市民は二分した議会を望んでおりません。委員会の運営は各委員の意見に耳を貸さず、おのが計画一辺倒が危うい運営をもたらし、結果的に全議員の多様な考えや市民の声を反映できなかったものであります。その焦りがこのようなわずかな議員提案になったのであります。

私たち3会派は終始議論に十分な時間をかけ、市民の声や全議員の意見を数多く聞いて合意形成を図るべきことを何度も何度も主張してきました。この十分な議論と合意形成への努力こそが条例の基本であります。なぜ急がなければならないのか。この疑問は議員から何度も質問されても明確な回答がされていません。だれのためにそんなに急ぐんですか。市民は10カ月でつくってくださいと言っていたのでしょうか。（「そんなことない」の声あり）第1回市民公開特別委員会の後、市民はいい条例をつくってくださいと言っていたと嶺岸委員長は誇らしく話していたのを私は今でも忘れません。この短い時間で議論も1回しかしない。この案がいい条例でないのは当たり前でしょう。

さて、11月末の第一小学校での市民説明会のとき、市民から、説明でなく読んでいないかと市民の不満の声が会場に響いたのです。この痛烈な意見に、議員のだれもが回答もできなかったのであります。私はしゃべるなど箝口令されていましたから、話したかったけ

れどもしゃべりませんでした。このとき、一番気まずかったのは、私は佐藤貞夫議長本人ではなかったのかと思うのであります。四十数年、議会の中心者が塩竈市議会のこの現状、弱体を、物の見事に市民から突かれたことは本当に恥ずかしい一幕であったと、私も本当に何か同じ気持ちを同情いたします。

我々や市民が求める議会改革の条例とは、形式条例の、しなければならぬとか、努めますの空手形の連発の条例ではないのです。この条例で、今までの塩竈市議会のどこがどう改革したのか。塩竈市議会の悪い点、古い体質をこのように変えましたと、胸を張って堂々と市民に言えるものを示すことが大事なのであります。

わかりやすく言えば、条例と改革案の両面をつくることです。一般社会ではこんなの当たり前であります。市民社会の常識と議会の常識に大きな温度差があります。いわば政治が社会となじんでいないということでもあります。この点については、委員会において私は何度も声高く再三再四述べてきました。今回提案されたこの第8号議案こそ、まさに絵にかいたもちそのものです。市民にもちを実感させられない条例なのです。

一口に基本条例といっても、6年前の、いわゆる栗山町がつくった条例の時代と今日では大きく違ってきます。何が違っているかといえば、それは観念的、文章的でできたという条例と実効性のあるものが大きなポイントの分かれ目です。先ほど私がちょっと出しましたけれども、議会基本条例白書ではそこは本当に新しい条例を目を通せばはっきり出てきています。これで大体、十分反対の理由は市民の皆様にも理解いただけたと思っております。

そこで次に、議会基本条例の制作ポイントについて述べたいと思います。第1に、議会間の議論がされたのかということでもあります。第2に、合議制に努力されたのか。第3に、二元代表制が確立されているのか。第4に、議会改革の組織がその条例の中に盛り込んでいるのかということでもあります。最後に、市民に実感させられるものの、こういうのが僕はきっちりつくらないと基本条例ではないと思っております。だから、今回出された人と私が根本的に違うのは何かというと、ただ形、絵にかいたもちをつくれればこれが基本条例だと出すのと、私たちはもっと大人の議会づくり、改革というのを考えて、だから慎重にやりましょうという、この大きな違いであります。

この観点から第8号議案を見ると、まずこの前文に10カ月もかかっているんですけども、この前文については議員の手づくりという意味では非常に意味があると思うんですけども、その後のほかの第1章から第11章まで全部ほかの今までつくられた自治体の条例を取り入れ

ていますから、なかなか整合がとれていません。ぜひこの前文、重要な前文ですが、全国的な前文と比較したら合議制もうたっていない、二元代表制もうたっていない、時代性もない、大変珍しい条例だなど。ぜひ全国の基本条例の前文を読んでください。何もまねをするということではないんですけれども、余りにもこれでは市民の恥になるのではないかと、私は再考を求め、反対いたします。

この前文は先ほども申しましたように、10月で合意しました。相当時間を費やしたことによって、その後の条文はどっちかというと、合意あるいは読み合わせで終了した。これがこの条例です。まさに議論なきミックス条例と言えないのでしょうか。実質的な議論は多く見ても1回か2回しかないんです。それが前に述べた市民の質問に対しても、回答も説明もできなかったことを如実に証明しているのです。

次に、議会の権限については、先ほど私が言いましたように、二元代表制の確立の観点から、宮城県や三重県などが盛り込んでいる議会の通年制の導入が不可欠であると考えます。これにより、議会の招集権が確保され、市長と議会は対等に、まさに二元代表制が確立されるわけであります。

また、アンケートで見ましても、市民は議員の姿が見えないとか、あるいはまたもっと働かなくてはいけないということがいろいろ言われております。この通年制にすれば、この問題も解決されます。また、専決問題も解決します。この間からずっと新聞で鹿児島市の阿久根市の市長と議会の対立は、この通年制がないために混乱しているんです。これからの地方自治の議会は、この通年制が議会の最大の権限として確立する、実行しなければならない問題だと思います。こういうのが載っていないんです。

それで、この第8号議案には本会議で半分近い議員が反対しているにもかかわらず、いわゆる合意していないこの条例をそのまま載せているわけです。また、全国でも余り載せていないいろいろな法人とか土地開発の問題とか、あえて言いましたけれども、そういうことを盛り込んでおりますけれども、まさに枝葉末節で、二元代表制を盛り込まない、この案であります。

第3に、絵にかいたもちにならないように、私は議会改革推進会議を条例の中心軸に設置すべきだと主張してまいりました。現在、三重県、宮城県、奥州市、長野市、佐賀市とか、どんどんふえてきています。これを第8号議案は盛り込んでいません。この条例には本当にこの議会改革推進会議は不可欠でありますし、基本中の基本であります。

第4に、議長、副議長の立候補制を明記することであります。第8号議案に名前を連ねている議員の中でも、この議長、副議長の立候補制に対しては、非常に私に賛意する考えを伝えております。この1年間、塩竈市議会の混迷は県内議会の失笑を買い、市民も困った議会と嘆いていたわけであります。新聞では、どの時代と何度もにぎわせました。この問題は、塩竈だけの問題ではないのであります。そのために、解決するために、三重県とか会津若松市とか、あるいはいろんな町村も最近多くなってきています。これは盛り込まれております。まさに今までの議長選挙は不透明な、これが60年間塩竈の議会で行われたんです。もうそろそろ改革するときには私は至っていると思っております。また、会派中心主義も見直さなければならぬと思います。民主主義と叫ぶ政党の方、いっぱいおりますけれども、60年間これを放置してきた、これが塩竈の実態であります。

今回、佐藤貞夫議長をつくった会派が数で有利だからといって強引に、しかも条例を可決しようとしておりますけれども、私たちは議会改革は全員でやるということをあえて申し上げたいと思います。全会一致で取り組まない限り、改革の障害であると私は思っております。

最後に、佐藤貞夫議長に言いたいと思います。あなたは、議会改革は議員全体が一丸としてやる基本的な考えが欠如し、一部の議員に振り回され、このような不毛な対立と市民に議会の混乱を再び表面化させた責任はきわめて大きいと思います。就任のとき、議会の調整の役割をと主張したが、調整もできないということを私たち20人の議員は改めて確認いたしました。

以上をもちまして、第8号議案の反対討論を終わります。ご清聴ありがとうございます。

○議長（佐藤貞夫君） 次に、議員提出議案第8号に対する賛成者からの発言を許可いたします。

8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君）（登壇） それでは、議員提出議案第8号に賛成する立場で討論を行いたいと思います。

まず、先ほど佐藤英治議員より、第一小学校での市民説明会において市民から声が上がったということですが、それは基本条例の説明に対してではなくて、今後この基本条例が通った場合に住民説明会というのは直近の議会の報告という形をするわけですので、その部分を長期総合計画を例えてちょっと実験的にやった部分があります。それに対してわかりづらいというご発言があったというふうに私は議事録で聞いておりますので、ぜひその辺はご訂正をお願いをしたいと思います。

さて、るる反対派の方含めてご討論いただきました。この基本条例づくり、原点に立ち返ってご説明を申し上げたいと思います。

まず、約4年前に新しく改選されまして、この議会が構成されたわけでございます。そして、当時の議会運営委員会は議会改革の基本となる議会基本条例策定に向けて、たしか2カ所、北海道の栗山町とそれから伊賀市を委員会調査視察ということで調査視察をしたかと思えます。その間、非公式ではございますが、たしか伊勢さんが事務局長か何かやられて、勉強会も随分重ねられたように私は記憶しております。それには私も参加しておりました。

それで、その中で基本条例はやっぱりつくろうということで進めていたはずでございます。たしか委員会の進め方の中では、どこかの条例を丸写ししてそのままつくってもいいんじゃないかというふうなご発言まであったかと思えます。その後、議長選挙とまた委員会の改選があり、新しい議会運営委員会になったときに、残念ながら当塩竈市議会の議会運営委員会は非公開でございます。市民に開かれた、市民が参加する基本条例をつくるのに、非公開の場所で議論することはどういうことなんだろうかということで、当時の志賀議長に議会運営委員会の委員長としてお願いをして、特別委員会の設置の議会としての合意形成を図ってもらったという経過があるかと思えます。

そういう前段があつて、この基本条例づくりというのが特別委員会でもスタートしてきたということでございます。正味、私はこの議会4年間、この基本条例づくりをしてきたんだと思っております。そして、この特別委員会が設置されまして1年間、先ほど浅野議員より、また小野議員より発言ありましたとおり、特別委員会の嶺岸委員長が皆さんの意見を大事にという姿勢を持ったものですから、特別委員会の委員の方には、今回は当局側との何か質疑をするようなそういう特別委員会ではありません。議会がみずから自分たちのことを決めるわけですから。ですから、委員すべての方に案を全部持ってきてくれと、条例案文をすべて持ってきてほしいと、それをたたき合わせる事が議員間討議だという定義のもとで委員会を進めてまいったところだと、私は認識をしております。

そういう中で、途中経過として市民の皆様方にエस्पを会場としてその条例案として出された3案、あの当時で3案でした、3案出されたものを比較検証しながら、それをうまくお互いの意見、その意味を理解し合いながら条文をつくり上げていくという作業をしている最中に、市民の方にも途中経過としてお示しをしたことがあったかと記憶しております。

ご指摘のとおり、確かに市民の皆様との意見交換をする場は少のうございます。しかし、ま

ず我々議会が市民の意識調査の結果として議会改革が必要だ、何が必要なんだといったときに、市民の皆様が回答したのは議員はもっと市民の話を聞けと、議員はもっと勉強しろという内容だったと思います。ですから、私どもは真剣にいろんな道具を使いまして情報を集め、これまでの経験を生かして、特別委員会の中でみずからが案を持ち寄りまして討論をしてきたつもりでございます。

残念ながら、そこにお出しにならない議員もいらっしゃいました。でも、それはそれです。出されたもので一生懸命やってきたんです。そのことを、ぜひ私は賛成討論の立場の人間として言いたいと思います。そして必ず、特別委員会において委員長が最後に言ったことは、でき得ればこれを会派に持ち帰って皆さん会派で調整をしてくださいと、会派の意見も集約をしてくださいと、次の会議にはまたこのことをやりますからねということで、先ほど佐藤英治議員が、確かに10月に前文は最終的に完成いたしました。その間その持ち寄った条文を一つ一つ行ったり帰ったり行ったり帰ったりしながら大変努力してきたということは、佐藤英治議員もいらっしゃっていらっしゃいましたから見ていますよね。多くの発言はそのときはなされなかったはず。最後のほうになって、突然どこからか切り抜きしてきたコピーを持ってきて、私の意見だ、私の意見だと委員会でもくし立てたじゃないですか。それをだれが理解しろと言うんですか。そのことだけは申し上げておきたいと思います。これだけ一生懸命、委員長は皆さん方の意見を取り入れてみんなの条例案として出そうと努力したと思います。

ですから、私ども塩竈市議会4年もかけてこれだけやってきたんですから、最後は税金も使っているんですから、結果を出すべきです。そのことを申し上げて、賛成者の立場の討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（佐藤貞夫君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

議員提出議案第8号については、原案のとおり決するに賛成者の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第8号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。15時20分に再開いたします。

午後3時16分 休憩

午後3時20分 再開



日程第6 議案第71号ないし第77号

○議長（佐藤貞夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、議案第71号ないし第77号を議題といたします。議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○議長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第71号から議案第77号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第71号は「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」であります。この議案は、現在ご審議いただいております第5次塩竈市長期総合計画における本市が目指す都市像の実現や重点戦略の実施を念頭に置きながら、時代の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる組織体制を構築するため、現行の市民生活部と産業部を再編し、産業環境部を設置するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第72号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」でございます。今回の補正は、国の経済対策等を受けまして、雇用対策、疾病予防対策、公共事業の追加のほか、本市の現状を踏まえました医療や福祉の事業につきまして歳入歳出それぞれ2億5,788万5,000円を追加いたしまして、総額を213億2,967万9,000円とするものでございます。

歳出の主なるものを申し上げます。

重点分野雇用創造事業といたしまして	1,385万7,000円
国の補正予算に伴います子宮頸がん等ワクチン接種事業といたしまして	3,186万6,000円
同じく北浜一丁目中通線改修事業といたしまして	6,050万円
新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業といたしまして	1,648万2,000円
高齢者グループホームが実施するスプリンクラー設置に対する地域介護・福祉空間整備補助金といたしまして	694万8,000円
朴島集会所耐震化事業といたしまして	130万円
被保護者の増加に伴います生活保護扶助費といたしまして	9,670万9,000円

などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、

地方交付税として	3億2,326万6,000円
国庫支出金として	1億1,087万3,000円
県支出金として	4,366万4,000円
財産収入として	1億円
繰越金として	1億5,405万円

を追加計上いたしますほか、財源の調整といたしまして、

繰入金として	5,986万8,000円の減額
市債として	4億1,410万円の減額

を計上いたしております。

債務負担行為につきましては、住民基本台帳法の一部改正による外国人の住民票作成等に
伴う住民情報システム更新事業として4億8,500万円を追加いたしております。

地方債につきましては、国の補正予算に伴います

北浜一丁目中通線改修事業として	3,000万円
上水道老朽管更新事業に係る一般会計出資債として	350万円

を追加いたしますほか、土地開発公社用地の売却に伴います土地開発公社経営健全化事業の限
度額を2億3,710万円に減額変更いたしますとともに、平成22年度の普通交付税の増額決定に
伴い、地方債償還に係る後年度負担の軽減を図るため、各事業に充当しております行政改革
推進債の限度額を総額で1億8,900万円減額変更しようとするものであります。

次に、議案第73号「塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」であります。漁船等の水揚げ
見込み額の増に伴います水揚漁船緊急支援補助金の増額によりまして、歳入歳出それぞれ300
万円を追加し、総額を2億9,420万円とするものでございます。

次に、議案第74号「平成22年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。塩
釜地区消防事務組合要介護認定事務経費の増額に伴い、歳入歳出それぞれ47万7,000円を追加
し、総額を40億8,254万1,000円とするものでございます。

次に、議案第75号「平成22年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります。国の補正予
算に伴います老朽管更新事業費の追加によりまして、資本的収入に1,350万円、資本的支出に
2,000万円を追加するものであります。

企業債につきましては、老朽管更新事業費として1億1,700万円に変更するものでございま
す。

次に、議案第76号「工事請負契約の一部変更について」であります。この議案は、平成21年9月28日に議決をいただきました工事請負契約「21-補 梅の宮1号雨水幹線築造工事」につきまして、工事内容に一部変更が生じたので、原契約の一部を変更しようとするものでございます。

工事内容の変更が必要となる理由であります。今回、工事を進めるに当たり、現場に隣接する建物や既存水路の擁壁部を詳細に調査した結果、近接する家屋等に対して工事の影響を最小限に抑えるためには、矢板残置枚数の増設が必要となりました。また、工事の進捗により判明した内容といたしまして、岩盤線が想定とは異なる深さであるため、その深度に合わせ、仮設土留工及び地盤改良工法の一部変更が必要となったものでございます。さらに、雨水や地下水を適切に排水するに当たり、排水ポンプの増設が必要になるとともに、交通や沿線住民の安全対策を十分に行うよう警察当局からの指導等もありましたことから、交通誘導員の配置数の増員が必要となりましたことなどによるものでございます。

これら施工条件に変更が生じたため、契約金額を830万9,700円増額する変更契約の締結が必要となりましたので、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第77号「市道路線の認定及び廃止について」であります。これは、市道北浜四丁目8号線の一部を港湾環境整備事業用地として宮城県に売却するに当たり、市道路線の認定及び廃止が必要となることに伴い、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、各号議案につきましてご説明を申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の資料に記載をいたしておりますので、ご参照をよろしくお願い申し上げます。

なお、補足を必要とする部分につきましては、担当部長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雄一君） それでは、私のほうからは議案第71号及び議案第72号につきまして説明させていただきます。

まず、議案第71号「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。今回、議案としてご審議いただきますのは、市長部局の部の名称と部の事務分掌

を定めました塩竈市行政組織条例でございます。係の名称や事務分掌等は別途規則や規程で定めるものとなっておりますが、組織機構の見直しは課・係レベルまでを含み、全庁的に実施するものでございますので、本日はその全体像を説明させていただきます。

恐れ入りますが、説明の都合上、資料No.6、第4回市議会定例会議案資料別冊「組織機構の見直しについて」をご用意いただければと思います。

1ページをお開き願います。Ⅰの趣旨にございますように、第3次行財政改革推進計画に基づき、組織機構の見直しを平成23年4月1日を実施時期として行おうとするものでございます。

Ⅱの見直しの基本方針でございますが、今回の見直しに当たりまして四つの基本方針のもとに進めてまいりました。

一つが新長期総合計画の実施体制。これは、現在ご審議いただいております第5次長期総合計画実現のための組織づくりを目指そうとするものでございます。

二つ目が、時代の変化に対応させる新陳代謝。これは、市民の皆さんにわかりやすい組織の名称の変更や、事務事業終了に伴います組織の廃止などを行おうとするものでございます。

それから、3番目と4番目でございますが、縮小する行政資源への対応、部・課体制の規模の偏重を解消につきましては、限られています財源と人的資源を見据え、効果的、効率的な組織づくりを目指そうとするものでございます。

2ページをご参照ください。Ⅲの見直しの概要についてでございます。新しい組織につきましては、部ごとに順に記載してございますけれども、現行の組織と対比して説明申し上げますので、恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きいただければと思います。

いずれのページも左側が新組織の案でございます。右側が現行の組織となっておりますので、ご参照いただければと思います。

まず、上のほうからご説明申し上げます。市民総務部でございますが、現行の総務部に市民生活部の市民課を移行し、部の名称を市民総務部に変更しようとするものでございます。また、行政組織のスリム化を図るため、行財政改革推進専門監及び計画策定の終了に伴いまして長期総合計画策定室をそれぞれ廃止するとともに、市制施行70周年を踏まえ、総務課に市史編さん室を新設しようとするものであります。あわせて、市有財産の有効活用や予算の編成、執行の連携強化を図るため、総務課の管財契約係、工事検査室を財政課に移行しようとするものでございます。また、災害時の初動体制の強化を図るため、防災安全課と市民課

の統合による市民安全課を設置するとともに、業務上の関連性を踏まえ、生活安全係を市民生活係に統合しようとするものでございます。

次に、健康福祉部でございますが、現行の可変性を維持しながら、時代の変化に対応した市民にわかりやすい名称に変更しようとするものでございます。課名につきましては、社会福祉課を生活福祉課、児童福祉課を子育て支援課、介護福祉課を長寿社会課、健康課を健康推進課に変更し、係名につきましても同様に一部変更を行おうとするものでございます。

次に、産業環境部でございます。第5次長期総合計画の体系を踏まえまして、産業、環境、浦戸振興の各分野にかかわります政策連携の強化を図るため、産業部と市民生活部の環境課及び浦戸交通課を統合し、産業環境部を設置しようとするものでございます。また、第5次長期総合計画の重点戦略の交流の核となる産業振興を一層推進するため、商工観光課を商工港湾課と環境交流課に特化して機能の充実を図ろうとするものでございます。あわせて、行政の取り組み姿勢を明確に表現した名称とするために、水産課を水産振興課に、環境課の環境係を環境企画係に変更するとともに、浦戸地区の産業振興、交流を一層推進するために浦戸交通課を浦戸振興課に変更しようとするものでございます。

次に、7ページをご参照ください。建設部でございますが、これも第5次長期総合計画に掲げます重点戦略の定住の実現に向けまして、定住促進に係る新たなハード整備や既存ストックの利活用等の先導的な取り組みを推進するため、建築課を定住促進課に変更して定住企画係を新設しようとするものでございます。また、土地区画整理事業の終息に伴いまして、都市計画課の海辺の賑わい地区推進室を廃止するとともに、課の名称の統一化を図るため、下水道事業所を下水道課に変更し、あわせて一部係名を変更しようとするものでございます。

次に、教育部でございます。教育部につきましては、課名の重複を解消するため、総務課を教育総務課に変更するとともに、建築業務の一元化による効率を図るため、施設係を廃止し、所掌業務を建設部定住促進課に移行しようとするものでございます。また、今後の学校給食のあり方について、施設の管理側と実施側が連携し検討を深めていくため、学校教育課の保健給食係を教育総務課に移行し、給食を通じた食育の推進を図るため、名称を保健食育係に変更しようとするものでございます。あわせて、第5次長期総合計画の重点戦略、定住の主要な施策として位置づけております学力向上の推進体制の強化を図るため、学校教育課に学力向上推進係を新設しようとするものでございます。また、行政組織のスリム化を図るため、生涯学習センターを生涯学習課所管の教育機関として位置づけ、あわせて一部の係の

名称の変更、統合を行おうとするものでございます。

以上のような見直しにおきまして、現行組織の6部27課70係を5部26課60係に見直しを行おうとするものでございます。

次に、水道部並びに市立病院でございますが、水道部では部の総合調整機能を強化するため、総務課の総務係と経営企画室を統合し企画総務係とするとともに、中長期的な視点に立った施設の計画的、効率的な推進を図るため、工務課に計画係を新設し、また施設の更新及び維持管理の一体的な取り組みを行うために配水管理係と建設係を統合して施設整備係を設置しようとするものでございます。

市立病院事務部でございますが、現在、市立病院改革プランに基づく取り組みを進めている最中でありますので、現行組織を維持することといたしております。

以上、組織機構の見直しの全体像を説明させていただきましたが、この内容を踏まえまして今回「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」をご提案させていただいておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第72号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」の概要につきましてご説明申し上げます。資料No.5の第4回市議会定例会議案資料の3ページをお開き願いたいと思います。

この表は、一般会計及び特別会計補正予算の総括表でございます。今回補正いたします額は、一般会計が2億5,788万5,000円、魚市場事業特別会計300万円、介護保険事業特別会計47万7,000円、合わせまして2億6,136万2,000円となるものでございます。これによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、表の一番下段にありますように378億6,303万5,000円となり、補正前と比べますと0.7%の増となります。

6ページ、7ページをお開き願います。一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出からご説明申し上げます。ここでは歳出予算を目的別に分類してございます。

費目2の総務費1,977万1,000円でございますが、右側の備考欄をごらんください。朴島集会所の耐震化事業のほか、前年度の国庫補助金等の確定に伴います精算還付金を計上してございます。

費目3の民生費1億573万6,000円でございますが、これは認定者の増加に伴います障害者福祉手当費、県の補助決定に伴いますところの視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業費、被保護者の増加に伴います生活保護扶助費及び高齢者グループホームが実施するスプリング

ラー設置に対する地域介護・福祉空間整備補助金などにかかわる経費でございます。

費目4の衛生費5,184万8,000円でございますが、新型インフルエンザワクチン接種にかかわります費用助成事業費、それから国の経済対策にかかわります補正予算に伴いまして新たに実施されることとなりました子宮頸がん、乳幼児にかかわるヒブ髄膜炎及び小児用肺炎を予防するためのワクチン接種事業費などでございます。

費目5の労働費1,385万7,000円でございますが、これも国の経済対策に伴います重点分野雇用創造事業費でございます。

費目6の農林産業費300万円でございますが、水揚漁船緊急支援補助金の増額に伴います魚市場事業特別会計への繰り出し金でございます。

費目8の土木費6,050万円でございますが、これも国の経済対策にかかわる補正予算に伴いまして、補助金交付が見込まれることとなりました北浜一丁目中通線改修事業費でございます。

それから、費目10の教育費317万3,000円でございますが、これは認定者の増加に伴います小学校要保護・準要保護児童生徒にかかわります教育振興援助事業及び体育館利用者の利便性と安全性向上のためのバスケットボール備品改修事業でございます。

次に、4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。歳入につきましてご説明を申し上げます。

費目10の地方交付税3億2,326万6,000円でございますが、これは今年度の普通交付税が確定したことに伴います増額補正でございます。

それから、費目14の国庫支出金1億1,087万3,000円でございますが、特別障害者の福祉手当、生活保護費等にかかわる国庫負担金等でございます。

それから、費目15の県支出金4,366万4,000円でございますが、これは新型インフルエンザ予防接種、それから重点分野雇用創造事業、そして子宮頸がん等のワクチン接種にかかわります県の補助金となっております。

費目16の財産収入1億円でございますが、これは土地開発公社健全化事業により取得いたしました用地の売却に伴いますところの土地売り払い収入でございます。

それから、費目18の繰入金5,986万8,000円の減額となっておりますが、これは今回の補正に伴います一般財源所要額調整のための財政調整基金繰入金の減額補正となっております。

それから、費目19の繰越金1億5,405万円でございますけれども、これも今回の補正に伴います一般財源所要額にかかわるところの前年度繰越金でございます。

費目21の市債4億1,410万円の減額でございますが、これは国の補正予算に伴います北浜一丁目中通線改修事業として3,000万円、同じく国の補正に伴います水道事業会計の老朽管更新事業にかかわりますところの一般会計出資債として350万円を増額する一方、土地開発公社健全化事業により取得いたしました用地の売却に伴いまして、土地開発公社経営健全化のための事業債を減額するとともに、後年度におけます償還負担軽減を図るべく、各建設費用に充当してございます行政改革推進債と合わせて4億4,760万円を減額しようとするものでございます。

8ページ、9ページにつきましては、歳出予算の性質別比較表でございますので、後ほどご参照いただければと思います。

次に、10ページをご参照ください。今回の補正にかかわります投資的経費の内訳書でございます。スプリンクラー設備整備費補助金及び北浜一丁目中通線改修事業の事業費とその財源内訳でございます。

簡単ですが、私の説明は以上とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） それでは、梅の宮1号雨水幹線築造工事の変更概要についてご説明をさせていただきます。

梅の宮1号雨水幹線築造工事につきましては、昨年の9月議会におきまして、宮町水路内に公共道52.2ミリ、10年に一度の確率でございますが、これに対応できる雨水幹線を整備することにより、工事における梅の宮配水区85.2ヘクタールの雨水排除と高潮による近隣住宅への浸水被害の防止を図るということを目的として、延長155.2メートルのボックスカルバートの管路施設工を発注したところでございます。

その後、工事を進めるに当たりまして変更が生じておりますので、そういった部分について図面を使ってご説明を申し上げます。大変恐縮ですが、議案資料No.5の25ページをお開き願います。

こちらは平面図をお示しさせていただいております。図面の見方といたしましては、左側が上流側、右側が下流側になってございます。水路の左岸、右岸につきましては、上流から下流を臨みまして左側を左岸、右側を右岸という表現になってございます。

主な変更内容といたしましては、右の下段に表にして取りまとめをしておりますので、その表をごらんになっていただきたいと思っております。

表のつくり込みといたしましては、変更にかかった事項、それから変更の理由、それから当初の数量、変更の数量、それに対する増減、さらには工事費、消費税抜きになりますが、一般管理費等の経費も含んだ額でお示しをさせていただいております。

初めに、一番上の施工延長でございます。当初155.2メートルだったものが154.6メートルということで、0.6メートルほど短くなってございます。これの主な要因は、施工位置の若干左岸側に寄せた部分がございます。それは横断図のほうでお示ししておりますが、右岸側に近接して建物があった関係上、当初は右岸側の護岸に沿って鋼矢板を打つという形にしておりましたが、ここにごございました擁壁等の基礎についてもかなり脆弱な状況にありましたので、鋼矢板を含めた構造物すべてを左岸側に約1.3メートルほど移動させていただいております。こうしたことによって、隣接する家屋への影響を最大限抑えるというようなことを考えさせていただきました。その結果、0.6メートルほど減りまして、金額にいたしますと64万9,000円ということになってございます。

次に、2段目の仮設土留工（鋼矢板全損）という部分でございますが、これにつきまして当初は111枚ということで、隣接する家屋に影響が出ないように、その部分については残置、要するに打ち込みますが引き抜きはしないという形で当初設計を組んでおります。その後、家屋調査を施工前に調べた結果、思いのほか隣接する住宅に傾斜とかが出ていましたので、その区域を若干拡大させていただいて、矢板の残置をふやさせていただいております。なお、この残置の中にはどうしても返品できない矢板も発生しましたので、そういったものについても全損という扱いになります。それが69枚、金額にいたしますと384万2,000円ということになります。

それから仮設土留工（鋼矢板）、それから同じく仮設土留工（親杭横矢板）という部分がございますが、これは想定岩盤線の変更によりまして、鋼矢板につきましては87.6メートル減の221.6メートル、それから親杭横矢板につきましては50.95メートルという改造になってございます。これにつきましては、想定岩盤線の説明が必要となりますので、大変恐縮ですが、27ページをお開きいただきます。

27ページでは、右岸側の縦断図をお示しをさせていただいております。一番上の太く赤で二重線になっている箇所がボックスカルバートの設置高さになります。その下のほうに岩盤

線、縦断図の右のほうに当初想定岩盤線と黒い線でお示しをしていますが、これがここの縦断図に記載していますボーリング結果から推定した岩盤線でございます。一般的にはボーリングをした箇所を大体結ぶ形で想定するというのが一般的でありましたので、我々としてもそういった形で推定をさせていただき、当初設計をさせていただいたところでございます。そういったところで、矢板のどうしても入らない箇所がちょうど縦断図の真ん中辺、赤でお示しをしていますが、岩盤線が急に隆起したといえますか、上に変容している箇所が見つかりました。この箇所につきましては、鋼矢板を刺して施工するよりも親杭横矢板といまして、H鋼を一定間隔で打ち込んで、そのH鋼の間に木製の矢板を今度は横に並べて崩壊を防ぐというような工法に変更いたしました。こういったことで、先ほどご説明いたしました仮設土留工については変更が生じております。

大変恐縮です、25ページにお戻りいただきたいと思っております。そうしたことと、その下の仮設材損料という部分がありますが、これにつきましては鋼矢板につきましては1トン当たり1日幾らという損料が発生いたしますので、工期の延期に伴いまして188万ほどの損料が増額になるということになっております。

その下、地盤改良工でございますが、J S G、当初78本が64本ということで14本ほど減っております。これも1,711万8,000円ということですよ。

それから同じように、地盤改良工（浅層改良）というものが必要になりましたので、こちらは土量として555立米改造でございます。

こういったことにつきましても、先ほどお示しをいたしました27ページのほうにちょっと戻っていただきたいと思っております。J S G工法というのは、下の横断図、左に記載してございますが、横断図でございます。これは現地盤の中にセメント系の固化剤を入れて、直径2メートルのくいを現地で造成すると。そういったことで支持力を持たせて、その上にボックスカルバートを乗せるという工法でございます。これを打設した結果、縦断図に書いてございますような岩盤線が確認されたということにもつながってございます。

次に、右側に書いてございます浅層改良工法でございますが、こちらにつきましては先ほどご説明いたしましたJ S G工法が成立しない岩盤の浅い箇所、ここにつきましては岩盤の浅い部分をすべて現地の土にやはりセメントをまぜながら固化して、一定程度の必要な支持力を持たせて、その上にボックスカルバートを築造していくという内容でございます。

大変何度も恐縮ですが、25ページのほうにお戻り願いたいと思っております。

それから仮水路工ということで、ポンプ、当初3台を予定してございましたが、結果的には8台ということで5台ふえてございます。これのポンプの当初の箇所は、平面図の国道45号線の下流側出たところに、ここに2台予定してございます。今回の工事は水路を仮締め切りして、水路内に水がない状態で工事をするということがありましたので、海水が多少にじんだやつを常時ポンプでもって水路側に戻してやるというようなことで、ここに2台を考えておりました。それから、同じく国道45号線の、逆に今度は上側といいますか、左側のところにも1台ということで合計3台で、先ほど言いましたように、ドライという状態にしながら工事をするということにしておりましたが、途中降雨があったり、それから比較的やっぱり海に近い箇所でございますので、湧水が常時来るというようなこともありましたので、それぞれ青い丸でちょっと見づらんですが、何カ所か増設をさせていただきながら、水路の中を完全にドライの状態にしながら工事をさせていただいたという内容でございます。

それから、その下の安全費（交通誘導員）というところでございます。これは道路使用許可条件ということで、道路上で工事をする際は警察署に道路使用許可を出すことになります。そういったところの協議の中で、どうしても当初2名だったものが宮町吉津線側、ちょうど神社からおりてくる側、この交差点については変則でもあるということもありましたので、ここに1名増員しなさいというようなことが指示されましたので、ここに1名増員をさせていただいて、延べ人数では346人という形で計上をさせていただいたものでございます。

その他、細かいところの工種につきましては精査などをさせていただいて、最終的には工事費の計といたしましては1,045万1,000円という形になりますが、これに当初の契約時の請負比率などを掛けさせていただいて、変更請負額は税込みで830万9,700円の増という形になるものでございます。

我々当初の大きな目的でありました梅の宮排水区の排水については、これでスムーズにいけるものというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） これより、議案第71号ないし第77号の総括質疑に入ります。5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君）（登壇） 平成22年12月議会に提案された議案第71号塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例と議案第72号平成22年度塩竈市一般会計補正予算について総括質疑を行います。

まず、議案第71号であります。現行の6部27課70係を5部26課67係にしようとするものであります。提案要旨は、先ほどの資料No.6の1ページのところで四つの基本方針などが述べられました。この塩竈市の行政組織条例の一部を改正する条例の関係でいいますと、平成22年1月に策定した第3次行財政推進計画に基づき、組織の見直しを行うというふうに書かれております。

そこで、その同推進計画では、市立病院を除く職員定員適正化目標は平成22年504名から平成27年443名という目標での考え方を明らかにしております。その上で同計画では、平成22年、同行財政推進計画では平成23年からスタートする新長期総合計画の施策体系を踏まえながら必要に応じた改編を行い、組織の簡素化、スリム化を図るとしてしております。

そこで、こうした本来、組織については例えば2月議会の定例会などに示されて、定数条例あるいは組織について触れられておりました。この点でも、本来は組織全般にかかわる問題でありますので、慎重な審議を要する案件ではないかと考えるところでございます。

そこで、その上に立って、次の点について伺います。

一つは、なぜ12月議会の提案なのか、最初に理由をお聞きいたします。

次に、組織見直しの庁内検討はいつの時期から始まり、どう検討され、市職員の意見あるいはヒアリングはどのような形で進めたのか、また、いつの時点で正式決定したのかお聞きいたします。組織再編で職員定数は今後どのように変わっていくのか、この条例改正の関係で今後どのように変わっていくのか、お考えをお聞きいたします。

また、組織再編について、市の労働組合に示した時期はいつなのか、お聞きいたします。

次に、議案第72号一般会計補正予算について伺います。

そこで、議案第72号の5ページでは、地方債の変更が示されております。補正前の地方債11億1,860万円ですが、変更として6億7,100万円、4億4,760万円としております。聞くところによれば、先ほどの報告にもありましたとおり、それぞれの地方債の中に行革債が組み込まれているとしております。一方で、今回の補正の中では、国が示した地方交付税の増額分として3億2,326万2,000円増額補正としております。

そこで、この議案第72号一般会計補正予算に関して何点かお尋ねをしたいと思っております。

一つは、平成22年度地方債4億4,760万円変更の理由について伺います。さらに、補正前の地方債11億1,860万円でした。先ほどの資料No.5の10ページに、平成22年度の投資的経費内訳、地方債4億4,760万円の変更が示されており、そしてその左側に一般財源の分として4億

4,785万円が示されております。この一般財源の主なる財源は何なのか、お尋ねをいたします。

また、地方交付税の増額3億2,326万円は歳出として政策的経費としてどういうふうに使われているのか、お聞きいたします。行革債の借入れのために国に示す条件とは一体どういう内容なのか、この行革債の関係でお聞きいたします。また、いつの時期からこの行革債を発行したのか、また通常のこの起債総額、行革債と組み合わせた時期とその一般の起債と行革債のこれまでの総額などについてお尋ねをし、総括質疑といたします。よろしくお聞きいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢由典議員から、初めに議案第71号塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例についてのご質問でありました。まず、2月議会ではなくてなぜ12月定例会に上程したのかというお尋ねでありました。

今般の組織機構の見直しにつきましては、大きく四つであります。第5次長期総合計画に掲げる都市目標や重点事業の実現体制を構築する。また、社会経済環境の変化などを背景に、多様化する市民ニーズへの柔軟な対応を行っていくということでもあります。3点目ではありますが、限られた財源と人的資源の有効活用による行政運営の効率化を図ってまいりたいということでもあります。4点目ではありますが、部・課における人員体制の適正化を目指しております。

以上、4点を組織見直しの基本的なコンセプトといたしており、この中でも特に来年4月よりスタートいたします第5次長期総合計画の実現体制の整備として新たなセクションの配置や現行組織の見直しを行わせていただいたところであります。

その一方、組織機構の見直しには、例えばではありますが、直接的な市民サービスの担当部署や名称の変更が伴いますので、市民への周知に一定の期間が必要になると判断しております。同時に、市役所内部の、例えば電算システムの修正やレイアウトの変更なども必要になってまいります。このことを踏まえまして、スケジュール上、来年4月1日実施までの支障のない準備期間を確保していくため、議会の皆様に12月議会でのご審議をお願いさせていただきます。

次に、庁内での検討経過と決定時期はというご質問でありました。組織見直しに係る取り組みにつきましては、本年4月に全課を対象とした組織見直しに係る実態調査をまず行わせていただいております。課題の洗い出しを行いますとともに、5月から秋口にかけて各部の代表者からなるワーキンググループでありますとか、機構改革検討部会を設置し、庁内

の議論を重ねさせていただきました。また、この取り組みと並行いたしまして、担当の財政課が主体となり、部課長ヒアリングを行いながら分掌事務あるいは定数等に関する意見収集を行っております。これらの経過をたどりながら、最終的に庁議メンバーで構成されます行財政改革推進本部において、11月初旬に新組織案を決定させていただきました。

次に、組織機構見直し後の職員定数についてご質問いただきました。来年4月1日の職員定数につきましては、本市の行政改革の指針として本年1月に策定をいたしました第3次行財政改革推進計画を構成する定員管理フレームに職員の配置を明文化いたしておりますので、この内容に沿って配置を行ってまいりたいと考えております。

職員組合との協議についてご質問いただきました。まず、検討過程におきましては、庁内の検討組織として設置をいたしましたワーキンググループに市職員、労働組合からも参加をするとともに、その後の見直しの素案段階におきましても一定の情報交換を行っております。最終案につきましては、行財政改革推進本部会議で決定をいたしました11月初旬以降の11月中旬に正式に申し入れを行わせていただいております。なお、分掌事務などについては、今後引き続き協議をさせていただくことといたしているところであります。

次に、議案第72号平成22年度塩竈市一般会計補正予算についてご質問いただきました。まず、地方債補正の内容についてのご質問でありました。今回の地方債の補正は、追加と変更の2種類となっております。追加につきましては先ほどご説明をさせていただきました国の補正予算に伴い、補助の採択が見込まれております2事業について追加をさせていただいております。変更につきましては、土地開発公社経営健全化計画に基づいて取得しました海辺の賑わい地区内用地の一部を売却することに伴い、当初見込んでおりました地方債の減額変更と、本庁舎耐震補強事業以下の事業につきましては通常債の上乗せ分であります行政改革推進債の減額変更を行わせていただいている内容でございます。

投資的経費の内訳についてご質問いただきました。前年度繰越金、普通交付税及び市有地売却に伴います財産収入がその内訳でございます。今回の補正では生活保護、ワクチン接種助成など、各事業の一般財源を必要としておりますほか、行政改革推進債の振りかえとして一般財源を活用させていただいたところであります。

次に、交付税の増額分の活用についてご質問いただきました。今回の補正におきましては、平成22年度の国の地方財政対策で地方交付税が前年度から大きく伸び、普通交付税の増額補正を行うことができましたことから、山積する課題への財源としての活用を図りたいとの思

いはございましたが、新たなサービスへの活用につきましては現在、単年度の財政状況だけで判断するものではなく、今後の国の制度の動向でありますとか、地財計画の推移等を慎重に見きわめながら将来の財政負担に留意するなど、状況に応じて対応させていただきたいと考えております。

今回、交付税などの一般財源を活用して、いわゆる資金手当債で認められております交付税措置の対象とならない行政改革推進債を減額することにつきましては、今後に懸念をされます公債費増大への対応や将来の市民サービスに必要な財源確保など、本市の継続的で安定的な財政運営に必要な対策と判断をしたところでございます。

次に、行政改革推進債の借り入れの条件、またこれまでの発行額、残高、比率などについてご説明をさせていただきます。本市では、制度が創設されました平成18年度から借り入れを行っており、発行額及び普通建設事業債に占める割合も年々増加する傾向にございます。平成18年度では発行額が1,610万円、発行割合は4.7%でございました。平成19年度は4,490万円、8%であります。平成20年度は3,930万円、11.5%であります。平成21年度では土地開発公社用地取得などによりまして、一気に3億480万円、18.1%と増額となっております。

これまでの発行総額は4億510万円となっております。また、償還年限は通常債に準じまして15年から20年となっており、平成21年度の残高は4億252万9,000円、元金の償還が始まったばかりでありますので、今後償還額がますます増加していく見込みでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君）（登壇） 議案第76号について、総括質疑を行います。

梅の宮1号雨水幹線築造工事の工事請負契約の締結についてであります。工事の変更額が830万9,000円で、なぜ変更しなければならなかったのか、この変更内容について伺います。

今回の変更部分が全体の長さ154メートルに対し、地盤改良部分として上流から見て左側45メートルと右側28メートルが浅層改良が必要と変更内容が示されております。変更内容は、仮水路のポンプ増設や安全対策としては近接家屋対策や交通誘導員の増員などとしていますが、これらは当然必要なものとするものと思われそうですが、この点について伺います。

次に、当初に行ったボーリング調査は6カ所行いましたが、これは不十分ではなかったのではないのでしょうか。これについても伺います。また、この調査はいつの時点で行ったのか、伺います。また、工法の変更についての取り決めは、市は何によって行っているのか伺いま

す。

当局に要望いたしますが、梅の宮1号雨水幹線築造工事に係る経過がわかるような資料を審議する常任委員会に提出されるよう、要望いたします。この契約問題は、昨年の9月議会で提案された梅の宮1号雨水幹線築造工事について、私と伊勢議員が本会議や委員会で問題にしてきました。今回の契約の変更は、平成22年11月に開かれた総務教育常任委員会に塩竈市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱が提出されましたが、この内容と関係について参考までに伺いまして、第1回目の質問といたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま中川議員から議案の工事請負契約の変更についてのご質問でございました。

まず初めに、なぜ変更契約が必要であったのかというご質問でありましたが、このことにつきましては、先ほど担当部長から今回の議会資料No.5、第4回市議会定例会議案資料の25ページに基づきまして一つ一つご説明をさせていただいたところでありますので、私のほうから特別つけ加えることはございませんが、内容の中でポンプの増設でありますとか、安全誘導員についても必要であったのかというご質問でありました。

まず、ポンプの設置につきましては、期間中、たび重なる大水でありますとか降雨によりまして当初の3台では十二分にはき切れない、また沿線の地域住民の方々にご不安をかけることについては大変恐縮だということで、新たにポンプを増設させていただき、大雨の際にはこの効果が発揮されたものと考えているところであります。

また、交通誘導員のご質問でありました。先ほどもご説明をさせていただきましたとおり、神社参道線側に1名、それから国道45号線側に1名と、都合2名の誘導員でということで警察協議をさせていただきました。その際に、警察のほうからは水路の両側の道路が一方通行の路線であります。また、その道路が神社参道側あるいは体育館等々に右折をする車が結構頻繁にあります。そういった状況を考えますと、やはり誘導員をもう1名増員して、くれぐれも交通安全に留意をした上で事業を進めていくことという条件が付されましたので、交通誘導員を1名増員し、延べで346名の増ということについて先ほどご説明をさせていただいたところであります。

調査が十分ではなかったのかというご質問でありました。同じ資料の26ページをごらんいただきながら、ご説明をさせていただきたいと思っております。土質調査については、工事を進め

る上での基本となるものであります。例えば地盤の強度、土の厚さ、さらには地下水等々をこのボーリングデータから推測をして見積もりを行うわけでありますので、大変重要なポイントとなりますが、今回は5地点でボーリング調査を行いました。左側から5本ボーリングの結果がかいてある図面をごらんいただけるかと思いますが、都合5カ所についてボーリング調査を行っておりますが、うち一番左側の部分につきましては昭和59年に実施しました道路工事のボーリングデータを活用させていただいております。ほかの4地点につきましては、平成13年度に4カ所のボーリング調査を実施いたしております。調査費の合計が370万円でございます。約1本100万円というボーリング調査費をかけて実施をさせていただいたところであります。

この調査結果を生かしながら、想定地盤線というものを黒の点線でかかせていただいておりますが、ちょうど真ん中の2本の部分が想定した地盤線よりも浅い部分に岩盤線が発生したということで、今回このような変更をさせていただいたということについては先ほどご説明をさせていただいたところであります。

なお、土質調査指針によりますと、おおむね50メートルから100メートルに1カ所、ボーリング調査を行うことといたしておりますが、本市ご案内のとおり、埋め立て地盤でありますので、本市におきましては40メートルから50メートルぐらいということで若干精度を高めてボーリング調査を行わせていただいているところでありますが、当該梅の宮1号雨水幹線築造工事に当たりましては、付近に丘陵地がございましたところから、その部分についてはさらに間を縮めまして30メートルの間隔でボーリング調査を行ったところでありますが、その30メートルの間に浅い岩盤線があったということで、今回このような変更に至ったところであります。

また、変更内容の業者との協議経過についてというご質問でありました。建設工事における請負契約の原則につきましては、建設業法の第18条に定めがございます。当事者は、おのおの対等な立場において合意に基づきまして公正な契約を締結し、信義に従ってこれを履行しなければならないこととされており、この趣旨にのっとりまして、今回受注業者と発注業者である塩竈市が請負契約の変更の締結をさせていただいたところであります。

この工事請負契約書及び設計図書により工事が履行されることとなりますが、現場で施工条件が一致しなかった場合などは、請負契約書の第18条条件の変更及び第19条設計図書の変更によりその都度請負者及び発注者が協議の上、設計図書の変更を行うこととさせていただ

いております。今回の工事につきましても、現場条件等が変わった場合、その都度発注者と受注者が協議を重ね、工事を進めてきております。

9月末に現在の工事が概成をいたしましたので、変更内容が整理をされましたので、この変更内容につきまして再度請負者と協議を重ね、精査を行い、11月22日に仮契約の締結に至ったところであります。なお、経過がよくわかる資料を提出ということでありました。具体的な内容をお示しいただければ、資料の提出をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） 2回目の質問をさせていただきますが、先ほど市長から言われましたように、1号雨水幹線築造工事に係る経過、そういうものがわかるような資料をとということだったんですけれども、これは常任委員会でも私ももう少し時間があればいろいろやりたいこともあるんですけれども、やはり何といても今までの経過、明らかになった部分と、いずれ提出していただきたいと思っていたのはやっぱり何といても今までに何度かこういう問題で工事の変更とか、それから追加工事とかそういうものが、私が議員になってから3回ぐらいあるんですけれども、そういうのをたびたびこうすることで一つの条件の変更とかであり得るんだということもわかりました。それで、議論する場合に、常任委員会の中でこういうものを明らかにして何々に基づいてどういうふうになってきたのかというようなことも含めて出していただきたいと。

それから、ボーリング調査を行ったことだと思うんですが、当然一つの基準から見れば本市の場合は40メートルという距離の中で調査をしたんだけど、それでも不十分な点があったのではないのかと。そういう調査そのものが、何と申しますか、塩竈の特性に基づいたそういう調査をきちんとやれば違った面というのが出てくるんだと思うし、安易に工事の変更がなったから、当然必要なことだというふうには思いますが、そういうこともやっぱり今後こういうことのないようにきちんとした調査をしていただければと思いますので、その点についても、このような調査をした結果こういうふうになったとか、そういうわかるようなものをきちんと出していただければ、口頭よりも文章のほうがいいんじゃないかと思って要望しました。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 委員会の審議を深めるためにということでありましたら、具体的に我々

きょう資料5の中で25、26、27という資料を出させていただいておりますが、これのこういう部分が不足するということをお申しつけただけであれば、そういった内容のものは検討させていただきたいと思っております。

ボーリングであります。確かに、ボーリングのピッチを詰めれば詰めるほど想定岩盤線の精度というのが高まることは事実であります。ただ、先ほど私申し上げましたように、縦で1本100万ぐらいかかるわけでありまして、結果といたしまして、今回こういった変更が発生したということについては、そのボーリングのデータのちょうど中間部分でこういう岩盤の変化があったということですが、内容等については現場の状況にまさしく合致するような形で変更させていただいているということですが、決してボーリングをすることがという意味ではなくて、一般的にボーリングは恐らく50メートルとか100メートルのピッチでやられているというのが一般的であります。先ほどご説明させていただきましたとおり、この現場においては丘陵地が近接しておりましたので、それをさらに縮めて30メートルでやらせていただいたわけですが、その間でこういった地盤の変化があったということですが、なお今後ともでき得る限り発注段階でこういった現場条件がしっかりと判断できるような資料の調整に努めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） 平成22年12月定例議会の総括質疑を、ニュー市民クラブを代表しまして、いたします。

まず、議案第71号塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例ですが、提案理由に第5次長期総合計画の都市目標の実現や重点戦略の実施とありますが、では重点戦略とは何なのか、具体的に市長のお考えをお示ししていただきたいと存じますのが第1点。

組織の改編により職員さんのモチベーションをどう上げるのか、その考え方、市長としてどう推察しているのか。職員さんの組織改編による期待度はどうなのか。市民ニーズに柔軟に対応できる体制とありますが、市民にとっての利点は何なのか。具体的にお願ひしたいと思います。

また、市民ニーズにこたえられるだけの予算等確保があるのかどうなのか。その見通し、考え方を全体的に説明願ひたいと存じます。

次に、議案第72号平成22年度塩竈市一般会計補正予算についてお伺ひしたいと思います。

今回、補正額が2億5,788万5,000円で、補正後の予算額が213億2,967万9,000円とするとい

うことですが、当初予算額の事業進捗はどうか。今回、補正された国の予算で塩竈市民にとってどれだけの景気対策、雇用の確保、公共事業が推進されるのか、説明願いたいと思います。

国の経済対策の対応で、1億622万3,000円のうち重点分野雇用創造事業が13%の1,385万7,000円だけです。約30%の3,186万6,000円が経済対策とは違った対応ではないかと心配いたしますので、市長のお考えをお聞きしたいと存じます。なぜならば、残りの補正額の1億5,166万2,000円のうち63.7%の9,670万円が生活保護の増加分ということです。これでは塩竈市の景気も雇用対策も不十分ではないかと思っておりますので、市長の考え、説明をお願いしまして、1回目の質疑といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から、初めに議案第71号塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例についてご質問いただきました。

まず、組織見直しに係る部分であります。繰り返しになりますが、今回の組織機構見直しの基本的な方針であります。第5次長期総合計画の実現体制の整備でありますとか、多様化する市民ニーズへの柔軟な対応等々、4点を挙げさせていただいております。その中で、第5次長期総合計画に掲げる重点戦略の実現体制が本当にこれで構築できるのかというご質問をいただきました。

まず、重点戦略の中の優先課題であります定住の分野につきましては、幅広い領域への総合行政として取り組む必要がございますことから、例えば建設部内に定住促進課を設置し、積極的な住宅開発の誘導でありますとか、既存ストックの利活用、あるいは市営住宅の効率的な活用に向けた体制整備を整えますとともに、やはり地域の学力向上、定住のためにも大きな課題でありまして、教育委員会に学力向上を担当する部署を新たに設置したところあります。

また、もう一つの重点分野であります交流の分野であります。産業振興や交流を担う部門の重点化といたしまして、現在の市民生活部を再編の上、産業環境部を設置し、さらにその中に新たに観光交流課を設置することにより、関連施策の融合、調和あるいは連携といった実施体制の強化を図ったところあります。今後、人員配置につきましても、この考えを反映してまいりたいと考えているところでございます。

次に、職員定数が減少していく中で、市長はどのように職員のモチベーションを向上させ

るのかというご質問でありました。これまで職員定数の適正化として、5年間で134名の定数削減に努めてまいりました。年々厳しさを増す行財政環境を踏まえての措置と、地域の皆様方の本当にご苦勞にまず我々職員が率先して取り組まなければならないという思いの中ではありますが、職員、この間大変な努力をいただいたものと感謝を申し上げているところであります。

私は、市役所そのものが市民のために存在しているということを常日ごろ申し上げてまいりました。一義的に職員は市民福祉の向上のために尽力をする使命を常に担い続けているという認識をいたしております。このためには、やはり職員一人一人が生き生きと高い向上心を持って業務にかかわっていただくということが何よりも肝要ではないかと考えておりますが、やはり一方職員定数を削減していくということについては、職員にとっても大変な負担となることは認識をいたしております。

そういった職員の方々のモチベーションの向上のためには、やはり達成感ということと、市民の皆様方から適正な評価や感謝をいただくということが最もモチベーションを高めていく要素ではないかというふうに私は考えております。議員のご質問の回答にはならないかもしれませんが、やっぱり我々そういった気持ちを日々自分の気持ちの中に反すうをしながら公務員としての職務を全うしてまいりたいと考えているところであります。

次に、議案第72号についてご質問いただきました。平成22年度塩竈市一般会計補正予算であります。まず、現行の予算について適正な進行管理が行われているのかというご質問でありました。四半期ごとに内容の確認をさせていただいております。例えば、庁議の中で各部各課がそれぞれ取り組みます事務事業につきましては、四半期に1回ずつ進行管理を行わせていただいております。進行がおくれているものについては、その理由等を確認しながら、年度内にすべての事業が完了するということがまず大前提でありますので、今後もしっかりと進行管理を行ってまいりたいと思っております。

次に、今回の補正についてご質問いただきました。今回の補正でございますが、国の三段構えの経済対策を受けた、いわゆるステップ1とステップ2がその大きな内容であります。議員のほうからご質問いただきました重点分野雇用創造事業につきましては、ステップ1の内容でございます。国の予備費活用によりまして新たな雇用の創出に取り組むということで、今回拡充につきましては1,385万7,000円を計上させていただきました。雇用につきましては、ご案内のとおり、今回の補正予算だけではなく、当初予算並びに6月補正予算によりま

して緊急雇用事業、ふるさと雇用事業、さらには重点分野雇用創造事業など、総額で1億4,000万円弱の予算を計上させていただいたところであります。契約額はほぼ100%の執行状況でありまして、大ぐくりの話にはなりますが、100名を超える新たな雇用を確保させていただいた状況であります。

また、ステップ2の部分でご質問いただきましたが、国の補正予算、総額約5兆9,000億円が成立したところがございますが、大きくは一つは雇用・人材育成であります。二つ目といたしましては、新成長戦略の推進・加速。三つ目が子育て、医療・介護・福祉等の強化による安心の確保。四つ目が地域活性化、社会資本整備、中小企業対策。五つ目が規制・制度改革の都合5本の柱が示されております。これを受けまして、12月補正で本市におきましては、子育て、医療・介護・福祉等の強化による安心の確保として子宮頸がん等のワクチン接種事業費3,186万6,000円、あるいは地域活性化、社会資本整備、中小企業対策として、例えば北浜一丁目中通線改修事業6,050万円及び上水道耐震化事業2,000万円を計上させていただいております。側面から雇用環境の向上に結びつくのではないかと考えているところであります。

なお、ご質問いただきました扶助費等につきましては、現在の推移の状況を議員の皆様方に明らかにさせていただくということで、旧来2月補正で補正を行っておりましたが、その内容等をつぶさにご報告をさせていただくということで、通常予算の増額分といたしまして、今回補正予算を計上させていただいたところがございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） いろいろ市長より基本的な12月定例会の考え方をお伺いしたところ、適切な答弁をいただきました。まず感謝申し上げます。

それで、第71号の行政組織条例ということなんですが、その目的達成の目標、つまり第5次長期総合計画の定住問題、そして交流問題を促進したいんだと。しかしながら、私がちょっと聞き漏らしたのかどうか分かりませんが、建設部では定住企画室やらと、そういう定住促進室ですか、そういうものを設けると、新たな組織をつくるよと。とてもよいことかなと思います。しかしながら、今問題になっているのは人口減少をどうとらえるかと、それをどうふやして減らさないようにするかという、その組織がどこにあるのかなというのが私自身、まだ提案されたばかりで、この事業内容、まだ把握しておりませんが、そのところがどうなるのかなというのが一番心配するところですよ。交流人口、そして定住ということである程

度理解はするものの、そういった感じが知りたい。

あともう1点、いわゆる2月に出すべき扶助費関係を今回出したんですよと言うんですが、本当に雇用対策、景気対策というのは今塩竈に一番大事な問題でないかなと思っています。先ほど説明の中にもあったとおり、要保護や準要保護がまたふえています。生活保護もふえています。それだけ市民の生活は苦しいんだと思います。それを行政が何ができるんですかという問題もあるんですが、やはりこういった国の補正関係、本当に雇用とかそういうものに重点的に行政側として使ってもらえればなというふうな考えがありました。

先ほど重点分野雇用創造事業が13%の1,385万7,000円ですよと、あとの30%が3,000何ぼというのは、これもいいことなんですよ、健康というものを考えれば。しかしながら、先ほど申しましたとおり、今回の補正で年の瀬を迎えて、新年を迎えるに当たって塩竈の住民が希望と夢を持てるあすを期待しているのではないかなと思いますので、そんな意味で雇用対策や景気対策、そしていろいろ企業が苦しんでいる公共事業、そういうものの配分がもっと配分できればよかったんでないかなと思いましたが、市長の全体的な総括的な、市長に対してお伺いしたわけなので、そういった組織も大事だし、補正も大事なので、全体的な市民の福祉向上のためにもっと私的に言えば雇用の拡大というのも必要でなかったかなと思いますので、その辺ご答弁をいただければ幸いに存じます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 初めに、人口問題であります。たびたびご説明をさせていただいておりますが、一つの施策ということではなくて、やはり総合的な施策体系の中で定住人口の減少に歯どめをかけるということかと思っています。今もう既に来年4月の長期総合計画のスタートを前に、庁内に定住人口対策というような組織をつくって今取り組みを始めさせていただいておりますが、なお議員のほうからもご質問いただいたとおり、長期総合計画の大きな柱であります。しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

また、補正予算についてであります。我々も補正予算に大きく期待をいたしたところではありますが、ただ、残念ながら末端の市町村の自治体の配分額というのが大変小さな額でありました。今回も職員には手を挙げられる者についてはすべて手を挙げろということで、例えば北浜一丁目中通線でありますとか、あるいは水道の耐震補強といったようなものまでいろいろ資料をひっくり返しながらかどうか手を挙げたところでもあります。我々としては、精いっぱい頑張ったつもりではありますが、なお今から先ステップ3というのが当然考えられると思

いますので、そういった際には地域の皆様方のご苦勞に何とでもおこたえするために積極的に頑張ったいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



日程第7 請願第14号及び第15号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第7、請願第14号及び第15号を議題といたします。

本定例会において、所定の期日まで受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

これで本日は会議を閉じ、明8日から14日までを塩竈市長期総合計画特別委員会及び常任委員会を開催するため休会とし、15日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明8日から14日までを塩竈市長期総合計画特別委員会及び常任委員会を開催するため休会とし、15日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時50分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年12月7日

塩竈市議会議員 佐藤 貞夫

塩竈市議会議員 鈴木 昭一

塩竈市議会議員 鎌田 礼二

平成22年12月15日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第2日目）

議事日程 第2号

平成22年12月15日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

出席議員(21名)

1番	曾 我 ミ ヨ 君	2番	中 川 邦 彦 君
3番	小 野 絹 子 君	4番	吉 川 弘 君
5番	伊 勢 由 典 君	6番	佐 藤 貞 夫 君
7番	東海林 京 子 君	8番	伊 藤 博 章 君
9番	浅 野 敏 江 君	10番	小 野 幸 男 君
11番	嶺 岸 淳 一 君	12番	志 賀 直 哉 君
13番	佐 藤 英 治 君	14番	伊 藤 栄 一 君
15番	菊 地 進 君	16番	今 野 恭 一 君
17番	阿 部 かほる 君	18番	鈴 木 昭 一 君
19番	鎌 田 礼 二 君	20番	木 村 吉 雄 君
21番	香 取 嗣 雄 君		

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
市立病院事業管理者 兼 院 長	伊 藤 喜 和 君	総 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	佐 藤 雄 一 君
市 民 生 活 部 長	佐々木 真 一 君	健 康 福 祉 部 長	棟 形 均 君
産 業 部 長	荒 川 和 浩 君	建 設 部 長	金 子 信 也 君

総務部 政策調整監	三浦一泰君	総務部次長 兼政策課長	田中たえ子君
総務部次長 兼行財政改革推進専門監 兼財政課長	神谷統君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
市民生活部次長 兼環境課長	澤田克巳君	健康福祉部次長 兼社会福祉課長	福田文弘君
産業部次長 兼水産課長	小山浩幸君	建設部次長 兼下水道事業所長	千葉正君
総務部総務課長	桜井史裕君	総務部税務課長	赤間均君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長	川村淳君	市立病院事務部 経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	千葉伸一君	水道部次長 兼総務課長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 総務課長	佐藤俊幸君
教育委員会教育部 学校教育課長	星篤君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	白澤巖君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君

事務局出席職員氏名

事務局長	伊藤喜昭君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主事	西村光彦君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） ただいまから12月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、20番木村吉雄君、21番香取嗣雄君のご両名を指名いたします。



日程第 2 一般質問

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 2、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

20番木村吉雄君。（拍手）

○20番（木村吉雄君）（登壇） ニュー市民クラブの木村吉雄でございます。平成22年も終わろうとする今12月定例会、一般質問の登壇をトップにさせていただき、感謝申し上げます。

質問に入る前に、我が塩竈市民にとって明るいうれしい話題を三つほど短くご紹介させていただきます。

一つ目、県内36市町村の文化生活のバロメーターでもある汚水処理人口普及率が、先日、県より発表されました。塩竈市の普及率99.5%は県内第2位に位置しておりました。参考までに、最下位36位は普及率42.9%、1位は七ヶ浜の99.9%でした。

二つ目、この1年間、各町内会、各団体のボランティアの皆様や市関係職員の努力により、電信柱の違法張り紙が市内全域から一掃することができました。県内審査コンクールがあれば県下第1のことになることでしょうか。市民による環境美化に対する願望のあらわれです。

三つ目、10月末、新聞のニューズペーパー・イン・エデュケーション、N I Eに教育に新聞をの欄を見ておりますと、塩釜第一小学校の生徒さんの記事が載っておりました。興味深く読んでいくと、地元の歴史に詳しい鈴木さんから江戸時代中期の塩釜神社や塩竈にかかわった偉人賢人、林子平、藤塚知明、村井古巖など、日本にかかわる大人物たちが塩竈にはたくさん来ており、そのことを学び、生徒さんたちは塩竈はすばらしいまちであったことを知り、地元

誇りを持ち、大人になっても塩竈生まれですと自信を持って言いますと、地元で誇りを持ち、大人になっても塩竈生まれですと自信を持って言いますと紙面に載っておりました。うれしくなる限りです。

以上、明るいうれしい話題のご披露です。

それでは、通告に従って質問に入ります。

1 番目、港湾について。

1 点目、仙台塩釜港と石巻港の一体化案について伺います。この一体化案は、報道によりますと国内の重要港湾103港から国が集中投資して整備する重点港湾43港の中に石巻港が選定されなかったと、このことを受け、宮城県知事は石巻港の復活を望まず、石巻港を特定重要港湾仙台塩釜港に組み入れ、一体化案を打ち出し、即座に国土交通大臣にこの一体化について要望し、8月17日には東北地方整備局に一体化に向けた打ち合わせを開始した。また、11月29日、仙台市においてこの一体化に向け、2012年度中の一体整備を目指すため、港湾戦略ビジョン策定委員会を結成し、初会合を開いたとあります。

このような報道が事実なら、私たち塩竈市議会議員は突然の一体化案に啞然とせざるを得ません。平成13年、仙台塩釜港が特定重要港湾に昇格し、仙台港区、塩釜港区の役割分担で東北の表玄関、ゲートウェー港湾として拡充強化を課題として、つい昨年、平成21年4月、宮城県として改訂港湾計画がスタートしたばかりではないでしょうか。

現在、塩釜港区の海上出入貨物取扱量は、平成21年で210万トンです。10年前、平成12年は501万トンの半分以下で、年々減少しております。この宮城県の特定重要港湾仙台塩釜港と石巻港の一体化案が実現すると、我が塩釜港区の将来が大変心配です。

そこで、特定重要港湾仙台塩釜港塩釜港区の自治体の長である塩竈市長に伺います。

一つ、この石巻港の仙台塩釜港との一体化案は県から説明があったのでしょうか。いつ知ることができたのでしょうか。県のこの行動を塩竈市長としてどうとらえているのでしょうか、お答えください。

一つ、地元塩竈の業界、例えば塩釜商工会議所の港を考える会などとの説明、対話などはあったのでしょうか。

一つ、この一体化案は塩釜港区にとってメリット、デメリット考えたとき、どうとらえていいのかお聞かせください。

次に、港湾についての2点目。北浜地区港湾環境整備事業の進捗状況と活用策について伺い

ます。この事業は港奥部再開発の一環で、北浜造船所跡地の整備事業として平成14年度から平成25年度までの期間と聞いておりました。が、現在、工事している様子もなく、事業が休止しているのではないかと見受けられます。この事業の進捗状況と終了年をお聞かせください。

また、県のこの事業の取り組みについての資料を見ますと、親水機能、修景緑地、防災機能の確保とあり、また、緑地、レクリエーションゾーンとして開発しとは言いますが、レクリエーションゾーンとはどのようなことをいうのかお尋ねし、また、目の前の海面の利活用も考えているのかお尋ねします。

次に、2番目、海辺のにぎわい地区について伺います。

事業の進捗状況と活性化について。海辺のにぎわい地区の土地区画整理事業も今年4月本塩釜駅アクアゲート側、通称尾島町側が開通し、隣接する駅前ロータリーも使用開始となり、本塩釜駅を中心とした地区が一変し、多くの市民の利便性が増し、大変喜ばしいことです。海辺のにぎわい地区に接続する国道45号線の歩道部分がいまだ未整備状態です。

このことをも含めて、土地区画整理事業の進捗状況をお聞かせください。また、区画整理事業でできた市有地の活用方法やソフト面での海辺のにぎわい地区全体の活性化策は市当局により事業当初よりどのように計画され、検討され、実施してきているのか、具体的にお聞かせください。

次に、3番目、観光行政について伺います。

今回の各自治体では地域の観光に力を入れ、有名名勝地には多くの観光客が押し寄せ、地域経済の活性化に大きく貢献しております。皆さんご存じの京都は、多くの国宝や寺社仏閣、仏像があり、四季を通じ世界じゅうから観光客が来て、人であふれております。私たちの近くでは名勝松島、瑞巖寺、円通院庭園での夜間ライトアップでの観光客の掘り起こしを図り、流入人口の増加に寄与しております。さて、我が塩竈も観光産業を見つめ直し、真剣に取り組む時期に来たのではないのでしょうか。そこで伺います。

1点目、観光資源について伺います。既存の観光資源として定義できるものがどのくらいあり、その資源の分類整理はされているのか、また、整備と管理状況はどうしているのかお聞かせください。

2点目、博物館、美術館の役割について伺います。多くの観光地では見る、知る、食べる、体験するなど、さまざまな展開ができるように観光地としての魅力をまちづくりの中で展開しております。塩竈はすしなど食べるは充実してきていると思います。しかし、見るあるいは知

るということでは、歴史深いまちにもかかわらず、塩竈の歴史の魅力を総合的に知ることのできる博物館はありません。また、塩竈の文化を表現する独立した美術館もございません。観光振興にとって欠かせない博物館、美術館の役割をお聞かせください。

3点目、観光産業の振興について伺います。観光振興にとって地域の1次産業、2次産業、3次産業ともども、各産業にまたがる複合産業、1次掛ける2次掛ける3次での第6次産業として推し進めていく時代ではないでしょうか。ある市では二つの大きな観光都市に挟まれ、悪状況から脱しようと観光基本計画を策定し、大観光地に負けない努力をしている市もございませぬ。塩竈の観光振興はどのような施策で今後の振興策を考えているのかお聞かせください。

4番目、市長の政治姿勢について、政治家としての決意と課題について伺います。

この時期、12月定例会になりますとある国会関係者の言葉を思い出します。政治家は財産をなげうち、家族を犠牲にし、人格をかけて政治に身を投じ、みずから背負ったリスクを支え切れるだけの強い力を持っていなければならない。政治家と役人の違いは、みずからリスクをとるかとらないかの違いだという言葉思い出します。

来年4月は統一地方選挙の年となります。塩竈市長選もございませぬ。時の過ぎるのは早く、佐藤昭市長、任期満了となります。来年4月、3期目となる市長選の出馬をどう考えているのか、我が塩竈市民5万7,535人に政治家としての決意をこの議場でお聞かせください。

佐藤市長はこの8年間、行財政改革を前面に打ち出し、日本で一番住みたいまち塩竈を目指し、多くの事業課題を集中と選択として議会内外に訴え、問題解決に奔走してきたことと思ひます。しかし、まだまだ我が塩竈市は多くの課題が山積してあります。今後、佐藤市長は施策の中心事項をどうとらえて推進し、解決していこうとしているのかお示してください。

以上、7項目にわたる質問でございませぬが、市長並びに市当局におかれましては、簡潔明瞭なる答弁を願って1回目の質問を終えませぬ。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま木村議員から4点についてご質問をいただきました。前段で塩竈の明るい話題をご紹介いただきました。心から感謝を申し上げるところであります。順にお答えをいたします。

まず、港湾についてでございます。仙台塩釜港と石巻港の一体化案に関しましていろいろご質問いただきました。今年8月、石巻港が国の重点港湾の指定を受けられなかったことに伴い、宮城県は特定重要港湾であります仙台塩釜港のエリアを拡大し、石巻港、松島港を含めた3港

一体化案を国に要望いたしました。県では、この3港一体化により、それぞれの港の既存ストックとポテンシャルを総合的に活用することができ、物流・生産拠点としての機能が向上し、東北地方の中核港湾としての位置づけが高まるものと期待をされております。

そして、県は3港が一体となった統合港湾の将来ビジョンとその実現に向けた戦略、長期構想及び港湾計画素案の策定を目的に、宮城県港湾戦略ビジョン策定委員会を設置をいたしております。構成メンバーは学識経験者や地元経済界、港湾利用者、関係市町村となっており、私もメンバーの一員となっております。

議員からいつこのような話をというご質問でありました。村井知事からたしか8月1日であったかと思いますが、電話によりましてこのような動きをさせてもらいたいというようなお話をちょうだいいたしました。電話でのご相談でありましたので、用向きは承ります、ただ我々塩釜港を抱える塩竈市としての取り組みについては一定程度皆様方にもご説明をさせていただく機会をというようにお話をさせていただきました。

また、経済界の方々にとどのようにということでしたが、その後、港湾関係者が経済界の方々をお回りになられまして、いろいろ内容説明をされたというふうにお伺いをいたしております。

市長としてこういう取り組みについてどのように考えているのかというご質問であったかと思っております。実は、先日、11月29日でありましたが、第1回の戦略ビジョン策定委員会がございました。私からは、塩釜港区を抱える塩竈市長として3点について確認をさせていただいております。

第1点であります。10年前になりますが、東北で初の特定重要港湾昇格を目指す動きを宮城県が始めました際、当初案は今提示をされております仙台塩釜港プラス石巻港、松島港の3港合併の案でありました。そのような形で国土交通省あるいは財務省に説明をした経緯がございます。国土交通省では一定程度受け入れをいただきました。ただし、特定重要港湾の認可権者は財務省であります。財務省におきましてはなぜ三つの港が一つになるかという必然性についてよく理解ができないということで、残念ながら3港合併案というものは当時ご破算になった経緯があります。その後、宮城県におきましては仙台塩釜港の特定重要港湾を模索し、その後に東北初の特定重要港湾として認められた経緯がございます。

このような過去の経緯をしっかりと反省し、これから先もしこういうものを進めるのであれば、当時と現状がどう変わったかということもしっかりと説明責任を果たす必要があるのでは

ないかということをお願いさせていただきました。

二つであります。港湾、確かに整備は国、県が実施をいたしております。港湾管理者として港湾の整備に取り組んでおられます。しかしながら、港湾は利用していただいて幾らの施設であります。これらの運営につきましては港の発展に努力された港湾事業者がおられるわけであり、これらの取り組みを行っていただいた港湾利用者の方々が、このような取り組みによって残念ながら疲弊するようなことがあってはならない、十分そのような配慮を行っていただきたいというのが2点目であります。

3点目ですが、合併に至る経緯等につきましては、港湾所在都市であります塩竈市長としてはそのような情報を地域住民の皆様方にしっかりと伝え、コンセンサスを得ながら進めるべきと判断をいたしております。したがって、そのような取り組みをぜひご理解をいただきたいという3点のご要望をさせていただいたところであります。これが私の思いであります。

次に、北浜地区港湾環境整備事業の進捗状況についてご質問いただきました。本事業は、同地区の造船所跡地などを高潮や津波などに対する災害防止の護岸として、さらに、市民や観光客の皆様方が憩い、親しめる快適な水辺空間として再生しようとする、いわゆる北浜護岸緑地整備事業であり、現在県事業として整備が進められております。計画では面積が約3.1ヘクタール、総事業費62億円であります。平成14年度から現在25年度までの事業ということで取り組んでいただいております。

これまでは用地買収や建物補償を中心に事業が進められております。たしか造船8社がございましたが、それらの方々の補償、用地取得が今年度末ですべて終了することとなります。事業費ベースでは60%を超える進捗状況となりますが、議員の方からご指摘いただきました施設整備についてはこれからであります、今日までの用地買収、建物補償が大変大きな問題解決ではなかったかと思えます。今後、速やかに事業の進捗が図られるものと期待いたしております。

この施設の利用についてであります、この地区の修景につきましては平成17年2月に県と市で設置をいたしました塩竈みなとまちづくり検討会で議論を重ねていただき、既に地域の皆様のご意見をベースとした塩釜港千賀の浦緑地基本計画がまとまっております。本市といたしましては、そこで述べられております本市の歴史と文化、そしてウォーターフロントとしての魅力を生かした施設整備あるいは修景デザイン、ぜひとも実現し、次代に誇ることができる海

辺の空間を形成できるよう県へ強く働きかけ、第5次長期総合計画の重点戦略でもあります定住・交流の基盤整備としてまいる所存でございます。

次に、海辺のにぎわい地区についてお答えをいたします。

事業の進捗状況と活性化対策についてであります。今年4月に本塩釜駅アクアゲート口の駅前交通広場や港町公園の供用を開始いたしました。今年度は本塩釜駅前駐車場や駅前港町海岸通り線、いわゆるいな長前から国道45号までの間、90メートルの整備を進めており、ほぼ平成22年度で主要な施設整備が概成をいたします。また、仮換地先への移転につきましても、今年度ですべて終了するため、現在事業地内のすべての土地の確定測量を実施し、換地計画の最終調整を行っているところであります。土地区画整理事業は計画どおり平成23年度で完了する見込みであり、平成24年度には精算事務を行い、すべての事業の完了を予定をいたしております。

次に、換地後の土地利用などの活性化策についてであります。これまで海辺のにぎわい地区グランドデザインの実現を図るため、地区の土地利用を先導する駅前商業誘致ゾーン、にぎわい居住ゾーン、駅前商業複合ゾーンにおきましてショッピングセンターの誘致、地元権利者等によるマンションの整備や商業施設の建設等を誘導しながら、本塩釜駅周辺での新たなにぎわい空間の創出に取り組んでまいりました。

今月4日からは駅前広場のロータリーにしおナビ100円バスが新しい停留所、本塩釜アクアゲートロという名前にさせていただきましたが、を設置し、北回り11本、南回り11本の乗り入れを開始したところであります。

また、地区内の土地利用を促進するため、今年度は市有地の公売を行いました。約1,300平米、400坪ありますが、金融機関が落札をいたしております。一定期間に建物を建築することを条件とさせていただきましたが、平成23年秋口のオープンの予定とお伺いをいたしております。

これらの結果、地区内の未利用の市有地は、貸し付けを行っている土地を除きますと約2,000平米になります。今後とも市有地の有効活用を図りながら、土地利用の促進とにぎわいづくりになお一層取り組んでまいります。

次に、国道45号整備スケジュールについてであります。国土交通省東北地方整備局では、海辺のにぎわい地区での土地区画整理事業とあわせ、国道45号の道路拡幅及び電線地中化の事業に着手をいたしております。今年度から工事に入り、平成24年度完成を目指す予定となっております。施工区間は県道塩釜港線と交差する港町一丁目交差点から尾島町地内の仙石線高架下まで、

延長約540メートルの区間でございます。現在は埋設物等の道路占用者との協議にやや時間を要しているとのことですが、調整が整い次第工事に着手することとなりますので、今後とも計画的な事業推進につきまして国に働きかけを行ってまいります。

次に、観光行政についてお答えいたします。

初めに、観光資源に関する本市の考えでございます。今回の第5次長期総合計画の策定過程におきまして、計画立案にかかわられた審議会や分科会の多くの委員の皆様が共通して述べられていたことの 하나가、本市は極めて地域資源に恵まれた土地であるということでございます。これらの地域資源の中には既に一般の方々の鑑賞の用に供され、多くのお客様を引きつけているものもございます。一方では、さらに磨きをかけることによって輝きを増す状態のものもあると認識をいたしております。もちろん、こうした資源を生かすためには資源そのものの魅力もさることながら、やはり地域の人々がその資源の魅力を認識し、訪れた方々などに伝えていくことが極めて大切なことだと考えております。

具体的に申し上げますと、例えば観光ガイドボランティアの皆さんのご活躍でございます。ガイドの皆様は数年来定期的に勉強や情報交換をされて、史実などを正確に、かつわかりやすく説明をされており、その活動内容は高い評価を得ております。まさに本市のさまざまな地域資源に光を当てる活動と言えるかと考えております。また、青年4団体連絡協議会の皆様方も、花祭り、月明かりなどで塩釜神社に新たな切り口から光を当てるなど、観光客の好評を得ているところであります。

このような活動は行政の働きかけでは実現できるものではなく、地域を思う気持ちが一人一人の行動を起こさせているものと感謝を申し上げているところであります。文化財や自然景観などに代表される地域資源を活用させていただくとともに、こういった前向きな活動をされている方々を今後も支援することによって、ひいては本市の観光事業の充実強化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成23年4月の組織機構の見直しで、新たな観光交流課の設置を計画をさせていただいておりますが、観光塩竈の先導的役割を期待いたしているところであります。

このような観光資源をどのような分類でというご質問もいただきましたが、塩竈市はまちそのものの景観、歴史あるいは文化、さらには市民の方々の生活そのものが魅力となっているものと認識をいたしております。こういったものが一体となって観光振興を推進していくものと考えているところであります。

美術館、博物館の役割についてご質問をいただきました。観光を振興するためには、その地区独自の魅力を発見し、磨きをかけるとともに、時の経過にも耐え得る普遍的な美しさなどを多くの方々にお伝えをしていくことが大切だと思慮いたします。そのような意味でも、美術館や博物館が観光振興のために果たす役割は極めて大きなものがあると考えております。

本市所蔵の絵画や貴重な歴史資料などの活用についてでございますが、本市におきましてはエスプに戦後漫画史に大きな役割を果たしたガロ編集長の長井勝一氏の漫画美術館がございます。さきのテレビ番組で取り上げられました漫画家水木しげるさんの企画展の際には全国から大勢のファンの方々を訪れていただきました。本市ゆかりの洋画家の杉村惇さんの絵画の大作も公民館や体育館などに常設展示し、市内外の皆様方に日常的にごらんをいただいているところであります。

歴史的な資料につきましても、市民図書館内の歴史展示室、タイムシップ塩釜がありますし、魚市場には漁船の漁法がわかる水産資料室を整備し、見学などで訪れた子供さんたちに貴重な教材の場を提供させていただいております。

さらに、塩竈市美術展、塩釜フォトフェスティバル、そして塩竈学シンポジウムなどを初め、エスプや公民館、マリンプラザ、さらには亀井邸において開催されるさまざまな芸術文化・歴史関係の展示企画を行わせていただいております。このような事業には市民の方々はもちろんですが、市内外からも大勢の来場者があり、交流人口の拡大に大きな役割を果たしております。

また、まち全体が博物館という方針のもと、北浜沢乙線の歩道には歌碑や塩竈を訪れた文学者の作品の塩竈のくだりの文章を彫り込んだ石のびょうぶなどを配置し、塩竈を訪れる皆様方に歴史のまち塩竈の魅力を十二分に堪能いただいております。

さらに、11月15日にはインターネット上で美術作品、歴史資料、文学作品を総合的に紹介する文化の港シオーモを開館いたしております。全国でも初めての試みととらえておりますが、これまで国内はもとより、アメリカやカナダなどから1,500人の方に入館をいただいております。インターネット上の博物館、美術館、文学館でございますので、入館された方々に興味を深めていただき、実際に本市を訪れていただくことにつながればと大いに期待をいたしているところであります。

美術館や博物館の建設につきましては、この間木村議員からは再三再四ご要望いただきながら、なかなか実現できずしております。ご提案の趣旨を大切に育てさせていただきながら、私に

とりましても将来実現すべき義務とさせていただきたいと思っております。

次に、観光産業の振興についてご質問いただきました。一般的に1,000人の観光客においていただきますと、1人の地域住民がふえたのと同じ経済波及効果があると言われております。定住、交流、連携を重点戦略と位置づけた第5次長期総合計画を着実に実行していくためにも、交流人口の増加につながる観光振興とその取り組みは極めて重要であります。

本市における広域観光の取り組み状況であります。一昨年の仙台・宮城DCキャンペーン、その後の伊達な旅キャンペーンにおきましては、近接する地域と連携しながら観光モデルコースを設定し、周辺市町村にまたがる提案も行っております。また、東松島市を含んだ3市3町では、お互いにまちの観光案内ができますよう、相互の研修会、ガイドブック作成に取り組んでいるところでございます。

観光行政を推進する上での課題は、利用者や相手の視点から物事を考えることが極めて大切と認識をいたしておりますが、観光客も市町村の枠を越えた計画に基づき行動していることを十二分に踏まえ、広域観光の振興に努めてまいります。

次に、私の政治姿勢、それから8年間の取り組みについてご質問いただきました。

政治家としてというご質問でありましたが、私は常に塩竈市の市民の一員として、就任以来日本で一番住みたいまち塩竈を掲げ、ふるさと塩竈の再生に邁進をいたしてまいりました。常に市民の皆様の視点に立った市政運営に努め、選択と集中を基本としながら、市民の皆様のお力を頼りに行財政改革やまちのにぎわいの創出、産業の振興、安全・安心に向けた事業などを確実に推進をいたしてまいりました。

就任当初の大きな課題でありました財政危機につきましては、市立病院の経営健全化や職員定数適正化などの行財政改革に積極的に取り組み、危機的状況を回避し、安定的かつ持続可能な財政運営体制確立に向けた道筋をつけてまいりました。

また、海辺のにぎわい地区の整備や歴史や文化を生かした塩竈海道を完成させ、都市と海が近接した空間を創出し、中心市街地のにぎわい創出に取り組んでまいりました。さらに、北浜護岸緑地整備につきましては、今年度中に用地補償物件をすべて終了し、防災護岸の機能をベースにしながら、海・港の魅力を十二分に生かした、塩竈らしさを感じさせる新しい魅力的な都市空間を形成できる見通しとなってまいりました。

産業振興につきましても、生マグロのブランド化、三陸塩竈ひがしものや塩竈フード見本市など、食の魅力の情報発信に努め、DCキャンペーンなどと連携し、食のまち塩竈を大いにア

ピールをさせていただきました。おかげさまであのミシュラン観光ガイドブックにおきましては東北で唯一の二つ星のまちとの評価も得、ぶらぶらりんマップを手にした観光客も着実にまちを回遊いただく状況が発生をいたしております。

市民生活の基本となる安全・安心の確保につきましては、宮城県沖地震に備え、小中学校の耐震化を今年度中に完了させるとともに、雨水対策としての藤倉ポンプ場を整備し、牛生ポンプ場に着手をいたしております。さらに、待機児童ゼロの達成に代表される地域での子育て支援の充実あるいは介護予防や検診の充実などによる市民の皆様様の健康づくりを進めるとともに、人づくりとして小学校での少人数指導の導入などにより学力向上に努め、塩竈学や先進的な文化事業の取り組みにより、生涯学習の分野でも一定の成果が上がったものと考えております。

この8年間に塩竈らしい町並みの整備や観光の取り組み、安全・安心や人づくりは大きく前進し、日本で一番住みたいまち塩竈は着実に進んでいるものと確信をいたしております。

その一方、人口減少への対応や産業振興につきましては、周辺市長の都市化や産業構造の変化あるいは国際的な規制などの外的な要因もありますが、残念ながら未達成であり、喫緊の重要な課題であると認識をいたしております。このため、第5次長期総合計画におきましても定住人口の確保と産業振興を最重要課題とし、定住・交流の重点戦略を設定し、取り組むことといたしております。定住人口につきましては、平成32年5万5,000人の目標を掲げ、実効ある総合的な戦略プランを実施をさせていただきたいと考えているところであります。

最後に、市長選についてご質問いただきました。この8年間、塩竈市政のかじ取り役を担わせていただきました。確かに先行きが極めて不透明であり、行財政環境が大変厳しい時期ではございましたが、議会の皆様方の本当に温かいご指導、市民の皆様方のたゆまぬご協力、そして職員の献身的努力により、今後の進むべき塩竈のまちづくりの方向性は一定程度明らかにできたものと考えております。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、第4次長期総合計画で掲げました定住人口の確保と塩竈らしい地場産業の振興につきましては課題を積み残しております。市長として市民の皆様方に心よりおわびを申し上げるところであります。

これらの諸課題を含む本市の今後10年間のまちづくりの方向性を第5次塩竈市長期総合計画として、多くの市民の皆様方の英知を結集し、約1年間余をかけましてまとめさせていただきました。いよいよ平成23年4月からこの新たな長期総合計画が船出をいたします。例えば地域分権社会への移行あるいは地域経済の低迷、そして地域間格差の拡大あるいは人口減少、基幹

産業の低迷など、諸課題が山積する中でのスタートであります。市民力を結集しなければ乗り越えることが困難な課題ではありますが、お許しをいただければ再度この課題解決のかじ取り役を担わせていただきたいという思いでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 20番木村吉雄君。

○20番（木村吉雄君） 懇切丁寧な説明いただき、ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

きょうの私の質問は塩竈の経済の活性化についての質問課題でございます。皆さんお持ちの塩竈市統計書、平成21年、ことしの6月、7月にいただいたものでございますが、平成21年の塩竈市のものを見ますと、市内総生産、最終の統計が平成19年でですが、1,620億3,300万円、この平成19年度でいきますと、平成18年度から19年度までの減少が56億円ほどございます。そんなことを考えながらいろいろこの産業の振興について質問させていただいております。

やはり、私たちのこのまちは内陸のように田や畑があるわけではございません。海を抱えた沿岸部で、港湾、水産、水産加工が大切な港が元気にならなければ塩竈の経済の活性化はあり得ません。おいおい質問してまいります、塩竈の元気なころ、総生産、私たちは2,000億円と聞いておりました。だから、平成21年度最後には1,500億円を切っているのではないかと、悲しいことにと。それで、ぜひ今からいろいろなものをとらえ方をしていかなければいけないのに、この統計書を見ながらいろいろ主要統計の推移を述べながら、ちょっと時間がある限りやっていきたいと思っております。

まず、市長がこの港湾について、私は一番心配することはこの石巻港が、松島港が、観光港が入ってきたとするならば、塩釜港の今現在の水深、整備、いろいろなものがございまして。港が壊れているところの部分もございまして。全然塩竈の方には予算がついてこないのではないかと、これを物すごく心配するんです。

それで、市長は11月の29日にビジョン策定委員会に出席していろいろなことを述べたと周りの方から聞いておりますが、やはり塩釜港のスタンスとして市長がどういうものにとらえ方をしているのかと、それをやはり県に言うべきではないかと、または業界のお話を伺って、その辺を県も努力しなければいけない。

なぜかと申しますと、聞き及ぶところ、石巻の構成市初め業界、国会議員、この方たちの強力なパワーで県と国に行っているということでございます。このことは当然重点港湾に選定されなかったとなれば、そういうことになるのかもしれませんが、私たち塩釜港区、今か

らさあやりましたよと言って出てきた去年の4月の改訂版、それはバルク、いろいろなもの
とらえ方で仙台港と塩釜港区のすみ分けをしましょうじゃないかと、いろいろなことが県でも
もうどんどんやってくれているとは思いますが、まだまだいっておりません。

ぜひともこの私たちの塩竈の港が10年間で半分以下になってしまったと、そういうもの
とらえ方で今度どうなるのと、港がなくなるのではないかという心配をしています。そのこと
でございませう。

またあと、観光行政についてでございますが、今までの産業が衰退してきたということ
でございますが、先ほど私も申しましたけれども、6次産業的に1次、2次産業ともども6次産業
的なもの、食べる物も入れ、見る、体験もすると、そういうものにとらえ方もしながらやっ
ていかなければいけないんでしょうけれども、もうそういう時期にきたのではないかと。観光で
何か食っていけないかと。

なぜかと申しますと、塩竈には歴史がございます。戦前から。それで、データを見ますと、
塩釜神社に来ている参詣客はほとんど減っております。三が日約44万人。元旦、2日、3日。
三が日です。参詣者40万ちょっとぐらいですか。お伊勢神社の伊勢神宮の参詣、3日間65万人
です。だから、そんなに違いはないんです。だから、そういうものとり方、三が日に来て
ただけの方たちはリピーターになっていただけると。そういうもの、そういう方たちが来ら
れる施設もつくらなければいけないんじゃないでしょうか。

今までは戦後ずっと食べることだけみんな一生懸命塩竈市がやってきました。少しはもう少
し文化的な生活も、我々もしなければいけない、ほかの市民の方にも、今の観光客にもして
いただくと。そんな中で、ぜひ、たびたび市長も名指しで言っていたいただきましたけれども、お金
はかかるかもしれません。博物館、美術館は。しかし、知恵を出し合って、今北浜沢乙線、こ
れは前の市長さんがあそこを歴史の薫るまちとしたいと。今現在も亀井邸さんでいろいろなこ
とをされていると思いますが、北浜沢乙線は四方跡のあたりまでも、これはすばらしいものが
ございます。そういうものところへぜひ産業建設部がおられる宮町分庁舎、1回は美術館、
博物館でもいいんじゃないでしょうか。荷物をそういうところに置いて、下にもそういうとこ
ろに置いて神社に行ってみてくると。まだまだ塩竈にはたくさんものものとらえ方をすればい
ろいろなものがございます。

先ほども市長もおっしゃっていましたが、杉村先生の絵、38点いただきました。先生亡く
なりまして、数億円の財産ではないかと思っております。私自身。それで、こういうものを先生は一

堂に会して市民に見せてくださいよ、観光客に見せてくださいよということで寄贈されたのではないかと思うんです。それがなかなか塩竈市ではできない。やはり、約束はなかったんですが、そういうもののとらえ方はやはりすべきだと思います。

いろいろな財産がございますから、その財産を1カ所に集めて。金がかかる云々じゃないと思います。何とかかんとか、建設部さん、どこかちょっと美術館なんかできる間ちょっとこの辺にいてもらえませんかというもののとらえ方、そういうもののとらえ方をちょっと考えながら、きょうの質問をしてきましたが、あとやはり観光で生きるためにはやはり、前にも同僚議員が言われておりましたが、観光基本計画、調べてみましたら、前の前の市長さんのとき一時期計画があつて、途中までできましたという職員の方が出てまいりました。

だから、できないことはないと思います。先ほどの答弁でございますが、資源の分類整理ぐらひはやはり常にやっていただきたい。それから、管理もしていただきたい。こういうことでございますから、また新しい資源も発掘していかなければいけない。ぜひ少しかじを切っただいて、産業で食べていけるような塩竈市にしていきたいと思います。2回目何かございましたら、市長、答弁お願いします。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 木村議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、港湾についてであります。港湾整備予算について大分ご心配をいただいておりますが、過日産業建設常任委員会の中で宮城県の港湾課長にお越しをいただきまして、港湾整備の仕組み、予算のあり方等についてご説明をいただいたとお伺いをいたしております。その際にも同様の質問をされたときに、港湾課長は塩釜港の港湾整備につきましては仙台塩釜港港湾整備計画に基づいて従来どおりしっかりと予算をつけていきますというようなご説明をされたとお伺いをいたしております。

私の先ほど知事から電話をいただいたということのご説明をさせていただきました。その後知事のところに出向きまして、くれぐれも今塩釜港として今整備に取り組んでいただいておりますさまざまな整備がこのことによりましておくれることがないようにというようなご要望もさせていただいてまいりましたし、同様のことにつきましては土木部長あるいは土木部次長、そして担当課長にも出向きましてお願いをいたしております。

先ほど来ご説明をさせていただいております、一つは港湾の整備であります。これは当然予算を伴う話でありますし、港湾管理者がしっかりとやっていく話ではないかと思っております。

もう一つは、港湾の運営であります。具体的に申し上げれば、貨物量というものが港湾の運営によって発生するものであります。貨物の増減というものは運営にかかわっていただいております、例えば海運海貨業界の方々のお力であるということをお先ほどご説明をいたしました。これらの方々と一体不離という活動をしていくことこそが今後の港湾整備のあり方にとって大変重要ではないかなと考えております。

なお、議員の方から石巻港が活発に動いているというお話をいただきましたが、これは重点港湾昇格のために石巻港が一生懸命動いたことも事実であります。私も同じ港町の市長として一緒に足を運んだことでもございます。残念ながらそういったものの実が実を結ばなかったということで今日のような姿になっているわけでありますので、当然のことながら港湾管理者としては一定程度地域の方々に説明責任があるものと私は判断をいたしております。

また、観光振興であります。どうも悲観的なお話をいただいたような気がいたしておりますが、実はDCキャンペーン、仙台・宮城伊達な旅キャンペーンを通じまして、塩竈市は数少ない観光客の数をふやしている地域であります。先ほどもご説明させていただきました。土日になりますとぶらぶらりんマップを片手にまちの中を散策する方々の数がふえてきていることについては議員もご承知のことかと思っております。

ぜひこのような地道な取り組みをしっかりと進め、やはりリピーター、また塩竈に行きたいという観光客の方々を数多くふやしてまいりたいと考えておりますが、そのためには地域の方々がおもてなしの心でこういった方々をお迎えいただくということも大切なことではないかと思っております。

また、美術館、博物館については、繰り返しになりますが、塩竈市、まちそのものが博物館と言ってもいいようなさまざまな都市空間を活用し、さまざまな文化・歴史の展開を進めさせていただいております。なお、今後ともそういったものをしっかりと促進をさせていただきながら、できますれば将来美術館、博物館の建設ということも義務といたしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。（拍手）

○2番（中川邦彦君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

塩竈地域の経済環境は依然として厳しい状況にあり、生産費で平成12年度を100と設定した場合に、平成19年度は82.1と落ち込んでいるのであります。特に水産加工業の落ち込みや建設関連業界などでは廃業や縮小などに追い込まれ、厳しい状況の中で新しい年を迎えようとして

おります。地域経済の立て直しや活性化のために、今こそ行政としての支援が重要と考え、4項目について質問を行います。

第1は、まちづくりについてであります。

一つ目に、塩竈市の観光行政について伺います。先ほど木村議員の質問と重複するところがあると思いますが、よろしく願いいたします。

今、全国の自治体での取り組みを見ると、観光を一つの産業としてとらえ、地域資源の活用で地域経済の活性化に取り組んでおります。本市でも塩竈市観光基本計画を策定すべきと考えます。市長の見解を伺います。

10月に産業建設常任委員会で行政視察を行いました。佐賀県や佐賀県内各地の自治体で取り組んでいるマイスター制度は、県と連携しているのが特徴です。佐賀県鳥栖市のマイスター制度は、種々の技能・技術をもった人を発掘してデータベース化し、それらの連携により新たな産業を興したり、既存企業の支援に役立てるというものであります。

鳥栖市の観光振興策と長崎県諫早市で取り組んでいる観光行政について伺いました。諫早市では観光基本計画を策定し、基本理念として自然豊かな交流のまち諫早、自然と風土を感じ食を味わい人と出会えるまちと位置づけております。観光基本計画を策定したことによって、第一は観光を産業と位置づけたこと、第二は観光施設や周辺環境の整備、第三に近隣市町との協力と連携、第四に自然・歴史的資源、農産品の活用、第五に旅行・観光商品の動向調査などを明らかにしてしました。

塩竈の特性は、古代から先人たちが住み、生活してきた貝塚が点在し、近年は三陸沿岸の海上交通の要衝として栄え、今日に至っております。港町塩竈は天然の良港として、漁港、観光港、商港の三つの機能をあわせ持っております。特に社と魚のまちとして全国的にも有名なまちです。また、日本三景の一つ、松島の玄関口として多くの観光客が本市を訪れています。最近の観光客は団体旅行より少人数のグループで散策する姿を多く見かけます。県外、県内の各地には多くの観光地があり、この塩竈は滞在型ではなく、通過型となっています。歴史や文化を感じさせる行事の一つとして、毎年行われている、市内を中心に繰り広げられる三つの祭りは、全国的にも有名です。

第5次長期総合計画をまとめるために行った市民アンケート調査では、観光の振興では全体の約38%が満足と答え、62%が不満と答えています。本市の活力づくりの中の観光の振興では、90%以上の方が重要と答えています。本市でも塩竈市観光基本計画を策定し、位置づけるべき

と考えます。市長の見解を伺います。

二つ目に、観光のまちの役割について伺います。塩竈まちの駅が9月にオープン以来、多くの観光客や市民の方々に利用されています。塩竈市の顔としての機能性や利便性を兼ね備えた施設として、また、各施設間の観光資源の点から線を結ぶ意味からも重要な施設となるものと考えます。地場製品の販売が地域の経済に果たす役割は必要です。市内を訪れる方々との交流や塩竈ならではの地域特性を生かした施設としての役割が必要で、観光客や旅行客がこの施設が地元経済の発信となることも重要と考えております。また、今後の方向性について市長の見解を伺います。

第2番目は、仕事おこしについて伺います。

一つは住宅リフォーム助成制度についてです。地域経済が疲弊する中で、特に建設関連の業種の落ち込みが激しく、廃業や転職する方々が多くなってきております。住宅リフォーム助成制度について、これまで私と曾我議員が一般質問で市長の見解を伺ってきました。9月議会で曾我議員が一般質問の中で住宅リフォーム助成制度について質問を行い、市長は今後勉強していきたいと答弁いたしました。その後、どのように検討してきたのか伺います。

私ども市議団は、住宅リフォーム助成制度を実施している宮古市を視察し、自治体での取り組みや建設に関連する業界や団体などから状況を伺ってきました。宮古市ではリフォーム助成制度の導入に当たって、個人資産に税金を投入できないという壁を突破するために、住宅政策ではなくて経済対策として位置づけ、個人住宅への支援として取り組みました。住宅リフォーム助成制度は、総工事費用20万円以上のリフォームに一律10万円の補助金を支給するものです。10月末の段階で住宅リフォーム助成の申請が2,303件、工事費が10億4,500万円となっており、経済的波及効果は24億円に及ぶとされ、市民の間では喜ばれております。

県レベルでは秋田県が既に実施し、10月末現在で申請が1万1,697件で、工事費は252億円になっています。屋家をリフォームすることで地元にとどまるという若い人たちの定住にも一役買っていることも報告されております。山形県では来年度から実施に踏み切ると聞いております。宮城県の県議会でも住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願が全会一致で採択されました。県内でも石巻市や加美町で既に実施し、多賀城市や岩沼市、蔵王町、気仙沼市も新年度から住宅リフォーム助成制度を実施する予定です。

実施や計画を含めると全国では176自治体に広がっております。住宅リフォーム助成制度を実施している自治体の特徴は、経済の循環と関連する業種も含め、地域経済が活性化し、地域

経済への波及効果として大きな役割を持っていることが実証されたと述べております。

今月13日、塩釜民主商工会の役員は、住宅リフォーム助成制度を本市でも実施されるよう市長に要望書を提出いたしました。本市でも経済が落ち込んでいる時期だからこそ地域経済の活性化策として住宅リフォーム助成制度の創設に踏み切るべきと考えております。市長の見解を伺います。

二つ目に、新卒者の雇用について伺います。総務省が11月30日に発表した労働力調査によると、10月の完全失業率は前月比0.1ポイント悪化の5.1%でした。5%以上は8カ月連続です。企業の就業者規模別で、就業者数の増減は大企業で若干ふえています。小規模企業では44万人減り、9カ月連続で前年同月を下回りました。中小零細で単価と仕事が回復せず、経営が苦しいことが雇用の悪化に反映しています。

厚生労働省が発表した10月の有効求人倍率は、前月に比べて0.01ポイント上昇の0.56倍でした。県内の求人倍率は0.47倍で、前月との差は0.01ポイント下回り、失業率は5.6%と依然として厳しい状況になっています。

特に、本市の高校生の新卒者の状況と就職内定者数について伺います。また、本市の新卒者の職員採用について伺います。また、本年度も高卒者のワークシェアリングを引き続き行っていくのか、この制度を実施してからの利用数についても伺います。

第3番目は、福祉についてです。

一つは、保育所の廃止と民間委託について伺います。保育所の廃止と民間委託化は、本市が進めている行財政改革の一環として計画し推し進めるもので、到底納得できるものではありません。

第5次長期総合計画の中にも、子育て支援の充実では、働きながら子育てできる環境の整備として、多様化する保育のニーズへの対応に努め、働きながらも安心して子育てができる就業環境づくりを推進しますとありますが、しかし、11月に開かれた民生常任協議会で示された公立保育所民営化等ガイドラインの資料の中にあるのびのびしおがまっ子プラン後期計画では平成25年3月までに新浜町保育所の廃止、平成27年4月までに香津町保育所の民営化を目指すとあります。

新浜町保育所は昭和47年に開設、新浜町で働く母親や地域の母親が安心して子供たちを預けられる保育所として発足しました。今回質問するに当たり、新浜町保育所を見てまいりました。今までにトイレの水洗化や耐震工事を行い、施設内の設備の整備などで保育できる環境がつく

られてきています。

廃止の理由に老朽化で建てかえが必要と述べられていますが、どのような建物でも日常の手入れや計画的に修復すれば長寿命化が図られます。市の広報紙や新聞にも廃止や民間委託と報道されましたが、地域住民には説明がなく、一方的で、住民の不安に対する説明責任があると考えます。

保護者の声は、園庭が広く子供たちが保育できる環境がよいので安心して預けられる、子供を保育所に預けていますが、今妊娠中なので今後どうなるか心配だと、さまざまな意見が出されました。一度つくったものを廃止することは地域にとって不安を与えるもので、安心して子育てができ、少子化対策や人口流出の歯どめの上からも廃止をすべきではないと考えます。市長の見解を伺います。

次に、民間委託について伺います。公立保育所の果たす役割は、長年積み重ねてきた保育や子育てのノウハウや経験豊かな人材と地域との連携にとっても、保育にかかわる職員の役割が重要と考えます。公立保育所は行政機関の一つとしての役割と公立で行う保育の重要性から見ても廃止や民営化はすべきでないと考えます。退職保育士の補充が行われないうまま、パートに置きかえたことによって中堅の職員が少なくなった結果、廃止や民間委託を進めることになり、公的保育の役割を放棄するものとなるのです。

今まで述べたように、新浜町保育所の廃止や香津町保育所の民間委託化について市長の見解を伺います。また、保育所職員の新規採用数、年齢構成と、正職員と非正規職員数について伺います。

二つ目に、虐待について伺います。全国的に長引く不況で、雇用の不安など生活環境や社会構造の変化によって、児童への虐待や家庭の虐待などが起きております。また、パワーハラスメントによる人権侵害やDV、ドメスティックバイオレンス対策などについて、行政の相談窓口や取り組みについて伺います。

第3番目は、防災についてであります。北浜二丁目の高台に防災道路の整備について伺います。私は、この防災道路問題で何度か質問を行ってまいりましたが、依然として方向が見えていません。地域に住む住民は市に対して要望書を提出し、早期の完成を待ち望んでいます。行政としてあらゆる可能性を検討していくべきと考えますが、いまだ住民への説明がありません。市長の見解を伺います。

第1回目の質問を終わります。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 中川議員から4点についてご質問をいただきました。まず、観光行政についてお答えをいたします。

塩竈市の観光行政、特に観光振興計画の必要性についてでございますが、現在の本市の観光事業は平成3年度策定をされました観光振興計画「海と社を結ぶまちづくり」をベースに、第4次長期総合計画や平成11年度策定の中心市街地活性化基本計画に沿って計画し、実施をしております。これらの計画は、塩釜神社の表坂から北浜沢乙線沿いの歴史・文化ゾーン、本塩釜駅を中心とした駅前集積ゾーン、マリングートへ向かう海辺のにぎわいゾーンという三つのゾーンを観光の都市軸として、ハード整備やソフト事業の展開の可能性をまとめたものでございます。

現在は、この従前の計画に加え、平成20年度の仙台・宮城デスティネーションキャンペーンを契機に、地域資源、まち歩き、回遊性を観光振興の基軸に据え、市民の皆様や事業者、旅行会社と協働してさまざまな観光事業に取り組んでおります。また、第5次長期総合計画におきまして、一つは観光資源の創造と情報発信、二つ目といたしましては笑顔でもてなす体制の充実、三つ目といたしまして広域観光の推進など、まち全体でのおもてなしと各産業と連携した観光産業の取り組みが必要と位置づけております。すそ野が極めて広い観光産業相互の連携・交流を図るため、平成23年度には観光交流課を新設し、先導的な観光振興を推進してまいります。なお、観光振興計画の見直しに触れていただきました。第5次長期総合計画の個別計画として検討させていただきたいと考えております。

観光産業、今日的には第1次産業から第3次産業を包含し、なおその連携の成果が第6次産業とも言われますように、本市の産業振興の視点として欠かせないものとなっております。また、産業連携の具体策として農商工連携が模索するなど、都市観光単独の計画ではなく、広い視野で産業全体の振興計画づくりが必要であり、その中に観光を包含させていきたいと考えているところであります。

続きまして、しおがま・まちの駅の現状についてであります。しおがま・まちの駅は、今年9月、塩竈市商業協同組合が県内初の公認まちの駅として壺番館1階にオープンをいたしました。まちの駅はまちの交流、情報交換の場やアンテナショップなどの役割を担う施設で、まちの顔としての役割を果たす施設であります。公認施設は全国で1,661カ所開設をされております。

塩竈まちの駅では本市の特産品や藻塩関連商品、一般の方々の手工芸品などの販売コーナーや、周辺市町も含めた観光など各種情報の提供なども行っております。おかげさまで、観光客はもちろん、買い物客や図書館などの利用者あるいは通学の高校生など、さまざまな世代の皆様に交流あるいは憩いの場としてご利用いただいております。1日当たり約200人の来館者があり、約半数の方々がお買い物をいただくなど、新しいにぎわいの拠点として大変好評を博しております。

今月からは取扱品目をふやし、また、要望が高かった宅配サービスの準備も進めております。運営主体の商業協同組合には、今後もお客様の声を大切に伺いながら、品ぞろえなどの充実に努めていただき、まちの拠点としてお客様に愛され親しまれる空間となりますよう、なお最善の努力を期待をいたしております。

さらに、年末年始は時間を延長し、休まずに営業することとなっております。ぜひ多くの皆様にご来店賜りますようお願いを申し上げます。

仕事おこしについてお答えをいたします。

住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。9月定例会におきましても曾我議員から同様の質問をいただき、回答させていただいたところであります。今回、住宅リフォーム助成事業に関しまして全国における実施例などの情報収集を行いました。29都道府県、175自治体で制度化されており、内容としては各地域における住宅産業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的としたものが多数でございました。緊急対策のために単年度、短期間の事例があるということも今回の調査で判明をいたしましたところであります。

一方で、本市では高い確率が発生が予想されております宮城県沖地震に対する対策を最重点課題と位置づけ、木造住宅耐震改修工事助成事業により耐震化の促進に努めております。当面は耐震化率の向上を目指しながら、この安全・安心対策を優先した改修を促進させたいと考えております。住宅のリフォーム助成につきましては、この震災対策の一定の目標達成の見通しがついた時点で改めて検討させていただきたいと考えております。

なお、議員ご心配の中小の建設業者の方々の対策として、本市におきましては小規模事業登録制度を活用いたしておりますが、今年度は集会所の耐震補強工事を約20件程度発注をさせていただいたところであります。活性化の一助になればと期待をしているところであります。

次に、新卒者の雇用についてお答えをいたします。

まず、県内の新規高等学校卒業者の就職内定状況についてであります。11月18日現在では、

県内高校新卒の就業内定者数が2,028人で、内定率は44.2%となっており、前年同期を2.4ポイント上回っております。

一方、地元塩釜高等学校では、3学年425人のうち、就職希望者は140名であります。うち80人が内定し、57.1%の内定率となっておりますが、60人がいまだ就職先が決まらず、学校では粘り強く活動を継続されていると伺っております。1月になりますと新卒求人にとらわれず一般求人としてハローワークと生徒本人が直接面談する機会も出てくるようでございます。いずれにいたしましても厳しい雇用情勢下であり、市としてもでき得る限りの支援を行ってまいります。

次に、本市の取り組み状況でございますが、本市の職員採用につきましては、第3次行財政改革推進計画の定員管理フレームに基づき、計画的に採用を行っているところであります。来年4月には合計で15名の新規採用を予定をいたしているところであります。また、就職先が決まらない高校生の就職支援策として、平成14年から実施をいたしておりますワークシェアリング制度につきましては、平成23年度も引き続き取り組んでまいります。

なお、今後とも市内企業への地元出身者の雇用を呼びかけるなど、雇用情勢の改善に向けた事業を展開いたしてまいります。

ワークシェアリング制度の総利用人数についてご質問いただきました。今日まで20名の方々にご利用をいただいております。

次に、福祉についてであります。

保育所の廃止と民間移管についてであります。公立保育所の一部廃止と民営化に至る経緯や計画の内容につきましては、昨年11月の民生常任委員協議会以来、5回にわたり協議会で説明をさせていただいておりますが、子育て支援の総合計画であるのびのび塩竈っ子プランの中で具体的に触れており、今後平成26年度までこのプランに基づき実施していくこととなります。

保育の実施につきましては児童福祉法第24条により、その義務は市町村にあります。厚生労働省令基準を満たす認可保育所であれば私立保育所も公立保育所と同様の基準で保育を行えることとなっております。

今後、子供さんたちにとっての最善の保育環境を実現し、安定した保育を持続していくためには、現状の保育制度を最大限活用し、限りある資源で予算等を有効・効果的に投入していく必要がございます。そのためには公立保育所と民間保育所が同水準で行えます通常保育が認可されております民間保育所でも役割を分担していただく計画を進めさせていただきたいと考え

ております。

そして、今後の公立保育所の役割とは、長年積み重ねてまいりましたノウハウや経験豊かな人材を生かし、子育て支援の拠点施設として次世代の中心的役割を担うこと、また、人的・経費的に過重となる特別なニーズを持つ児童の保育等を担当し、地域福祉を担う公的機関として役割を果たしていくこと、これらによって子育て世代の方々が安心して子供を育てられる環境づくりを実現し、市民の方々の期待にこたえることと考えております。

新浜町保育所ですが、この保育所は昭和47年4月1日に供用開始し、既に38年を経過しております木造の施設でございます。この間、管理運営上必要な補修や安全確保の工事を行い、運営をいたしてまいりましたが、残念ながら老朽化は明らかであり、仮に新浜町保育所で今後も保育を行うことを考えた場合、子供さんたちの保育環境を確保していくためには、近い将来建てかえが必要になるものと判断をいたしております。

しかし、現行の我が国の保育施設設備の制度を考えた場合、公立保育所として建てかえることは極めて困難な課題が山積をしております。また、建てかえが必要な現行施設、ゼロ歳児保育の施設設置工事を行うことは現実的な選択ではないのではないかと考えております。

また、新浜町保育所への入所者の状況につきましても、同地区の就業の場や児童人口の減少と地域的な要因により、年々保育児童数が減少し、将来の保育児童は一定の人員で推移するものと予想されております。定員の約半数の児童で保育を行わなければならない現状となっております。この結果、児童が社会生活を学ぶ環境が極めて希薄になってきているものと考えております。

このような事情を踏まえ、児童の保育環境改善のために、新浜町保育所は廃止し、保育が引き続き必要な方々につきましては、原則として保育者の方が希望する他の保育所に移っていただき、継続して保育を行いたいという考えであります。

子供さんたちが安心して新しい保育所に移れますよう、現在新浜町保育所に勤務する保育士を廃止にあわせて他の公立の各保育所に配置し、児童にとってもできる限り環境の変化の少ない中で保育を継続して行っていきたいと考えているところであります。

その上で、廃止や民営化によって生じた人員や予算等の限りある資源につきましては、昨今特に需要が増大をいたしております3歳児未満あるいはゼロ歳児保育を行っている保育所に重点的に投入し、保育環境の改善や待機児童対策に有効的に活用させていただく計画内容となっております。

今後の保育士の配置についてご質問いただきました。本年4月1日現在、公立保育所のクラス担当の正職員22名、所長、副所長が10名で、正規職員数32名となっております。公立保育所のクラスが41クラスとなっております、19クラスが臨時職員の保育士がクラスを担当させていただいております。ご質問の来年4月に向けた新規の保育士の採用人数であります、3名を予定いたしております。

なお、保育士の年齢構成についてご質問いただきましたが、後ほど担当部長よりご答弁をいたさせます。

次に、児童の虐待についてご質問いただきました。現在、児童虐待の件数は全国的にもこれまで以上に急増し、ますます深刻化をいたしております。本市におきましても、平成21年152件の通報等があり、そのうち58件を虐待事案として扱い、延べ1,432回の支援活動を行いました。今年度9月時点で60件強の虐待事案を抱えており、仲介数は昨年度の2倍のペースとなっております。

また、ドメスティックバイオレンスにつきましても、平成21年度は51件の通報や相談があり、そのうち18件、DV事案として扱い、延べ367回の支援を行っており、児童虐待と同様に大変深刻化をいたしております。

虐待把握の方法につきましては、学校、幼稚園、保育所などから毎月定期的に文書で情報提供を受けております。また、市民からの通報や民生児童委員、主任児童委員、警察、法務局、保健所、市内小中学校、幼稚園や保育所の職員と約80名で構成する塩竈市要保護児童対策地域協議会のメンバーからの情報提供などによって行っているところであります。

これらの方々から虐待が疑われますようなケースを含め、さまざまな情報が提供されます。こうした情報提供を受け、3名担当者が土日も含め24時間体制で現場に出向くなどの対応に当たっているところであります。

対応といたしましては、市は強制的な介入権限がなく、地域の方々や直接児童の保護者の同意を得ながら話をお聞きし、通報から48時間以外に児童の安否や事実関係を把握いたします。個人情報やプライバシーの問題もありますので、細心の注意を払って対応をいたしております。

調査の結果、緊急性があると判断すれば、児童保護の強制権がある宮城県中央児童相談所や警察と連携しながら、児童の緊急保護に当たります。また、緊急保護に当たらないと判断されたケースは、塩竈市要保護児童対策地域協議会において地域での継続的な見守りなど、必要な対策を定めながら対応いたしておるところであります。

虐待を受けた児童は身体のみならず心にも非常に強いダメージを受け、生活も不安定になるばかりか、将来に向けても深刻な影響を与えるとされており。このような場合には児童心理士等が配置されております中央児童相談所につなぐなど、心のケアにも努めさせていただいております。

次に、配偶者やパートナーなどから振るわれる暴力行為でありますドメスティックバイオレンスは、本市への相談以外に女性相談機関や警察へ相談がございます。その相談を受け、本市からの状況と意向確認を行い、関係機関が協議して対応を決定させていただいております。その対応決定に当たりましては、本人の意向を尊重し、配偶者から逃れたいという場合には一時保護施設で一時保護を行います。その後、自立を希望する場合には自立支援の施設に入所していただき、自立のためのさまざまな支援を行うこととなっております。

次に、防災についてであります。

北浜二丁目の高台に防災道路の整備についてというお話がありました。当該地区は国有財産の法定外公共物として平成17年1月に東北財務局より譲与を受け、市の管理財産となり、市への管理移管はのり面の除草などの維持管理に努めてまいりました。

なお、ご質問の内容につきましては担当部長よりご答弁をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から保育士についてのご質問がございましたので、ご答弁申し上げたいというふうに思います。

正規職員は市長が申しあげましたとおり32名の、パート職員19名ということで、4月1日現在そのような状況になっているところでございます。この正規職員のうち32名のうち、所長、副所長がそれぞれ保育所につきまして2名配属されておりますので、41クラスのうち正規職員が22名、パート職員が19名という形になります。

年齢構成でございます。平成22年4月1日現在の32名の正規職員の年齢構成ですが、20代が7名、30代が8名、40代が2名、50代が15名という状況になってございます。

○議長（佐藤貞夫君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 私の方から北浜二丁目の高台の防災道路の件についてご答弁申し上げます。

先ほど市長より北浜二丁目の高台の状況については説明をしたところでございますが、当該地区におきましては地形が急峻な丘陵地であるということから、高台にある住宅への連絡は道幅が狭く、急勾配の道路が1カ所あるだけの状況となっており、そういった状況から車両等の通行には非常に不便な状況となっているということは確認をさせていただいているところでございます。

こういったことから、地域住民の皆様から緊急車両が進入できる防災道路の整備についてご要望をいただき、現在の連絡通路の幅員、それから拡幅、それから頂上付近の急傾斜値の緩和策等について現地を確認しながら検討を加えた経過がございます。

残念ながら現在の道路位置での整備についてはちょっと方針が見出せない結果となっております。また、平成19年度におきましては、この地区の北側にあります市道小松崎北浜線、二小に通じる市道でございますけれども、そちらから進入するルートということで、現地測量なども実施しながら検討を加えた経過もございます。この件の結果におきましても、急峻な地形を斜めに上るというルートで計画せざるを得ませんでしたので、それで計画してもなお道路勾配が15%を越す計画となる、また、市道との接続部分が鋭角になり過ぎるというようなことがありますので、車両の安全な通行が困難というようなことが判断される状況になってございます。

こうした状況を総合的に勘案いたしますと、また別なルートでのルートというものも模索すべきことがございますが、先ほどからご説明しておりますとおり、かなり急峻ながけ地を利用することになりますので、大規模な擁壁なども整備する必要が生じるということが十分想定されます。そういったことから考えますと、現在のところではまだ整備に着手することは困難だろうと考えております。

なお、今後におきましても、当該地域内での道路の管理あるいは利活用につきましては、地域の皆様と協力させていただきながら少しでも利用しやすい道路というものに向けた取り組みについても検討を加えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、観光の振興についてでありますけれども、塩竈の持っている特性、そういうものを最大限生かしてどのような観光の施策としての基本計画を私はつくるべきではないかなという提

案をしておりますけれども、そういう意味で、やはり今塩竈は先ほど来市長も答弁しているように、文化的にも塩竈にいろいろな特性を持った施設が数多くありますので、そういう点で点と線をつなぐ、そういう施策というものが大事になってくるのかなというふうに思っていました。

それで、まちの駅の役割なんですけれども、そういう中でやはり一定の役割を果たさなければならないというふうには思うんです。それで、私はまちの駅で当初通路、45号線の歩道がありますが、あそこにのぼりを立てていて、ああ、ここだなという、一定のことはわかると思うんですが、今取り外されている中で、やはり観光できた方が塩竈を車などで歩いてみたときに、看板が小さいんです。そういう、もう少し目に見える大きな看板にならないのか、そういう建物だからだめなのかだけではなくて、目に見える形というものをまず考えていくべきじゃないかなというふうに思います。

それから、私も長期総合計画の策定の中で塩竈市に訪れるバスの利用者とか自家用車についてどうなっているのかという質問をしたんですけれども、やはり塩竈に来ているのは二百何十万人だったか、たしかそのぐらいの数の方が来ているということはわかるんですけれども、やはり塩竈でどのように買い物しているのか、今、まちの駅の場合だと訪れている半数の方が買い物しているということはわかったんですが、やはり何といたっても地元の経済にお金を落としてもらわないことには塩竈何にもならないわけですから、やはり観光バスが通過して松島に行ったり仙台に行ったり、山の方にある温泉街に行ったりとか、そういう通過型になっている面もありますので、何としても滞在型といえなかなかな比較とか何かも含めて難しいところがあると思うんですけれども、やはり魅力ある塩竈、そういうものをつくる意味でもまちの駅の果たす役割というのもやはり大きな面もあると思いますし、やはり先ほど来話しているように、観光も一つの産業としてとらえるということで、市長は農商工連携としたという言い方もしましたんですが、やはり塩竈の地場産品、そういうものが買い求めただけでいいですか、そういうものが取り寄せられたり、地元での買い物ができるような、そういう施策と、それから、塩竈に来てよく言われるんですが、休むところがないというんです。まちの中で。駅とか、そういうところはあったにしても、歩きながら見ていくときに、お茶が飲めるとか、何か休憩のできる、そういうものがまちの真ん中にあつたら本当に助かるのになという声も聞かれます。その点についてどんなふうに考えていくのか、その辺を伺いたいというふうに思います。

それから、住宅リフォームの制度なんですけど、市長は当面は耐震化工事を優先させて、その

後に一定の検討をしていきたいということを述べたんですけれども、私はそうであれば今耐震化工事が全体的に塩竈市ではおくれてなかなか進んでいないという状況もあるというふうに思うんですが、やはり住宅リフォーム助成制度と併用した耐震化工事もできるというふうに思うんです。

ですから、そうであれば耐震化工事の助成も受けられる、それからリフォーム助成制度での助成も受けられれば、それは発注する側にとってはいい一面と、受ける側の業者さんももっと思い切った工事できると、そして、何よりも、先ほど来私も言いましたけれども、宮古市での経済的波及効果が24億円に及ぶというんです。工事費が10億4500万円ですから。その中で経済効果として24億円あるんだと。これはやはり何ととってもその業者だけが潤うんじゃないくて、地元の製材所も含めて、畳屋さん、電気屋さん、そして水道屋さんもちろん、すべてのものに波及するわけですから、そういう点で改めてもうちょっと、いろいろ研究するのも結構ですから、ぜひ先進の事例なんか学んでいただいて進めてもらうということも必要だと思います。

そして、県でも全会一致で請願が採択されて、今進める方向で検討されてきているということも事実ですので、やはり県でやることを待つのではなくて、塩竈市でも早目にこういうものを取り入れていくということが大事だなというふうに思っています。

それで、私も曾我議員が質問する前に前段の議会で一般質問したときに、市長さんはそのとき民間の個人の住宅に税金の投入はどうかなという言い方もしてきたんですが、それから全国的にも今170、きょうの新聞にも蔵王町でも来年度から実施するというので176になっているんです。そういうふうに、やはり見直しされた中で9月議会で曾我さんの質問に塩竈市で勉強したいというところまで前進したわけですから、もう一步何とか踏み込んでいただいてできるというふうになればというふうに思っています。

それと、やはり新卒者の雇用なんですけど、やはり何ととってもまだまだ塩竈は確かに市長も言ったようにほかから比べれば進んでいる一面は確かにうかがえます。ですけれども、まだまだ決まらない分が来年1月から塩竈の高校生の場合だと60人ぐらいまだ決まっていないということですので、ハローワークとの面談でどういうふうになるかということもありますけど、なかなか雇用が厳しい中で塩竈でも市の職員として15名を採用するというのは一定の前進でありますけど、何ととってもやはり新卒者が安心して働ける環境、そして保育所の問題でもせっかく高校を卒業して専門学校に行つて資格を取って、保母さんの資格を取ったり幼稚園の先生の資格を取って社会に出たときに、パートではかわいそうじゃないですか。やはり本当にそういう資

格を生かすために勉強に励んできた子供たちに、本当に就職、安心してそういうこともできるような、一つずつでもやることは可能だというふうに思うんです。

私は、そういう面からいってもやはり保育所の廃止や民営化というのは、私は逆行している一面もあるんじゃないのかなというふうに思います。私はいろいろ保育所で携わってきたり、周りからいろいろ保育所にかかわっているお母さん方なんかの意見も聞いたりしてきてみましたが、やはり保育所というのは安心して子供を預けられるんです。それから、病気を持っている子供、アレルギーを持っている子供、そういう子供たちにも保育所では独自の食事とか、おやつも含めて、飲み物の果てまで公立保育所でやっていただけて、そして、その後健康になって、アレルギーも治って、社会人として働いている方も出ております。

そういうことから見ても、公立保育所の果たす役割というのは大きいというふうに思います。そして、何とんでも市の方で私は間違っていたなというふうに思いますが、やはり職員の年齢の差、先ほど20代から50代までの方々の数を言われましたけれども、やはり今の所長さんたちが退職していった後の次の代、中堅と言われる人たちがやはり不足しているんです。そうすると、このことから言えることは廃止と民営化しかないというのが現状だと思います。

そういう面で、何とんでも今までやってこれなかった分をどういうふうにこれからしていくのかというのは大きな課題だというふうに思いますが、やはりその点でも改めて考えていただきたいなというふうに思います。

今、虐待の問題でも報告受けましたが、やはり大きくなってきているんです。私もいろいろどういうふうにしてこの12月議会で質問しようかなというふうに思ったんですが、いろいろなことも聞いております。これはいろいろ個人の状況の問題もあると思いますんで触れませんが、やはり安心して相談できるような体制、そのときに職員の方も24時間体制で3名の方が苦勞して行っていると思うんですが、それにはうんと感謝しております。そういう人たちも報われるように、行政での支援も密にしながらやっていただければなというふうに思っております。

それと、やはり今防災道路についての質問したんですが、なかなか厳しいものがあるというふうなお話ですけども、やはり何とんでも住んでいるところの条件が悪ければいろいろな要望も数多く出てきます。そういうときこそ行政が住民にきちっとした説明をしながら、何らかの解決方法を見出していくことが大切だというふうに思います。

そういう面で、塩竈の長期総合計画でも言っていますように、5万6000人を指すのであれば、やはり定住できるような人口をどうふやしていくか、そして、保育所の問題についても私

の質問した4点についても、やはり今の時代をどのようにとらえ、前進させ、そして高齢少子化の時代に対応した塩竈をどうつくっていくかという大きな使命があるんだというふうに思います。改めて市長に質問いたしますが、今までのことの中で再答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 中川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、まちの駅の看板についてであります。確かに開店の日は45号沿いにのぼりを臨時的に立てさせていただきました。そういったものを目印にということもあったかと思いますが、国道の管理者、そういったことはあくまでも臨時的なケースの場合にしか認めておらないようであります。今後は、まちの駅を展開いたします商業協同組合とPRの方法について相談をしてみたいと思っています。

また、休む場所が少ないというご質問ありました。例えば北浜沢乙線沿いにはベンチ等用意させていただきまして、観光客の方々がパンフレット片手にお座りの姿も拝見いたします。また本町海岸通りの商店地の方々は自分のお店に一角にそういった観光客をお迎えして、お茶のサービス等をいただいております。店頭には和歌を染め込んだのぼりが出ております。こういったお店はすべてそういうサービスを提供できるお店であります。ぜひ議員にも一度足を運んでいただければ大変ありがたいと思っています。

また、住宅リフォームについては再三ご答弁申し上げたとおりであります。決して必要性を認めないということではなくて、今塩竈市の場合におきましては耐震補強を優先をさせていただきたいということでご答弁をさせていただきました。

また、新卒者の就職状況に絡んで保育所の問題、ご質問いただきました。私は民間の保育所も塩竈市の公立保育所に負けないすばらしいサービスを提供していただいているという認識であります。当然のことながら、ゼロ歳保育から3歳児未満の保育まで、あるいは議員が今ご心配して上げていただきました安心の確保、食事の提供等々につきましても、既に公立保育所に負けないぐらいの体制がしっかりととられているというふうに判断をいたしております。

どうも我々行政、官尊民卑といいますが、そんな意識が強いという気持ちを持っております。民間の方々がしっかりと経営をされているものはそれなりに評価をすべきではないかと、そういった方々と力を合わせて地域の保育行政をしっかりとやっていくということですので、今後も繰り返しそういったことをご説明をさせていただきたいと思っております。

虐待については我々も大変深刻に受けとめております。先ほど申し上げましたように、3名の職員、24時間体制で当たらせていただいておりますが、それでもなかなか追いつかないというのが実態であります。こういったことについて、また新たな施策の展開等も必要になってくるのではないかと考えております。

最後の防災道路であります。先ほど担当部長、回りくどい説明をさせていただいたようですが、要は道路構造令に則った道路をつくるとすれば周辺にある住宅の方々にみんな移っていただかなければつukれない、結果としてそこに住む方々がおられなくなるということであり、少なくとも我々、これから先新しい道路をつくるとすれば、少なくとも道路法に基づいた基準を満たしていかなければならない。例えば勾配等については6%未満、あるいは一定の幅員等々を有した道路をつくらなければならないわけですが、当該地については議員もとくとご案内のとおり大変複雑な地形でありますし、急峻な地形であります。そういったところに6%未満の道路をつくり、なおかつカーブについても一定の曲線半径を持たせるとすれば、すべてとは言いません、ただ、大半のお住まいの方々に移転をさせていただかなければならないというような状況が発生してしまうのではないかとこのことを憂慮いたしまして、あのような説明をさせていただいたところでございます。どうぞ苦しい胸の内をご付度いただければ大変ありがたいと思います。

○議長（佐藤貞夫君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） では、簡潔に伺います。

私は民間保育所を否定するものではなくて、公立保育所の持つ意味という点から言っているのであって、やはり公立保育所そのものが大きな役割を果たしているんだということなので、ぜひその点をご理解していただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ご答弁の中で今後の公立保育所が果たしていく役割についてもご説明をさせていただきました。我々、公立保育所として果たすべき役割はしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時01分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番小野幸男君。（拍手）

○10番（小野幸男君）（登壇） 平成22年度12月定例会におきまして公明党を代表して質問をさせていただきます。小野幸男です。佐藤市長初め、当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、交通安全対策について2点お伺いいたします。

1点目に、市道要補修箇所の特検推進についてお尋ねいたします。

市が管理している道路施設の種類は多岐にわたりますが、主には橋りょう、道路照明灯、カーブミラーなどの交通安全施設、そして道路本体の舗装などが挙げられると思います。こうした道路上の欠陥、大きな穴、カーブミラーの損傷等、早目に対処することが大事であると思います。何よりも未然に事故を防ぐ、いち早く道路の不備を知り、いち早くその不備を改善することが大切であると思います。そこでお聞きいたしますが、本市の道路要補修箇所の特検についてどのように行われているのかお伺いいたします。

2点目に、自転車の安全対策についてお聞きいたします。

幼児から高齢者まで幅広い年齢層に親しまれている自転車の事故がふえております。近年、エコ意識や健康志向の高まりにより、通勤や通学の足として利用する人もふえており、自転車が加害者となる事故も全国で急増しております。

警視庁の調べによりますと、国内の全交通事故件数は1999年の85万363件に対し、2009年は73万6,688件と減少傾向にあり、自転車事故も2005年を境に減少に転じております。しかし、自転車が加害者となる自転車対歩行者の事故に限ると、1999年の801件から2009年の2,934件へと、この10年間で約3.7倍と増加の状況にあります。

自転車の対人事故が急増している原因の一つとして、携帯電話や携帯音楽プレーヤーを使用したながら運転が挙げられております。また、高齢者の自転車事故もふえており、2009年の自転車乗用中の死亡者数695人について年齢層別に見ますと、65歳以上の高齢者が445人と全体の3分の2近くを占めており、このうち75歳以上は259人と全体の3分の1を占めております。また、高齢者が交通環境で最も危険な相手として挙げるのも自転車だそうです。歩道だからと安心して歩いていたたり、自転車に乗っていたら、後方から来た自転車や前方からスピードを出

してきた自転車にぶつけられたというような事故が増加しております。しかも、高校生や中学生、さらには小学生の乗る自転車が凶器となって、歩道で高齢者にぶつかってくるのが日常茶飯事となってきているとのこと。そこでお伺いいたします。本市の自転車事故の実態と今後の自転車事故防止への取り組みについてお聞かせください。

次に、住宅行政、住環境整備の取り組みについてお伺いいたします。

長引く不況や高齢化の進展に伴い、住宅の確保に困る非正規労働者や年金生活者の方などふえております。家賃が支払えないなどの理由で住居を失い、24時間営業のインターネットカフェで寝泊まりをするネットカフェ難民の例を挙げるまでもなく、不安定な雇用の形態や低賃金は住まいの安心を脅かしております。

一方では、賃貸住宅に住む人などが定年を迎え年金生活を送るようになると、同じ家に住み続けられる保障はなく、こうした高齢者向けの住宅整備も喫緊の課題となっております。高齢化の進展に伴う年金生活者の増加に加えて、雇用が不安定な非正規労働者や低所得者の方がふえ続ける中で、安心の住宅政策の必要性は一層高まっております。

公営住宅が足りないと言いますが、今の財政状況などを考えればどんどん新規建設を進めるというわけにはいきません。そこで公明党が提唱しているのが空き家の有効活用です。民間や公共住宅の空き家をリフォームし、非正規労働者や年金生活者、子育て世帯、新婚世帯などの住宅困窮者に低家賃で提供するセーフティネット住宅を100万戸整備するとうたっております。そこでお尋ねいたしますが、本市においては安全で快適な住宅を今後どのような方向性で整備を進められようとしているのかお伺いいたします。

次に、教育行政、本市のいじめ問題等についての取り組みについてお聞きいたします。

全国の小中高校が平成21年度に把握した児童生徒の暴力行為は、前年度比2%増の6万913件で、初めて6万件を超えたことが平成22年9月14日に文部科学省が公表した平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査で明らかになりました。文部科学省は、ささいなことで暴力を振るうケースが多いと指摘され、感情のコントロールができず、コミュニケーション能力や規範意識が欠如していると分析されております。

一方では、特別支援学校を含めたいじめの認知件数は14%減の7万2,778件で、3年連続で減少しておりますが、文部科学省では学校が把握できていないケースがあるのではと見ております。

また、各地で子供の自殺の報道も耳にいたしますが、今回の調査での自殺した児童生徒数は

165人となっております。いじめは実際に身近で起こっており、いじめの態様もさまざまであると思います。そこで伺いたしますが、本市の小中学校におけるいじめの実態についてお聞きいたします。また、子供のSOSにどのように反応し、いじめとどのように向き合っておられるのかお聞かせください。

次に、福祉行政について2点伺いたします。

1点目に、高齢者福祉サービスについて伺いたします。

日本は2006年ごろから総人口が減少に転じてきております。そして、目前には2012年問題、その先には2025年問題が待ち構えております。団塊世代がいよいよ労働市場から引退し、高齢者に大量に突入していくのが2012年であり、2025年問題はその団塊の世代が75歳以上になり、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が30%に達し、高齢化のピークを迎えます。

ことは高齢者の所在不明問題が大きな社会問題となりました。そういった中で、孤立化や孤立死を防ぐための取り組みが求められております。一つには高齢者の見守り支援の充実、または緊急時の対応であります。

本市の緊急時の対応として緊急通報システムがあり、急病や事故などが発生したときに利用者が通報機器の緊急ボタンを押すと受信センターへ通報されるというものです。しかし、急に倒れてボタンを押すことができないという課題があるのではないのでしょうか。そこで伺いたしますが、本市の高齢者見守り支援サービスの充実強化についてのお考えをお伺いたします。

二つ目に、買い物弱者支援についてお尋ねいたします。

身近な商店の減少などもあり、高齢化に伴い日常の買い物が困難な買い物弱者の方がふえている状況があります。今では宅配、移動販売、店舗送迎など、企業、団体の多彩なサービスが行われているようですが、必ずしも成功例ばかりではないようです。私は行政のリーダーシップで高齢者の方への買い物支援の仕組みづくりが必要ではないかと考えております。そこでお尋ねいたしますが、買い物などの生活支援サービスの充実についてのお考えをお聞きいたします。

2点目に、うつ病対策について伺いたします。

近年、社会構造に伴い社会全体にストレスが蔓延し、うつ病など心の病が急激に増加しております。平成21年版の自殺対策白書によりますと、平成20年における我が国の自殺者数は年間3万人を超え、その原因のトップは健康問題、中でもうつ病が最多を占めており、総合的なうつ病対策が重要な課題であることがわかりました。また、昨年末に厚生労働省が発表した調査

によりますと、うつ病の患者数が初めて100万人を超え、10年足らずで2.4倍に急増していることがわかっております。

うつ病対策としては大きく三つの段階に分けることができます。まずは、予防対策として知識の周知や相談窓口の設置など、自己管理のための環境の整備であります。次に、早期発見、早期治療で、最後にリハビリや復職支援となってまいります。

しかし、現実には、治療においては医師は患者1人に対し5分から10分ぐらいの診療時間しか確保できずに、薬を出して診療を終わるケースも多く、心が病んでいる原因がどこにあるのかといったじっくりと時間をかけた治療がなかなかできないとの話も聞いております。

このことから、うつ病の治療は、これまでの薬物療法に加え、認知行動療法の有効性が注目されております。そこで、私たち公明党、嶺岸、浅野、私の3人で、認知行動療法を取り入れ効果を上げている沖縄県立総合精神保健福祉センターへ視察に行つてまいりました。ほかの議会からも7名の方が来ており、私たちを含め10人で説明を受けてまいりました。

沖縄県立総合精神保健福祉センターでは、2005年からうつ病ダイケアという形で認知行動療法を取り入れ、これにより治療を受けた人の9割に症状改善の結果が出ております。認知行動療法は、対面式のカウンセリングで行う精神療法で、対話の中で患者さんの後ろ向きな物とらえ方や行動のくせを改めていき、そうすることで睡眠障害や興味関心の低下、自己の過小評価といった症状が改善できるそうです。薬だけに頼らない認知行動療法は今注目を集めております。そこでお聞きいたしますが、本市においてもうつ病対策として認知行動療法を取り入れたうつ病ダイケアの取り組みの推進をと考えておりますが、本市としてそのお考えをお伺いいたします。あわせて、本市のうつ病有病者数や引きこもりの実態をどう認識しておられるのかをお聞きをいたしまして1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま小野議員から4点のご質問をいただきました。順にご回答申し上げます。

まず、交通安全対策についてお答えをいたします。

市道の要補修箇所の点検推進についてであります。市道の点検につきましては市内を東西に二分割し、4地区に分けて、委託により保守点検を行っております。具体的には東部1地区、これは新浜町や青葉ヶ丘などの地区になりますが、23路線、約20キロメートルでありま

す。また、東部2地区、同じく尾島町や新富町が所属する地域ではありますが、28路線、10キロメートルの延長であります。また、西部1地区、清水沢や栄町などで、14路線、約12キロメートルの路線延長であります。西部2地区、赤坂や権現堂でありまして、22路線、約12キロメートルの路線延長。以上、4地区に分割して行っております。

毎週月曜日、金曜日に1回1地区を基本に、年間103日の市道パトロールを行っており、路面欠損や施設の破損など、緊急対応の必要なものにつきましては迅速に補修を行える体制を整えております。また、地震や台風などの自然災害の際には、状況に応じて市職員によるパトロールを実施し、破損等に対する早期の対応を図っているところでございます。

次に、自転車の安全対策について、まず本市における自転車事故等の発生状況についてご回答申し上げます。

過去5カ年間の自転車に関係します交通事故の発生状況を塩釜警察署に確認をいたしましたところ、市内では平均年間約28件の事故が発生をいたしておりました。年齢層別の特徴を申し上げますと、高校生と65歳以上の高齢者が関係する事故が多く、それぞれ年平均で7件、全体の4分の1を占めている状況でございます。

また、最近特に大都市で大きな問題となってきました自転車と歩行者の事故につきましては、塩釜警察署に問い合わせをいたしましたところ、本市のデータということではなく、警察署管内での数値で把握しているとのことでございます。それによると、塩釜警察署管内では、過去5年間で4件、今年度は1件発生したとの報告を受けております。

次に、こうした自転車事故の発生状況を踏まえまして、本市としての対応であります。三つの防止策を実施をいたしております。まず1点目でありまして、交通安全指導隊による街頭立哨でありまして、毎月4回と春秋の交通安全運動期間中に実施をさせていただいております。2点目でありまして、昨年度から塩釜高校の自転車通学者を対象に、毎月15日に実施をいたしております自転車マナーアップキャンペーンでございます。3点目は、毎年、新学期を迎えた中学生を対象に、交通安全母の会が自転車の交通ルールが記載されましたパンフレットを配付し、事故防止を呼びかける活動でございます。これらのキャンペーンにより、特に若者とお年寄りを対象に交通ルールの遵守と安全運転を呼びかけ、事故防止に努めてきております。

今後も、引き続き警察署や交通安全関係団体と連携し、自転車の事故防止に努めてまいります。

住環境の整備の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

まず、住宅困窮者への住宅セーフティネットの構築についてであります。平成19年に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、通称住宅セーフティネット法が施行されました。この法律は、低額所得者や高齢者、あるいは子供を育成する家庭など、特に配慮を要する世帯を住宅確保要配慮者と位置づけ、その方々に対し公営住宅などの公的賃貸住宅を供給し、あるいは民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることを目的といたしております。

公営住宅法におきましては、住宅に困窮する実情をかんがみ入居者を選考することとされておりますので、本市市営住宅では母子父子世帯、障害者のいる世帯、老人世帯、DV被害者などに入居抽選の優遇資格を付与しており、また、近年多人数世帯向けの住戸タイプを設定し募集することで、子育て世帯等の入居を促進をいたしているところであります。

現在策定中の塩竈市公営住宅等長寿命化計画では、住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の需要推計を行い、供給方針を取りまとめておりますとともに、宮城県などで取り組まれている民間賃貸住宅への入居の円滑化を図る諸制度の枠組みについても考慮をいたすことといたしております。

次に、本市の教育行政についてご質問いただきました。特に、いじめ問題等についてのご質問でありました。最近、全国的にいじめによると見られる小中学生の自殺が残念ながら相次いで発生し、深刻な社会問題として受けとめられております。こうした中、本市の小中学校ではいじめを絶対に許さないという強い意思で日々努力をいたしております。

本市における具体的な取り組み状況あるいはその対策などにつきまして、ご質問いただきました子供のSOSを含めて教育長からご答弁をいたさせますので、よろしく願いいたします。

次に、福祉行政についてお答えいたします。

まず、高齢者福祉サービスについてであります。本市の65歳以上の高齢者人口は、平成22年10月末現在で約1万5,000人、高齢化率は26%を超え、市民の方々の4人に1人が65歳以上となっております。

ご質問の見守り支援サービスのうち、緊急通報システムにつきましては、10月末現在で57台設置いたしております。このシステムはひとり暮らしや二人暮らし等の高齢者の方を対象に、ペンダント方式のボタンを貸与し、急病や事故などが発生したとき、それを押していただき、地域の協力員に通報していただくものでございます。また、あわせてトイレ等のドアに開閉センサーを設置し、センサーが24時間感知しない場合は受信センターを経由し、地域の協力員により救済されるシステムとなっております。

そのほかに、身体が虚弱な方々への老人福祉電話貸与事業として12台の貸与、日常生活上健康にご不安のある方々への訪問指導事業として、延べ208人の方々へ訪問指導を実施をいたしております。

また、災害時要援護者などを対象としております、塩竈市や塩釜市社会福祉協議会、消防署の災害弱者登録システム制度などに約1,200名の方々が登録をされており、災害時や火災時に関係者が安否確認を行うこととなっております。

さらに、今年度から認知症による徘徊のおそれのある方々をご支援しております徘徊高齢者SOSネットワークへの協力団体数の拡充や、頻繁に徘徊される方々を対象としたGPS端末貸与による見守り事業を始めておりますので、今後も事業の普及になお一層努めてまいります。

次に、生活支援サービスにつきましてご質問いただきました。

住宅のひとり暮らし高齢者に対し、生活援助員を派遣し、食事、食材の確保も含め援助する軽度生活援助員派遣事業として、10月末現在24名の方々を対象に、延べ935日ほど利用をいただいております。また、虚弱等のため食事を用意することが困難な方々を対象に、安否確認も兼ねまして、栄養バランスのとれた食事を提供する配食サービス事業につきましては、延べ576名の方々にご利用をいただいております。

これらの事業は高齢者の社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなお高齢者に対し社会的孤立感を解消することにもつながりますので、今後ともなお積極的に取り組んでまいりたいと判断をいたしております。

なお、第5次長期総合計画では、市民ができることとして、支援を必要としている人々への理解を深め、ごみ出しや買い物など、身近な生活の中でできることでの支え合いを掲げさせていただいており、地域全体での相互扶助、共助といった取り組み、連携を今後とも大切にしてまいりたいと考えているところであります。

次に、うつ病対策についてご質問いただきました。

うつ病は、さまざまな要素が重なった中で大きなストレスなどが引き金となり、脳が不調を起し、感情や行動への意欲が失われていく病気でございます。広範囲の人がかかる可能性のある一般的な病気であり、ストレス社会と言われる近年、残念ながら患者数は増加をいたしております。うつ病は適切な治療により改善ができますので、早期に治療につなげることが大切であります。

本市のうつ病対策といたしましては、早期にストレスに気づき対処するためのストレスチェック表の普及と心の健康づくり講演会、出前講座、各種相談窓口が記載をされましたリーフレット配付等の取り組みを行っているところであります。

ご質問のうつ病における認知行動療法でございますが、これは医療行為の一環として実施されており、うつ病患者の考え方のパターンであります否定的な考え方に焦点を当て、そういった見方、考え方に気づき、柔軟な考え方を身につけ、振る舞えるように変えていくことを主眼とする行動療法でございます。

うつ病デイケアプログラムには医療保険が適用されており、精神科医師、心理療法士、作業療法士、精神保健福祉士が連携し対応に当たっております。本県では認知行動療法を取り入れたデイケアが宮城県精神保健福祉センターにおいて実施をされておりますので、本市でも相談を受ける中で必要と判断される方々にご紹介させていただいております。

うつ病の有病者数についてもご質問いただきました。平成21年度でうつ病に対する精神通院の医療サービスを受けている方々、121名となっております。また、引きこもり等につきましては、青少年相談センターへの臨床心理士への不登校の相談が109件となっております、増加傾向にあります。さらに、このようなサービスを受けていない潜在的な有病者は相当数いらっしゃるものと考えております。

このため、相談の機会をできるだけ設けて、潜在的な有病者の掘り起こしと適切な相談治療の対応に今後とも努めてまいります。

以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私から、本市のいじめの実態並びに対応等についてお答えいたします。

いじめは、肉体的、精神的に自分より弱い者を暴力や嫌がらせなどによって苦しめることというふうに認識しております。本市においては、今年度はこれまで小学校から1件の報告がありました。これについては、現在、その該当校において全教職員一丸となって解消に向けて取り組んでおるところでございます。きょうの報告では少しずつ改善の余地があるというふうに報告を受けております。

次に、なお平成21年度には市内では小中学校合わせて5件ありましたけれども、これも学校側の早期対応等に含め、すべての事案が解決したというふうに報告を受けております。

次に、いじめ防止への対応についてと子供のSOSでございますけれども、いじめに対しては日ごろからいじめは人間として絶対に許されない行為であることを学校教育活動全体を通じて児童生徒一人一人に指導しております。学校においては、子供の発するSOSについては、日常の学級担任等による観察を、児童の発するサインを見逃さないという観察等も含め、また、各学校では定期的にいじめについてのアンケート調査を児童生徒に行っております。

これらを通じ、日常児童が発する児童生徒の危険信号を逃さず、いじめを早期発見、早期対応できるように今後努めてまいります。

さらに、各学校では月1回定期的に校長や教頭、業務主任、生徒指導担当などで構成する校内教職員で組織するいじめ防止対策委員会を開設しており、教職員間の緊密な情報交換や保護者の方々との連絡を図り、いじめ防止に努めておるところでございます。

教育委員会といたしましても、塩釜警察署や中央児童相談所、社会福祉事務所などの機関との連携を強めるため、教育長、教育部長、教育部総務課長、学校教育課長、指導主事、青少年センター所長などの教育委員会職員で構成する塩竈市いじめ問題行動サポート委員会を設置し、学期に一度の定例の会議を開くとともに、また、緊急性を要するものについてはそのつど会議を開いておるところでございます。この会議では学校の現状を把握し、さらに必要に応じてケース会議を開き、いじめやいじめ問題や問題行動が課題となっている学校とともに対策に当たっておるところでございます。

今後も、すべての児童生徒にとって安心して楽しい場所を目指して、実情をしっかりと把握し、いじめ根絶に向けて万全を期してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） 丁寧なるご答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。2回目の質問は市民の方々と対話した中での話もありますので、細かい点もあるとは思いますが、ご答弁の方よろしくお願ひしたいと思います。

まず、交通安全対策の中についてですけれども、道路要補修箇所の点検についてということで、パトロール等行っているということでもありますけれども、それプラス、ある自治体では毎日郵便物とか、そういった配達などでくまなく本当に市道を回っている、そういった郵便局とか、そういった方の協力を得ながら道路の破損状況またはガードレールやカーブミラー等の破損状況を知らせていただき、本当に道路の管理瑕疵による、そういった事故防止または市民サ

ービスの向上に結びつけているというような例もありますけれども、この点についてはどうお考えであるのかちょっとお聞きしておきたいと思います。

また、あと、交通安全施設の中でカーブミラーです、これ市民の方からもカーブミラーの破損だったり、向きが変わってカーブミラーの用をなさないという状態を市民の方が気づいても、どこに連絡すればいいかわからないということで、私も相談を受けたときに土木課の方でということをお話をさせていただいたときは、やはり土木課というとなぜカーブミラーなんだと思う方もいるみたいなんです。

そこで、カーブミラーの破損などに気づいた市民の方から素早く情報提供してもらうために、担当部署、連絡先または管理ナンバーを記した通報先シールをカーブミラーの支柱に張りつけられてはどうかと思っております。ふぐあいがありましたら連絡くださいということで、そういったことをやっておられる自治体も出てきておまして、これはいいことではないかなと私自身思っておりますけれども、この点についてもお聞きしておきたいと思います。

また、自転車の安全対策についてですけれども、先ほども塩釜高校の自転車利用マナーアップということでお話がありましたけれども、何か車と自転車の接触事故が多いということで、塩釜高校は自転車利用マナーアップ校に指定されておるということで、自転車運転マナー指導、または毎月地域保護者の方々とともに行っていると。また、秋の交通安全の街頭指導も行っております。それでも、なかなか自転車事故の減少につながらない状況であるということで、保護者のところにプリントが来ておまして、お家の方も注意を促すようにということをお話をなさっているようですけれども、12月1日の段階ですけれども、自転車による自動車との接触事故が9件あったということで、男子7件、女子2件起きておるということで、うち2件は本当に入院を伴う事故となってしまったということでありました。

それで、道路も狭くていろいろな状況ありますけれども、自転車の事故の防止を目指して自転車走行空間の整備が全国で実施されてきていると聞いております。それで、道路さくなどで分離するという自転車道、または交通規制で自転車専用の車両通行帯を指定する自転車レーンとかの整備、いろいろあるわけですけれども、この点についてのお考えをお聞きしておきたいと思います。

次に、住宅行政ですけれども、エレベーターがついている市営住宅もしくは本市内で県営住宅ありますけれども、市営住宅では梅の宮とか大日向と新玉川、県営住宅では舟入住宅が対象になるかと思うんですけれども、外廊下に面して窓についている面格子についてちょっとお聞

きしたいと思うんですけれども、窓についてはさくみみたいな感じのものですけれども、現在ついている面格子ですと火事とか、または震災の場合、玄関などから逃げられないといったときに、室内から室外に避難できない、せつかく廊下もついていて、いざというときはそこから避難できると思うんですけれども、今のついているものでは避難ができないと。

そこで、固定式ではなく、室内から格子をスライドさせてあけることができる非常時脱出機能つきの面格子というものがあるみたいなんですけれども、それに取りかえできないかということで、緊急時の改善をと思っておりますけれども、この点いかがお考えでしょうか。この点もお聞きしておきたいと思います。

また、細かくはなりますけれども、市営住宅の棟の番号表示についてなんですけど、1号棟、2号棟という番号表示ですけれども、現在、3階建てのところは3階に近いところ、5階のところは5階に近いところということで表示されておりますけれども、遠くの方から見えるためということもあって上の方にあると思うんですけれども、近くに来ると非常に大変だというお話を伺いまして、また、新玉川住宅では棟の番号がついていなくて、潮風とかみちのくとか千鳥とか玉川とか、そういう項目で絵がかかっているということで、なかなかそれも覚えるというか、そういうところがちょっと厳しいという話も聞いておりまして、用事があって来られる方なども迷うし、または住んでおられる方が友人とかにここだよと知らせるときに非常に困ることがあるということをお聞きしました。

それで、上の方の表示も大事であると思うんですけれども、目線の高さの番号の案内の増設、そういったところを改善できないかなと思っておりますが、この点はいかがででしょうか、お聞きしたいと思います。

また、本市では、玉川住宅についてなんですけれども、いろいろなところに不備が出てきて、修繕もなされてきているとは思いますが、もうそろそろ建てかえるのか、それとも大きく改修をするのか、本当に方向性を示されてもいいのではないかと考えております。その点のお考えをお聞きしておきたいと思います。

次に、教育行政の点でありますけれども、いじめ問題、本市においてはいろいろなことがあったかと思っておりますけれども、小学校において学校崩壊とかの実態とその実態があったのか、また、その対策についてお聞きをしておきたいと思っております。

それで、新聞で最近見たんですけれども、仙台の方で区内の小中学校9校から児童生徒の代表が集って、いじめ根絶を目指すということで、いじめゼロサミットが仙台で開かれたという

記事が新聞に出ておりました。児童生徒たちがいじめをなくすための取り組みを報告し合うような様子が書かれておりました、本当にいじめゼロ宣言を採択したとありました。こういった取り組みは本当に非常に大事なことだと思っております。そこで、本市のいじめゼロに向けての取り組みのお考えをお聞きしておきたいと思えます。

次に、福祉行政、見守りシステムについては人感センサーとかセンサーつきの家電製品とか震動によるものとか、さまざまありまして、本市でもそのセンサーについては設置されているということで答弁をいただきました。

また、隣近所の人が気にかけて気遣う、昔のような地域の関係づくりの点ではどういったことを考えておられるのか、この点お聞きをしておきたいと思えます。

あと、最近傾聴ということで、お年寄りとかの話を聞くという傾聴の部分で何か新聞にも最近よく目にするんですけれども、孤独化を防ぐ活動として注目されていることだと思えますけれども、高齢者だけの世帯がふえる中で傾聴はお年寄りの不安を解消し、心をいやす効果があるとされております。

そういったところで、本市ではこういった傾聴活動をしているボランティア団体などがあるのか、この点お聞きをしたいと思えます。こういったことはうつ病関係にもかかわってきますし、いろいろな部分で大変いい部分だと思うんですけれども、その点お聞きをしておきたいと思えます。

あと、買い物支援については、今実証実験などをされている自治体も出てきておまして、民間の業者に事業委託をするということの取り組みですけれども、買い物代行サービス、店舗で購入した商品を届けるお届けサービス、地域内をドライバーが巡回して配達依頼を引き受けるという出前サービスとか、また、ごみ捨て、掃除など、お手伝いサービスなども行われておまして、利用料金の方も1回300円以内と。その頼み事によっても変わってくると思えますけれども、それくらいです。

やはり、これからは、このほかのサービスはなされているとは思いますが、こういった取り組みも必ず必要になってくるのではないかと私自身思っているわけですが、再度この点ご意見をお伺いしておきたいと思えます。

最後に、うつ病対策として、自殺の原因として最も多いうつ病の場合、以前は薬物療法で治ると言われていたけれども、実際3分の1が慢性化して、治っても2分の1は再発すると。しかし、こうした慢性の患者にも認知行動療法の効果が証明されていると。今まではこの新療

法は保険が適用されずに本当に高いお金がかかったということで、我々公明党でも何とか保険の適用等を推進してまいりましたけれども、ことしの4月からうつ病治療に対する保険の適用も実現しまして、本当に大きな前進となっております。今後は、この認知行動療法をどう普及させていくかが大事になってまいります。

それで、沖縄県立総合精神保健センターでは、うつ病に特化したデイケアプログラムを開発することによって、症状の改善、社会復帰も容易になって、本当に効果を上げているんです。先ほども県の方に紹介するというような答弁もございましたけれども、まずはこれを普及させるのは行政としてどういった取り組みをしていくのが重要になってくるところでありますので、そんな県とかという話じゃなくて、とにかく本市としてこの認知行動療法を勉強していただいて、どういうふうなことができるのか、そういったことをしていただきたいなど。

できるできない、こうだからできないということじゃなくて、どうしたらそういったものに幾らかでも近づけるのかというところが大事なことではないかと私自身いろいろな部分の答弁を聞きまして、そういったことも最近感じておるところでございます。そういうところで、一刻も早くこういったものを取り入れてやってほしいという、そういうふうに願っております。この点もお聞きをいたしまして2回目の質問を終わりたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 金子建設部長。

○建設部長（金子信也君） 具体の部分ですので、私の方から答弁をさせていただきたいと思えます。なお、建設部にかかわる分について順を追ってご回答申し上げたいと思えます。

初めに、交通安全対策のうちの市道の点検推進ということで、郵便局員の配達員の方なんかの力もかりながらというご提案いただきました。過去にそういったことで郵便局の配達員の方との連携を図りながらやったケースもございますが、なかなか実績としては正直ありませんでした。それ以外としましては、やはり市民の方からの通報というのはやはり大事な情報だろうなというふうに考えていまして、常日ごろ市民の方からいただいた情報につきましては速やかに現地を確認させてもらって対応させていただいているというような内容になってございます。

次に、カーブミラーの件ございました。カーブミラー、ご案内のように県道にも当然ついていきますので、管理区分を分けるために市としてはポールに塩竈市というステッカーを張らせていただいております。

なお、確かにちょっと不案内な部分がございますので、今後はちょっとそういった塩竈市の表記の下にでも連絡先等について記載をするというようなことで対応をさせていただきたいと、

このように考えてございます。

それから、自転車道の部分についてご質問がございました。現実的な話をさせていただいて大変恐縮でございますが、自転車専用道路というのはやはり一定程度分離した形で設置する必要があるかと思えます。そういった部分で、市内にはなかなかそういった幅員のとれる路線というものがまず一つはなかなかございません。

なお、塩釜警察署の方で通行可能ですよという部分につきましては何路線かございます。ただ、延長的にも短かったり、まとまった区間というものがなかなかございませんので、やはりそういった道路事情を考えますと、先ほどちょっと回答の中にありましたが、マナーアップキャンペーン、こういったものをもうちょっときめ細かにやっていく必要があるんだろうなというふうに考えてございます。

それから、市営住宅に関するご質問がございました。面格子の部分ですが、確かに新しい住宅につきましては面格子がスライドして、内部から操作してスライドするという部分がございます。ただ、一世代前のマンションも含めてなんですが、高層住宅についてはやはり防犯上の方の観点が強くて、どうしてもスライドしない固定式ということで設置をさせていただいておるところでございます。

なお、非常時の避難路としましては、ベランダなどから出るというような方策もございますので、そういった部分で当面はお願いしていかざるを得ないかなと。

なお、今老朽部分の改修についても課題となっております、そういった部分が一定程度の改善レベルになった際に、改修の優先性というものを考えながら取り組んでいきたいなというふうには思っているところでございます。

それから、市営住宅の住棟番号表示というお話ありました。大変我々ちょっと見逃しておりましたので、そういったものについては早速取り組んでいきたいと、このように考えています。

それから、玉川住宅の建てかえという部分ございましたが、これにつきましては長寿命化計画の中できちっと整理して、そういったものを一定程度方向性を見出しましたら、議会の方にも遅滞なくご報告していきたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

建設部は以上でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方から2点、一つは学級崩壊ということでお尋ねあり

ましたけれども、塩竈市内に173学級の学級がありますけれども、この中で授業中に教師の指示をなかなか聞いてくれないとか、そういう学級の雰囲気乱すような報告は、これは小中は3件ほどあります。これらについては学級担任をしていない教頭、教務主任、研究主任等がその学級に入りまして、日常の指導を続けております。現在のところ大きなそういう完全な学級崩壊という形はないというふうにとめております。

また、いじめに対しては先ほどお話ししましたように、各学校では教師中心にしておりますけれども、議員のお話の子供たちからそういう意識が盛り上がるということは大変いいことと思いますので、それについては今後学校と話をしながら検討してまいりたいとは思っております。

以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から、4点ほど質問ございましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、高齢者サービスの件で昔の地域づくり、こういった問題への取り組みみたいなものについてどのように考えているかというご質問でございました。現在の高齢者福祉サービス等につきましては現計画の中で体系的に実施しているという部分がありますので、まずは基本は高齢者福祉計画のサービスの充実を図る、そういったメニューをまず進めるという前提が一つございます。

それから、従来の地域づくりにつきましては、議員おっしゃるとおりだというふうに思います。その役割を当然行政としても担ってまいりたいというふうに思っておりますし、隣近所の方あるいは町内会、民生委員の方、こういった方々と連携しながら、やはりそういった地域づくり、こういったものをなお進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、傾聴の関係でご質問ございました。こういったものを行っている団体があるかというご質問でございます。基本的にいろいろなボランティア団体で支援をする団体の担当者の基本的な資質といたしましては、この傾聴の作業ができるかどうかというのは非常に大きな要素だというふうに思っております。そういった意味では、いろいろなボランティア団体がいろいろな高齢者支援を含めてする場合に、そういった傾聴のとらまえ方をきちっと身につけていくということが必要だというふうに考えております。

単なる聞くということではなくて、ここにあります傾聴といいますのはまさに耳と目と心で

聞くということでもありますので、そういった資質が当然問われてまいりますので、行政としてもそういった傾聴のあり方について、各団体とも十分協議しながら、そういう受け答えができるように対応してまいりたいというふうに思っております。

買い物、それから出前サービス、こういった部分につきましてもいろいろな取り組み事例は私どもも承知をしているところであります。この関係につきましても、これまでもある意味ではやってきている分もありますけれども、これからも市民ができることの中にありますように、市民の中には当然企業でありますとか近所のお店屋さん含めてございますので、そういった方々と連携をしてそういった対応をしてまいりたいというふうに思っております。

最後に、認知行動療法の関係でございます。基本的に認知行動療法といいますのは、市長からもお話し申し上げておりますように、一つの医療行為という範疇に入りますので、現実的にはお医者さんあるいは臨床心理士あるいは専門の認定されたカウンセラー、こういった方がまず認知行動療法を行うというのがまず基本だろうというふうに思います。

そういった意味で、一般の市民なり我々が認知行動療法を即やれるような状況には基本的にはないのかなという感じがしておりますが、ただ、そういった両方があるということをも十分私たちは踏まえながら、普及啓発でありますとか、そういった専門の機関にリファーしていくと、そういう部分が行政なり市民の役割ではないかというふうに思いますけれども、なおこの辺も十分連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（嶺岸淳一君） 12番志賀直哉君。（拍手）

○12番（志賀直哉君）（登壇） 自民クラブの志賀でございます。久しぶりの質問に緊張しております。

先ほど佐藤市長の方から3期目に向かって木村議員の質問に頑張っていきたいという、そうとらえてよろしいんですね、市長。そういう答弁がなされました。3期目に向かって塩竈市第4次長期総合計画でできなかった産業活性化、人口減少を何とかやるために頑張ってくださいと思います。

それでは、私はこれまで約20年議員として自分なりに考えてきたことを交えながら、通告に従いまして質問をさせていただきます。当局の答弁、簡潔にわかりやすくお願いいたします。

まず、産業振興について。

港湾整備と重要港湾塩釜港の対応、考え方について。石巻港が国の重要港湾の選定から外され、県が仙台塩釜港との一体整備方針を打ち出しましたが、塩竈としてはどのような対応をし

ていくのか。商工会議所の港を考える会はフォーラムを開催したり、当議会にも勉強会の場を提供するなど、いろいろなさまざまな活動を通して将来の塩釜港湾のあり方について議論を重ねていただきました。議会が民間と意見交換のできる環境にあることは非常にありがたいと思いますし、ぜひ今後とも港湾整備を今後とも継続していただければと考えております。

さて、昨年政権交代があつて、政府の港湾整備の方針や手法も変化したということは確かです。塩釜港のこれからの取り扱いをどのようにふやしていくのかの意向の考えをお答えをお願いいたします。

港湾関係者の方々も幾度も国、県に陳情・要望活動をされたことは市長もご存じのことと思います。私も議長在任中は市長と一緒に業界の関係各位と申し入れに関連の行政機関へ赴きました。9月の議会では、市として市長は単独で働きかけたという市長の答弁がありましたが、これからも業界と引き続き連携をして行われるのでしょうか。お答えをお願いいたします。

また、石巻港が重要港湾から選定漏れが決定的となり、県が仙台塩釜港と統合に乗り出す姿勢を見せたことを受け、当市選出の柏県議がさきの県議会一般質問でその動向に異議を唱える場面も見られました。県の意向に関して当市はどのような見解を持っているのかお聞かせください。

水産加工等、加工団地の再生について。

昭和40年初期、全国で初めて加工団地として水産加工を営む業者を一堂に会して団地をつくりました。当時は200軒以上ありましたが、今や3分の1にまで減少しております。これからの加工団地の再生に向け、何か妙案がありましたらお答えください。

あの当時の埋立技術は現在の手法とは異なるため、地盤沈下はひどく、空き地になっているところに企業を誘致しようにも、なかなか厳しい状態が続いているのが現状であります。これからは国や県の力をかりた施策が必要になってくるのではないのでしょうか、お答えをお願いいたします。

漁港背後地の活用と企業誘致について。

私が議員の職になったときに、水産業界より水産の提言が塩竈市に提出されました。当時は魚市場の水揚げが200億円を割り、このままでは水産業の先細りに拍車がかかるのではないかと懸念が示されたかと思います。提言には、塩釜港に揚がってきた魚を処理する施設廃止、魚種と供給方法のバリエーションをふやして、魚の値崩れしにくい安定した市場づくりとして漁船の誘致につなげようという計画もありました。水揚げ高を300億円に戻そうという目標の

もと、業界と行政が残された最後の利用地に地元企業が工場や冷蔵庫を設置しやすい環境を整えていこうとさまざまな協議がなされた経緯もあります。そして、水産業と当市との間で、魚市場は塩竈市が整備し、背後については水産業界で開発を行うというすみ分け審議が進んでまいりました。

決算委員会でも私の方から質問させていただきましたが、県と背後地に進出する企業との話し合いはどのように進められているのかお答え願います。全水加工連が冷蔵庫を建設されてから数年たっております。県の方からは、背後地の入札をしかけたことがあったものの不調に終わったと聞きました。地元企業の工場建設の可能性はあるのか、また、地価の変動もあるかと思しますので、当該区域の価格の推移の方も伺いたいと思います。

まちづくりについて。

本塩釜アクアゲート側の整備について、ことしの4月に本塩釜、尾島町側の整備が完了し、アクアゲートができ、ロータリーや共同商業施設が完成して、また、桜の会のおかげで桜の木なども市民の皆様のご協力のもと植えられました。市政に携わる者として、この場をおかりしまして感謝を申し上げたいと思います。

ロータリーの利用については当議会の複数の議員から、当時100円バスの乗り入れの実現を希望する声が相次いでおりました。9月の定例会において実際に質問されましたが、当局はバス運行者と話し合いをしている最中である旨だけの回答がありました。ところが、10月になってから何の進捗の説明もなかったのかかわらず、突然事後報告な格好で12月4日より乗り入れ実施という回答がありました。

市民のためにスピーディーな対応をとることも大切です。適当な進め方であったと言えるのか疑問の声も出ております。また、駐車場がつけられています、いまだ手つかずの空地が見受けられております。これからどのように開発し、まちづくりを推進していく意向なのかお答えをお願いします。

残念ながら、今の状態では人の流れが感じられません。店舗を閉めた方もあるようでございます。共同商業施設で営業されている事業者もご苦労なさっているのではないのでしょうか。塩竈の玄関口となる重要な地域で、殺伐としていた塩竈全体のイメージにもかかわります。市民や地域経済の士気に影響しかねませんので、早期に活気のあるまちづくりを実現していくためにも、地権者との話し合いはどのようになっているのか、お答えをお願いいたします。

商店会振興について。

大手商業施設の出店を受け、地元の商店街は大変苦慮なされていることは言うまでもありません。そんな中で、地域振興の一環として、先ほども中川議員の方から壱番館にまちの駅が開業され、従来のとつとちゃんハウスから地場産品を軸にした物販を主体とした営業形態に切りかわったようですが、これからは同施設を市民、観光客などにどのようにアピールしていくのか、また、商店街の振興についてもどのように考えているのかお聞かせ願います。

水族館誘致について。

松島水族館の移転に伴い、当市青年4団体からも誘致に手を挙げたと新聞に掲載されました。かねてから積極的な姿勢で市長も誘致活動をされていましたが、仙台市議会でも移転に向けての要望を出したそうです。また、きょうの新聞においても他の業者が仙台の方に誘致の意向があるというような報道もなされております。塩竈市としては今後どのような誘致活動をしていく意向なのかお答えをお願いいたします。

環境整備について。

伊保石公園の利用方法について。伊保石公園の整備も完了し、数年たちました。過去に旧上の原跡地に体育館を建設する際、陸上競技の公認施設がなくなるので将来は伊保石公園に野球場、サッカー場、陸上施設などを設置するという計画が出て、その第一歩として公園の整備に着手されました。

一昔前の野外運動施設といえば野球、サッカー、テニスなど、競技を一つに限定したものが大半でした。近年は嗜好の多様化と生涯学習の意識の高まりに呼応し、各自治体の持つハードの効率のよい活用方法の研究もなされてきて、多目的野外運動施設の設置が多く見られるようになりました。

市民の皆様にとどの程度周知されているのか気になるところであります。塩竈市には多目的野外競技場を全国的に見ても早期から設置する動きがありました。当時の市議会議員からはハード面だけでなく、活用する側のニーズを考え、その周辺整備もそろえるべきだという発想から、利用者の誘致のため宿泊施設を隣接させることを視野に入れるなど、県内でもまだ行われていない試みを実現しようという提案もされた記憶があります。

しかしながら、ここ数年公園の計画はとんざしたままであり、同公園内の運動施設を現在は社団法人が運営しているようではありますが、塩竈としてこれからどのような構想を持っているのかお答えをお願いいたします。

人口減少とその対応は。

当市の長期総合計画においても何度となく多くの議員が質問してきましたが、私自身の見解を述べながら質問していきたいと思います。

少子化に伴い、平成16年末をピークに我が国の人口は減少の一途をたどり、社会保障の問題など筆頭に政府もさまざまな対策に追われていることは周知のことですが、当市でも平成7、8年を境に人口は右肩下がりの状況であります。人口が減少する、税収や国からの交付金が下がり、市民の皆様提供する行政サービスに影響が出てくるのではないのでしょうか。また、人の流入が低下することによって、民間の地域経済にも大きなダメージを受けることは必至です。当市の人口推移を見ても、転入に対して転出が上回っている点、もっと細かく言うと若年層が多く流出している傾向にある。いまだ原因追及と改善策を見出せないという問題があります。

高齢者にとって住みよいまちづくりを整備していくことは急務であります。並行して若い世代が住みよいまちづくりを推進していかななくては、人口減少に歯どめをかけることができません。流出の傾向にある層に着目し、その要因を分析し、対策を考えていくという視点での議論も必要ではないのでしょうか。

転入促進という意味で、駅近くにマンションが新築され、当初はてこ入れの契機になればと期待されました。しかしながら、セールスの事情は思わしくはないという意見も幾度となく聞きました。生活環境の充実には教育環境、住環境、安定した地域の雇用など、それぞれの整備が必須であります。

教育環境として、働きながら子育てできるように、保護者が就業している間に児童を受け入れる施設の整備は従来からの課題でした。一方では、近い将来に我が子が進学する折、苦勞させたくないという懸念を持つ若い世代が居住地区を模索する上でも、当市の実際の学力レベルの充実度も無視する傾向にあります。サマースクールを実施するなどして試みもありましたが、当市として児童の受け入れなどの施設や体制と地域の学力向上に関しての対策において、さらに具体的施策があったらお聞かせください。

また、住環境にも関連することですが、通勤通学の利便性も居住地を選定する際重要です。仙台市の一部にはバスと鉄道を乗り継いで通勤通学している住民も多くあります。ドア・ツー・ドアの所要時間も一部仙台市街地よりも短く、鉄道の利用だけでアクセスできる立地にある居住の賃貸の相場も安値なのに問わず、当市が生活環境として選択肢に上がりにくいのはなぜでしょうか。経済的な側面として居住にまつわる初期投資を初め、先ほども言われましたように、結婚、出産、教育にかかわる貸付制度などを検討できないのでしょうか。あわせて、

居住年数に応じて貸付金の利率を優遇するなどの措置についても議論の余地はないでしょうか。

これまで何度も質疑されてきましたが、改めて転入の促進と転出の防止策についてのお考えをいただければと思います。また、人口減少が進んでも安定した当市の運営ができるように講じている対策の有無についてお伺いいたします。

最後に、塩竈市はご存じのとおり社と魚のまちとして基幹産業である水産業、観光業を基本としていましたが、今後どのようなまちづくりをしていくのか。仙台市のベッドタウンとして本格的に転換するのか、衛星都市としての機能を持ち続けるのか、さまざまな道があります。いま一度検証し、どうシフトしていくのが裁量なのか、見定める時期にきているかもしれません。今後、塩竈を住みよい町としてどの位置づけで運営していくのかお考えなのか、ビジョンを提示をお願いいたします。

本塩釜駅大型商業施設付近の環境について。

駅周辺の立地であることに加え、施設の性格から通学や塾通いのお子さんや買い物や食事目的のお年寄りや家族連れなど、当市の中でも多くの老若男女が集まるスポットの一つになってきていることは皆様も認識されていることでしょう。一市民である私も当地に頻繁に足を運んでおります。

周辺環境について申し上げますと、他の議員の方も前の議会で質問された記憶がございます。街灯の施設は本塩釜駅とマリンゲート間の空き地という面でも同線上に位置しております。ゆえに通勤通学の急ぎ足の歩行者や観光で訪れて当地に不なれな方が多く、人が集まってくる施設周辺において行政側の配慮として安全面と衛生面を一定レベルに保つことが重要だと私は考えております。

しかしながら、当区画の区域近辺に実際に目をやると、以前はオートバイの暴走やマナーの悪いスケートボードや自転車の走行が見られ、市民が危険にさらされていることもありました。また、夜遅く少年たちがたむろし喫煙したり、マリンロードの付近では昼夜問わず飲食したり立ち小便するなど、目に余る行為を繰り返す人も見受けられました。最近では気のせいか定かではありませんが、先に申し上げました事象も少なくなったように感じられます。危険行為や迷惑行為に対してこれまでどのような対応をしてきたのか、また、これからどう措置をとる方針なのか、あわせてお答えください。

さらに、側道にあります木の枝が往来する際に視界の妨げになるだけでなく、実際に引っかかって目にけがをするなどの事故を誘発しかねない因子もあります。最低限木の手入れがなさ

れているのか、その辺の対応を含めて、だれが管理しているかお聞かせください。

一方、対外的な部分で観光客との接触が多いことから、塩竈の顔または玄関口としての役割も意識しなければならない土地柄であると考えます。栈橋周辺をせつかく整備して近隣の環境にふぐあいがあれば、外部からのお越しになった方々からの評価も大きく影響してくる懸念があるのではないのでしょうか。観光客を初め、小さな子供やお年寄りもよく利用することを踏まえ、該当箇所の安全性や快適性などを含めた公衆衛生の配慮は十分であると考えているのか、また、改善する意向があり、具体的な施策があればその辺もお答えいただきたいと思います。

学校などを生かしたコミュニティについて。

児童虐待問題、新卒の就職低下、出生率の低下はご存じのとおり、近年社会問題になっています。ことしに入ってから徳川慶喜、勝海舟、坂本龍馬など、幕末を生きた歴史の人物像、同年齢が戸籍上生存していることになっているなど、いわゆる高齢者所在不明の問題も世間を騒がせました。我が国では各世代を通じ、さまざまな悩みを抱えている状況は見過ごせません。

政府が、有識者が解決に施策を練っていることと思いますが、これ以上深刻にならないように、身近なところから取り組み思案した際、すべてに共通するキーワードが浮かび上がってまいりました。これはコミュニティの大切さです。人と人とのつながりの濃淡を初め、コミュニケーションの能力レベル、コミュニケーションの方法の多様化など、幾つかの要因がありますが、すべての現象の根底にあるものです。

児童虐待や出生率の低下は子育てをするには厳しい社会環境も原因の一つと考えられます。核家族化が進んで、支えとなる家族の構成員が身近にいない世代も多く、子供を育てる難しさで悩み苦しんでいる世代があります。片や、会話や遊び相手もばあちゃんをメインに育ってきた平成生まれの子供たちを取り巻く学校教育の現場は、授業ではパソコンやモニターを通じて知識を得、休校や進級試験の日程も端末にログインして情報を得ることも日常化する時代になってまいりました。

便利な反面、学校の教職員と対面する頻度が格段に減ったことも手伝い、家族以外の人と接触する貴重な機会を逃がした学生たちが、就職活動の段でもなじみのない世代や異なる文化背景の相手に自分の考えや主張を上手に伝えられず、非常に苦勞していると聞いております。

慢性的な不景気が多く影響していることと思います。あえてすなわち企業や面接官の需要を読み取って、自分の興味関心とやる気を伝えるスキルが不足しているために、優秀であるにもかかわらず就職に至らない若者が大勢いる現状も見落とせません。

単身で生活しており、職場や地域など自分以外の他者との接点がない高齢者の中には、安否がわからないまま年月が経過したままお亡くなりになった方も多く出てきている現実もあります。それらの問題を未然に防ぐ策の一つとして、さまざまな世代に接触交流できる場を積極的に提供していく必要性をここでお訴えしたいと考えます。

異なる世代や生活、文化背景のある相手との心や文化の交流は、知識や知恵を吸収し、心が触れ合い、互いに関心を持つところから始まって、次第に支え合う精神を築けば、孤独な不安やネガティブな心理を取り除く助けにもなるでしょう。地域の住民同士がさまざまな時間や情報を共有することで、無関心が引き起こす社会問題の根本に踏み込める点でも、検討の価値を見出せるものと考えております。

当市では多分に漏れなく少子化傾向による学校の空き教室が点在しておりますので、そこを拠点として活動して、モデルを構築できないものでしょうか。例えば外国から技術会得のため、勉強のために来日した外国人に対し、地域住民が日本語や文化を教えたり、逆に彼らから彼の国の言葉や習慣を教示してもらおうシステム。高齢者にパソコンや携帯電話の操作を若い世代が教えるかわりに、冠婚葬祭の知識や昔ながらの日本食のつくり方など含めた伝統文化などを人生経験を重ねたからこそ身につけた知識を新しい世代に伝える。家族と離れて暮らしている子育て経験を持つ年配者が地域の子供たちをおやつを食べたり、宿題の面倒を見、地元企業が手がける商品の試食など実施し、地元から生まれたものの愛着を持ってもらい、地元の商品のサポーターを拡大するといった切り口など、常に訪ねた利用者が受け身にならないように、互いにキャッチボールしていく工夫を住民同士の接点をつくり、安全で安心できるまちづくりを実現したいものです。

行政改革について。

今後の税収の見通しについて。人口減少による所得税の減収に加え、一向に景気回復の兆しが見られない憂うべき状況は、残念ながらまだ続きそうなようであります。ここ数年10億円以上の税収の落ち込みから見て、基幹産業の水産業や国、県、市などの公共事業の大幅削減の影響を受けている建設業の皆さん方も大変厳しい状況にあることも周知のとおりであります。

そこで、塩竈市の法人税の推移はどのようになっていくのか、また、建設業者の件数と法人納税額をピークとした現在との比較をしながら、全体の対比を含めてお答えください。

新聞報道によりますと、業種別では建設従事者の倒産が一番多いとのデータがあります。塩竈市の第5次長期総合計画を見ても、建設部門の予算が10億円を切っており、多くの関連業者

各位が先行き不安を抱えているのではないかと推測しておるところであります。現に、本業だけでなく、会社経営が立ち行かないと副業をしながら資金繰りして何とか持ちこたえる業者もおられるようであります。万が一宮城県沖地震級の災害が発生した場合、建設業をなりわいにする企業の減少は、復旧作業の担い手不足が影響して、当市の機能回復がおくれをとってしまふなど、大事に関する危機管理の問題に波及しないとも限りません。

これからの事情も踏まえ、市として今後どのように対応していくかお聞かせください。

入札制度については2回目の質問から行います。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま志賀議員から大きくは4点にわたるご質問をいただきました。

まず初めに、産業振興についてお答えをいたします。

港湾整備と特定重要港湾であるかと思いますが、特定重要港湾仙台塩釜港の対応、考え方についてというご質問でありました。先ほど木村議員の同様の質問に対してもお答えをさせていただきました。

仙台塩釜港の今後の整備方針につきましては、仙台塩釜港港湾計画の中にすべて盛り込まれているわけでありまして、例えば水深マイナス9メートルの航路しゅんせつ工事、あるいは貞山埠頭の増設、上屋、荷さばき棟の整備、防災対策としての耐震強化岸壁整備、あるいはプレジャーボート集約施設の整備等々であります。すべてこの仙台塩釜港港湾計画書の中に盛り込まれた施設について、今後計画的に整備を進めていかれるものと判断をいたしております。

本市といたしましては、特に現在継続中の水深マイナス9メートルの航路のしゅんせつ工事でありますとか、北浜地区の緑地護岸整備事業、あるいは海岸通りの高潮対策事業等々の整備促進を国にお願いをいたしているところでもあります。

また、貨物量についてであります。先ほども触れさせていただきましたが、港の整備については国、県が実施をいたします。しかしながら、それぞれの港の貨物の取扱量の増減につきましては、実は民間の方々のお力が極めて大であります。具体的に申し上げますと、海運海貨業に取り組まれている方々、さまざまな形で貨物量の誘導をいただいております。これらの方々のご協力なしに港湾の運営はできないというふうには私は判断をいたしております。当然であります。港湾管理者であります宮城県、そして港湾の所在地であります塩竈市、さらには塩釜港区の管理運営に携わっていただいております業界の方々三位一体となって港の整備促進に取り組まれることが港湾の振興につながるものではないかというふうにご考えをいただいております。

るところであります。

今後の貨物量の増大の可能性についてご質問いただきました。これはなかなか難しい作業ではあるかと思っております。しかしながら、地元の貨物を根気強く掘り起こしていくということが極めて大切ではないかと思っております。特に最近、いわゆる資源活用という中で、静脈物流というものが非常に注目を浴びてきております。例えばスクラップ類でありますとか、その他の製品であります。こういったものが今港の大きな貨物量の可能性を占めております。

塩釜港区におきましても、例えば地元で立地をいたしました自動車リサイクル工場が大きな貨物を出していただいております。これらの方々のお力をおかりしながら、塩釜港区の貨物量の増加に努めてまいりたいと思っております。

また、現在、港湾管理者であります宮城県が特定重要港湾仙台塩釜港に石巻港と松島港を統合し、特定重要港湾の新たな枠組みを模索していることについては、先ほどご説明をさせていただいたとおりであります。

今後の取り組みについては、宮城県港湾戦略ビジョン策定委員会の中でさまざまな議論がなされることとなっております。先日、第1回目の委員会が開催をされましたが、賛否両論でありました。積極的に進めるべきという方々と慎重にそれぞれの役割をもう一度確認した上で進めるべきではないかというようなご意見も数多くあったものと理解をいたしております。

私もその場で3点にわたるご提言をさせていただいておりますが、木村議員のご回答に重複するかと思っております。詳細については省略をさせていただきますが、私も塩釜港区の港湾に今後の反映、運営がしっかりと行われるような3港合体であるようにさまざまな意見を申し述べていきたいと思っております。

水産加工業界の再生についてご質問いただきました。ご案内のとおり公害防止対策基本法に基づきまして、今の水産加工団地がモデル的に構築し、当時は高い評価をいただいたと認識をいたしております。しかしながら、最近水産加工業、大変厳しい環境にあるという認識をいたしております。例えば燃油の高騰、原材料の高騰、あるいは、これが非常に大変なことではないかと考えておりますが、製品の流通形態が明らかに変化をしてきているということでもあります。例えば衛生管理がしっかりとされていない工場等についてはその製品を受け入れられないというような企業も出ているやに認識をいたしておりますし、また、トレーサビリティ、そういったものも大変厳しくなってきております。

塩竈市の企業、これから先、これらのハードルをしっかりと乗り越えられるような取り組み

を行っていくことこそが今後の持続的な経営につながっていくのではないかなと思っております。我々も企業立地奨励金あるいは雇用奨励金などの制度を有効に活用させていただきながら、新たな企業の立地を模索することももちろんであります。現在しっかりと頑張っている企業の方々を塩竈市として積極的に支援をさせていただきたいと考えております。

港湾背後地、漁港背後地の活用と企業誘致についてであります。現在、全水加工連が冷蔵倉庫を建設いただき、操業中であります。しかしながら、それに続く企業立地がなかなか進まず、我々もやきもきをいたしているところであります。

当初進出を予定された企業の方々、いまだ出店の希望があるというふうにお伺いをいたしておりますし、県の方にも積極的に足を運んでいただいているということをお伺いをいたします。また、その他の水産加工業界の方々も、土地の価格等によりましては進出を希望される方も若干あるというふうなことについても聞き及んでおります。ぜひそれらの方々を積極的に掘り起こしていきたいと考えております。

議員の方から土地価格についてご質問いただきました。プライバシーの部分にかかわる部分もございまして、大きな数字でご説明をさせていただきたいと思っております。過去におきましては坪5万円台であればぜひ進出をしたいという希望をお持ちの方々もおられました。しかしながら、昨今、新浜地区の土地の価格が依然として下落傾向であります。今、もっと安い価格でなければということで県の方と交渉を継続しているやにお伺いをいたしております。私どもも県の方に再三再四足を運びながら、ぜひ希望者が進出しやすい条件を整えていただきたいということをお願いをさせていただいております。しかしながら、県も一定の価格で造成をしたのでというお答えで、なかなかすり合わせができずにはおりますが、なお一層努力をさせていただきたいと考えております。

次に、本塩釜駅アクアゲート側の整備についてであります。

今年4月におかげさまで駅前交通広場の供用を開始しております。今年度はさらに駅や周辺商店街利用者の利便性、回遊性の向上を図るため、駐車場の整備、それから、駅からのアーケードを延長する事業に取り組んでおります。これらの事業により、本塩釜駅からアクアゲート口周辺商店街への歩行者の回遊路線が拡大されることを期待をいたしているところであります。

なお、駐車場につきましては面積が約500平米、駐車台数が13台となっております。また、今年4月からは駅前広場のロータリーにしおナビ100円バス、新しい停留所、本塩釜アクアゲート口を設置し、北回り11本、南回り11本の乗り入れを開始し、利用者の利便性を図るとともに

に、駅前、アクアゲートロのにぎわいの創出に努力をいたしてまいりたいと考えております。

今後ともにぎわいの向上と駅周辺の回遊性の向上になお努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、商店会振興策についてのご質問でありました。

初めに、市長就任後の商業振興に係る基本的な姿勢でございますが、強く心にありましたことは、やはり平成12年の商業統計調査で、消滅した塩竈商圏をいかにして復活するかということでございました。私といたしましては、その後の商業振興策は商圏復活を目標に展開をさせていただいたところでございます。

まず、平成16年には本市の商圏の実態を把握すべく商圏需要実態調査を行い、データに基づいた客観的な視点から振興策を立案をいたしました。また、商人塾や壺番館のボックスショップの開業、さらにはシャッターオープン事業の実施、郊外型量販店の中心市街地回帰の嚆矢と評価をされております塩釜駅前での量販店開店などの事業は、こうした視点から取り組み、実施させていただいたものでございます。

その後も交流人口を増加させるべく、観光客を町中へ誘導する取り組みや、壺番館をまちの駅としてリニューアルオープンさせる事業などを行ってまいったところでございます。おかげさまで平成20年度の消費者購買動向調査では、商圏の指標となります市内でも買い回り品購買率が、前回の15.5%から21.3%へ5.8%増加し、データの的にも一定の回復基調にあることが証明をされております。最近では本町地区で独自に起業、出店されるお店も出てきております。自主的な出店であり、私たちのこれまでの取り組みが一定の評価を得た結果ではないかと受けとめております。

なお、こういったことがさらに促進されますよう、職員挙げて、あるいは企業者の方々挙げて努力をいたしてまいりたいと考えております。

水族館の誘致についてご質問いただきました。松島水族館を仙台市に移転する計画がありまして、その後一たん白紙になる中、先月16日、市内の青年団体の皆様が水族館や地場産品を紹介する複合施設の建設に向けて協議会を立ち上げ本市に提言するとの報道がございました。お話を伺いいたしますと、あす松島水族館の移転問題とは別に、本市にぜひ海洋文化を表現する複合施設の建設を目指してまいりたいと、また、市民の皆様方の意見を聞く会を開催し、経済効果の試算などを行っていききたいというお話でありました。

本市におきましては、第5次塩竈市長期総合計画で観光と交流のまちづくりの拠点となる海

洋文化施設を課題の一つとして挙げさせていただいております。また、海洋文化施設の誘致は、海辺のにぎわい地区を初め、港奥部周辺の再開発を推進する上で大きな起爆剤となるばかりではなく、港町塩竈として多くの皆様に海洋文化に親しんでいただく絶好の交流空間になるものと考えております。

このようなことから、私といたしましても今回の水族館の取り組みにつきましては大変関心を持っているところであります。その実現に向けましては真剣に方策等を模索するとともに、さまざまな課題を整理しながら、経済界を初め、市議会の皆様と意見交換させていただき、その結果を踏まえて取り組みを深めてまいりたいと考えているところであります。

環境整備について。伊保石公園の利活用と今後の整備方針についてご質問いただきました。スポーツパーク構想であります。これは伊保石公園66.5ヘクタールのうち、第2期計画に当たる28.3ヘクタールをスポーツ・レクリエーションゾーンとして活用することとし、野球場あるいは陸上競技場、テニスコートなどの総合的なスポーツ施設整備を目指すものでございます。

この事業化につきましては、今後の市の財政状況や県及び近隣市町の同様のスポーツ施設の整備状況を踏まえながら、スポーツ・レクリエーションゾーンとしてのふさわしいあり方について再度整理を行い、計画内容の点検を行ってまいりたいと考えております。

なお、事業化までにはやはり一定の期間を要しますことから、当面はサッカー、ソフトボール及びグランドゴルフなど、市民の皆様にはスポーツ広場として利用いただけるよう、スポーツ施設の整備拡充に努めてまいります。

人口減少問題についてご質問いただきました。特に人口問題に取り組む上では、例えば学力向上、通勤通学の利便性あるいはさまざまな視点、観点から取り組むべきではないかというご質問でございました。

今回、長期総合計画をまとめる上での人口減少とその対応について初めにご説明をさせていただきます。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によりますと、平成32年、本市の総人口5万1,201人となり、特に高齢化や生産年齢人口減少、これは議員の方からもご指摘いただきましたが、それがますます進むことが予想されております。

第5次計画の策定に当たりましては、本市の活力を維持するために、将来人口目標を5万5,000人と設定をさせていただきました。既に今年10月には定住対策に向けた検討委員会、ワーキンググループを立ち上げており、長期総合計画審議会でもご指導いただきました宮城大学の宮原教授に外部アドバイザーとして協力をいただくとともに、民間シンクタンクのアドバイ

スを得るとともに、宮城県とも連携を図るなど、定住人口の確保に向けた取り組みを始めております。

今後につきましては、例えば宅地開発の誘導、あるいは議員からもご質問いただきました町中の遊休地の活用による良好な住環境の整備、さらには子育て支援や教育の充実、医療や交通体系などの充実、あるいは若年層に配慮した住宅や雇用の確保、都市としての魅力の向上など、総合的な施策で対応させていただきたいというふうに考えているところであります。そういった総合的な対策の中に、ご提案をいただきました、例えば貸付金の問題でありますとか駅近くの居住環境の整備等々も含まれるものと考えております。

次に、本塩釜駅大型商業施設付近の関係についてご質問いただきました。

まず、本塩釜駅とマリングートを結ぶ遊歩道でありますマリロードの樹木の剪定についてのご質問であります。この道路の桜につきましては、塩釜桜の会様が中心となり、市民の皆様方から桜のオーナーを募り、植樹を進めてきたものでございます。管理につきましても同団体が中心となり、オーナーの皆様の協力をいただきながら、草取りや剪定などを行っていただいております。くれぐれも歩く方々の支障とならないよう、ご相談の上、本市も管理運営の一翼を担ってまいりたいと考えております。

次に、大型商業施設付近の環境についてであります。本地区に近い尾島町交番では、毎日同地区の巡回を実施し、高校生や浮浪者に対し注意や声かけを行い、喫煙者や悪質な行為者に対しては補導、検挙に至る場合もございます。また、本市も、毎月1日に防犯協会、塩釜警察署とともに大型商業施設、本塩釜駅、西塩釜駅の駐輪場を中心に自転車盗難抑止対策を行っております。このパトロールの中で、高校生などがたむろし騒いでいるときには指導を行っております。さらに、夏休みなどの長期休暇などの際には少年補導員による巡回もあわせて実施しており、帰宅を促す声かけや注意もさせていただいております。

今後とも、安全で安心なまちづくりの実現のため、塩釜警察署、防犯協会、商業施設関係者、本塩釜駅などと連携を深め、引き続きパトロールや指導を強化をいたしてまいります。

学校をコミュニティーの場にといいご質問でありました。地域の宝である子供たちを見守り、育てていくことは大変大切なことでもあります。地域の中心である学校の空き教室の場で世代を超えた交流がというご提案でありました。具体的な施設活用につきましては教育長からご答弁をいたさせます。

今後の税収についてご質問いただきました。自主財源の根幹であります市税につきましては、

平成21年度決算では総額61億4,000万円、収納率が90.2%との内容でありました。しかしながら、人口の減少は課税人口や課税所得の減少に直結するとともに、消費人口の減少は経済活動の低迷を招き、企業実績へも悪影響を及ぼし、市税の減収にも間接的につながってまいります。また、長引く景気の後退による影響は極めて大きく、依然として厳しい雇用情勢が続いており、課税所得の減少も今後ますます憂慮される状況であります。

本市における法人の状況を見ますと、平成21年度の法人市税の均等割申告件数が1,422社となっております。5年前の平成16年度と比較いたしまして143件、10%の減少となっております。改めて企業誘致の必要性を感じているところであります。

平成27年度までの中期的な財政見通しにつきましては、既に各協議会におきまして提示をさせていただいておりますが、今後人口減少や個人所得の減少、企業の業績悪化などが続くこととすれば、市税の減収がより進むものと懸念をいたしております。

なお、ご質問の建設業界という部分につきましては、後ほど担当の方よりご答弁をいただきます。よろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から、まず学力向上の新たな取り組みということでご質問ありましたので、お答えいたします。

おかげさまで小学校については少人数指導の充実ということで行っておりますけれども、これをこの成果を踏まえ、来年度は中学校の少人数指導の充実を図っていきたいというふうに考えております。というのは、塩竈市の場合は教員の資質の向上、子供たちの学習習慣の定着ということを大きな柱としてとらえておりますので、そういう観点からまず少人数指導の充実ということを考えております。

また、もう1点は、今サマースクール等をしておりますけれども、中学生を対象として、できるなら来年度あたりは冬休みにやるウィンタースクールですか、これらを何日か実施できないかということは今検討しているところでございます。

続いて、コミュニティーづくりについてお話いたします。現在のところ、学校施設の地域への開放については、体育館や校庭を地域の皆様やスポーツ団体に開放しております。校舎につきましては、小学校では校舎内の一部の教室を放課後児童クラブとして活用しておりますし、また、第一小学校では多目的室を地域の方々の夜間の会合などにご利用いただいております。

また、具体的な各学校の活動の例を紹介しますと、例えば杉の入小学校ではおじいさんやおばあさんに昔の遊びを教えていただく機会や保護者以外の地域の皆様をお招きし交流する子供祭りなどを開催しております。また、月見ヶ丘小学校では、特別養護老人ホーム清楽苑を訪問し、学芸会にお招きするなどの交流を行っております。さらに、浦戸第二小学校では地域開放日を設けて、もちつき大会やのりすき、カキむきなどを教わっておるところでございます。

中学校では、第一中学校の1年生が祖父母のグランドゴルフの親善大会を実施し、第三中学校や玉川中学校では地域での清掃活動などをしております。また、子供たちと地域の皆様との関係といたしましては、図書ボランティアや登下校時に子供たちを見守っていただく安全サポーターなど、さまざまな面でご協力をいただいております。

今後も、子供たちを地域の宝として大切に育てていただきますよう、さまざまな機会を通して学校と地域コミュニティとの連携の強化に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雄一君） 法人市民税についてご質問ございました。特に業種別で建設業はどうかというふうなご質問だったと思います。

法人市民税の状況でございますが、平成14年度の3億3,000万円をピークに、この景気低迷の影響を受けまして年々減少してございます。平成21年度の決算では、法人税の法人税割は2億1,000万円まで落ち込んでいるという状況でございます。特に建設業につきましては、平成18、19年度と1,000万円台に回復するような形で税金を納めていただいているんですが、平成20年度には700万円台になっているという現状でございます。

このような法人市民税の状況でございますが、平成22年度におきましても大変景気の低迷によりまして落ち込んでいるという状況でございます。特に、法人市民税につきましては、11月までの調定額は前年度比で20ポイントほど落ち込んでいるというふうな現状でございます。我々、何としても来年度からの第5次長期総合計画を実現するためには、安定した歳入の根幹をなす市税の確保が必要不可欠でございますので、今後とも滞納整理の強化等々に努めまして市税の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。12番志賀直哉君。

○12番（志賀直哉君） 先ほど質問したマリングートへの跡地の地権者との話し合いというのは答弁なかったんですけれども。アクアゲートの地権者とか流れの。跡地、駐車場の隣の跡地の地権者との話し合い。どういうことを話しているのか。どういう話し合いをしているんだか。駐車場の隣だよ、ずっとあそこの並木の。それを一つ答え。

あと、ちょっとあれなんですけれども、多賀城市では駅前に、多分商工会議所なんですけれども、すごいイルミネーションで、多賀城駅からおりてくるとほっとするような感じ。塩竈においてはあそこのマリングート寄りにイルミネーションをやっていたらいいんですけれども、2年ぐらい前は本塩釜駅で木にイルミネーションをやった計画もあるんですけれども、そこら辺のことも少し環境整備においてどうなのか。

あと、我々民生常任委員会で京都府京田辺市に行って、やはり先ほど言ったことは、学校の隣接なんですけれども、老人福祉施設と児童館の複合施設が一緒になって、そこでいろいろな行事をして交流の場というんですか、老人の人も大分そこはお風呂があつたり囲碁とかあつて毎日のように来ている。あとは、前はバスも運行されて、今は今度2月から金を取るような話をしていましたけれども、やはり学校がコミュニティーの核となるのが一番今からはいいんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺でちょっと3点にわたってお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） アクアゲート側の方の駐車場のわきの2筆の民地ということでご質問でございます。所有者の方々に対しましてはぜひ土地の有効利用につきましてお願いをしているところでございます。

以上であります。

○副議長（嶺岸淳一君） お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明16日、定刻再開したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明16日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年12月15日

塩竈市議会議長 佐藤 貞夫

塩竈市議会副議長 嶺岸 淳一

塩竈市議会議員 木村 吉雄

塩竈市議会議員 香取 嗣雄

平成22年12月16日（木曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第3日目）

議事日程 第3号

平成22年12月16日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

出席議員(21名)

1番	曾 我 ミ ヨ 君	2番	中 川 邦 彦 君
3番	小 野 絹 子 君	4番	吉 川 弘 君
5番	伊 勢 由 典 君	6番	佐 藤 貞 夫 君
7番	東海林 京 子 君	8番	伊 藤 博 章 君
9番	浅 野 敏 江 君	10番	小 野 幸 男 君
11番	嶺 岸 淳 一 君	12番	志 賀 直 哉 君
13番	佐 藤 英 治 君	14番	伊 藤 栄 一 君
15番	菊 地 進 君	16番	今 野 恭 一 君
17番	阿 部 かほる 君	18番	鈴 木 昭 一 君
19番	鎌 田 礼 二 君	20番	木 村 吉 雄 君
21番	香 取 嗣 雄 君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
市立病院事業管理者 兼 院 長	伊 藤 喜 和 君	総 務 部 長 兼 危 機 管 理 監	佐 藤 雄 一 君
市 民 生 活 部 長	佐々木 真 一 君	健 康 福 祉 部 長	棟 形 均 君
産 業 部 長	荒 川 和 浩 君	総 務 部 政 策 調 整 監	三 浦 一 泰 君

総務部次長 兼政策課長	田中たえ子君	総務部次長 兼行政改革推進専門監 兼財政課長	神谷統君
会計管理者 兼会計課長	星清輝君	市民生活部次長 兼環境課長	澤田克巳君
健康福祉部次長 兼社会福祉課長	福田文弘君	産業部次長 兼水産課長	小山浩幸君
建設部次長 兼下水道事業所長	千葉正君	総務部総務課長	桜井史裕君
総務部税務課長	赤間均君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君
建設部都市計画課長	佐藤達也君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長	川村淳君	市立病院事務部 経営改革室長	鈴木康則君
水道部長	千葉伸一君	水道部次長 兼総務課長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 総務課長	佐藤俊幸君
教育委員会教育部 学校教育課長	星篤君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	臼澤巖君	選挙管理委員会 事務局長	鈴木正信君

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	伊藤喜昭君	事務局次長 兼議事調査係長	相澤勝君
議事調査係主査	芥藤隆君	議事調査係主事	西村光彦君

午後 1 時 開議

○議長（佐藤貞夫君） ただいまから12月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。



日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1 番曾我ミヨ君、2 番中川邦彦君のご両名を指名いたします。



日程第 2 一般質問

○議長（佐藤貞夫君） 日程第 2、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

17番阿部かほる君。（拍手）

○17番（阿部かほる君）（登壇） ニュー市民クラブの阿部かほるでございます。平成22年12月定例会、質問の機会を与您にいただきまして心から御礼を申し上げます。また、市長を初め当局の皆様には丁寧なるご答弁をよろしくお願いを申し上げます。

さて、昨夜からの雪模様となり、本格的な冬に入りました。本年度も残すところあとわずかでございます。国の経済、財政、先の見えないまま年を越そうとしております。当塩竈市におきましては、市長を初め当局の皆様、また、議会も一丸となって財政政権に取り組んでまいりました。大変厳しい状況の中から幾らか塩竈市が先に明かりが見えてきたと市民の皆様にお伝えできるようではないかというふうに思っております。

そこで、第 1 回目の質問に入らせていただきます。地域経済活性化についてであります。

水族館の誘致についてお尋ねいたします。

今、塩竈市の青年 4 団体が塩釜港に水族館をとの合い言葉に誘致活動を行っております。私は一市民として賛同の意を強くしているところであります。

その理由は、松島観光の海の玄関口としての立地条件のよさにあります。年間200万人以上と言われる観光客の半数以上を呼び込む誘客可能性が高いこと。

二つ目は、黒潮と親潮が会う金華山が近くにあり、暖流にすむ魚類と寒流にすむ魚類、こ

の豊富な魚類を展示し、金華山沖の自然の海を表現した水槽をつくれること。これにマグロの展示水槽を設ければ、魚の町塩竈ならではの特色が十分に発揮され、海の生態科学館として教育面での学習にも大いに役立つものであると思います。またさらに、砂浜プールを併設して、ヒトデやナマコなど海の生き物に触れられる子供コーナーなどを設けて、幼児から大人まで楽しめる水族館を目指してほしいと思っております。

三つ目は波及効果です。魚市場、仲卸市場等、地元水産業などと連携して水族館を見て楽しんだ後、仲卸市場へお魚のお買い物を可能にする対策を講じることにより、不況で苦勞している塩竈の商業、水産業界の活性化を図ることができるのです。塩竈市は自動車産業の集積を進める県の富県戦略に乗りおくれないう、また、仙台港と塩釜港のはざま塩釜港の活路を見出さなければなりません。この水族館の誘致は、塩竈市の低迷する経済を打開し浮上させ、活性化の起爆剤になることは疑いありません。民間資本でつくるにしても、行政の役割は重要です。経済波及効果を考え、積極的に水族館の誘致に関与し、成功させて雇用の確保、市税の増収を図ることこそ行政の使命であると考えます。

ちなみに京都市は、水族館建設について開業に伴う固定資産税や土地使用料などで年間1億円以上の市税収入となり、経済波及効果も初年度218億円と試算していると新聞は報じております。市長のご所見をお聞かせください。

次に、水産業の振興についてであります。

新浜地区水産加工団地の地盤沈下にかかわる対応であります。この団地は昭和42年ごろ海水汚染が激しい塩竈、松島湾内の水質保全対策として、行政の政策として公有水面を埋め立て造成され、市内各所に点在する水産加工業者をここに集約したもので、当時は300社近い業者が、今では70社に満たない業者に激減し、残った方々が営業を続けられております。

今、この加工団地に異変が起きております。それは埋め立て造成地によく見られる地盤沈下であります。1メートル以上も沈んだところもあるとのこと。そのために工場等の建物が傾くなどの損害が発生し、地盤の補強、建物の修繕等、営業を維持していくために莫大な資金を投入していると言われております。利益のすべてがこのような経費に使われる苦難の実情に対し、行政として劣化し下落した地価にかかる税金、この土地税の課税方法の見直しや、毎年土地の実勢価格を把握し、適正な課税と税を軽減する特別処置はできないものでしょうか。要望が出ておりますので、お伺いいたします。

次に、水産加工品の販売拡大について。これは海外販路も視野に入れたその方策と地元での

消費の推進であります。塩竈市の基幹産業である水産業の隆盛こそ市税の増収を図る道であり、財政健全化への道であります。水産業経営の環境整備と支援に多くの市民が市長に期待しておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、卸市場の活性化について。次の2点についてお伺いいたします。

観光客のための飲食設備の整備と、45号線等の周辺道路からの誘導標識の設置であります。飲食設備の整備も誘導標識の設置も企業サイドの問題と片づけてしまいそうですが、これこそが経営環境整備の一環であります。誘導標識は市の広告案内板。飲食設備は塩竈産品の展示、試食会場と見れば、行政の広報であると思います。このような細かいことにも行政が目配りし、顧客を誘導することが市場の活性化の第1歩ではないでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

次に、高齢者福祉の充実についてお尋ねいたします。

市長は安全・安心なまちづくりを市政の目標に掲げております。急速に進む高齢化社会の新たな行政需要にこれからどのように取り組むか。暮らしの安心を保障したまちづくりの新たな行政課題をここに3点取り上げました。

1点目は、高齢者のごみ出しにかかわる問題です。高齢者、特にひとり暮らしの高齢者の場合は、足腰が弱くなり、ごみ出しが困難になってきております。また、一般家庭に比べて出すごみの量は少ないのに、燃えるごみ袋小が手に入りやすく、ついついレジ袋に入れたり、ほかの人の袋にお邪魔したりということになりやすいのです。これはモラルの問題ではなく、高齢者の暮らしの利便・不便の問題なのです。行政にご一考をお願いしておきます。

2点目は、介護保険の払い戻し制度。老後の安心を担保してくれる介護保険については、行政においても機会あるごとに説明会やパンフレット等で周知を図っておりますが、この中で支払った金額が高額の場合、高額医療・高額介護合算制度に基づいて払い戻しのあることは余り知られていないようです。市民の皆さんに周知されているのでしょうか。

3点目は、長寿社会の見守り、安否確認についてであります。死亡しているのに届け出がなく、安否確認が不十分で戸籍上生き続けている人が多数判明して社会問題化したことはまだ記憶に新しいところであります。塩竈市の場合、行政が行っている見守り、安否確認について、他の関係機関と協力して実施しているのであれば、それを含めてご説明をお願いいたします。

次に、生きる力をはぐくむ教育の充実について。

持久走記録会の取り組みについて。子供たちの体力は1985年ごろよりピークに下がり続けて

きました。走る、投げるなど七つの能力で、85年当時の5歳児と2005年の小学校3年生から5年生はほぼ同じという調査結果も出ております。また、昨年の調査では、13歳男子で50メートル走のタイムがピーク時並みに戻ったが、瞬発力、持久力など、全体的にまだ低い。このような身体能力低下の主な原因として、運動量と体を動かす遊びの減少を挙げております。市内の小中学校の生徒の体力テストはいかがでしょう。お尋ねいたします。

さて、市内の小学校で実施されている持久走記録会の学級だよりを拝見しました。要点だけご紹介いたします。実行委員会で「学年全員で2万周を突破」の目標を掲げ、1カ月で2万1,966周走りました。体力向上と団結力を高めることができ、一人一人の達成感と満足感を十分感じることができました。子供たちの力ははかり知れない。最高の結果を残しました。また、当日、風が強い中、参加した全員が力を出し切りました。子供たちの頑張りを褒めてやってくださいと記されておりました。

私は学校のこのような取り組みを高く評価しております。それは、キレやすくなったと言われる子供たちに我慢する忍耐力と、困難にあってもひるまない不屈の精神力を養い、生きる力をはぐくむ教育だと思うからです。今後も継続してほしいと思います。そこで、市内各学校で全校一丸となって取り組んでいるスポーツがあれば教えてください。

評価したい教育をもう一つ。赤ちゃんから学ぶ命の大切さとして、親から受けた愛情や命の尊さを知ってもらおうと、市内中学生を対象に実施されている赤ちゃんふれあい交流事業であります。これは市報でも紹介されましたので、ご存じの方もおられると思いますが、少子化が進み、家庭や身近な地域でもなかなか乳幼児に触れる機会の少ない時代になっている昨今、このような取り組みは多感な中学生の生命倫理を学ぶ上で、守らなければならない小さな命を向き合い、親がどのように慈しみ、愛情をかけ、守り育てているのかを知る貴重な体験学習であると思います。そこで、この事業は、市内の何方所で実施されているのか、また、生徒の移動手段はどのように手配されているのかお尋ねいたします。

次に、離島対策について。

離島航路の運航体制の見直しについて。NEWしおナビ100円バスの本格運行により、市民の皆様の生活の利便性は格段に向上したものと思います。とても助かっていますという声もたくさん聞いております。高齢者社会を支える足となる交通手段は、日常生活の中で最も重要な部分であり、気軽に外出できる生活環境は元気の源です。

さて、第1期ののびのび塩竈っ子プラン策定の委員として浦戸を訪問した折、お話を聞かせ

ていただいたのが、市営汽船の運航ダイヤを増便してほしいということでした。私は議会でも取り上げておりますが、浦戸の方々にとっては船が島から塩竈市内への道であります。島の高齢化も進み、通院のための利用も多くなっている現状等を考え、島で暮らす人たちのニーズに合った運行ダイヤの見直しも必要になってくると思います。私は、この島の切実な問題を国の関係機関にも知ってもらうことも必要と思い、東北運輸局担当者の方に離島の実情を説明してきました。運輸局のお話では、島の実情はよくわかりましたので、予算化に努めますということでした。市長の方からも強い働きかけをお願いし、問題点があればお聞かせください。

塩釜港内の係船場の確保についてお尋ねいたします。

離島の方々の緊急時や生活物資等を購入する場合の船を着ける岸壁、これについても国土交通省の塩釜港湾工事事務所に出向き、島の事情を説明したところ、この事務所から港湾管理者である県に申し入れをしていただき、このたび県の方から塩釜港西埠頭第2バースを指定し、使用できるようにしたい旨のお知らせがありました。市においても、関係先に対する要望等はどこまで進んでいるのかお聞かせください。この2件は、先日浦戸振興推進協議会会長から塩竈市議会議長あての要望書の中にも入っておりますので、行政においても1日も早く実現するようお願いを申し上げます。

最後に、公共物保護について。

公共物、公共施設等の破損被害対策についてお尋ねいたします。「市民の桜若木折られる。関係者残念」の大きな見出しで塩竈市のJR本塩釜駅の桜の若木1本が折られている新聞記事を見て、心ない行為に多くの市民が残念な思いをしたことでしょう。桜の名所、塩竈神社参道へ続く桜の回廊づくりの一環として、市の計画に基づき市民の皆さんの手で植えられたものです。また、この参道へ続く道につくられた石灯籠にも意図的に壊されたようなものが見受けられます。また、生涯学習センター3階屋上庭園に設置されている強化ガラスパネル板の破損等も何者かが故意に破損したもので、このような公共物、公共施設等の破損被害に対し、教育、啓蒙等を含め、どのような予防処置を講じ、保護対策がとられているのかお尋ねいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 阿部かほる議員から5点にわたるご質問をいただきました。

初めに、地域経済活性化についてお答えをいたします。

水族館誘致についてであります。昨日も志賀議員から同様のご質問をいただきました。青年

4団体の皆様による水族館、あるいは地場産品紹介を仲介とする複合施設の建設に向けた取り組みにつきましては、私も港町塩竈にふさわしく、大きな夢と希望をもたらす施設として、大変期待をいたしているところでございます。

歴史をひもときますと、本市にはかつて株式会社塩釜水族館が、松島水族館に先駆けること13年前に、大正3年に現在の北浜一丁目地内に開館をいたしております。塩竈石でつくられた建物に水槽が配置され、普段目にするのできない珍しい海洋生物を間近で見ることができたことから、大変な話題を呼んだとお伺いをいたしております。現在の水族館とは比較にはなりません、当時としては画期的なものであったと言われ、近隣市町村から多くの方々が塩竈をご来訪いただいたようであります。

そして、議員ご指摘のように、本市は黒潮と親潮が織りなす豊富な海を目前に控えておりますことから、当時と同様に、水族館などの海洋文化施設は経済的な効果のみならず、海の科学館として小中学校の学校教育の一助となることも大いに期待をされます。この先人たちがなし得た海洋文化施設を21世紀に再現し、ウォーターフロントの魅力を生かしたまちづくりとして、かつてのような活力に満ちた塩竈を再生していくことが、新たな長期総合計画をスタートいたしております今、改めて強く求められていることを感じたところであります。

議員からは京都市の水族館についてもご紹介をいただきました。私も昨年、京都市下京区の130周年を祝うべく京都を訪れました際、区民の皆様にも、1,000年前に塩竈の千賀の浦の景色を模した庭園が京都にありましたというお話をいただきました。皆様方は1,000年前の京都に既に塩竈をテーマパークとした水族館があったのだから、今、海がなくても京都に水族館をつくる意味は極めて大きいというお話をちょうだいいたしました。そして、本市から記念樹として塩竈桜を植樹いたしました京都市下京区の梅小路公園にまさにその水族館が建設されようといたしております。

第5次長期総合計画におきましては、塩竈神社と市内の観光拠点の連携や海洋文化施設の誘致を今後の課題と位置づけており、本市といたしましても青年4団体の皆様方のこうした活動をしっかりと受けとめ、経済界を初め町全体の機運を醸成するとともに、市議会の皆様のお力をおかりしながら、さまざまな相乗効果が期待できる水族館の実現に向けた努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、水産業の振興についてご質問いただきました。

まず、新浜地区水産加工団地の地盤沈下の対応についてであります。この水産加工団地は昭

和42年に事業に着手し、当時の国の公害対策と県の指導に基づきまして、行政と業界が一体となり整備した団地でございます。それまで市内の諸所に点在いたしておりました水産加工場を新浜地区に集積し、同時に排水処理を行い松島湾の浄化を図る目的で、当時としては先進的かつ大規模な産業団地の造成事業でございました。

しかしながら、造成直後から地盤沈下が発生し、新浜町三丁目の水準点におきましては、昭和49年から調査累計でおよそ1.2メートルの沈下が観測をされております。市といたしましても、これまでに宮城県の地盤沈下防止対策に基づく制度融資に協調した利子補給を実施し、また、公共下水道事業の実施にあわせ、地盤改良工事を行うなど、地盤沈下抑制の対策を講じてまいりました。

この地盤改良工事によりまして、地区によっては沈下が沈静化したと判断されている企業の方々もおられます。一定の成果は上がっていると考えられますが、地盤沈下対策は制度的にも技術的にも解決すべき課題がまだ残されております。今後も皆様方の声に真摯に耳を傾けながら、誠実に対応いたしてまいりたいと考えております。

このような工業団地の減免等についてのご質問をいただきました。固定資産税であります。基本的には土地・建物とも3年に1度評価の見直しを行い、見直した評価額は3年間据え置くことが原則とされております。しかしながら、土地に関しましては、地価の下落があり、据え置くことが適当でない場合につきましては、毎年度評価額を修正いたしております。本市全体では、平成9年度から地価の下落が続いておりますことから、毎年数%の評価額を修正してきております。特に新浜地区における加工団地につきましては、平成15年度以降、下落の程度が大きいため、単年度でも10%を超える評価額の減額修正を行うなどの固定資産税対策を講じているところであります。

水産加工品の販路拡大、あるいは地元消費の促進というご質問であったかと思えます。水産加工業を取り巻く環境、景気低迷による、例えば買い控えや消費者の食習慣の変化に伴う魚離れ、量販店での低価格競争の激化などにより、出荷量が大きく減少し、大変厳しい経営状況に直面をいたしております。

こうした状況の中、本市はまず販路拡大につきましては、商品の魅力向上と広報宣伝活動を中心に支援をいたしております。また、地元消費の推進につきましては、魚食普及事業の各種イベントの商品紹介を中心に支援を行っております。具体的には、魅力向上のための新商品開発、改良事業として地場で水揚げされる前浜ものや、未利用の魚種や端材を生かした商品の開

発を支援をいたしております。

さらに、広報宣伝活動として、開発された新商品を塩竈フード見本市に出品し、来場者から評価やアドバイスを受け、同時にPRを行い、売れる商品づくりを支援をいたしております。昨年度までに17品目の新商品開発の支援を行い、一部につきましては、既に商品化がされ、県内に量販店や首都圏の百貨店などで販売をされているところでございます。

水産加工品の地元消費の推進につきましては、市内小中学校を対象とした笹かまの手づくり体験、あるいはマグロ解体などを中心とした魚食普及活動を行い、水産業についての理解を深めていただいております。また、塩竈魚市場どっと祭や塩竈の醍醐味などのイベントを通じて広く市民の皆様には水産加工品のPRや販売を行い、地元消費者への販路拡大に努めているところであります。なお、このような取り組みを今後とも深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、仲卸について何点かご質問いただきました。

仲卸市場の活性化についてであります。初めに、観光客受け入れの飲食施設整備についてでございます。まずは小規模でも取り組めることから率先して始めようということで、平成21年度よりお買い上げをいただきました魚介類をその場で焼いて食べていただく焼き炉のサービスを実施いたしております。本市では、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用して支援をさせていただいております。おかげさまで利用者の皆様方からは大変好評を博しており、最近では週末ともなりますと、400名から500名のお客様で大変なにぎわいを見せております。

また、仲卸市場では、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンの前年、2006年からJR東日本の協力を得て、びゅうばす事業の受け入れに取り組み、今年までに延べ4,700名のお客様に仲卸市場を訪れていただいております。さらに、今年は100円バスとお買い物券を活用した「塩竈おさかなお買い物コース」を用意して、首都圏からのお客様受け入れに取り組んでおります。こうした取り組みによりまして、訪れたお客様がリピーターになり、口コミによる誘客につながっていくものと確信をいたしておるところであります。今後もさらにこのような取り組みを一層深めさせていただきたいと考えているところであります。

仲卸市場の活性化のもう一つの方策として、45号線等の周辺道路からの誘導標識の設置についてのご提案でありました。通常、道路上の案内標識の設置等につきましては、道路法に基づいて道路管理者が必要に応じましてみずから設置をするか、または、設置したい者が道路占用許可をとった上で設置をいたすこととなっております。道路上には主に公の施設が表記されます

が、民間施設の表記は一定の規制がございますので、観光施設への誘客等につきましては、設置場所、道路に限定せず、周辺の空き地等も活用させていただいている現状でございます。

仲卸市場はこれまでも観光客や買い物客の案内のため、45号線の上下線沿いの民有地等に自主的に案内看板を設置いたしております。また、本市が管理者となっております市道には、塩竈市が6カ所ほど案内板を設置をさせていただいております。今後はお客様の声に耳を傾け、もっと大勢のお客様が仲卸市場においでいただきますよう、まずは主体的に取り組まれることを期待しながら、行政的な手続等につきましては、塩竈市がしっかりと支えてまいりたいと考えております。

次に、ご高齢者の福祉の充実についてご質問をいただきました。

初めに、ご高齢者のごみ処理問題についてであります。ごみ袋の取り扱いに関する本市の取り組み状況についてお答えをさせていただきます。

ごみを集積所に出すときに使用する袋については、リサイクルの推進によるごみの減量化や正しい分別ルールの徹底のため、指定袋方式を採用させていただいております。ご質問のサイズの小さい指定袋について不足しているのではというご質問でありました。現在、可燃ごみ及び不燃ごみの2種類が製造されており、ごみ指定袋代理店4店舗を通じて塩竈市内の七つの大型小売店、26の小売店、隣接市町の六つの大型小売店で販売をいたしております。代理店からは小さいごみ袋につきましては、取り扱い量が少ない等の理由により、在庫数量が不足する可能性があるという報告も受けております。今後はそのようなことがないよう、代理店を通じ各小売店に対し要請をいたしまして、ご高齢者の皆様方にご不便をおかけすることがないよう、適切に対処いたしてまいります。

介護保険払い戻し制度の周知についてのご質問であります。介護保険では、世帯内で1カ月に介護サービスの利用者負担額が一定の額を超えた分を払い戻します高齢介護サービス費の支給制度と、1年間の介護保険と医療保険の両方の利用者負担額が高額になった場合に、その合算額が一定の額を超えた分を払い戻す高額医療合算介護サービス費の支給制度がございます。制度の周知につきましては、国民健康保険を担当いたしております本市の保険年金課や、宮城県後期高齢者医療広域連合で手続のご案内をさせていただいているところであります。

また、申請手続の時期にあわせまして、広報しおがまで市からの介護保険自己負担証明書の交付を受けた後、ご加入の医療保険者に申請していただきますよう周知をさせていただいております。さらに、全世帯及び転入世帯に配布をいたしております介護保険高齢者支援ガイドブ

ック保存版、市ホームページにも掲載するなど、制度の周知に努めさせていただいているところであります。ちなみに1月号の広報紙にも早速とりあげさせていただくこととなっております。

また、ご高齢者の安否確認の状況でございますが、本市の65歳以上のご高齢者人口、平成22年10月末現在で、約1万5,000人、高齢化率が26%を超え、市民の4人に1人が65歳以上となっております。現在は、民生委員のご協力をいただきながら、毎年70歳以上の方々を対象とした高齢者の状況調査を行い、これをもとに市は高齢者世帯台帳を作成をいたしております。この台帳により、在宅高齢者の状況、あるいはひとり暮らしの方々の緊急時の連絡先等を把握し、緊急時対応を行っているところであります。さらに、災害時要援護者などを対象としております塩竈市や塩竈市社会福祉協議会、消防署の災害弱者登録システム制度によるご高齢者世帯等を対象とした災害弱者緊急情報登録もあわせて行わせていただいているところでございます。

次に、生きる力をはぐくむ教育の充実について、2点ご質問いただきました。

私からは、中学生と赤ちゃんふれあい事業についてご報告をさせていただき、スポーツの取り組みについては教育長からご答弁をさせていただきます。

交流事業についてであります。乳幼児に直接接する機会が少なくなっております中学生に、赤ちゃんとの触れ合い体験を通じて、命の大切さと子育ての大変さを学ぶために実施をいたしております。実施に当たりましては、健康福祉部と教育委員会が連携し、赤ちゃんにご両親、妊婦さん、子育て中のお父さんのほか、多くのボランティアの皆様方にご協力をいただいております。

この事業をスタートいたしましたのは平成20年度で、この年は第三中学校の1校だけでしたが、21年度は三中と玉川中学校、そして、今年度は三中、玉中、第一中学校の3校の3年生を対象に実施をいたしました。来年度は4校すべてで実施する予定といたしております。なお、交流事業の会場までは保健センターで生徒の移動のためのマイクロバス送迎を用意をいたしているところであります。

次に、離島航路の運航体制についてご質問をいただきました。

先日、私どもの方にも浦戸振興推進協議会から、離島航路の充実強化について、2点ご質問いただきました。第1点は、塩竈発12時30分の下り5便の出航時間を13時発に変更してもらいたいという内容でありました。この運航時間につきましては、実は塩竈発11時の下り定期便を廃止する際に、地元の皆様方にいろいろご相談を申し上げましたところ、9時半から13時では

時間があき過ぎるということで、12時30分に繰り上げた経過がございました。しかしながら、時代の変化等もございます。今回、改めて13時発に変更していただきたいというご要望がございましたので、東北運輸局にしかるべく申請し、両方が実現できるよう努力をいたしてまいりたいと思っております。

もう1点であります。夜間便の増発でございます。ご案内のとおり、今本市の離島航路、さまざまな経営改善策に取り組んでいるところでありますし、国や県からも支援を受けまして、多額の欠損補助金が交付をされております。夜間便の増発もダイヤ変更であり、国土交通大臣の認可が必要となります。しかしながら、費用対効果を考えますと、なかなか採算性に問題が残っております。増便の許可を受けることは大変厳しい状況にあるものと認識をいたしております。

この代替策といたしまして、現在、民間事業者が海上タクシーを運航していただいております。市といたしましては、島民の皆様方がこういった代替施設を安定的に利活用ができますよう、必要があれば塩竈市としても一定の補助を行ってまいりたいということを考えております。

また、離島対策のもう一つの問題であります。市内に係船場をぜひ確保していただきたいというご要望であります。このことにつきましては、かねてから強く要望いただいておりますが、なかなか実現ができないという状況でありました。具体的に申し上げますと、今観光船の離発着している施設の周辺がかなり船込みをいたしてございまして、離島の方々に安全に安心してご利用いただける水域がなかなか確保できないという状況でありました。私も早速議員と同様に県港湾課を訪問し、ぜひ離島の方々の市内との格差解消のためにも係船場をぜひ確保してほしいというご要望を申し上げました。

県からは恒久的な対策として、西埠頭の一部利活用というお話を私もいただきましたが、まだ時間がかかると認識をいたしております。暫定的な対策を早速講じるべく、我々としても検討させていただきたいと考えております。

次に、公共物の破損の問題であります。

被害を受けました桜、市民団体の塩竈桜の会の皆様方が本当に丹精を込めて植えていただきましたものであります。一部の心ない方々によりこうした被害が発生したことは、大変に残念であります。樹皮部分がかろうじてつながっているとのことで、現在、塩竈桜の会の皆様方が添え木を当てながら樹勢の回復状況を見守っているところであります。

また、北浜沢乙線沿いの歩行者の照明灯の破損についてのご質問をいただきました。破損の

多くは駐車場、あるいは店舗周辺で発生している状況であります。車の歩道上での方向転換、あるいは駐車の際の見落としが原因ではないかと分析をいたしております。今、県におきましては、構造的な見直しを行いながら、順次修理を行っていただいております。利用者の方々にくれぐれも迷惑をかけないようなことで取り組むというようなお話をお伺いいたしました。

同様に、教育施設の破損についてであります。多くの皆様にご利用いただく中、どうしても器物の破損などが発生をいたします。発生が確認されれば、まずは利用者の安全確保を第一に、速やかに修繕等の対策を行わせていただいております。また、屋外施設につきましては、閉館後、夜間の敷地内への立ち入りなどが見受けられることもございます。いたずらなどがある場合には、警察とも連携を図りながら対応いたしてまいります。

なお、教育施設に関する具体的な内容につきましては、教育長からご答弁をさせていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から、子供たちの体力、運動能力テストについてお答えいたします。

小学校5年生で8種目、中学校2年生で9種目のテストを実施しております。平成21年度の結果で県平均を上回っている種目は、小学生が男子が握力と長座体前屈、立ち幅跳びです。女子は50メートル走、長座体前屈、立ち幅跳びが県平均を上回っております。その他の種目についてはほぼ県平均並みなのですが、やや県平均に1ないし2ポイントくらい下回っているという状況です。中学校男子では握力、上体起こし、シャトルラン、立ち幅跳びが上回っており、女子は握力、シャトルランで県平均を上回っているところでございます。

今後とも各学校におきまして、週3時間ある1単位の体育の時間と、それから、朝なり放課後なり休み時間の子供たちの運動について充実し、体力増強に努めるよう今後とも指導してまいります。

市内の各小中学校で、全校一丸で取り組んでいるスポーツについてをお答えいたします。

まず、第一小学校では、全校で持久走記録会を実施しています。第二小学校、月見ヶ丘小学校、杉の入小学校では、全校で縄跳び大会を実施しております。そのほかの学校では、学校一丸ではなく学年単位とか学級単位で持久走記録会や縄跳び大会などを行っております。浦戸第二小学校、浦戸中学校では、小中合同でのマラソン、また、玉川中学校では、部活動対抗の駅

伝と、各校とも体力づくりのためにさまざまな取り組みを行っているところでございます。

これらの取り組みに体力の向上は達成感を育成することをねらいとして実施しておりますので、今後とも各学校に継続して進めるよう指導してまいりたいと思っております。

次に、教育施設の破損状態、それらについては学校施設を含めた教育施設についての対策についてお答えします。

まず、各施設の建物の内部につきましては、職員、教員による巡回を行う一方、夜間の無人になる場合は、警戒機械警備を行っております。施設の破損などが確認された場合は、状況確認の上、利用に支障がないよう速やかに対応を講じております。建物の外部につきましては、夜間に駐車場などに立ち入るケースなどが見受けられますので、照明灯をふやしたり、防犯協会や地域の皆様、警察と連携をとりながら、巡視の回数をふやしていただくなどの対応をお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 17番。

○17番（阿部かほる君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。また、市長には前向きなご答弁をちょうだいいたしました。

それでは、第2質問といたします。時間が余りありませんので、急いでさせていただきます。

水族館誘致につきましては、今市長がおっしゃられたように前向きに市も一丸となってという、大変うれしいお言葉をちょうだいいたしました。若い方たちが塩竈のために立ち上がっているということで、私たちも大いに協力させていただき、一生懸命支えていきたいと思っております。

そこで、誘致への方向性ですけれども、市民、行政、業界、私たちもそうですが、一体となった誘致活動のための協議会というものをまず立ち上げなければならないのではないかと。やはり大きく進めていかなければ、なかなか仙台市の状況もちょっときょう新聞で見ましたけれども、いろいろ問題があるようなので、その辺はどうぞひとつ皆さんで頑張って応援していきたいと思っておりますので、どうぞこういった協議会を立ち上げてという、行政が中心になってやはりやってほしいというふうな思いもありますので、どうぞその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それで、水産業の振興についてですが、地盤沈下に伴う税制のことですが、私も本当に塩竈市の税制もお聞きしまして、決して高い評価をしているわけでもございませぬし、それから、見直しもされていると。ただ、土地に対しては毎年ということですがけれども、大変経済動向が早い速度で動いていまして、なかなか地価の動向も非常に厳しい。それから、経済が低迷して

いる中でのその負担感というのが、普段とはちょっとやはり市民の皆さんが受け取って、業界の方が受け取っている印象がちょっと違うような気がするんですね。それで、市としては一時的に救済処置として、特別処置ということも必要ではないかというふうに思いますので、この辺はご一考をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど水産加工品の販路拡大ということでお話をいただきました。私はこのたび、10月29日に仙台メディアテークで、東北ガバナンス研究会セミナーというのに参加してまいりました。そのときに、仙台の副市長さんがお話しされました。マカオの国際貿易見本市に宮城県と仙台市が招かれまして、日本館にはただ宮城県と仙台市だけという、大変出品しましてPRをしてきたということでございます。そこで、何万というバイヤーの方が集まる大きなイベントで、大変びっくりしたということでしたが、早速その動きは仙台市あるいは県が、マカオのそのバイヤーの方を仙台市に招きまして、宮城県に招きまして、県産品の入ったいろんな料理を振る舞ってアピールをしたということがございました。その中で、マカオのバイヤーの方が食文化も一緒にマカオで紹介したいと。仙台、宮城に足を向かせるきっかけにもなるとおっしゃっていただいたということなんですね。

それで、食と観光、まさしく交流と活力ということで、経済活性化の目的にかなう、これは事業で、ぜひ県と仙台市が連携しておりますけれども、塩竈もこの波に乗せていただきたいなということで思いますので、市長、どうぞよろしくご活躍をお願ひしたいと思います。

それとさらに、つい先ごろ県の方から、食産業振興ということで農林水産物等の輸出促進というのが掲げられました。その中でも幾つかあるのですけれども、県内事業者が行う輸出志向活動に対する支援ということを打ちだされました。これは相談会への参加、あるいはテスト輸出というものに対して県が支援するということが出ておりますので、ぜひこういった機会をとらえて塩竈の水産業界の活性化のために、海外への販路拡大ということも考えていただければというふうに思います。

また、地元消費の推進、今市長からいろいろお話を伺いました。気仙沼地域では、オール地元食材で学校給食をつくる運動を展開しているということがわかりました。それで、毎年のように水産加工業者の方が学校にかまぼこなどをたくさん賜っております。かまぼこの日として子供たちが大変喜んで、「きょうはかまぼこだよ」というふうに言っておりますけれども、子供たちが小さいときに食べたものは一生の好物となり得るというふうに伺っておりますが、ぜひこの不況下で子供たちのために届けていただくのは大変うれしいのですが、大変心苦しい。

ぜひ学校、保育所、あるいは病院、介護施設、幼稚園等、給食にもう少しこの水産加工品を加えていただきたいというふうをお願いを申し上げたいと思います。

それから、仲卸に関しては、私も焼き炉が大変好評であるというふう聞いておりますので、ぜひおもてなしの第1歩は道案内と心得ておりますが、広告塔を、標識というよりも、塩竈には広告塔がないんですね。大きなものが、本線の塩釜駅に、前に市の食・人ということで出ていましたけれども、あれが今体育館の標識になっていますが、ああいうのはとてもよく目立つんですね。全体的に見て、塩竈市の標識は小さいですね。すべてにおいて。車で通ったらほとんど目につかないような部分がありますので、その点、もう一度見回していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、介護保険制度、市長からご答弁いただきありがとうございました。国保の場合は、対象者個別に通知が来るようですけれども、健康保険組合とか協会けんぽ、これは介護保険の情報を持たないために通知が不可能なんだそうですね。それでなかなかその合算がわからないでいる方が多いということで、今回国保の問題で市報を活用してわかりやすく紹介していただきましたけれども、あれはとても市民にとっては優しい、本当にお知らせだと思っておりますので、介護保険の面でも大事なところを抜き取って、繰り返し広報していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、高齢者問題としては、県の方が地域支援計画として中間案を策定して発表されました。これはまだまだ中間案ということですが、オール地域ということでネットワークを組まなければ、介護保険あるいは生活保護といった既存の制度では対応できない課題がたくさん出てきていると。ごみ出しや庭の手入れ、電球交換など、さまざま細かい支援が必要になってきている。それから、軽度の障害者の方の生活支援、あるいは子育て家庭の支援も含めた、そういった福祉のネットワークを構築しなければならないということで中間案が出ております。ただ、中間案へのパブリックコメントは21日まで募集しているようですが、塩竈市も、私も西部の方で見守りの方にかかわっておりますけれども、今年度も2件ほどございましたので、皆さんの見守りのおかげで孤独死を免れたという例もありますので、ぜひこの辺、ひとつ政策的に考えていただければというふうに思います。

それから、塩竈市の二つのすばらしい生きる力をはぐくむ教育をご紹介させていただきましたけれども、ただ、参加する親子さんの数と生徒さんの数というのが非常に整合性が大事だというふうに私は思っています。というのは、参加して眺めるだけではちょっと半減しますので、

ぜひお1人お1人が触れ合えるようなやはり計画を練っていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、各学校のスポーツに関しては、ぜひ生徒の数も減っております。市内全小学校あるいは中学校の合同のマラソン大会なども企画していただけたら、町が元気になるのではないかと思いますので、これはご提案をしていきたいと思っております。

それから、離島問題、市長の方から本当にありがとうございます。島の方たち、船というのは本当に生活の足でございますので、今後ともよろしくご配慮をいただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、公共物保護対策、これは私は、一つには子供たちに教育をしてほしいという部分でございます。公共物、市民の財産であります。これを大事にしましょうという教育をぜひ入れていただきたい。また、公共施設には、野外に関しては防犯カメラの設置がないものですから、なかなかこういった事故が防げないということがありますので、ぜひその辺、よろしく願いたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

水族館につきましては、今定例会で各議員の皆様方から大変温かいご支援をいただきました。協議会等の立ち上げ方についても、今後検討させていただきたいと思っております。

固定資産税のみならず、税の軽減というお話でありました。長引く景気の低迷によりまして、水産関係者のみならず、商業者、製造業の皆様方が大変悪戦苦闘いただいております。そういった方々にどのような方策があるのかということを経営としてできるものをしっかり検討させていただきたいと思っております。

また、水産加工品の販路拡大、宮城県食品輸出促進協議会というのが既に立ち上がっておりまして、本市も参加をいたしております。ことしのフード見本市、香港の大手スーパーの方から足を運んでいただきまして、商談が成立をいたしております。なお、このような努力をいたしてまいりたいと思っております。

給食に地場製品の活用というお話をいただきました。私も事あるたびに教育委員会に頭を下げてお願いをいたしております。なかなか思ったように進まず、大変恐縮をいたしておりますが、今ようやく50%を超えたような状況になっているのかなという認識でございます。

また、仲卸までの道案内についていろいろご質問いただく中で、本線の駅前の広告塔のお話

をいただきました。今でもしっかりと「海・食・人が活きるまち塩竈」というものが建っておりまして、訪れる多くの方々にしっかりと塩竈をPRさせていただいておるものかなと思っています。

介護保険等につきましても広報活動、なお一層努力をいたしてまいりたいと思っておりますし、細かい家事等につきましても介護保険制度を活用できる生活援助サービス、あるいは高齢者福祉サービス等もございますので、このような活用についてもなおしっかりとPRをしてまいりたいと思っています。

スポーツ活動、本当に健全な青少年の育成に大変重要な課題であります。できますれば、親子で、あるいは家族ぐるみでという風景が数多く見受けられるようになればと思っておりますし、小中学校の運動会の折には、本当に家族連れで足を運んでいただく姿、私も大変ほほえましく拝見をいたしているところであります。

また、離島問題につきましては、今後とも継続的に市内と離島の格差を解消するための努力をいたしてまいりたいと思っています。

また、公共物の保護につきましては、やはり一人一人の意識の持ち方にあるかと思っております。こういった努力もなおいたしてまいりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。（拍手）

○19番（鎌田礼二君）（登壇） ニュー市民クラブの鎌田礼二です。よろしくお願ひしたいと思います。本日は質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。皆様に感謝申し上げます。

それでは、早速質問に入ります。

まずは、市立病院についてお聞きいたします。

ことし8月27日開催の全員協議会で、塩竈市立病院改革プラン評価委員会の本郷委員長より、改革プランの進捗状況についてご報告がございました。あれから4カ月が経過いたしました。現時点での経営状況についてお聞かせを願ひたいと思います。

また、早いもので年を明けますと、来年度の予算を決める時期となります。市立病院として次年度の新たな取り組みがあるのではと期待をしておりますが、いかがでしょうか。新たな企画がありましたらお聞かせ願ひたいと思います。

次に、市内の体育施設についてお聞きしたいと思います。最近テレビでも、野球だけではなく、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ゴルフ、マラソンなどと幅広く放映されて

おり、また、ジョギングやウォーキングを楽しんでおられる方もかなり多く見受けられます。ただ単に健康のためということもあるとは思いますが、スポーツ愛好者は確実に年々ふえているのではないかと考えております。塩竈市の体育施設は他市町村と比較し少ないのではと私は思いますが、市内の体育施設の現状はどうかお聞かせください。また、拡充の計画がありましたら、あわせてお願いいたします。

次に、国民健康保険についてお聞きいたします。国民健康保険については、9月定例議会で質問させていただきました。前回は質問に答えていただけなかった箇所もございましたし、今回はもう少し掘り下げて質問をさせていただきたいと思っております。誠意ある回答を期待しております。

まず、国民健康保険の算定方法を簡単に説明をいただき、他市町村と比較した場合、どうして塩竈市は高いのかをご説明ください。私は塩竈市の国民健康保険税が高い理由として、一つは、1人当たりの医療費が高いこと。二つ目として、未納が多いことが大きな要因だと思っております。この国民健康保険税の未納者はどのくらいおられるのか。そして、未納者に対する対応はどうされているのかをお聞かせください。

最後に、教育関係ですが、教師の不祥事の実態と対応についてお聞きいたします。11月27日の河北新報に「病んでいる宮城の教育界。教職員不祥事続発」と大きな見出しで教職員の不祥事について掲載されました。これは築館小学校の校長の酒気帯び運転を初めとする不祥事が続き、今年度懲戒免職者は既に6人とのことです。罪状も飲酒運転、恐喝未遂、痴漢、盗撮といった状況のようであります。幸いにも塩竈市内での事件は新聞を見る限りないようですが、実態はどうか。新聞記事にならない程度の事件はあるのでしょうか。そして、その対応についてお聞かせください。

以上4項目についてよろしくお願ひしたいと思います。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） 鎌田議員から4点のご質問をいただきました。

まず、市立病院の経営の現状についてであります。現在、病院と行政が一体となり、市立病院改革プランに取り組んでおりますが、私どもは昨年度の黒字決算は一たん白紙に戻しまして、本年が新たなスタートの年との意識のもと、平成22年度の取り組みを進めております。この4月からは経営形態を地方公営企業法の全部適用に改め、伊藤事業管理者のもと、病院独自の人事権や決裁権を持ち、自主性、独立性を高めながら病院経営に当たっております。

ご質問に対する具体的な答弁は、事業管理者からいたさせますので、よろしくお聞き取りをお願いを申し上げます。

次に、体育施設についてのご質問にお答えをいたします。健全な身体、精神の涵養には、やはりスポーツは大変重要な役割を果たすと認識をいたしております。このようなスポーツ活動の場であります体育施設の現状と拡充についてのご質問でありました。

市内の体育施設につきましては、屋内体育施設と屋外体育施設に分類をいたしております。屋内体育施設につきましては、塩釜ガス体育館と塩竈市温水プールであり、合わせますと年間16万人の方々にご利用をいただいております。また、屋外体育施設といたしましては、清水沢公園グラウンド、新浜公園グラウンド、月見ヶ丘スポーツ広場、そして、二又スポーツ広場があり、野球やサッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフなどの施設として、年間約8万人の方々にご利用をいただいております。さらに、小中学校の体育館や校庭、そして、玉川中学校のナイター施設などの学校開放により、年間約8万人の方々にご利用をいただいております。

また、9月議会で土地開発公社から取得をいたしました伊保石公園用地につきましては、市民の皆様に早速スポーツ広場として利用していただきますよう、その整備を図りながら体育施設の拡充に努めてまいりたいと考えております。

これらの施設につきましては、例えば既に体育館で実施をいたしております命名権を活用するなどして、今後も利用者の方々に安全に安心して利用いただけますようなスポーツ環境を提供させていただきたいと思っておりますが、このようなスポーツ振興のビジョンであるあおぞらスポーツプランに基づき、今後も適切な維持管理、拡充に努めてまいります。

次に、国民健康保険についてご質問をいただきました。まず、国民健康保険税の算定方法と保険税についてでございます。国保税につきましては、地方税法に従って算定等を行い、本市国民健康保険税条例で具体的な税率等の規定をいたしております。

国民健康保険税の賦課の区分といたしましては、被保険者の方々の医療給付費に充てるいわゆる医療分のほかに、後期高齢者医療制度への支援金、さらに、40歳から65歳未満の被保険者の方々には、介護保険制度への納付金を合わせてご負担をいただいております。

算定につきましては、賦課区分ごとにそれぞれの支出見込み額を算出した後、国庫負担金、調整交付金等で賄われます部分を除いた基礎賦課額総額を算出し、所得割、資産割、被保険者割、あるいは世帯別の平等割で案分をいたす方式でございます。最終的には条例上で税率等を定めさせていただいております。現在の税率等は、平成20年度におきまして、財政調整基金が

枯渇する見込みとなりましたことにより、平成20年12月議会におきまして議決をいただき、平成21年度から23年度までの3カ年間の期間として、医療給付費等の支出など、収支の均衡が保たれますよう改定をさせていただいております。平成21年度決算につきましては、単年度収支で1億7,200万円ほどの黒字となりました。黒字部分には、平成22年度の国などへの返還金1億3,700万円を含んでおりますが、平成21年度から23年度の3カ年間の初年度として、まずは計画どおり黒字基調で推移したものと判断をいたしております。

なぜ塩竈市の国保税が高いのかというご質問であったかと思えます。宮城県の取りまとめによりますと、平成21年度の1人当たり医療費は県平均28万1,000円に対しまして、本市では13%高い31万8,000円となっており、依然として医療費が高い水準で推移をいたしております。国保事業の運営に当たりましては、今後とも生活習慣病の予防を初め、被保険者の健康づくりの支援を行うなど、医療費の抑制に取り組んでいきますとともに、収納の強化など歳入の確保を図り、一層収支改善に努めてまいりたいと考えております。

国民健康保険税の未納者に対する対応についてご質問をいただきました。本市では、納税推進室を設け、未納対策に取り組んでおります。滞納者に対しては、はがきや電話等での催告や訪問徴収の実施などを行っております。また、随時、窓口や電話による納税の相談を実施し、完納世帯との負担の公平性を確保するため、滞納処分の実施や各世帯の経済状況等を勘案し、分割納付の助言や支援を行っております。

未納者への対応につきましては、国民健康保険法等の関係法令に基づき対応をいたしております。具体的には、未納の続く世帯に対し、面談機会をより多く設け、各世帯の状況に応じ、きめ細かな納税相談を実施することを目的とし、有効期限の短い短期被保険者証を発行いたしております。また、短期被保険者証を発行し、はがきや電話連絡、訪問などによりましても、なお面談や相談の機会が確保できない世帯に対しましては、被保険者資格証明書を発行させていただき、ぜひ納税相談に応じていただくよう促しているところであります。

次に、教育についてご質問をいただきました。教師の不祥事の実態と対応についてというご質問でありました。最近、県内で児童生徒、保護者、地域の信頼を損なうような事件が数多く発生をいたしていることにつきましては、まことに残念であります。市内の小中学校では、昨年度、今年度と、教職員の不祥事は起きてはおりませんが、教師は常に教育公務員としての自覚と強い使命感を持ち、職務に当たるべきと考えております。本市におきましては、教育の現場におきまして十分な配慮を行い、こうした問題が発生することのないよう対処しているところ

ろでございますが、具体的な対応状況につきましては、教育長からご答弁をいたさせます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 伊藤市立病院事業管理者兼院長。

○市立病院事業管理者兼院長（伊藤喜和君） 病院の方からお答えいたします。

現時点での経営状況についてであります。さきの民生協議会にもご報告させていただきましたが、上半期分の状況をご報告させていただきます。

まず、費用面では共済の負担金の増加や低利に借りかえていました起債の償還が始まるなどしまして、全体では昨年より4,500万円ほど支出がふえております。この結果、上半期の収支状況は残念ながら1,500万円ほどのマイナスになっております。入院患者は1日当たり155名、病床利用率が96.3%となっております。昨年の実績152名、94.3%を上回る患者数を確保しております。外来患者さんは昨年とほぼ同数の1日当たりほぼ300名を確保しております。入院収益は約7億7,500万円、外来収益は約3億6,500万円、計11億4,000万円となっております。目標額を約160万円、昨年を約1,200万円上回っております。救急患者の受け入れ件数は498件となっております。目標を48件、昨年より87件上回っております。また、手術件数、紹介患者数、それからCT、MRIの患者数など、すべての項目で昨年を上回っております。

これから下半期が病院の繁忙期になってまいりますので、現時点でのマイナス分を取り返すべく病院職員一丸となって取り組みを進めております。何としてでも2年連続の黒字化を達成する覚悟でありますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから次に、次年度の新たな取り組みについてであります。改革の継続のためにはプランで定めました病院の基本方針、例えば救急患者さんは断らない、質の高い診療を行う、それから地域連携を推進する、それから高齢者医療を担うなどを次年度も徹底していくことがまず基本的に大事であると考えております。その上で新たな取り組みとして、開業医と当院が相互に連携を深めながら、情報を共有するための登録医制度、こういうものを発足させるための準備を進めております。登録医のメリットとしましては、患者さんの紹介、あるいは逆紹介を効率的に実施したりして、あるいは当院の持つ医療機能や研修機能を利用しやすくなったりするなど、医療連携を今まで以上にさらに緊密にすることができます。そうすることにより、お互いの信頼関係を構築いたしまして、塩釜地区のすべての開業医とそういう連携を持つことにより、さらに地域医療の充実に努めてまいりたいと思っております。

それからまた、9月議会で鎌田議員からご指摘いただきました昨年度の黒字分の病院職員

への還元といたしまして、次年度以降、医師の学会派遣や医療職の専門研修への参加などについて、計画的に拡充することによりまして、優秀な人材の育成を図りながら、職員のモチベーションアップにつなげてまいります。

最後になりますが、この4月から私が事業管理者として病院運営の全責任を負って取り組みを進めてまいりました。何とかこの上半期は昨年の実績を上回ることができましたが、医師の異動や退職などがありまして、昨年より3名少ない15名体制で現在診療を行っております。今後継続的、安定的に病院事業を行っていくためにも、医師の招聘が絶対不可欠であります。今後とも大学医局と連携を図り、さらに新たな医師招聘のルートを開拓しながら、医師の招聘に取り組んでまいります所存でございますので、よろしくご支援お願い申し上げます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から教員の不祥事についてお答えいたします。

最近、県内で起きておる不祥事につきましては、教育に携わる者、教育界に身を置く者として大変残念でなりません。これは本当にあってはならないものとして真摯に受けとめております。市内の小中学校の教職員の中で、これまでいかない分については、これも今年度は交差点や駐車場等での教員に加害・被害事故も含めて、追突とか接触とかの事故が6件ほど報告されております。これは幸いにも人身事故ではなく、物損事故ということでありますけれども、加害事故、完全なる明らかな加害事故につきましては、校長と相談の上、私のところで本人に厳重に注意をしております。

これらの今回の県内の不祥事につきましても、私の方では一昨年、塩竈市の大きな2件の不祥事がありましたので、これらを真摯に受けとめ、各学校の教員には、私が11月の15日から24日まで各学校を放課後臨時に打ち合わせの時間を開かせて、全教職員に塩竈市は一昨年こういうことがあって、子供たち、それから保護者に多大な迷惑、心配をかけたことを忘れず、対岸の火事と思わないで、一人一人が教職員であるという自覚を持って、保護者から信頼される教職員であるよう努めてほしいということを、各学校に行ってお願ひしてまいりました。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 回答をありがとうございます。では、2回目の質問をさせていただきます。

まず、病院関係ですけれども、この間私、知り合いの見舞いに市立病院に行かせていただきました。ついでにインフルエンザの予防接種も受けさせていただいて、スムーズな対応ですばらしいなというふうに思って帰ってきました。しかしながら、ちょっと時間帯のせいでしょうか、3時過ぎ、4時ぐらいだったと思うのですけれども、患者さんの数が少なかったなというふうに思って帰ってきたのですけれども、時間的な関係かなというふうに思います。今後とも改革に専念されて、市民に愛される市立病院を目指して頑張っていたいただきたいというふうに思います。

それから、市内の体育施設についてですけれども、私はやはりこの体育施設、今回、今後高齢化も高まりますし、後ほどの健康保険税の関係もありますが、やはり健康な人をつくると思いますか、健康を保持すると思いますか、そういった点ではやはりこの体育施設が大きく貢献するものだというふうに思うんですね。そんな中で体育施設を見まわしますと、ちょっと貧弱かなというふうに、他市町村から比べますと、そういうふうには私は思うわけです。特にちょっと野球関係者から要望がちょっとありまして、野球関係者はちょっと肩身の狭い思いをしていると。やはり大きな大会を塩竈で開きたいのですけれども、なかなかそういった施設がないと思いますか、本部席を設ける屋根つきのそういったある場所がないし、ほかから比べると、やはり見劣りがするという事らしいんですね。そんなわけで、私としては野球場関係は4カ所あるわけですね。この中で1カ所ないしは2カ所を充実した施設に変えると思いますか、そういったことが必要ではないかなというふうに考えています。その辺についてはどういうふうにお考えなのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、市内のグラウンドの問題点、ちょっと私いろいろ話を聞きますと、4カ所大きなところであるわけですけれども、まず、清水沢公園のスポーツ広場では、あそこ公園を利用する人と、それから競技をする人との境界がないんですね。フェンスがないんですね。ですから、これはやはり安全上問題かなんていうふうにまず思うのと、それから、あそこは駐車場がないんですね。あることはあるのですけれども、狭いと。ですから、路上駐車をする人が多くて近所の方も困っていらっしゃる方も多いようですので、この辺の対策を何かとらないといけないんじゃないかと。

それから、月見ヶ丘のスポーツ広場については、何か水はけが悪いということらしいんですね。ですから、この地盤の整備といいますか、その水はけをよくする改良が必要なのかなというふうに思います。それから、あそこについては広くていいわけですけれども、フェンスがあ

ればなおベターかなというところらしいです。

それから、新浜公園グラウンド、これについてはグラウンド状況はいいのですけれども、やはり駐車場が全然ないと。そんなわけで、周りに違法駐車になるのですけれども、駐車違反の箇所ほとんどがとまっているという状況のようです。ですから、これは何とか駐車場を確保しないとイケないのかなというふうに思います。

それから、二又のスポーツ広場については、駐車場は広いのですけれども、場所がちょっとわかりづらいという、一般的にですね、そんなところがありますので、そういった周知をするような看板などの設置も必要かなというふうに思っています。

それから、この運動施設については、平成24年度から武道の中学校での必修化が決定しているんですね。文部省の方からですね。そんな関係もあって、武道館がない、他市町村で、この辺で武道館がないというのは珍しいぐらいのものなんですね。七ヶ浜はもちろんありますし、多賀城もありますしね。利府などもありますし、総合体育館なんかにありますしね。塩竈にはないと。剣道に関しては神社の方に道場がありますが、他の武道としてはやはり畳がある場所やらなんやら考えると、通常の武道館が欲しいところではあるわけですが、塩竈にはないと。これについても、この武道館についてはどう思われているのか。この辺もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、国民健康保険税についてですが、9月に定例会で私はいろいろと質問させていただきましたが、ここで私は不満に思っているのは、やはり塩竈市は高いというのは確かに高いわけですね。そして、医療費にかかっているのについてももちろんわかるわけですが、その別要因として、未納者が大きく関わっているんじゃないかと。この料金といいますか、健康保険税の高さにですね。要因としてこの未納が大きくかかわっているんじゃないかというふうに思うのです。それが未納者がこの金額で何%ぐらいなのか。何%ぐらいが未納金額なのか。それから、世帯数では何%の方が払っていないのか。その辺を2回目、これきっちり回答していただきたいなというふうに思います。そして、これが料金に全然関係ないということはまずないと思うんですね。やはりこれを運営するに当たっては、どのぐらいお金が回収できるか、お金が入ってくるか、そういう予算組みをしてこの3年間過ごそうということ、来年までなっていると思うのですけれども、その中にこの未納金が、例えば20%払われていないということになると、20%すっばり赤字になるわけですね。今年度のあれはまあ1億2,000万円でしたっけ、幾らでしたっけ、黒字になっていますけれども、前年度ですか。私はその未納分も含め

た健康保険税に設定してあるので、赤字にはなっていないと、現時点で。そして、なおかつ県内で一番高いという状況になっているのかなというふうに思っているんですね。そこをきっちりご回答をいただきたいというふうに思います。

ことしの秋に配られた税務の概要という、この塩竈市で出している税務統計というものをちょっと見させていただくと、これは健康保険税ではないのです。市民税の納税率は、これを見ると90.2%ですね。1割の方が払っていないというところになるのでしょうか。それから、これの健康保険税についての状況をほかのページでちょっと見てみますと、この不納欠損額というのですか、不納欠損額、これは結局は払ってもらわずにそのままになっちゃった金額なのかなというふうに思うのですが、これが約1億2,000万円あるんですね、毎年。これを見ますと、この金額を見ますと、この間この市の広報にこれを掲載していただいたので、私も細かにこれを見させていただきましたけれども、この中で市民が納める健康保険税という金額は、約16億円なのです。この16億円のうちの1億2,000万円がもう回収不能になっているという解釈でよろしいのでしょうかね。この辺もちょっとお伺いしたいし、回答願いたいのですけれども。こういうことをやはり全部考えると、どう見ても、この塩竈市の保険税が高い要因として、やはり未納金額が大きく関わっているというふうに思うので、それをきっちりご回答をお願いしたいと思います。

それから、前回も私質問をさせていただきましたけれども、未納者に対する資格証の発行件数、これを他市町村と比較した数を再度2回目のあれで回答をいただきたいと思います。それで、これをこの間のあれですと、かなりけた違いだったと思うのですが、再度これをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、この間のこの市の広報、9月定例議会で私はやはり国保広報活動が必要だろうというふうに話をしたら、この12月号に早速こう取り上げていただいて、すばらしかったなというふうに思っているんですね。この国保税について。内容がこの内訳全部書いていますよね。全体の国保の運営資金として市民からどのぐらいお金が集まっているのか。それから、歳出はどういうふうになっているのか。それから、1人当たりの医療費がどのぐらいなのか。こういった、あと保険税の金額についても書いていますよね。これはすばらしいなというふうに思いました。これをやはり半年に1回ぐらい、もっと深くみんなに知らしめるように、知らしめるといいますか、知っていただくように、これは広報に掲載をしていただきたいなというふうに思います。

残念なのは、ここに未納者の部分をちょっと私は入れてほしいなというふうに思ったんですよ。それが大きく関わっているんで、やはり未納者がいなければ安くなるんですよというようにフレーズで、何かこのアピールをしていただきたいなというふうに思ったのですが、そういうことが可能かどうかお答えを願いたいと思います。

それから、医療費がやはり大きく関わっているわけですがけれども、もう一方ですね。それをやはり削減することが必要だと思うのですがけれども、健康診断の受診率がどのぐらいなのか。それをちょっと教えていただきたいと思います。この受診率が低いということは、やはり後で大きくお金を費やすという要因になることになると思うので、やはりこの受診率を高めて、前もって治療する形の方が金額的にはおさまるといふふうに思うので、その辺の実態がどうなのかをちょっと簡単にお教え願いたいと思います。

それから、教育関係ですがけれども、大きな何ですか、不祥事はなかったようで、交通事故が6件ということで、よかったと表現していいのかわかりませんが、一安心しております。しかしながら、この間の河北新報のこの記事を見てみますと、ちょっと私気にかかる場所があったので、ちょっと読ませていただきますが、これについての不祥事について、宮城教育大の教授がこの不祥事についてコメントをしているのですが、「不祥事の言いわけにはならないがと断った上で、教育環境の変化とストレスの増大を挙げる。学校に対する保護者や世間の目が厳しくなった。昔のように子供たちへの威信も通用しない。授業が成り立たない学級崩壊も珍しくない。教授はこうした変化を引き合いに出し、常に試され、評価の目にさらされているのが今の教師。募ったストレスが内向すると心の病になり、外に向かうと不祥事の一因になると分析する。」と書いてあるんですね。心の悩む教職員はふえている。県教委と仙台教委によると、精神性疾患を理由とした休職者は2003年度が49人だったのに対し、2009年度は87人と1.8倍になったと記載されているんですね。掲載されておりました。ここで私ちょっと気になったのですが、そういった事件にはならないにしろ、塩竈市ではそういった心の悩みで休職をされている教職員の方はおられるのか。どのぐらいおられるのか。そういった人たちの対応はどうかというところをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

○議長（佐藤貞夫君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雄一君） 私の方からは、国保税に関しまして、まずは未納世帯数等にかかわ

る部分についてお答えしたいと思います。

まず、平成21年度の決算でお答え申し上げたいと思います。未納世帯数につきましては、2,681世帯が未納ということになってございます。そして、未納の金額でございますが、これも21年度の決算でございますけれども、3億5,500万円に上っているという状況でございます。

それから、不納欠損につきましてご質問ございましたが、やはりこれは回収不能ということで、毎年1億2,000万円ほど欠損処理をしているという状況でございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から関係する分についてお答えをいたします。

まず、国保の具体的な計算の仕方につきましては、基本的に市長がご答弁申し上げたとおりでございます。それに基づきまして基本的な部分を歳入、あるいはその歳出の見通しを整理した上で、歳入財源をルールに従って見積もり、そして最終的に国保税、こういったものを見積もるという形になります。国保税の総額が出ました段階で、先ほど言いました医療分、あるいはその高齢者支援分、こういったものについて、それぞれの項目ごとに率を定めて何回か計算をいたしまして、精度の高い内容のものを料金改定の際に条例案としてご提示を申し上げるという形になります。

保険料の定め方につきましては、基本的にその3カ年であれば3カ年の医療給付費等の見通しをまず立てるという形になります。医療給付費の見通しを立てて、一定程度歳出を確定していくという形になります。

それから、国保税、特に料金改定の際に大きな項目になりますけれども、実はこの時点で収納率をどのくらい見るかというのが実は大きなポイントに実はなります。私どもの方としては計画算定期間中は大体85%という目標を立てて、現実的に収入を確保しようという形になります。今年度収納率、現年分で80%という形になっておりますけれども、計画との乖離の部分、あるいは当初から収納率を見られない15%相当のいわゆる2割相当分、こういったものは最終的に計画算定上は15%ですけれども、例えば収納率が85%の計画に対して5%が落ちているというような場合につきましては20%、こういったものが基本的に未納として出てくるという形になります。

この状況をまず3カ年、料金改定の計算期間中の3カ年の中でどういう状況になっているのかというのを整理をするというまず形になります。3カ年の中で、国保税だけではなくて、それ以外の歳入を含めて単年度で歳入歳出、これの総額が3カ年の中で例えば赤字になるような

状況、こういう状況が出てまいりましたら、前にもちょっと議会の方にご提案申し上げましたけれども、基本的には県等からの貸付金、こういったものをお借りいたしまして、この赤字補てん分に充てるという形になります。この赤字補てん分の財源といいますのは、次の年度の計画で当然払っていかなければならないという形になります。これの財源は当然当該年度の国保税という形になりますので、一定程度未納の方の部分がすべてとは言いませんけれども、翌年度の計画に一定程度反映されていくという部分も当然あるかというふうに思います。ただ、なるべくそういった状況が出ないように、いわゆるその未納者の方については、税の公平の負担という部分を図る観点から極力滞納整理をして、まじめに、あるいは一生懸命納めていらっしゃる方との差が出ないように、そういった意味でその滞納整理をして、そういった均衡をなるべく失しないような努力をしていくという形になります。

一方で、もしこの3カ年の期間中に、例えば黒字になるということも当然あり得ます。収納率も含めて全体の歳入歳出で黒字になる場合もあります。その場合は、次の計画期間中に当然料金の算定をするわけですが、その料金の状況の非常に高いような状況、例えばそういうような状況が出てきた場合に、前3カ年の中での黒字幅が多い場合については、基本的に基金の方に積む形になります。基金の方に積んで、次の年度の計画算定のときに国保税を抑えるような形で、例えば基金を取り崩して料金改定を抑えると、こういうような取り組みも当然会計上はできるという形になります。一番いい例が、国保会計ではありませんけれども、21年度の介護保険改定の際に、平均で4,065円という金額でありましたけれども、前計画期間中の一定程度基金を調整できましたので、介護保険料につきましては、その翌年度の料金を改定する際に、前年度まである程度基金でたまった部分を取り崩しをいたしまして、現行の4,065円に極力抑えたという経過もありますので、内容的にはそういう形で算定期間中の収入の確保をきちっと図る、そして、計画どおりなるべく収入、支出を図って、収支均衡を図るというのが大きなねらいであります。議員おっしゃったとおり、医療の比が高いということも当然一番大きな要因でありますけれども、そういった部分も当然料金改定の際には反映されてくる部分も当然あるというふうに思っております。

それから、広報の関係、今回シリーズでちょっと出そうということで出させていただきました。国保の仕組みはかなりなかなか難しいということもありまして、なるべく市民の方々にわかりやすく説明できるような、なるべく視覚に訴えるような形でまとめておりますので、あの数値そのものは決算の数値とか、そういったものをもとにして出している数値でありますので、

今後ともそういった取り組みをして、極力市民の方々にわかりやすい国保会計の仕組み、非常に複雑ですけれども、そういった工夫を今後ともしていきたいというふうに思っております。

滞納者を載せる、滞納の数ですか、こういったものを載せるかどうかにつきましては、ちょっと今後シリーズでいろいろやってまいりますので、その中でどういう取り扱いをするか、そういったことも含めて、ちょっと全体的な広報のスケジュールみたいなものも含めまして、その中でちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

あとは、やはり健康な保険者を、病気にならない保険者をやはりつくっていくということは非常に重要なことでありますし、そういった意味では、特定検診、特定保健指導ということで、今いろいろ取り組んでいる状況にあります。実はかなり国の方の受診率のハードルが非常に高いという状況になっていまして、現実的にはたしか今30数%だというふうに思っておりますけれども、今後とも特定検診、特定保健指導、こういったものについては、受診率が上がるように努力していきたいというふうに思いますし、それ以外の市の独自の検診がございますので、そういった検診を奨励する中で、極力健康な市民が1人でも多くいていただけるように、私どもとしても努力をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 棟形部長。未納者の金額が何%かという質問がありましたけれども。棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） 基本的に先ほど言いましたように、例えば当該年度で保険税の額が定まりまして、収納率が例えば80%という形になったとします。80%の方で納めているということは、基本的に20%の方が残念ながらお納めいただかなかった率というふうにちょっとお考えいただいてよろしいのかというふうに思います。以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 塩竈市内においては、小中学校の教職員としては293名の県費負担教職員がおるわけです。そのうち心の病等で休んでいる者、退職者が1名、それから病休者が2名です。その病休者の2名のうち1名は復帰して、現在勤務しております。だから、現在は病休者1名です。これらについては、校長、教頭、また、校長・教頭が担当の医師と相談しに行ったり、それから、本人と電話等での連絡を保ちながら連携をとっておるところでございますけれども、やはり議員のお話にあったとおり、やはり今教職員、1人で問題を抱え込むという傾向が強まっております。それで、校内で教職員が抱えている悩みをできるだけ早い段階でキャッチして、面談などを通して解決できるように指導しておるところでございますし、

さらに、教職員が1人で悩むことのないよう、風通しのよい職場づくりを、また、環境づくりを校長会議、教頭会議等で指導を強めておるところでございます。

それから、武道館を含め、体育施設については部長から説明いたさせます。

○議長（佐藤貞夫君） 渡辺教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 私の方より野球場等のスポーツ施設、それから武道館についてお答え申し上げます。

まず、野球場につきましてですが、塩竈市ではスポーツ少年団の野球大会や中体連の野球競技、そして、社会人の各種野球大会が清水沢公園グラウンド及び新浜公園グラウンドで行われております。その管理につきましては、グラウンドの草刈り、あるいはグラウンドの整備につきましては、毎週火曜日、週1回、それぞれ行われております。新浜町グラウンドにつきましては、週2回ほど実施しております。

それから、このグラウンドの駐車場の問題が指摘いただきましたけれども、清水沢グラウンドにつきましては、団体に駐車禁止、駐車を牽制するコーンを貸し出したしまして、駐車できないところ、その辺を管理できるように協力をいただいております。それから、新浜町グラウンドにつきましては、近隣に市有地が2カ所ほどあります。それをできるだけ利用していただくように協力をいただいているところです。

それから、塩竈市のいずれのグラウンドにも日よけ等が整備されておりませんが、それぞれ大会を運営している団体の方にテント等のご利用をいただくようにご協力をいただいているところです。

それから、月見ヶ丘グラウンドの水はけ等の問題が指摘いただきました。これにつきましては、昨年度山砂を入れ、整地をさせていただきました。それでも不十分な状況がありますので、今年度中に側溝を整備するとともに、屋根つきのベンチ2カ所を整備する予定になっております。多少改善は期待できるものではないかと思っております。

それから、それ以外にもいろいろ議員よりご指摘いただきました。さまざまな課題があることは承知しておりますので、基本的には安全を優先させながら計画を立て、一つ一つ解決していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。そのときも各団体と関係団体でも協議をいただきながら、協議を進めながら、グラウンドの維持管理、施設の改善について取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、武道館につきましてですが、議員おっしゃるとおり、文部科学省では、平成24年

度から新学習指導要領により、中学校、保健体育におきまして武道が必修化されます。柔道、剣道、相撲の中から一つを選択をして履修することになります。また、地域や学校の実態によって、そのほかの武道も履修が可能になります。武道の必修の理由につきましては、人間として正しい生き方を学ぶという武道の伝統的な考え方を理解する、あるいは礼に始まり礼に終わるという、相手を尊重する、その辺の武道の本質を理解することで、子供たちの成長に役に立つのではないかと、というところで、必修化が言われております。

本市の場合、武道館、残念ながらありませんが、現実の使用を見ますと、塩釜ガス体育館で練習が行われているのが実態であります。具体的には柔道は年間1,600人ほど、空手は6,500人ほど、少林寺拳法は2,300人ほど、子供たち、大人の方が練習をしている実態があります。剣道につきましては、一森山道場もございますので、そちらの方で行われている状況もあります。この武道の履修化に伴いまして、学校の対応ですが、武道の専用施設はございませんが、空き教室の一部を転用して、武道の施設として活用して部活をしている学校もありますし、体育館に畳を敷いて、あるいは剣道の場として利用している実態がありますので、その場を利用しながら武道の必修化に対応していくということになるのではないかと、現在のところ考えております。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 19番鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） ありがとうございます。この体育施設については、私はやはり先ほどの健康保険税もそうですけれども、ちょっと市民の健康を守って確保する、いわゆる先行投資的な役割があると思うんです。ですから、もちろん日々の整備やら細かな整備点検はもちろん必要ではあると思うのですが、そのほかに、そういったこう将来を見据えてのそういった計画を何とか考えていただきたいなというふうに思います。

それから、健康保険税についてですけれども、ちょっと今の話をいろいろ整理をすると、約3.5億円が未納であると。毎年ですね。それと、それから、この金額をきちんと払っていただいて、それから何でしたっけ、1億2,000万円の未納欠損ですか、これはちょっと許せないなというふうに思うんですね。これはそうすると、これは時効があるのですか。例えば何年間逃げ回ると言ったら表現悪いですが、すると払わなくていいとか、その辺ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。この金額とかを含めると、算数得意じゃないのですけれども、約5億円ぐらいになっちゃうと思うんです。収納率100%にしてですね。そうすると、この健康保険の運営資金が健康保険税として集める金額が約16億円ですよ。そうすると、これは

3分の1になるわけですよ。ですから、二、三十%安くなる、ざっと考えて、もう30%安くなるというふうに思うわけですがけれども、30%まではいかなくても、少なくともこの15%ぐらいは安くなるのかなというふうに思いますけれども、そういうふうに考えるわけですがけれども、今度のその健康保険税の見直しについては、このまま来年度もいくわけですし、来年度はこの収納率を高めて実績を上げて、そして、次回の見直しの時期に、この20%とかぐらいを安くできるような、納税率を高める方策をきちんとやっていただきたいというふうに思います。

それから、教育関係については、そのほかにこの新聞に掲載されていたことは、今の教職員は事務や書類作成に追われていると。そんなわけで、思い切った業務の見直しが必要だということも掲載されているのですがけれども、そういったことを把握されているのかどうか。その辺についてもお聞きして、最後の質問といたします。では、ありがとうございます。

○議長（佐藤貞夫君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 教育委員会としましては、毎月各学校に教員の勤務時間について実態をとっております。いわゆる教員の多忙化解消ということも含めて、どういう内容について教員が勤務をしているかということを経営を統計をとって、それぞれ校長を通してそういう勤務の簡素化、事務量の簡素化などについて指導しておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤貞夫君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） 私からは、不納欠損処分の確認をさせていただきたいと思います。

不納欠損処分、9月の21年度の決算報告もさせていただいておりますが、まず、20年度では3億3,951万8,000円、そのうち不納欠損処分額が1億252万2,000円を不納欠損、21年度では、未納額が3億5,521万5,000円から不納欠損処分といたしまして、1億1,926万9,000円を不納欠損処分しているということで、足して5億円ではなくて、3億何がしの発生した中から、5年後、例えば5年たったものを1億1,926万9,000円を不納欠損処分させていただいていると。なお自治法上、5年を経過した未納額につきましては、不納欠損処分をするということで、ちょうど5年前の未納額を5年後に不納欠損処分をしているということでございます。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤貞夫君） 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後2時57分 休憩

午後3時15分 再開

○副議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番小野絹子君。（拍手）

○3番（小野絹子君）（登壇） 日本共産党市議団の小野絹子でございます。中川議員に続きまして一般質問をいたします。

最初に、8年間の佐藤市政についてお伺いします。

佐藤市政になって8年、市長が政治信条にしている日本で一番住みたいまちになったのでしょうか。私はここで検証してみたいと思います。

第1点は、市長就任の2年目で、中心市街地への大型商業床の突然の公募から始まり、大型スーパーを強引に誘致し、その結果は市長が期待した地元商店街への回遊はなく、反対に大型スーパーの進出で地元商店は破滅になると市民の批判が渦巻き、心配されていまして、地元商店は大打撃を受けております。本来、中心市街地の旧貨物ヤード跡地は、塩竈市の中心地再開発の起爆剤として地元企業の活用が求められていましたが、実態は大型店のための事業になりました。市長は地元企業を育てるよりも安易に大型スーパーに丸投げするやり方をとり、中心部のまちづくりの方向性を変えてしまったのでございます。

さらに、塩竈市は大型スーパーに貸している土地の所有者、塩竈市土地開発公社から約12億2,000万円で土地を購入し、今後20年間の元金の支払いは14億円にもなります。一方、市が大型スーパーに貸している土地の賃貸料は年間2,000万円であり、20年間で4億円しか入りません。市民が14億円の血税を払い、4億円で大型スーパーに貸すというのは、まさに大型店への優遇策ではありませんか。

さらに、本塩釜駅からマリゲートに通ずるマリロードの歩道は、大型スーパーに面しており、この大型スーパーのためとも言われておりますが、この歩道整備には1億3,000万円が投入されているのであります。紛れもなく大型スーパーへの優遇策であります。

第2点は、国民の景気対策として、政府はさきの臨時国会で地方交付税を増額しました。塩竈市には3億2,300万円が増額されてきております。この時期、地方交付税の増額については、市民の生活の救済にこそ使うべきであります。激甚災害の指定から外れたチリ地震津波の被害を受けた養殖漁業者への救済措置や、職を求めている市民のために仕事おこしをし、市民生活が成り立つように使うべきと考えます。ところが、市長は借金の返済のために使うという姿勢のようではありますが、市民に目線を置き、市民が求めている救済措置にこそ使うべきと思いま

す。

第3点は、市民の暮らしや産業が成り立つ応援をいかにするのかという問題です。先日、産業常任委員会で、加工団地組合の役員の方々と懇談する機会がありました。時間がかかる問題と、市がやろうとすればすぐやれる問題を提起されました。具体的に言えば、加工団地の地盤沈下の対応策と下水道料金の引き下げ、さらに固定資産税の減免について要望されました。今日の経済的な不況の中で、燃油や加工原料も高く、水産加工業の皆さんが量販店に製品を納めるとき、値段は製品加工品にかかわりなく、量販店で値段を決めてしまうために利益が上がらず、経営が疲弊しており、高い下水道料金や固定資産税の軽減を求めているのであります。当然市長はこれらの要望は既に直接受けていると思いますが、企業誘致だけでなく、既存企業への産業振興支援として、市長の対応が問われていると思います。

この春に行った当市議団の市民アンケートの調査では、国保について77%の市民が高いと答え、国保税が高過ぎると回答しております。市長はこの8年の間に、国保税を3回値上げし、平成15年と比べて1.3倍の国保税の値上げになり、県内一高い国保税になっています。所得200万円の4人家族のモデルケースで、塩竈市の国保税は47万円で、仙台市より16万円高く、二市三町では10万円以上高くなっており、多賀城市より14万円、利府町より12万円高いのです。市民は悲鳴を上げており、若い世代が利府町に移ったともよく聞きます。もちろん最大の値上げの原因は国保への国の負担金が実質の2分の1から4分の1に減ったことによります。しかし、多賀城市では今回、30%の値上げを、国民健康保険の30%の値上げを考えたようですが、市民の負担を考えて、多賀城市長は独自に一般会計から3億8,000万円を繰り入れして、値上げを15%に抑えたと聞いております。首長としての姿勢の違いを感じます。

以上3点について述べましたが、果たして市長が目指している日本一住みたいまちになったでしょうか。市長の見解をお聞きします。

次に、浅海漁業についてであります。

激甚災害の対象にならなかった浅海漁業者の支援と四つの漁業組合への支援についてお伺いします。

2月28日に発生したチリ地震津波の浅海漁業者の受けた被害は甚大で、施設被害額が2億3,026万円、水族被害額、生産物の被害であります。2億7,175万円で、合計5億200万円の被害だったのであります。4月20日に激甚災害の指定について閣議決定され、4月23日に施行され、8月27日に塩竈の養殖ノリが激甚災害の対象になりました。11月に入って国からの査定

があり、11月26日に宮城県知事あてに平成22年度養殖施設災害復旧事業費の決定通知が農林水産大臣から来ました。塩竈市の養殖施設の種類はノリ類で、施設数155が対象になり、復旧事業費は3,729万1,861円と通知されています。しかも対象になったのは、浦戸支所のノリの155の施設だけであります。他のノリやワカメ、コンブを養殖していた二つの県漁協の支所と漁協組合は最終的な申請のときにはあきらめざるを得なかったのです。

ご存じのとおり、激甚災害に対処するための特別の財政等に関する法律の第7条に、災害復旧事業であって施設ごとの工事の費用が13万円以上のものに要する経費につきと枠をはめられているからであります。チリ地震津波の被害ではっきりしたことは、激甚災害の指定を受けても、施設ごとの工事の費用が13万円以上というのがネックになっていて、被害額がいかにも大きくても対象にならないのはおかしいと、だれでも思っております。ネックになっている施設の工事費用は昭和37年には3万円、昭和59年には10万円、そして平成13年に13万円に変えられているのです。塩竈の実情にはとても合いません。施設の工事費の13万円の見直しや撤廃を含めて、被害を受けた人たちが救済される措置こそが今求められております。今後大規模な宮城県沖地震の発生が極めて高い確率で想定されていますので、市長は国に対して施設ごとの工事費を13万円の枠の見直し、あるいは撤廃を含めて、被害額に応じた救済措置を積極的に働きかけられますよう要望するものであります。

各養殖漁業者は、今次の収穫のために施設を整備し、懸命な努力をしております。当市議団はこれまでも激甚災害法の適用を受けられなかった漁業者への支援策なり、組合への支援策を講ずるよう求めてきましたが、暮れも押し迫ってきている今日、支援策は急務であります。改めて支援策についてお伺いいたします。ちなみに、9月の県議会で激甚災害の費用として国の立てかえ分6億5,000万円の補正予算を採択するに当たり、付帯決議をつけたと聞いております。救済の適用にならなかった漁業者への支援について、県は各自治体と協議して対応するような趣旨のようではありますが、県と何らかの協議があったのか、あわせてお伺いします。

次に、強い水産業づくりについて、塩竈市の果たす役割についてお伺いいたします。

塩竈市のワカメ、コンブの養殖場は、浅瀬で良好な漁場だと聞いております。今回のような津波の被害に強い水産業づくりが今大事だと思います。市は漁協の支所や組合を初め、養殖漁業者が災害に強い水産業づくりに関心を持って取り組めるようにと提起するだけではなく、積極的にかかわってともに作り出す取り組みが必要だと思いますので、この点についてどのように考えているのかお伺いします。

次に、港湾関係についてお伺いします。昨日、木村議員、志賀議員からも質問がありましたので、重複しますが、重要な問題ですので、私も2点についてお伺いします。

最初に、宮城県港湾戦略ビジョン策定委員会に臨む市長の対応についてお伺いいたします。国が来年度以降集中整備する重点港湾に石巻港が選定漏れしたことを受けて、宮城県は突然に仙台港、塩釜港、石巻港、松島港の一体化を打ち出し、24年春の実現に向けて、宮城県港湾戦略ビジョン策定委員会で検討されていると聞いております。港湾業界にとっても急浮上した一体化を一たん白紙とし、仙台塩釜港、石巻港、それぞれの役割や特徴を踏まえ、将来の展望を切り開くために、必要な施策は何か、さまざまな選択肢を冷静かつ慎重に検討して方針を決定すべきと、4点にわたり意見を書面に出したと聞いております。市長はきのう、宮城県港湾戦略会議で賛否両論があったこと、さらに市長は、石巻、松島、塩釜、仙台港の一体化について、関係者のコンセンサスを得ることと答えておりました。この立場から言えば、仙台塩釜港のうち、塩釜港区は実質特定重要港湾から外れてしまうのではないかと、この危惧があります。4港一体になれば、塩釜港は埋没してしまうのではないかと。佐藤市長は一体化を推進するのか、それとも塩釜港の特定重要港湾を堅持するのか、する立場なのか、明確にお答えください。

2点は、塩釜港の整備計画に対する市の考えや取り組みについてお伺いするものです。塩釜港は平成13年に仙台塩釜港として特定重要港湾に指定され、21年度改定された仙台塩釜港港湾整備計画には航路の水深マイナス9メートルのしゅんせつと、岸壁の海上防災機能の整備が入っていますが、この取り組みの状況についてお伺いするものです。当市議団は11月15日に、参議院の大門実紀史議員とともに、国土交通省との交渉で、塩釜の港湾問題で水深9メートル、マイナス9メートルの航路しゅんせつと中埠頭の耐震化の海上防災機能の整備について要望しました。国土交通省は現在しゅんせつしている水深マイナス7.5メートルのしゅんせつ工事は、24年で終わること。そして、水深マイナス9メートルにしゅんせつするには、塩釜の貨物量が少な過ぎることが難点と述べております。今後の取り組みが大きな課題と思われれます。

また、中埠頭の耐震化工事については、港湾ではなく、海上保安庁の整備と述べております。既に9月議会で我が党の伊勢議員が質問しましたが、市長は塩釜地区広域行政連絡協議会会長として、7月26日に商工会議所の稲井会頭から、海上防災拠点整備の推進に関する要望書を受けておりますが、協議会の会長として、また市長として、その後、国や県にどのような働きかけをしてきたのか、対応についてあわせてお伺いします。

次に、特別養護老人ホームの建設についてです。特別養護老人ホームの建設について、市長

は次の介護保険の計画の中に盛り込むと述べてきました。このたび12月の広報紙でお知らせがありましたとおり、塩竈市は地域密着型の特別養護老人ホームの建設の事業者の募集をしております。地域密着型の特養は29床の定数で、塩竈市の枠として29人が入所できる施設ですが、ぜひ低所得者の人も安心して入所できるように、市として対応されることを望みます。今回の募集に手を挙げてくれる事業者を期待します。塩竈市の特養の待機者は重複なしで330人もいると言われておりますから、この待機者にこたえるために、特別養護老人ホームの建設が急がれます。これまでも本市議団は千賀の浦福祉会の2巡目の建設を求めてきましたが、二市三町の話合いがどのように進んでいるのか。また、来年度の建設の計画はあるのか、あわせてお聞きします。

最後になりますが、地域要望についてお伺いします。宮町吉津線とブライトヒルズ団地との交差点は、千賀の浦地域や伊保石地域、かのえの杜、のぞみ団地や梅ヶ丘団地、ブライトヒルズの団地から二小や一中の児童生徒の通学路で、多くの子供たちが通学しております。ブライトヒルズの団地は宮町吉津線で分断されており、横断歩道が設置されましたが、宮町吉津線はしおりトンネル方面から走ってくる車は坂道なのでスピードを上げてくるため、歩行者が横断できない状況にあります。毎朝、町内会長さんを初め、3人の安全サポーターが通学時間に子供たちにあいさつを交わしながら、子供たちが安全に通学できるようにと対応してくれております。最近、夕暮れどきに交差点での人身事故があったとも聞いています。特にブライトヒルズと梅ヶ丘の吉津第二町内会、かのえの杜での3町内会の懇談会でも、信号機の設置が要望されたと聞いております。長年要望しているけれども、なかなか信号機がつかない、大きい事故が起きないうちに信号機を設置してほしいと、最近私も訴えられましたので、早速現地を見ながら市に要望してまいりました。改めてこの交差点に信号機の設置を要望されていますので、塩釜警察署や公安委員会への働きかけを強く要望しますが、対応についてお聞かせください。

次に、楓町の上り口にある楓町集会所に抜ける二中への通学路にもなっている75段以上の階段についてですが、手すりを設置し、階段の劣化について部分の整備を求めるものであります。危険防止のために設置されている鉄柵はさびがひどかったのですが、早速塗装していただき感謝申し上げます。階段への手すり劣化している階段の整備については、町内会からも要望されていると聞いておりますので、早目の対応を求めますが、お答えを願います。

以上5項目の質問に対し、ご答弁をよろしくお願い申し上げまして、第1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から5点にわたるご質問をいただきました。

まず、8年間の私の市政運営に係る総括をいただきました。特にまちづくり、水産加工団地問題、国保税ということについてのご質問であったかと思えます。

まず、まちづくりについてであります。ご案内のとおり、土地開発公社が本塩釜駅周辺の土地取得を行いました。残念ながら塩漬け状態で全く使われないうまま放置をされてまいりました。今日、購入価格から残念ながら3分の1という状況であります。しかしながら、このまま放置することは今議員の方からもご質問いただきましたように、市民の方々に税負担をお願いすることになるわけであります。こういった問題を抜本的に解消したいということで、土地開発公社の経営健全化計画を策定させていただき、塩漬け土地を普通会計の方で引き取らせていただきました。ただし、起債等の償還についてはいまだ残っているわけでありますので、今後しっかりとした財政運営の中で、このようなものに対処してまいりたいと思っております。

私も市長に就任しましたときに、友人から「佐藤、塩竈には駅前に牧場があるんだよな」というようなお話をいただきました。私も「えっ」ということで聞き返しましたが、草地在来一等地である本塩釜駅周辺にあったというのは、議員もご存じのことかと思っております。これらの問題解消のために、本市におきましては土地区画整理事業、海辺の賑わい地区土地区画整理事業というものを立案いたしました。たしか平成14年度であるかと思えます。そういったものを受けまして、着々と整備を進めさせていただきました。中心商店街への企業の誘致につきましても、コンペ方式によりまして地元企業も含めた4社の方々に手を挙げていただき、現状になったことについては議会の方にもるるご説明をさせていただいたところであります。一定程度塩竈の新しい中心市街地が整備されつつあるものと思っております。しかしながら、まだまだ利活用という部分については不足している部分があることを行政としても重々認識をいたしております。今後、より多くの市民の方々に、本当に塩竈の町が変わったと言ってもらえるような取り組みを一生懸命行ってまいりたいと考えております。

国保税の問題についてであります。このことについても、きょうも鎌田議員からもご質問いただいております。再三再四、国保の保険料の問題についてはご説明をさせていただいております。まず、国保加入者の問題であります。今塩竈市では28%前後かと思っております。そういった市民の方々が加入をいただいております。そのほかに例えば共済保険、あるいは後期高齢者医療制度、さらには健保組合等々、さまざまな保険制度を多くの市民の方々に活用いた

いているわけでありませう。それぞれの均等な負担の中でこのような制度が成り立っているということでありませう。なおかつ、国保税につきましては、全体の税のうち、国あるいはさまざまな助成措置によりまして個人負担、たしか25%という状況でありませう。

このような中で、税を一定程度抑えるために、一般会計からの投入ということに取り組んでおられる市町もあることも了知をいたしておられます。しかしながら、本市の財政状況を考えまして、平成20年12月定例会であったかと思いますが、国保税の値上げということを大変心苦しいお願いではございましたが、市民の代表である議会の方に判断をお願いをさせていただいたところでありませう。議会の皆様方からは現状の塩竈市の財政状況を考えるとやむなしということで、保険料の改定にご承諾をいただいたものと考えておられます。先ほど来ご説明をさせていただいております21年度から23年度までの計画でございます。期間内に何としても収支均衡が図られますよう、今さまざまな取り組みをさせていただいておりますことをぜひご理解をお願いを申し上げるところでありませう。

また、水産加工団地の問題にも触れていただきました。40年代の造成でありませう。既に40年近い年月がたっております。残念ながら地盤沈下等がまだおさまらず、購入者に大変ご苦労いただいているということについても重々承知をいたしておられます。我々行政といたしましても、さまざまな取り組みをさせていただきましたことについては、先ほど阿部議員のご質問にもお答えをさせていただいたとおりでありませう。今後も水産加工団地の皆様方とひざを交えながら、今後の対応策につきまして真摯に議論をさせていただきたいと考えているところでありませう。

このほかにもさまざまな問題、課題に取り組ませていただきました。議員の方からは本当に日本で一番住みたいまち塩竈になったのかというご質問でありませう。一つ一つの施策で判断をされるということではなくて、総括的な判断の中で、日本で一番住みたいまち塩竈に近づいているかどうかということであるかと思っております。私は、日本で一番住みたいまち塩竈に1歩1歩近づきつつあるのではないかというふうと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、浅海漁業についてご質問いただきました。初めに、激甚災害の対象にならなかった浅海漁業者の支援についてでありませう。本市では、被害発生後速やかに被災されました漁業者にかわり、湾内に漂着しておりました漁具、資材等の回収や分別、あるいは廃棄物処分などの業務をいち早く行ってまいりました。また、水産業災害対策資金融資では13名、漁業者から融資金額8,300万円の申し込みを受け、その利子補給金の支援、さらには市県民税や国民健康保険

税、介護保険料の減免措置などの支援を行い、これらの事業の合計では2,630万円を支援することとなっております。

一方、激甚災害の復旧費補助に関しましては、11月初旬、国の査定が行われ、去る11月26日に3,729万1,000円の復旧事業費の認定をいただきました。うち国費は約9割でございますので、3,356万2,000円の決定通知が来るものと判断をいたしております。3月の被害直後には、議員の方からもお話をいただきましたが、ワカメ、コンブの水族被害を含め、全体で約5億200万円、施設被害だけで2億5,000万円、被害報告を提出いたしました。8月27日にノリ養殖施設のみが地域指定の告示を受け、9月には施設被害数527、施設被害額1億6,000万円、県に報告をいたしたところであります。その後、災害復旧事業の基準である1施設13万円などの基準を満たしているかの精査がなされ、155施設、減価償却費50%を除いた復旧事業費3,733万7,000円の申請額となりまして、この額がほぼ満額認められる形で、先ほど申しました3,729万1,000円、確定通知が届きました。今後は県漁協を通じて事業完了報告書を県に提出し、完了検査後、年内から3月上旬にかけて漁業者に補助金として交付される予定となっております。

なお、1施設13万円について、市長からも国、県の方に強い要望を行うべきではないかというご質問でありました。実は今回、3,729万1,000円の被害を認められた漁業者であります。ノリの養殖棚を六つを一つのくくりとして組み合わせる等の工夫をさせていただいて申請をさせていただきました。1施設で見ますと3万円とか4万円でありましたが、それを6棚集めて13万円を超えるというような知恵と工夫を絞りながら申請をさせていただきました。途中で申請を辞退されましたワカメ、コンブの漁業者の方々も1施設当たり1万円、2万円ということであきらめるというお話がありましたが、それを何とか単位をまとめて申請をしませんかという働きかけもさせていただきましたが、残念ながらあきらめるということでありまして、我々も大変残念に思っております。このように、解釈の違いではないかと思っております。こういった知恵と工夫によりまして、今後も零細漁業者の小さな施設もぜひ災害復旧事業の対象となるように、知恵を絞って取り組んでまいりたいと考えているところであります。

また、災害復旧事業の救済を受けられなかった漁業者への支援についてであります。宮城県におきましても、何らかの支援策を実施する方向で検討されております。具体的な内容につきましても、本市から問い合わせをさせていただいておりますが、まだ詳細については決定をしていないという状況であります。市といたしましても、県と連携を図りながら浅海養殖漁業

者、生産者のご労苦に対し、少しでも支援ができますよう準備を進めているところでありますので、条件が整いましたならば、議会にその内容をご報告させていただき所存でございます。

続きまして、強い水産づくりについてであります。今回のチリ中部沿岸地震に伴う津波被害を教訓に、今後確実に発生すると予想されております宮城県沖地震に備え、養殖施設の強化や経営体質の改善などが大きな課題であると考えております。漁業者の皆様の高齢化、あるいは後継者不足などにより、直ちに施設強化へ踏み切ることは個々の事情でなかなか難しいというのが実態のようでございますが、他方では、漁業施設共済に加入されていた方々は、共済からの給付を原資に、従来よりも良質な資材で施設を整えられているようでもございます。漁業者の方々がみずからの事業をより強固にするために、養殖施設の整備に取り組みたいという場合には、行政としても真摯に支援をしてみたいと考えているところであります。

次に、港湾関係についてご質問いただきました。宮城県港湾戦略ビジョン策定委員会に臨む市の姿勢についてであります。宮城県港湾戦略ビジョン策定委員会は近年の経済社会及び港湾行政の動向を踏まえ、仙台湾に位置する仙台・塩竈、石巻、松島の港湾が、県内はもとより、東北地方の産業、生活基盤として地域経済の活力維持や暮らしの安定に貢献していくために、一体となった統合港湾として将来ビジョンと、その実現に向けた戦略を検討することを目的として発足をいたしました。構成委員は日本港湾協会理事長を委員長とし、その他、学識経験者、地元経済界、港湾利用関係者及び国や関係地方公共団体の首長などで、私も委員の1人として参画をいたしております。

石巻港と松島港を含めた特定重要港湾の3港一体化についても、平成24年度の一体化実現に向け、この中で具体的に議論をされることとなっております。早速先月29日に開催された第1回の委員会におきましても、それぞれの視点からさまざまなご意見が出されております。賛成という方々もおられましたし、もう少ししっかりとした議論を重ねるべき、あるいは反対という方々がおられましたことについては、昨日ご報告をさせていただきました。私もこの委員会の中で、塩竈市長として3点の意見を述べさせていただいております。

10年前であります。もともとこの特定重要港湾昇格の問題は、東北に特定重要港湾が一つもないと、これは地域格差ではないかと。ぜひ東北を代表する特定重要港湾をこの宮城からという運動がございました。その際は、今回同様、仙台港区、塩釜港区に加えまして、松島港、石巻港を一体とする特定重要港湾昇格でございました。名称はたしか仮称仙台湾港ということであったかと思っております。その際にも、各港湾所在地にそれぞれの内容をご説明を申し上げ、東北

唯一の特定重要港湾昇格を目指すのであれば、よろしいのではないかというような概況でありました。残念ながら達成ができませんでした。これも昨日ご説明をさせていただきましたとおり、重要港湾の認定までは国土交通省の認可事務であります。しかしながら、特定重要港湾につきましては、財務省が所管であります。財務省からは三つの港が一つになって特定重要港湾昇格とするという必然性がどうも不十分ではないかというようなことであったかと思えます。やむを得ず宮城県ではその後方針を転換いたしまして、仙台港区と塩釜港区、いわゆる当時の塩釜港として特定重要港湾昇格を目指しまして認められたというのが前回の経緯でありましたので、今回この合併を進める上で、過去の問題、課題をもう一度しっかり整理をしていくべきではないかということが第1点目であります。

2点目であります。港湾を整備するという点については港湾管理者であります。いわゆる整備維持については港湾管理者の役割であります。しかしながら、港湾につきましては、使っていて幾らという施設であります。港を実際に運営をされているのは港湾事業者、いわゆる海運海貨業の皆様方です。こういったことから、3港合併によりこれまでの港の発展に努力をされてきました港湾事業者が結果として疲弊することのないような仕組みでの合併でなければならないのではないかとというのが2点目です。

3点目です。今後合併に向けた動きを進めていく中で、例えば塩釜港区につきましては、どのような港湾として位置づけをされるのかと、そういった情報を地域にきちんと伝え、地域住民の皆様方のコンセンサスを得ながら進めるべきではないかなど意見を申し上げさせていただきました。委員長からも申されているとおりです。24年度までの期間にしっかりとそのような議論をさせていただきますという内容の回答ではなかったかと思えます。

特定重要港湾として3港合併がなされた場合に、塩釜港が埋没をするのではないかとご質問であったかと思えます。そういったことがないように、委員会の中でしっかりと発言をしていくことが塩竈市長の役割ではないかと思っておりますし、今後も塩釜港の果たす役割等については、私の方からも意見を申し上げてまいりたいと考えております。

次に、塩釜港の整備計画に対する市の考え方、取り組みについてという質問でありました。仙台塩釜港の整備につきましては、港湾管理者である県が、仙台塩釜港港湾計画に基づき進めております。現在は、平成20年度に改定されました同計画に基づき、平成30年代前半、約15年であるかと思えますが、前半を達成目標年次として整備計画が進められるものと理解をいたしております。

塩釜港区の主な計画に盛り込まれている事業であります。大型貨物船が航行や接岸が可能となる水深マイナス9メートルの航路しゅんせつ工事や、貞山埠頭の増設及び上屋、荷さばき地等の増設のほか、防災対策としての耐震強化岸壁などが計画をされております。これまで本市といたしましても、塩竈の港湾や産業の発展につながる港湾整備事業の早期実現のため、国や宮城県選出国會議員に対しまして、さまざまな機会をとらえまして要望活動を行ってきておりますし、その際には市議会議長や商工会議所の共同で、再三にわたる要望活動に足を運んでいただいておりますことに、心から感謝を申し上げますところであります。結果として今年度は、水深マイナス9メートルの航路しゅんせつ工事のための暫定マイナス7.5メートルの航路しゅんせつ事業、あるいは北浜地区護岸緑地整備事業及び海岸通り高潮対策事業、あるいは海岸地区の港湾道路の整備などで約6億円弱の事業が実施をされておりますが、これらも皆様方のたゆまぬご協力の賜物と感謝を申し上げているところであります。

もし3港合併が認められるとすれば、当然のことながら、新たな枠組みに沿った港湾計画を作成することになるものと思われませんが、改定となった場合でも、仙台港区、塩釜港区の機能分担方針がしっかりと整理され、その重要性、緊急性は本港につきましても、いささかも変わるものではないと確信をいたしております。さらに、もしこれが変わることがないように、先ほども申し上げましたように、さきの委員会では主張してまいる所存であり、これまでどおりあらゆる機会をとらえながら、関係機関への要望活動を実施いたしてまいります。

議員の方から、商工会議所から預かった防災基地云々についての要望についてはというご質問をいただきました。早速国、県に対しまして、要望活動を行っておりますし、県に対しましては二市三町の首長が全員出席の中で活動を行ってまいったところであります。また、私が上京した際に、東北港湾整備協議会あるいは宮城県港湾協会、そして、本市の港湾整備の必要の内容について、県選出の国會議員すべてを回りまして、その必要性を強く訴えさせていただきました。なお、先月17日に開催いただきました産業建設常任委員協議会では、港湾管理者である県の港湾課長から、塩釜港区の将来計画の説明があり、各委員からもさまざまなご意見をいただきました。こうしたことを踏まえながら、行政、議会一体となった港湾整備推進がされますよう、宮城県を初め関係機関に要望を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、特別養護老人ホームの建設についてお答えをいたします。

千賀の浦福祉会を中心に取り組んでまいりました二市三町の広域型の特別養護老人ホームの今後の取り組みについてであります。市内の特別養護老人ホームは、二市三町広域で同法人が

整備しました50床の特別養護老人ホームと、他の法人が整備した29床の地域密着型の小規模特別養護老人ホームの2カ所が開設をされております。また、二市三町での広域型の特別養護老人ホームにつきましては、千賀の浦福祉会で整備をいたしました4施設と、他の法人が整備した1施設の5施設がございます。広域型の施設につきましては、11月に塩釜地区広域行政連絡協議会において、今後の施設整備の方向について話し合いを行い、現在担当課長レベルでの一定の協議を進めさせていただいているところであります。

具体的には、第5期介護保険事業計画期間中のできるだけ早い時期に施設規模を100床程度とし、整備主体は民設民営とすることなどについて協議を進めており、本市としても広域型については旧来どおり、近隣一市三町と連携を図りながら施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、本市では、先ほど議員の方からもご紹介をいただきましたが、入所希望者が増加をしている中、1日でも早く待機者解消を図るため、介護基盤の緊急整備、特別対策事業として、29床の小規模地域密着型の特別養護老人ホームの整備について県に申請を行い、承諾を受け、現在施設整備の事業者募集を行っているところであります。このことにより、平成23年度建設、平成24年4月の開所を目指し、施設整備を進める予定となっております。市といたしましては、待機者の実態を踏まえながら、こうした計画が着実に推進できますよう対処をいたしてまいります。

次に、地域要望として2点の要望をいただきました。具体的な内容でありますので、この後、担当から答弁をいたさせますが、通学路や生活道路の安全確保につきましては、できるだけ早急に対処すべき事項と考えております。地域の皆様方からは常にさまざまなご要望をいただいておりますが、市といたしましては、学校や病院、幼稚園など、近隣の状況や交通量などを勘案しながら計画的に対策を講じてまいります。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雄一君） それでは、私の方からは、宮町吉津線とブライトヒルズ団地の交差点の信号機の設置につきましてお答え申し上げたいと思います。

本交差点につきましては、平成19年度に地元町内会、それから、小学校父母教師会より、横断歩道の設置の要望書が市に提出されておりました。本市といたしましては、通学路ということもございまして、早速塩釜警察署に対しまして横断歩道の設置要望を行い、平成20年度に横

断歩道が設置されたという経過がございます。

ご質問の信号機の設置につきましても、これまで数度にわたりまして、塩釜警察署と協議してきてございますが、塩釜警察署の方からは、信号機の要望は県内各地から数多く出されており、しかも信号機設置は予算の関係上、年間40基程度の整備が限界であり、県内各自治体に設置できる信号機は平均1基程度にならざるを得ないという現状にあるというふうなことを承っております。そのため、交通量や事故件数などを基準にして、優先順位を決め整備をする、進めていかざるを得ないというふうな話を承っているところでございます。なお、本交差点は幹線道路と生活道路の交差点であるということもございまして、早期の設置はなかなか難しいという回答を塩釜警察署の方からいただいているところでございます。本市といたしましては、今後も設置に向けて働きかけを継続してまいります。当該箇所への信号機の早期設置が困難な状況を踏まえまして、まずは歩行者の横断時における安全確保が図られますよう、交通安全協会へ横断旗の設置をお願いしているところでございます。

また、春と秋の交通安全期間に庚塚交差点で交通安全協会、塩釜警察署と市が連携して行っております交通安全啓発活動や、毎月4回、同交差点や千賀の台団地入り口交差点に立哨している交通安全指導隊の取り組みを通じまして、地域の皆様の安全確保に努めるとともに、特に児童の皆さんたちに対しましては、信号機が設置されている場所の横断歩道を活用して通学されますように、毎年春に学校周辺の通学路で実施してございます交通安全教室でさらなる周知を図ってまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○副議長（嶺岸淳一君） 千葉建設部次長。

○建設部次長（千葉 正君） それでは、私の方から、楓町の上り口にあります二中の階段の手すり設置、また、劣化の対応についてご回答させていただきます。

まず1点目の手すりの設置でございますが、周辺には楓町集会所や公園もございますし、また、ご高齢者や子供さんたちの利用も多い状況を把握してございますので、どのような手すりを設置をしたらいいのかを早期に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

また、2点目の階段の劣化でございますが、今年度地元の皆様からご要望をいただきまして、現地を確認させていただいております。その結果、のり面側の方に設置をいたしております。さくに、経年劣化によると思われるさびが発生してございましたので、利用者の皆様の安全確保のため、早々塗装補修を行っております。また、階段コンクリートにつきましても、今後速

やかに補修を実施してまいりたいというふうを考えてございます。以上でございます。

○副議長（嶺岸淳一君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） 答弁が大変長かったようで、再質問の時間がなくなってきましたので、最初の市長の2期8年間の市政運営で、私は特に何を問題にしていたかといいますと、いろいろそういう意味では、市民生活のかかわり、それからまちづくりの中で、企業誘致といっても、そこにどういうふうな取り組みをしてきたのかということ私は今、今日になってなお一層はつきりしたことなので、取り上げさせていただきます。

それで、具体的に、ちょっと時間がないのであれですが、市長が就任してからと、それから、就任後の状況が実際、産業、水産、製造、建設、卸売関係で、どういうふうにあらわれているのかというのをちょっと見てみたいと思います。そういう点では、市長は15年の4月からですので、14年と比較しまして、14年と19年のデータの関係上でそういうふうにしていきたいと思いますが、きのうも幾らか出ていたと思いますけれども、全産業では14年は1,908億円、そして、平成19年には1,602億円で、306億円も減っているんですね。これはまた加速して減ってきているという状況だと思います。水産業については87億円から52億円に35億円減っております。水産業。それから、製造業が323億円から197億円で126億円減っているわけです。建設業は84億円から72億円で12億円、卸売小売業は218億円から166億円と52億円ほどやはり落ち込んでいくという状況なんですね。市内のこういう主要産業が異常な落ち込みをしているということに対して、そして、19年度以降も歯どめがかかっていないという状況なんですね。これはこういう落ち込みというのは何かというと、市内の働く場、雇用がないと、雇用が少なくなっていると、まさに深刻な状態があるということです。この落ち込みはほかの自治体と比べても、塩竈は加工団地に見られますように、そこに雇用も相当生まれていたわけですから、そういう主体的なものもあつたわけですが、ですから、そういう意味でほかの自治体とこの落ち込み方が異常に激しいというか、異常だという感じがしております。

さらに、市民の所得はどうなっているのかといいますと、これもまた極めて深刻なんですね。市町村民所得の統計によりますと、平成14年で982億円でした。平成19年には927億円で、55億円減っているんですね。この市町村民所得、賃金俸給というので調べますと、そうするとこの55億円というのは、1人当たり塩竈の人口に直しますと10万円と、4人家族で40万円の減少だというふうになります。要するに、こんなに生産物の相対的な総生産額が落ち込んでいく、そして、仕事をする場所がなくなっている、そういう中で一人一人の所得も減っていると、

そういう中でのさっき言いました国保税の値上げの問題、下水道の問題とか、そういうことを含めて、やはり本来ならもっとこの産業がこれ以上落ち込まないように、本来なら手を打つべきじゃなかったのかというふうに思うのですが、その辺のところについて、まず市長はどう思っているのか。これは時間の関係で私が質問するのはこれで終わりだと思いますので、やはりこのまま行ったら塩竈は本当に沈没してしまうという状態になりかねないんですね。ですから、今方向転換が必要だと。そういう意味では、行革だけを先行させて、市民に負担をし、そして職員に負担をし、そして1軒の企業には優遇する、そういうやり方じゃなくて、本当にここで政策転換をしなかったら、市民の生活を守れないと、私はそういう意味で今こそ暮らしをしっかりと守って仕事おこしをして、元気な塩竈を取り戻すような、そういう政策転換をすべきだというふうに思うのですが、市長の見解をお聞きして、時間ですので終えたいと思います。

○副議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 小野議員のご質問にお答えいたします。

一つは、今日本全体が転換期にあるというふうに理解をいたしております。特に第1次産業に依存をしてまいりました東北はしかりであります。私も村井知事にはお会いするたびに、富県戦略というのは、第1次産業を大切にさせていただかないと、本当に地方は疲弊をいたしますということを申し上げております。そういったはざまにありますのが我が塩竈市ではないかと思っております。例えば先ほど来議員の方からも第1次産業であります水産業、あるいは養殖漁業者が大変なお苦しみを味わっておられると。結果としてそういった生産物を活用して製品にかえられる水産加工業界の方々も大変であるということについては、同じ認識であります。

そういったものをどうやって打開をしていくかということでもあります。そのためには、やはりまず、塩竈の町というのがしっかりと足腰が強い、その行財政体質になければならないのではないかということが私の考え方でございました。これは余り再三再四言うことではないかとは思いますが、財政健全化団体等にもし転落したとすれば、さらなる負担を市民の方々をお願いするような状況も発生をします。また、そのためにさまざまな規制が働いてくるということも予想されるわけでもありますので、そういったことをまず塩竈の柱とさせていただきたいということで、今まで取り組んできたところでもあります。一定程度の成果はあらわれつつあると思っております。あわせて、さまざまな進行活性化策にも取り組ませていただいております。もちろん市民の方々にも努力をお願いしている部分がございます。

例えば企業誘致であります。残念ながら今人口減少というのが本市の流れであります。恐ら

くは市民総生産等についても、総額については人口減少ということで漸減傾向にあるものと思っておりますが、こういったものにぜひ歯どめをかけて、また、新たな塩竈のまちづくりに取り組みたいというのが今回の第5次長期総合計画であります。今回、議員の皆様方にもるるそういった内容をご説明させていただきながら、市民の皆様方のご協力をいただきながら、何としても第5次長期総合計画をしっかりと軌道に乗せ、また、新たな塩竈のまちづくりということを目指してまいりたいと思っております。

大変抽象的な説明で、大変恐縮でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（嶺岸淳一君） お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明17日から19日までを休会とし、20日、定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明17日から19日までを休会とし、20日、定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦勞さまでした。

午後4時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年12月16日

塩竈市議会議長 佐藤 貞 夫

塩竈市議会副議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 曾 我 ミ ヨ

塩竈市議会議員 中 川 邦 彦

平成22年12月20日（月曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第4日目）

議事日程 第4号

平成22年12月20日(月曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 議案第65号及び第66号(塩竈市長期総合計画特別委員長議案審査報告)
 - 第3 議案第71号ないし第77号(各常任委員長議案審査報告)
 - 第4 請願第14号及び第15号(民生常任委員長請願審査報告)
 - 第5 議員提出議案第9号及び第10号
 - 第6 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

追加日程第1 議員提出議案第11号

出席議員(21名)

1番	曾 我 ミ ヨ 君	2番	中 川 邦 彦 君
3番	小 野 絹 子 君	4番	吉 川 弘 君
5番	伊 勢 由 典 君	6番	佐 藤 貞 夫 君
7番	東海林 京 子 君	8番	伊 藤 博 章 君
9番	浅 野 敏 江 君	10番	小 野 幸 男 君
11番	嶺 岸 淳 一 君	12番	志 賀 直 哉 君
13番	佐 藤 英 治 君	14番	伊 藤 栄 一 君
15番	菊 地 進 君	16番	今 野 恭 一 君
17番	阿 部 かほる 君	18番	鈴 木 昭 一 君
19番	鎌 田 礼 二 君	20番	木 村 吉 雄 君
21番	香 取 嗣 雄 君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	副市長	内形 繁夫 君
市立病院事業管理者 兼 院長	伊藤 喜和 君	総務部長 兼 危機管理監	佐藤 雄一 君
市民生活部長	佐々木 真一 君	健康福祉部長	棟形 均 君
産業部長	荒川 和浩 君	総務部 政策調整監	三浦 一泰 君
総務部次長 兼 政策課長	田中 たえ子 君	総務部次長 兼 行財政改革推進専門監 兼 財政課長	神谷 統 君
会計管理者 兼 会計課長	星 清輝 君	市民生活部次長 兼 環境課長	澤田 克巳 君
健康福祉部次長 兼 社会福祉課長	福田 文弘 君	産業部次長 兼 水産課長	小山 浩幸 君
建設部次長 兼 下水道事業所長	千葉 正 君	総務部総務課長	桜井 史裕 君
総務部税務課長	赤間 均 君	総務部総務課長補佐 兼 総務係長	安藤 英治 君
市立病院事務部長	菅原 靖彦 君	市立病院事務部 業務課長	川村 淳 君
市立病院事務部 経営改革室長	鈴木 康則 君	水道部長	千葉 伸一 君
水道部次長 兼 総務課長	尾形 則雄 君	教育委員会教育長	小倉 和憲 君
教育委員会 教育部長	渡辺 誠一郎 君	教育委員会教育部次長 兼 生涯学習課長	郷古 正夫 君
教育委員会教育部 総務課長	佐藤 俊幸 君	教育委員会教育部 学校教育課長	星 篤 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	白澤 巖 君
選挙管理委員会 事務局長	鈴木 正信 君		

事務局出席職員氏名

事務局長	伊藤 喜昭 君	事務局次長 兼 議事調査係長	相澤 勝 君
議事調査係主査	斉藤 隆 君	議事調査係主事	西村 光彦 君

午後1時 開議

○議長（佐藤貞夫君） ただいまから12月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤貞夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、3番小野絹子君、4番吉川 弘君のご両名を指名いたします。



日程第2 議案第65号及び第66号（塩竈市長期総合計画特別委員長議案審査報告）

○議長（佐藤貞夫君） 日程第2、議案第65号及び第66号を議題といたします。

平成22年9月定例会において、塩竈市長期総合計画特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました議案第65号及び第66号の審査の経過とその結果について、塩竈市長期総合計画特別委員長の報告を求めます。12番志賀直哉君。

○塩竈市長期総合計画特別委員長（志賀直哉君）（登壇） 平成22年12月定例会塩竈市長期総合計画特別委員長報告を行います。

ただいま議題に供されました塩竈市長期総合計画特別委員会における審査の経過の概要と結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託された議案は、去る9月定例会において、閉会中の継続審査となっておりました議案第65号「第5次塩竈市長期総合計画基本構想を定めることについて」及び議案第66号「第5次塩竈市長期総合計画基本計画を定めることについて」であります。

本付託議案審査のために、9月28日、10月22日、11月4日、11月15日、11月22日及び12月9日の6日間、委員会を開催し、まず議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、副委員長には伊勢由典委員が選任されました。

審査に当たっては、基本構想及び基本計画の内容について説明を受け、さらに新たに各種資料の提出を求め活発なる質疑を展開し、慎重に審議をいたしました。

そして採決の結果、議案第65号及び議案第66号については、賛成多数をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

基本構想及び基本計画の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、基本構想及び基本計画に対し出された要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、基本構想で示す平成32年における本市の目標人口は5万5,000人としているが、人口の推移は将来の都市像をあらわす重要なものであり、社会環境へ与える影響は大きなものがある。本市においては本格的な少子高齢化・人口減少社会が到来している中、経済状況も厳しさを増し、財政基盤の確立も一層困難になると予想されることから、町の活力の維持、発展を図るため、あらゆる手段を講じて人口減少に歯どめをかける施策の展開に鋭意努力されたい。

また、人口減少については、周辺自治体に比べ早く人口減少に突入している本市の実情に対する危機感を職員一人一人が持ち、市を挙げて取り組まれない。

1、長期総合計画は、行政のみならず市民も含めたまち全体の計画であり、市民と共有を図りながら進めることが大変重要であることから、市民に対し、目指す都市像、まちづくりの目標など、まちづくりの全体像を市民がみずからのものと考えることができ、また「市民の役割」、「市の役割」などについて、わかりやすく伝えられる周知方法を十分に検討され、本計画の推進に努められたい。

1、人口減少社会への対応として、基本構想において本市でも初めて現在よりも減少させた将来人口を設定している。人口減少は、本市の財政力低下に直結することから、効率的な行財政運営を図るためにも、周辺市町と連携を図る取り組みについてさらに検討を加えられたい。あわせて、財源確保に向け、産業活性化を図る施策の構築に万全を期されたい。

1、定住人口の増加策として、施策の大綱に示す安心して産み育てられるまちづくりを目指す上で、働きながら子育てできる環境整備が必要であり、特に生産人口増加策として保育所の果たすべき役割は重要となっていることから、公立保育所と民間保育所の役割を明確にし、子育て支援の充実に向けた取り組みに鋭意努力されたい。

1、少子社会において、親が安心して子供を健やかに育てられる環境づくりが重要であり、育児などに悩む親に対して、地域の身近な人々が支え合う仕組みが求められている。特に新たな問題となっている子供への虐待への対応については、虐待の未然防止、早期発見が必要であることから、関係機関との連携を図りながら継続的で効率的な体制の構築に向けた取り組みに鋭意努力されたい。

1、コミュニティー意識が希薄になっている中、地域力を高めるため、市民みずからが地域のために活動するボランティア意識の啓発や人材育成などが必要となっていることから、福祉とのかかわりによるボランティア活動に気軽に参加できるよう、新たな仕組みづくりの構築に取り組まれない。

1、近い将来に極めて高い確率で発生が予測される宮城県沖地震への対応が喫緊の課題となっている。市においては、住宅の耐震化率の向上のため塩竈市耐震改修促進計画に基づく施策に取り組んでいるところであるが、その計画値については実態との乖離が見受けられるため、今後の計画を推進するに当たっては、実態に即した推計、予測に基づき計画の見直しを行うなど、住宅の耐震化率の向上に向けた施策の展開に努められたい。

1、港湾機能の強化については、港湾計画に定める事業の早期実施と取り扱い貨物量の増大に向け、新長期総合計画年度前半から積極的に国や県への働きかけに取り組まれ、計画の達成に向け鋭意努力されたい。

1、魅力的なまちづくりを推進し、地域の活性化を図るためには、商業振興や水産振興などと連携した観光振興の取り組みが重要である。本市の歴史や文化、自然、食などの魅力ある地域資源の活用と、観光の広域的連携が必要であることから、観光基本計画を策定するなど、観光振興の取り組みの方向性を具現化し、産業振興や交流人口の増加策など総合的な施策の展開に努力されたい。

1、交流人口の増加策として、スポーツイベントの開催、誘致を行い、本市が過去に取り組んだ事業で蓄積したノウハウを生かし、また地域産業との連携を図りながら地域情報を積極的に発信するなど、スポーツを通じたまちのにぎわいが創出される施策の展開に努められたい。

1、基本計画については、必要に応じて、今後見直しすることも想定しているところであるが、社会経済等の状況の変化が著しく、先行きが極めて不透明であることから、市においては、本計画の今後の進捗状況や諸情勢の変化に対応し、適時的確な判断のもと、長期総合計画審議会の答申にもあるとおり、本計画の見直しを速やかに行われたい。

1、基本計画の推進に当たっては、市民の役割を明らかにし、市の現状をより具体的に市民にわかりやすく周知する必要があることから、市民に対して、基本計画の中で示す施策、代表的な指標の基準値や今後進むべき方向性をより明確にするとともに、行政の説明責任を果たしながら計画の推進に努められたい。

1、基本構想で定める三つの重点戦略のうち、「定住」については、雇用機会の確保や子育て支援の拡充、教育環境や生活環境の向上を具体的な取り組みとして基本計画に掲げているところであるが、住民負担の増減が定住人口拡大の成否にもかかわることから、今後の下水道事業や国民健康保険事業の計画的な推進についても明らかにされ、定住促進に向け鋭意取り組まれない。

以上が審査の概要であります。

なお、この特別委員会は議員全員の構成でありましたので、審査の細部については省略いたしました。特に人口減少、産業の振興においては、何人もの委員の方から質問がございました。当局におかれましては、指摘ないし要請された事項については、それぞれ意を体し、万遺漏のないように措置を講じられるよう要望いたします。

以上、よろしく皆様方のご賛同をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

塩竈市長期総合計画特別委員会委員長 志賀直哉

ありがとうございました。

○議長（佐藤貞夫君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第65号及び第66号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君）（登壇） 私は、日本共産党市議団を代表しまして、議案第65号「第5次塩竈市長期総合計画基本構想を定めることについて」と議案第66号「第5次塩竈市長期総合計画基本計画を定めることについて」に対する反対討論を行います。

初めに、第5次長期総合計画の目指す都市像では、「おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈」、このように定め、広報12月号では「誰もが安心して暮らせるまち」「海・港と歴史を活かすまち」、「夢と誇りを創るまち」とまちづくりの目標等を述べております。

しかし、長期総合計画は市民生活の実感からするとほど遠いもので、市民感情にある閉塞感

に対し「笑顔がつどう」と、このように言うておりますが、現実をバラ色で描く市民生活向上には実効性のないものと考えます。

また、第4次の長期総合計画では「産業の振興策が弱かった」と、このように反省しておりますが、第5次長期総合計画では「産業振興を行う」と、このように言うてはおりますが、なぜ産業振興が弱かったのか、今後どのように振興するのか、総括と分析はありません。さらに、第4次長期総合計画の人口目標は6万3,000人と掲げましたが、しかし、現在では5万7,000人台、このようになり、今後国立社会保障人口問題研究所が行った10年後の平成32年の人口は約5万1,000人となっております。なぜ人口が減少しているのか、どうしたら人口がふえるのか、人口減少に対する深い総括と反省が必要であります。

長期総合計画に対して、一つには、塩竈市の地域経済に対する支援策の問題について述べます。

本市のこれまでの地域経済と市民の所得の推移について述べます。

平成14年と平成19年の5年間の市内の総生産額を比較しますと、この5年間で水産業の総生産額は40%の減少、製造業では39%の減少、建設業においては14%の減少、卸売小売業では24%の減少となって、市長の任期中の5年間だけでも大変な落ち込みとなっております。総生産額の最高時との比較では、製造業では平成4年の約400億円より平成19年は197億円となって、半分以下となっております。

さらに、市内の就業者数の推移は、平成2年の国勢調査では2万9,094人が市内に勤めておりました。その後、15年後の平成17年には2万3,343人になって、5,751人も少なくなっております。平成22年の国勢調査の結果が出れば、さらに少なくなっていると思われれます。仕事の間がなくなり、人口減少にも結びつきました。

一方、市民の所得はどうでしょうか。市内の企業の生産額が落ち込むことも原因の一つで、塩竈市民1人当たりの賃金俸給、これには給料とともに年金も入りますが、所得が仮に人口数で割ったとすると、平成13年には177万円だったのが平成19年には160万円となって、この6年間で17万円の減少となっております。4人家族で見れば、68万円の大幅な減額であります。

第5次長期総合計画の目指す都市像は「おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈」、このようになっております。しかし、企業や市民にとっては地域経済の生産額と市民所得の落ち込みに対し、市民は幾ら笑顔と言われても、先が見えない閉塞感、この閉塞感が晴れないので

はないでしょうか。

このように市内の主な産業が下降の一途を進む中で就任した佐藤市長は、この経済の落ち込みに対する危機意識はなく、抜本的な支援策を行わなかった結果、さらに経済の落ち込みが増しました。第5次長期総合計画では、このことに対する深い反省はなく、そのため、市民の閉塞感を取り除くような都市像と市民に展望を示すようなものにはなっておりません。

さらに、企業や市民に追い打ちをかけているのが本市の国保税や下水道料金の大幅な値上げであります。企業は現在の厳しい経営の中で、行政からの大幅な下水道料金の値上げによって、経営の厳しさにさらに拍車をかけました。市民にとっては毎年所得減少の中、住民負担は増し、重圧感と生活苦が増しているのであります。

二つには、今後の行政のあり方が大きく問われる問題についてであります。

基本計画の行財政基盤の構築では、厳しい財政状況の中、一般財源の確保と事業の選択と集中に努める、このように述べております。この考え方の基本になっているのは第3次塩竈市行財政改革推進計画であります。推進計画では、民間ができることは民間にゆだねることを基本として、行政の守備範囲を見直しながらアウトソーシング、外部資源の活用を積極的に進めると、このように強調しております。このような考え方は、官から民へという考えで、市役所の持つ公的役割をなくし、市民生活を守るよりも財政の効率化を優先させるというものであります。

その結果、市民や企業には財政難、受益者負担の原則、これらを強調して県内一高い下水道料金の値上げなど、大きいな負担を強いるやり方を行ってきました。その結果、財政は好転してきております。しかし、多賀城市の2倍の料金で県内一高い下水道料金は、幾ら定住を強調しても定住の考えとは全く相入れないやり方であります。

また、県内一高い国保税は市民にとっては大変重い税となっております。平成21年の本市の出生率は5.79で、多賀城市の10.3の半分近い数値となっておりますが、ところが、子育て支援策とは逆行して、新浜町保育所の廃止、香津町保育所の民間化、これらを進めようとしております。また、学校給食も自校方式をセンター方式に見直そうともしております。

「市内に定住を」、このように言っても、若い人たちはほかの市や町に移住を考えざるを得ません。これまでも佐藤市長の8年間、市民からの切実な要望には厳しい財政と強調し、事業は選択と集中、これを一貫して強調し、超緊縮予算を行って市民の要望はなかなか実現しませんでした。財政が幾らよくなっても、産業は低迷し、市民生活への負担は重く、これで

は地域経済と市民生活は壊されてしまいます。ぜひ町内でプロジェクトチームをつくり、産業や市民生活の実態調査を行い、行財政改革中心の長期総合計画を見直すべきだと考えます。

基本計画の問題として、5点について述べます。

第1は、第5次の目標を定める前に、第4次総合計画では6万3,000人の目標には達成できませんでした。5万7,000人台となった問題について、総括では「若年層や出生世代が流出し、現状では目標を大きく下回る見込みとなっている。」このように述べておりますが、行政がこの間どのような取り組みを行ってきたかが全く欠けており、今後どのように改善すべきだったのかが明らかにはなっておりません。幾ら第5次長期総合計画でこのようにやりますと述べても、第4次の総括がしっかりしていなければ説得力はありません。

また、定住人口の確保に向けた土地利用の中で、市内中心部や北部地区の開発などで、人口を約4,000人をふやそうとしておりますが、若い人をどのようにふやそうとしているのかが問われます。

第2に、地域経済についてですが、市長は、企業誘致は強調します。しかし、既存の企業をどのように支援し守っていくのかが問われます。本市の基幹産業である水産業、水産加工業の発展に向けて、平成13年に中小企業振興条例が議会で採択されました。この条例の精神で産業振興にしっかりと取り組むことが求められます。

全国的に現在大変な注目を浴びている住宅リフォーム助成制度の施策は、地域経済を活性化させる起爆剤となっております。今このような産業政策が強く求められております。

第3に、安全に暮らせるまちづくりでは、今後10年間で70%の確率で発生すると予測される宮城県沖地震対策は、民間の木造住宅の耐震化率の目標を90%からさらに引き上げ、95%にしました。しかし、市の木造住宅耐震改修助成事業を活用して行われたこの5年間の件数はわずか53件で、これでは現在の目標自体も達成できません。今後耐震化促進計画を見直すとは言っておりますが、それは平成15年の住宅土地統計調査を同じように平成20年に変えようとしていますが、それでは机の上での数値で、実態にはそぐわない内容となっております。市民の命と財産を守るには、地震に対する危機意識が全く欠けていると言わざるを得ません。これでは市民の命と財産を守ることはできません。

第4に、地域医療の充実の救急医療体制の整備の課題は、現在重要な社会問題となっております。県内で夜間の救急医療体制で1次診療の体制が確立していないのは、この塩釜地区管内だけです。休日の1次医療を塩釜地区休日急患診療センターが2次医療を輪番制で

対応していますが、夜間の救急医療体制の整備が課題となっています。このように基本計画では述べています。救急医療の体制の確立を行う上でも、1次医療の確立を行い、その上で2次医療の輪番制が確立できます。そのためにも塩竈市及び公立病院としての市立病院が救急医療体制の確立と、地区内医療機関の連携をとり、責任を果たすべき役割が強く求められておりますが、しかし、具体的な方向性は出てはおりません。

第5に、この間、定員適正化計画に基づいて、市職員をこれまで846人だったのが186人減らして660人にしました。今後、平成27年度までにさらに61人削減の計画となっております。また、これまで正職員の削減を行う一方、非正規職員をふやしてきました。保育所では非正規職員が37.3%を占めており、職場で責任を持てる中間管理職が少なくなってきました。

今後は職員全体の3分の1を占める非正規職員も正職員と同じように削減を図ろうとしております。全国的に非正規雇用が問題になっており、自治体みずからワーキングプアを行うことは問題であります。さらに、退職者不補充の結果、優れた人材と技術が継承されない問題が生まれております。このように不安定雇用や市職員の給与カット、これらは地域商圏にもお金が循環せず、地域経済にも大きな影を落としております。

以上のように、今回の第5次長期総合計画は、これまでの総括も反省もなく、分析も具体性にも展望にも欠ける計画と言わざるを得ません。このような計画を進めるならば、塩竈市の経済の衰退はさらに加速させ、市民の負担は増し、塩竈市の発展には結びつきません。市長が絶えず強調する「日本で一番住みたいまち」はほど遠いものとなっております。

よって、議案第65号「第5次塩竈市長期総合計画基本構想を定めることについて」と議案第66号「第5次塩竈市長期総合計画基本計画を定めることについて」に対する反対討論といたします。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君）（登壇） ただいま上程をされまして委員長報告のありました議案第65号「第5次塩竈市長期総合計画基本構想を定めることについて」及び議案第66号「第5次塩竈市長期総合計画基本計画を定めることについて」、賛成議員を代表いたしまして討論を行いたいと思います。

先ほど特別委員会の志賀委員長の方から委員長報告があったわけでございます。特別委員会の内容について詳しく委員長報告という形でご説明をいただきました。

今回の特別委員会において、最も各委員より出された大きな意見は、第5次長期総合計画において、本市始まって以来人口が減少することを前提とした長期構想及び計画というものが提案をしたということだろうと思います。そのことについては、委員長報告の中にも具体的に述べられているところがございます。なぜ人口が減少した場合影響が出るのか。これにつきましては、委員長報告において主なる意見として、人口の推移は将来の都市像をあらわす重要なことであると。社会環境へ与える影響は大きなものがあるということで、具体的に当市議会としての認識を示したところではないのでしょうか。

先ほど反対討論なさった方から、現状の塩竈市の環境について、各種データを用いながらそれぞれご説明がありました。総生産の減少、就業人口の減少という説明があったところがございます。このことは、現第4次長期総合計画における基本構想で、本市は10年前に6万3,000人の人口目標を立てたところがございます。それが残念ながら最終年を迎え、現在約5万7,000人の人口ということで、目標からは6,000人の人口がもう既に減少しているところがございます。そのことがこの総生産の減少や就業人口の減少など、さまざまな悪循環を生み出しつつあるという現実が、今反対者の方が述べられた討論の中で出された数値を見る限り、それが現実なのです。これが人口減少を迎えるという大変怖い、これから塩竈市がそういう状況が予測をされているという前提でのこの基本計画、基本構想でございます。

そういった中で、各委員からはさまざまな意見が出されました。そして、一つの意見としては、本市単独ではなく広域的な取り組みをすべきじゃないか。それから、これまで本市が最も弱い部分として指摘を受けていました行政経営における数値目標管理、この辺の部分についても長期総合計画の審議会の委員長答申にもあるとおり、なかなかしにくいと言われる中でも、しっかりとやはり数値目標を定めて実効性を高めていかないといけないというのが、この第5次長期構想であり、長期計画だと私たちは認識しているところがございます。

ですから、委員各位からも意見の表明としてあったものとしては、政策評価を具体化するために、やはり一例としては実施計画における事務事業評価の具体的な取り組み、こういう数値化を図る、そして、達成度を市民がわかるようにする、こういったことをたしか特別委員会の中では委員の方からも発言があったと記憶しているところがございます。

ぜひ私たちもこの基本構想、計画を賛成する立場にいるわけですから、きょう本会議が終了したと同時に、私たち議員もこの基本構想、基本計画の人口目標が1人でも多く上回るような実績が残せるように努力をしていきたいという考えを述べさせていただきまして、賛成の

立場での討論とさせていただきたいと思えます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（佐藤貞夫君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。

議案第65号及び第66号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、議案第65号及び第66号については委員長報告のとおり決しました。



日程第3 議案第71号ないし第77号（各常任委員長議案審査報告）

○議長（佐藤貞夫君） 日程第3、議案第71号ないし第77号を議題といたします。

去る12月7日の会議において、各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。5番伊勢由典君。

○総務教育常任委員会委員長（伊勢由典君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託された関係議案について、12月10日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査結果についてご報告いたします。

まず、議案第71号「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」については、第5次塩竈市長期総合計画において本市が目指す都市像の実現や重点戦略の実施を念頭に置きながら、時代の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できる組織体制を構築するため、現行の「市民生活部」と「産業部」を再編し「産業環境部」を設置するなど、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出においては、体育館バスケットボール設備改修事業、小学校教育振興援助事業が計上され、債務負担行為については、住民情報システム更新事業が追加計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げ

ます。

1. 住民情報システム更新事業は、外国人も日本人と同様に住民票を作成すること及び転出入の際に住民基本台帳カードの継続利用を可能とするという、住民基本台帳法一部改正に伴う制度改正に対応するため、住民情報システムの更改を行うものであるが、将来的には広域行政でより効率的に情報を管理するなどの方法について検討をされたい。

次に、議案第76号「工事請負契約の一部変更について」は、本市の下水道整備計画に基づき整備を進めている「21-補 梅の宮1号雨水幹線築造工事」において、工事内容に一部変更が生じて変更契約の締結が必要となったため、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条に基づき提案されたものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査を行った案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 伊勢由典

○議長（佐藤貞夫君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月13日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第72号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、生活保護扶助費、子宮頸がん等ワクチン接種事業、新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業、重点分野雇用創造事業の追加事業に伴う委託料等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 重点分野雇用創造事業の追加事業に係る塩竈市浦戸諸島農業交流プロジェクトについては、浦戸諸島内の耕作放棄地を農地として再整備し、市内外からの訪問者と地域住民が農業体験を通じて交流を図りながら、地域振興を推進するものである。重点分野雇用創造事業の推進に当たっては、地元住民の意向も十分に受け入れながら事業計画を立案し、本事業の目的達成に鋭意努められたい。

次に、議案第74号「平成22年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、塩釜地区消防事務組合要介護認定事務経費の増額に伴い、歳入歳出をそれぞれ追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（佐藤貞夫君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。3番小野絹子君。

○産業建設常任委員会委員長（小野絹子君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月14日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第72号「平成22年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、水道事業会計繰出金、重点分野雇用創造事業、魚市場事業特別会計繰出金、北浜一丁目中通線改修事業などが計上され、また、地方債においては北浜一丁目中通線改修事業、上水道老朽管更新事業に係る一般会計出資債が追加され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号「平成22年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」については、漁船等の水揚げ見込み額の増に伴う水揚漁船緊急支援補助金の増額により、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、総額を2億9,420万円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「平成22年度塩竈市水道事業会計補正予算」については、国の補正予算に伴う老朽管更新事業費の追加により、資本的収入に1,350万円を、資本的支出に2,000万円を追加するものであり、また、企業債については、老朽管更新事業費として1億1,700万円に変更するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1、老朽管更新事業については、本市特有の地形から漏水が発生しやすい環境にある地域に対する漏水防止対策や重要な管路の耐震化など、安定給水の確保及び災害対策の充実に向けた取り組みが必要であることから、他の工事との連携を図るなど、計画的かつ効率的な事業

の推進に一層努力されたい。

次に、議案第77号「市道路線の認定及び廃止について」は、市道北浜四丁目8号線の一部を港湾環境整備事業用地として宮城県に売却するに当たり、市道路線の認定及び廃止が必要となることに伴い、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査をしました案件の経過と結果の大要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 小野絹子

○議長（佐藤貞夫君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 私は総務教育常任委員長報告について、委員長に質問します。

12月10日、総務教育常任委員会で10時より委員会で議案が出されたものに慎重審議したとお伺いしておりますが、そこで、委員長に特に質問したいのは、71号、組織機構の見直しについてであります。委員会でのいろいろ各委員さんの意見、特に反対意見等があったのかどうか。それがまず第1点。

次に、委員長さんの采配のもと採決に至ったと思いますが、その採決の表決、どうだったのか。まずそれをお伺いします。

○議長（佐藤貞夫君） 5番伊勢由典君。

○総務教育常任委員会委員長（伊勢由典君） 先ほど菊地 進議員より質疑がございました。12月10日の総務教育常任委員会、議案、慎重審査を行ったということでございます。

次に、71号、組織機構の見直し等の議案について、反対意見があったのかというご意見でございますが、委員会の中でそれぞれ参加した各委員からの反対意見はございませんでした。

また、採決に関して言いますと、暫時休憩を挟みまして、それぞれの各委員から採決についてどう諮りますかということでのご意見を求めまして、原案のとおり可決すべきということで、一括での取り扱いと、それから討論は委員会ではなしという扱いにさせていただきました。それが総務教育常任委員会での扱いでございます。

○議長（佐藤貞夫君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） どうもありがとうございました。

なぜこういうふうに委員長に聞くかということ、委員会の審議状況しか聞けないものですが、

ただ、わかりました、慎重審議がなされ、議案、特に71号に関しては反対意見やそういうものがなかったと。それで満場一致で採択されたと。その確認をしたかっただけです。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（佐藤貞夫君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第71号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第71号「塩竈市行政組織条例の一部を改正する条例」に反対する討論を行います。

議案第71号の提案理由では、「第5次塩竈市長期総合計画における都市像の実現や重点戦略の実施を念頭に置きながら、時代の変化や多様化する市民ニーズに対応できる組織体制を構築するため、現行の組織の改正を行うもの」と述べるとともに、今議会の議案資料では、「平成22年1月策定された第3次行財政改革推進計画に基づき、組織機構の見直しを行う」と述べています。

一つは、第5次塩竈市長期総合計画に対応できる組織体制を構築するというのであれば、本来全所管にかかわる問題であり、市民生活や職員とのかかわりなどからしても、一委員会で決めてしまうのではないと考えます。従来は組織見直しについては、予算特別委員会などで全体の中で審議できるような取り扱いをしてきたのではなかったでしょうか。4月からのスタートにするにしても、2月の段階で深める取り組みにすべきだったと考えます。

二つ目は、今回の組織再編に当たって、前段での労働組合と当局との話し合いはされたと聞きましたが、全職員との関係では、パブリックコメントについてはインターネットで行ったと聞きました。1回のインターネットで十分な情報交換にならないことは、インターネットによるパブリックコメントに対して1件もの意見も出せないことを見ても明らかではないでしょうか。職員の意見が十分に反映されている状況になっているとは言いがたいものであることであります。

三つ目に、今回の組織機構の見直しは、現行6部27課70係が5部26課67係に再編されるもので、効率化をもとに市民サービスの窓口が減少されることは、市民サービスの後退につなが

りかねないものであります。

四つ目に、今回の組織機構の見直しは、第3次行財政改革推進計画を本格的に進める第1歩となるものであります。第3次行財政改革推進計画というのは、類似都市との比較をもとに定員適正化計画を図っていくとして、平成22年度から平成26年度までの5年間で市職員を61名も削減していくというものになっています。

具体的に職員の削減を図る分野はどこかといいますと、一般事務で6名の増を図るものの、ほかの専門職、技能労務職で45名、また、病院を除く企業会計、つまり水道事業で22名を削減するという計画であります。既に第5次長期総合計画の基本計画でも明らかになりましたが、公立保育所の果たす役割の見直しを行うとしながら、新浜町保育所の廃止、香津町保育所の民営化が挙げられ、学校給食の見直しも検討されております。結局、職員削減対象は子育て支援を保障する保育士であり、児童生徒の食育を保障している学校給食調理員など、専門職、技能職の削減をしていくものであります。行政の効率化をもとにこうした市政、行政組織の見直しでは、市民サービスの点から考えても、大幅な後退につながるものであり、こうした行政でいいのかが問われるものだと考えます。

第3次行財政改革推進計画の中で示されていることは、民間にできることは民間にゆだねることを基本とし、民間委託化を積極的に推進するということがる掲げられています。具体的な対象事業もこと細かく掲げられており、民間委託化のみならず、指定管理者制度の導入で保育所、児童館、遊ホール、ふれあいエस्प、公民館、市営住宅、公共駐車場、魚市場、老人いこいの家、斎場、浦戸開発センター、墓地、自転車の駐輪場などが掲げられ、民間委託化を推進するものとして、浦戸の診療所、埋め立て処分場、リサイクルセンター、清掃工場、地域包括センター、塩竈港上屋、漁港、都市公園、児童遊園を挙げています。これだけの行政の仕事や役割を民間にゆだねて、塩竈市や塩竈の行政は一体何をやるのか。市役所は市民生活を守るための対応をするというのではなく、管理、監督することになるのかと問いたくなるほど、市民にとってはひどいものであると言わざるを得ません。

地方自治法では、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。地方自治法に照らしても、第5次長期総合計画及び第3次行財政改革推進計画は、全く相入れないものであると言わなければなりません。

このように、今回の塩竈市行政組織条例の一部改正する条例の提案は、第5次長期総合計画

及び第3次行財政改革推進計画に基づいたものであり、以上のことにより、この条例に反対するものであります。以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第71号についてお諮りいたします。

議案第71号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立多数であります。よって、議案第71号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号ないし第77号についてお諮りいたします。

議案第72号ないし第77号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議案第72号ないし第77号については原案のとおり可決されました。



日程第4 請願第14号及び第15号（民生常任委員長請願審査報告）

○議長（佐藤貞夫君） 日程第4、請願第14号及び第15号を議題といたします。

去る12月7日の会議において、民生常任委員会に付託されました請願審査の経過とその結果について、民生常任委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

12月定例会において、民生常任委員会に付託された請願第14号及び請願第15号について、12月13日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、請願第14号「高すぎる国民健康保険税の引き下げを求める請願」については、今後さらに時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、質疑・採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

次に、請願第15号「精神障害者のJR運賃割引制度化を求める意見書の提出を求める請願」については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（佐藤貞夫君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

○議長（佐藤貞夫君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第14号及び第15号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、請願第14号及び第15号については委員長報告のとおり決しました。



日程第5 議員提出議案第9号及び第10号

○議長（佐藤貞夫君） 日程第5、議員提出議案第9号及び第10号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第9号及び第10号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

まず、議員提出議案第9号について趣旨の説明を求めます。1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第9号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の第7条の改善を求める意見書（案）

平成22年2月28日、チリ中部沿岸で発生したマグニチュード8.8の地震に伴うチリ中部沿岸津波は、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町の浅海漁業者に甚大な被害をもたらしました。塩竈市の4漁協の被害は施設被害で2億3,026万円、水族被害で2億7,150万円を合わせて約5億200

万円になっています。

チリ中部沿岸地震の津波被害に対し漁業関係者、塩竈市と近隣市町、宮城県、塩竈市議会の要望運動で政府において「激甚災害指定」を4月20日に閣議決定し、4月23日に施行されました。8月27日に出された官報では、適用すべき措置の指定に関する政令で、塩竈市は養殖でノリが対象になりました。

しかし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の第7条に「国は激甚災害を受けた政令で定める地域において当該激甚災害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業であって施設ごとの工事の費用が13万円以上のものに要する経費につき」と13万円がネックになっており、養殖場所によってはノリの施設工事費が13万円以下のために、激甚災害の指定対象にならなかったところもありました。

さらに、塩竈市の養殖漁業者のワカメ、コンブの施設の工事費用は2万円から3万円でありますので、13万円のハードルは高過ぎます。今後、大規模な宮城県沖地震の発生が極めて高い確率で想定されており、激甚災害の指定を受けた地域の業者が再生できますように改善が求められます。

よって政府におかれましては、第7条の施設ごとの工事費用13万円以上の枠を全廃し、災害を受けた漁業者が救済されますよう要望いたします。

記

1. 第7条の施設の工事費用13万円以上の枠を全廃し被災全員を救済すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤貞夫君） 次に、議員提出議案第10号について趣旨の説明を求めます。9番浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第10号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加への慎重な対応を求める意見書（案）

我が国の第1次産業は、国民に安全・安心な食料を供給するとともに、地域経済の振興にも貢献している。また、国土・環境・地域社会、伝統文化の継承など多様な機能を有しており、国家の安定的な発展に大きな役割を果たしている。しかしながら、今日の第1次産業を取り

巻く状況は、従事者・担い手の減少や高齢化の進行、販売低迷による経営の悪化、耕作放棄地の増加等、将来の食料自給に大きな不安を感じざるを得ない厳しい状況にある。このような状況の中、政府は本年3月新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、その中で「国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保していかなければならない」とうたっている。

さらに、食料自給率において、配給熱量ベースで平成20年度の41%を平成32年度には50%まで引き上げることを掲げている。一方政府は、11月9日、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、米国・豪州など9カ国が加盟交渉中のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について、関係国との協議を開始することを決定したところである。このTPPは、関税撤廃の例外を原則認めない貿易自由化を目指す協定である。農林水産省は、TPPに参加した場合、米や麦はほとんどが外国産に置きかわり、牛肉や豚肉についても生産量が約4分の1に減少するとの厳しい試算を行っている。結果として食料自給率も14%まで下がることを示している。また、農林水産業及び関連産業で約8兆4,000億円の生産減、350万人の雇用の喪失が試算されている。

TPPの参加は、第1次産業への壊滅的な打撃、地域経済の衰退や農山漁村社会の崩壊、国土の荒廃等、我が国に多大な影響を及ぼすことは必至である。

よって、国において「食料・農業・農村基本計画」の掲げる「国民全体で農業・農村を支える社会の創造を目指す」という考えのもと、国民の命を支える食料の安定供給と豊かな国土の保全を損なうことのないよう国民的議論が必要であり、合意もないまま拙速にTPPに参加することのないよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（佐藤貞夫君） ただいま上程中の議員提出議案第9号及び第10号については、質疑、委員会付託、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議員提出議案第9号及び第10号については、さよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。

議員提出議案第9号及び第10号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第9号及び第10号については原案のとおり可決されました。

これより議案配付のため暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（佐藤貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま1番曾我ミヨ君ほか19名から議員提出議案第11号が提出されました。この際、これを日程に追加し議題にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議員提出議案第11号を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。



追加日程第1 議員提出議案第11号

○議長（佐藤貞夫君） 議員提出議案第11号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第11号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第11号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

精神障害者のJR運賃割引制度化を求める意見書（案）

JR運賃割引は現在身体障害者（視覚、聴覚・平衡化、音声・言語、そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害）、知的障害者には乗車券の50%割引など制度化されております。

しかし、精神障害者はJR運賃割引が精神障害保健福祉手帳では対象外となっております。

知的障害者の運賃割引は、平成3年に国土交通省から割引要請の通知文が各交通機関に出され、その後2カ月後に運賃割引が実施されております。精神障害者の場合、平成19年通達文が

出されているものの、現在でも通知文は提出されておられません。おこなっている精神障害者のJR運賃割引を制度化されるよう要望します。

1、精神障害者のJR運賃割引を早期に制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上でございます。

○議長（佐藤貞夫君） ただいま上程中の議員提出議案第11号については、質疑、委員会付託、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議員提出議案第11号については、さよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。

議員提出議案第11号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤貞夫君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第11号については原案のとおり可決されました。



日程第6 議員派遣の件

○議長（佐藤貞夫君） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第153条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、議員派遣の件についてはさよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元にご配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤貞夫君） ご異議なしと認め、お手元にご配付のとおり議員を派遣することに決しました。

以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 2 0 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 2 2 年 1 2 月 2 0 日

塩竈市議会議長 佐 藤 貞 夫

塩竈市議会議員 小 野 絹 子

塩竈市議会議員 吉 川 弘

